栗津清亮　生命保險會社の增資の可否に就ては先づ保險業に資本なるものが必要なりや否やの根本問題に觸れざるべからず。此點に就ては從來東西の學者間に異論の存する所なれども、我國の學者中最も保險學に通曉せりと目さるゝ理學博士藤澤利喜太郎氏の如きは、其著生命保險論に於て此點に關し保險の本質論即ち相互救濟なる點より說き起し、保險業には資本なるもの存在し得べからざると同時に、全然不必要なることを絶論せられたり。吾人は今玆に此點に關する意見を詳細に述ぶるの遑なきを以て唯簡單に語る事とせんに、假りに若し保險業が或る一都市一國家等の大團體の組織に依り最初より形成せらるゝものならば、或は無資本の下に經營せらるべきは勿論なるも、現在の如く、先づ少數有志者の發起の下に在りては既に會社の維持上適當の資本を要すべく、又現下の如く多大なる新契約費或は諸積立金等を要する際に在りては、これ等に充つべき流用資金の必要もあるべく、又永遠に亙る將來を通觀せば或は金利の低下に、若くは戰亂の影響により受くべき會社所有財產の價格の激減に備へんが爲に資本の必要もあるべし。何となれば生命保險業と雖も亦一般フラクチエーション即ち恐慌に遭遇せざるものにあらざればなり。斯の如く既に相當の資本金を要する以上、果して如何なる程度の額を相當とするかと云ふに、結局世態に適應せる額と云ふの外はなかるべし。

例へば明治初年に於ては十萬圓を以て適當となされたりと假定するも、經濟狀態の膨脹せる今日に在りては百萬圓も尙ほ且過多と云ふを得ざるが如し。要するに株式組織は勿論相互組織に在りても、既に一定の基金を要するとなせる以上、生命保險業に資本の必要なることは遽に否認し能はざるべく、從つて增資を斷行して時勢に適應せる資本金を擁することも亦その必要を生ずべし。尙ほ又保險思想の向上普及に伴ひ斯業に投資せんとする者相踵ぐに至らば、これ等投資者の希望を滿足せしめんが爲にプレミアム附にて增資することも或程度まで必要なるべく、これが爲に契約者の利益に影響を及ぼすことなし。素より愼密に云ふときは全然損害を及ぼす事なしとは限らない。卽ち資本金の增大と共に自然契約者の配當率の低下を來すことあるべきが、之は左程重視すべきものにあらざるべし。

斯の如く生命保險會社はその資本及び增資の必要性を有するも、之は理論上のことで、實質上より觀察するときは株式組織のものにして、既に適當と認むべき資本を有し且つ相當に配當を持續しつゝある向並に相互組織のものにして全部基金の償却をなした向が增資を爲すが如きは、當該會社の主觀的立場より觀察して絶對に其必要を認めざるなり。若しそれ增資會社の重役にして增資に依り功勞株をせしめんとし、或は又プレミアムにて不當の利益を獲んとする目的なるに於ては勿論絶對に否定せざるべからず

協會十週年說典と原首相の保險事業觀

生命保險會社協會にては大正七年十二月七日丸ノ內同協會內に於て創立十周年記念祝賀會を開きたるが、來賓原首相は保險事業に關する私見を述べられ、滿場の大喝采を博せり。蓋し總理大臣の現官が公開の席上で保險事業に言及するが如きは原敬を以て嚆矢したからである。その要旨左の如し。

抑我國保險事業の始りました時代及其經路を探ねまするに、明治十二年始めて保險業なるものが我國に經營さるゝ事になり、その當時に在りましては其現在及將來に於ける業態が頗る危惧されてゐたのであります。其後明治十四年に於きまして生命保險會社が起りましたが、其當時數年間と云ふものは微々として不振の狀況にありまして、此期間が約七年間繼續されたやうであります。その七年後に於ける事業の成績を調べて見まするに、被保險者は確か二十人前後でありまして、金額も從つて少額でありました。然るに年月の經過と共に追々振興を見るに至り保險契約高も非常に增大しましたのは時勢にも依りますが、當業者の努力に依るものと深く信じます

更に續つて此保險事業の經過を通觀しまするに、明治十二年以來今日迄の四十年間に於ける事業成績は頗る迂餘曲折に富んだものと云はねばならぬ。卽ち保險事業も一般商工業と同じく時代の變遷、經濟界の振不振に左右せらるゝものでありまして、彼の日淸日露の戰後に於ては總て他の企業と共に著しく發達の跡を示して居ります。

さて今次の戰爭に於きまして事業上如何なる狀態を呈しまするかと云ふに、日本はこれ迄と同樣に戰勝を贏ち得ましたと同時に、聯合與國の一員として講和會議の席上に相當の態度を採る事を得るのは勿論でありまするが顧みて此戰爭に因つて我國の受けたる影響を見まするに、國家經濟上に相當の利益を受けたことは想像に難からざる所であります。

此戰爭を期として大に活躍の餘地と必要が充分にあるのです。吾人は相共に一層の努力をなさなければなりませぬ。

保險事業の進歩の爲には吾人は此時期に於て出來る限り盡したい考へでありまする。保險事業の資金の運用如何に依つては國家に稗益する所洵に大なるものでありまして、此點に就き政府としては深く考慮するの要があるのです。

同席上鎌田榮吉は「原首相が明治十四年我國保險事業の創始云々と云はれたるは生命保險事業を意味し、その未だ具體的事業開始を見ざりし以前に於て、當時京橋木挽町に在りたる明治會堂に福澤翁及び由利子爵等が會合して生命保險事業に關し凝議せる所あり。保險と云ふ名稱に付きても、保險の險を勤儉の儉とする議もありたり尙ほ席上に於ける生命保險業急設論者は小泉新吉、莊田平五郎、阿部泰藏、物集女淸久、末延道成等であつた」と演說された。

保險業法改正と官民の意見

農商務省は主として生命保險業の發達に鑑み、保險業法の一部改正を期圖することになつたが、それに就ては當業者の意見を徵するの必要ありとし、大正七年十一月生命保險會社協會に對し左の如き諮問案を發した。

一、發起人の法定數を現行制度にては七人以上とあるを一定員に增加するの可否。

二、發起人の引受くる株式の數を株式總數に對する一定の割合以上に限るの可否。

相互會社に於ては發起人は基金醵出者たるものとし其引受くる基金の額を基金總額に對する一定の割合以上に限るの可否。

三、發起人の引受けたる株式に付き會社設立後數年間に於て爲す株金の拂込に關し各發起人に連帶責任を負はしむるの可否。

相互會社にありては發起人の引受たる基金の拂込に關し各發起人に連帶責任を負はしむるの可否。

四、生命保險業に於て保險金を受取るべき權利の差押へを禁止すべき金額の限度を如何に定むべきか。

協會にては直に研究部委員會を開いて左の答申案を作製し各會社の承認を得たる上、十二月十八日付を以て主務省へ提出した。

一、生命保險會社の發起人は第二項の如く株式總數又は基金總額の內一定割合を引受くべきことゝし、又第三項の如く其引受株式又は基金の拂込に關し相互に連帶責任を負はしむることゝする以上は、其法定數を增加することは必らずしも其必要はなきことゝ思考す。

二、生命保險會社の發起人は株式總數の半數以上は之を引受くべきものとするも從來の實例に徵し不當ならざるべく、又相互會社の發起人は基金醵出者たるべきものとし、且つ其引受くべき基金の額は株式會社の發起人に準じて可なりと思考す。

三、生命保險會社發起人に會社開業後數年間その引受株式又は基金の拂込に關し連帶責任を負はしむるも不當にあらざるべし。

然れども生命保險會社は開業後五年を經過すれば大に其運命を卜知するを常とするを以て、發起人の責任期間は會社開業後五年を限度とするを至當とす。

四、生命保險に於て保險金額を受取るべき權利の差押を禁ずるの件は明治三十九年一月生命保險會社協會より政府に建議したる所にして、當時その範圍及び程度に就ては特に案を具せざりしも、その主旨は要するに被保險者及び遺族の生活の安固を圖ることを目的とするに外ならず。從つて被保險者の老嬬の準備の爲めにする契約及び被保險者の扶養の義務を果さんが爲にする契約に限り、其保險金を受取るべき權利の差押を禁ずる

は被保險者れば其目的を達することを得べく、又その差押を禁ずべき金額ることゝすが其身分相應の生活を遂ぐるに必要なる程度に止めて可なり。

依つて年金を以て拂渡す保險にあつては被保險者一人に對し年額金五百圓一時に拂渡す保險にありては被保險者一人に對し金三千圓は差押を許ざるものとし、且つ保險金額が此金額を超過する場合に於ても其超過の半額は亦同樣に差押を許さゞるものとするを至當なりと思考す。

保險證券に對する貸付金ある場合は、保險金を受取るべき者は其貸付金を保險金額より控除したる殘額のみに付、請求權を有するものと解するのが從來の慣習なりと雖も、差押禁止の爲め萬一之に關し疑義を生ずることあらば保險證券に對する貸付の實行に支障を生じ、其結果生命保險の效用を減殺するの虞あるを以て、保險證券に對する貸付は保險金額の減少と看做すことを明かにし、以て差押禁止の問題に觸れざるやう相當に規定せられんことを添へて希望す。

右と同一の諸問が東京商業會議所へも發せられたるがその答申の內容は保險協會のそれとは著しく異なる者であつた。即ち左の如し

第一項　發起人の法定數を現行制度の七人以上の一定員數に增加するの可否に關しては之を否と認む。

【理由】保險會社發起人の法定數を七人以上の定員數に增加せんとするは濫興防止にありとすれば效力を疑はざるを得ず。本邦の實際に於て十人以上の發起人を設け居るを以て、保險業の開業出願に就て十分注意する以上必らずしも員數に拘泥する必要なしと認む。

第二項　發起人の引受くる株式の數を株式總數に對する一定の割合以上に限るの可否に關しては之を可と認む。

第三項　發起人引受株に就て會社設立後數年間に於てする株金の拂込に關し、各發起人に連帶責任を負はしむるの可否に關しても之を可と認む。

第四項　生命保險に於て保險金額を受取るべき權利の差押を禁止すべき金額の限度に關しては保險金額三百五十圓以下は全額、それ以上は保險金額の多寡に應じ、小額より漸次大額に上ると共に差押禁止率を低減し最上三千圓に至りて止むるものとす。

躍進時代

（大正八年——大正十年）

經濟不況を優に乘切る
金融力の異常なる擴大

保險契約高二十億圓を突破す

本邦生命保險業は戰爭を機會に劃期的躍進を遂ぐるのを恒例としてゐたが、歐洲戰爭に至つては特にそれが著しく、而も從前の戰爭とは事情を異にしてゐたのである。即ち日清日露の戰爭に於ては、戰爭中は却つて生保業を萎縮せしめ、戰後に至つて始めて長足の躍進を遂げたのであるが、歐洲戰爭に於ては戰局の進展に伴つて生保業も新生面を打開したのである。就中大正六年以後に於ける契約高の增加は實に目醒しきものあり、遂に大正八年九月を以て二十億圓を突破するに至つたのである。

是より先、契約高が十億圓の記錄を作る迄には明治生命開業の年から起算して凡そ三十餘年の長日月を要したのに、その上の十億圓が斯く迄急速に達成せらるゝとは、誰も思ひ設けざることであつた。之を各社別に見るに、日本生命の二億五千萬圓を最高とし帝國生命の一億八千萬圓、明治生命の一億五千萬圓、千代田生命の一億二千萬圓と云ふ順序で一億圓以上の會社が總て四社に達した。

各年末　件數　金額　　各年末　件數　金額

	件數	金額		件數	金額
明治十四年	八八三件	千円 四八五	大正二年	一、九三七、四五三件	千円 九九一、三五七
同十八	二、九五三	一、四一三	同三	二、二六九、一	一、三五、三五五
同二十三	二、三五〇	八、六五七	同四	二、〇九三、〇二三	一、二二〇、四八六
同二十五	三、四五三	一、七二六一	同五	二、一八〇、六六三	一、二七九、四六五
同三十	三九五、四五一	七八、一〇四	同六	二、三五〇、八七七	一、三五五、九三三
同三十五	三五六、九三六	一二五、〇九三	同七	二、七五〇、〇九一	一、六七九、三五九
同四十	九〇五、三五四	三三七、三五〇	八年九月	三、一三五、八一〇	二、〇三二、二三四
同四十四	一、三七六、八六〇	六六六、六七三	同八年	三、二六六、〇六〇	二、一五六、〇六〇
大正元	一、六六九、八三九	八二四、八二九			

收入保險料も從つて增加し大正八年に於ては九千五百萬圓と云ふ空前の記錄を作り、歐洲開戰以後六年間の收入累計は三億五千七百萬圓の多きに達したのである。これは同時に財界に於ける生保業の地位向上を示すもので、この前後から斯業の金融力と銀行のそれが動もすれば抵觸するに至つたのである。

此間、多少の曲折が無いとは云へなかつた。中でも大正七年秋から八年春にかけての流行性感冒は、保險金六百六十五萬圓の支拂ひを餘儀なくせしめたのであるが、生保業の伸力が餘りに優勢なるため、會社財政上には殆んど何等の打擊も與へなかつたのである。

共同放資機關の設置問題再燃

生命保險會社の資金充實とゝもに、共同放資機關の設置を急務とする議論が再燃した。

元來この問題は日露戰後の斯業躍進當時、阿部泰藏に依つて提唱せられ、而も時機尙早の故を以て沙汰止となつたもので、大正三年に至つて稍や具體化し太陽生命の淸水文之輔外二名を委員として、共同放資に關する調査を行つたことがあり、而して大正五年以後は協會の事業として同樣の調査を行ひ、以て共同放資の一端に資したのであるが、組織立つたものではなかつたので充分なる效果は擧らなかつたのである。

然るに大正七年十一月に至るや、休戰條約成立して戰時景氣に一頓挫を來すや。銀行業者は俄然苦境に陷り、これを切拔けるために預金利率の引下を斷行することに決し、八年早々を以て從來の年六分五厘を四分三厘迄に引下ぐる旨を生保業者に通告したのである。而も銀行側は協定に依つて之を勵行し、一步も讓らざるが如き氣勢を示したのである。

この當時に於ける生命保險會社の資產狀態は有價證券一億三千四百萬圓に對して銀行預金八千三百萬圓と云ふ振合にあり、銀行預金は保險業の利源として、依然重要なる地位を占めてゐたので、預金利率の引下が凡そ如何なる結果を齎らすかは明かなる所であつた。玆に於て生保業者は銀行側の壓制的行動に憤慨すると同時に、一種の報復策として資金を銀行業の手から離脫せしめ、別個の機關に依つて有利に運用すべしとの議論即ち從前からの懸案たる共同放資機關の設置論が再燃するに至つたのである。而してその具體案として共同信託會社の設立が一部人士の考慮に上つたのであるが、保險業法に於ては依然として他業の兼營を禁じてゐるので、如何ともするを得なかつたのである。

流行性感冒の暴威

生命保險會社協會に於ては世界を風靡した流行感冒の影響に就て調査したる結果、大正七年九月から八年四月に至る八ヶ月間に支拂はれたる保險金は九千八百七

十三件、六百六十五萬七百四十七圓に達し、之を府縣別にすれば東京府下の六百二十二件、五十九萬三千百一圓を最高とすれども、契約總額に比較するときは大阪府下の六百十六件、五十三萬六千七百八十圓を最高とし、契約金額別に於ては五百圓級に於て最も多くの損害を蒙り年齢に於ては早期死亡最高を占め、年を重ぬるに從つて減少を示してゐた。從つて之に伴ふ打撃も決して少なくなかつたのであるが、時恰も財界好況にして新契約激增の時期であつたので、表面的にはそれらしき影響を現はさなかつたのである。

流行感冒影響調査

生命保險會社協會調査

大正七年九月より八年四月末日迄に流行感冒に依つて死亡せしものゝ中生命保險被保人は男七千二百五十件女二千六百二十三件この金額六百六十五萬七百四十七圓を計上せらる。

即ちその細別左の如し。

男女死亡年齢別

年齢	男 件數	男 金額	女 件數	女 金額	合計 件數	合計 金額
		円		円		円
十五年以下	三三	一三、九〇〇	一七	六三、一〇〇	四四	三一、一〇〇
二十年以下	三二	二一三、三〇〇	一〇五	六三、三一〇	四八	三七七、〇一〇
二十五年以下	六三九	四三九、一六〇	三三八	二四五、三〇〇	九七七	六七四、六六〇
三十年以下	一、〇一四	七二七、三六〇	四一四	三四四、八六九	一、四三八	一、〇六二、二三九
三十五年以下	一、二六〇	九二四、一六〇	五〇五	三六四、二〇〇	一、七六五	一、二八八、三六〇
四十年以下	一、二四六	九四二、八五〇	四〇六	二四六、六五六	一、六五二	一、一九八、五〇六
四十五年以下	一、〇三一	七六〇、三〇〇	二九二	一四九、八〇〇	一、三二三	九一〇、一〇〇
五十年以下	六六九	四六八、九〇	一七六	一一〇、三六	八四五	五八九、三二六
五十五年以下	四七五	三七九、八五〇	一〇六	五六、九五〇	五八一	四三六、八〇〇
六十年以下	二一四	一一〇、四七五	三四	一四、〇〇〇	二四八	一四四、〇七五
六十五年以下	一六三	七〇、八五〇	四一	二、九九六	二〇四	八三、八四六
七十年以下	一一〇	五六、三五〇	一四	一、〇〇〇	一二四	五七、三五〇
七十五年以下	六四	二七、三五〇	四	一、六二三	六八	二九、〇七三
八十年以下	二九	九、三五〇	一	三〇〇	三〇	九、六五〇
八十年以上	二	三、〇〇〇	一	三〇〇	三	三、三〇〇
計	七、二五〇	五、〇三八、四五〇	二、六二三	一、二三二、九二	九、八七三	六、九七〇、七四二

以上八ヶ月の間に於て最も猖獗を極めたるは十一月にして件數四千八百餘に達し、次は十二月及び二月にし各一千件を突破してゐる。

死亡年月別

年月	件數	年月	件數
大正七年九月まで	五四	大正八年一月	八九五
同 十月	五三五	同 二月	一、〇八七
同 十一月	四、八八六	同 三月	七三四
同 十二月	一、三二一	同 四月	一二五
計	九、八四三		

更に之を地方別にすれば左の如く、千分率を出さざれば眞の比較はなし難きも單に總數より云へば東京、京都、大阪、兵庫、愛知など最も多し

死亡者地方別

道府縣	件數	金額	道府縣	件數	金額
		円			円
北海道	五六	三五、四〇六	滋賀	三七	二五、七五〇
東京	六三三	五九五、一〇一	岐阜	二七	一八、八一〇
京都	五八八	三七四、九〇三	長野	一一九	七〇〇、五〇〇
大阪	六一六	五六六、七六〇	宮城	九三	五一、七〇〇
神奈川	一八三	一三五、四一〇	福島	一三六	八〇、九〇〇
兵庫	四九一	三五四、六四〇	岩手	一二七	七〇、〇〇〇
長崎	九四	六一、一〇〇	青森	七一	五〇、三〇〇
新潟	一三二	一二八、三〇〇	山形	一二九	六八、三〇〇
埼玉	一一四	七八、六〇〇	秋田	一〇八	六〇、六〇〇
群馬	一二一	一〇、三六〇	福井	二七三	一五五、一〇〇
千葉	一四五	九、九六〇	石川	二一〇	一〇九、九六〇
茨城	九六	六五、七五〇	富山	二五三	一三〇、九〇〇
栃木	八八	五八、六〇〇	島根	一〇一	七八、六〇〇
奈良	一三三	八二、三四〇	鳥取	七三	四〇、三六〇
三重	三一八	一四二、一六〇	岡山	一九一	一二三、一四〇
愛知	四二九	二四五、九五五	廣島	二九八	二二九、〇〇〇
靜岡	一〇七	一二三、八〇〇	山口	一四三	八五、一〇〇
山梨	五七	三二、三五〇	和歌山	一二一	一〇七、三五〇
計	六、八四〇	六、九五〇、七四七			

更に保險金額別にすれば小口三百圓乃至五百圓又は一千圓内外の被保險者多し。

保險金額別

金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
一百圓以下	五三五	五一、七一四	二千圓以下	二九九	五一七、六五〇	
二百圓以下	六三四	一二四、二九五	三千圓以下	九八	二八五、六〇〇	
三百圓以下	一、三一六	三九八、一三六	五千圓以下	六三	三九七、三五一	
五百圓以下	四、四三五	二、一〇三、一〇五	一萬圓以下	一九	一七八、〇〇〇	
八百圓以下	一六四	一〇八、三六〇	二萬圓以下	四	七四、〇〇〇	
一千圓以下	二、二六二	二、二六二、六六〇	計	九、八四三	六、九七〇、七四七	
一千五百圓以下	一〇六	一四八、二四〇				

最後に記すべきは契約經過年數別なるが、二十年以上を經過せしもの總體に於てその數少なきだけ、死亡者も少なきは當然なり。

契約經過年數別

年數	件數	金額	年數	件數	金額
		円			円
一年以下	一、九六七	一、九六七、二三五	二十年以下	四四一	一七九、〇六〇
二年以下	一、〇〇五	一、〇〇五、一〇一	二十五年以下	三〇九	九六、六〇〇
三年以下	七六三	五四六、〇〇〇	三十年以下	一一一	三六、六〇〇
五年以下	一、三二一	九六六、四六〇	三十年以上	七	三、六〇〇
十年以下	二、四七五	一、六三五、七六六	計	九、八四三	六、九七〇、七四七
十五年以下	一、〇六〇	五一四、〇四三			

因に記すべきは六百六十五萬餘圓の保險金額が全部流行性感冒の爲めの犧牲に拂はれたるものにあらず。この中には同期間内に於ける豫定の死亡者を含み、又は時候柄偶々流行性感冒と診斷せられしものも多かるべきを以て、差引勘定すればこの惡性感冒の爲めの犧牲はこの内一部分に過ぎざるべし。

附記　流行感冒は大正八年四月一日終息し同年九月再發し大正九年三月に至り被害も前回と大差なかつた。

原内閣の所得稅改正と生保業者意見

生命保險會社協會にては大正九年二月帝國議會に提出されたる所得稅法改正案に對し左記の修正意見を議決し、理事會々長縣原有信の名を以て貴衆兩院議長並に關係各大臣に提出し、理事矢野恒太は大藏大臣を訪問して陳情する所があつた。

この運動に依つて明治三十六年以來の要望であつた生命保險料を個人所得の課稅標準から控除することが始めて實現したのである。

一、第四條第一項但書を削除すること。

生命保險事業の現況は其會社の株式組織なると相互組織なるとを問はず主として利益分配附の契約を爲し居るが故に、會社の利益又は剩餘の中には其性質會社の所得にあらざるもの包含するを常とす。然るに法案第四條第一項但書には「保險會社の所得は各事業年度の利益金又は剩餘金に依る」とあるが故に、苟も利益又は剩餘として現はるゝ金額は之を會社の所得とするかの疑を生ずることゝなる。

依つて同條第一項但書を削除し生命保險會社の總益金と益損益金との詳細の計算に就ては本法の施行規則に於て規定することに改められたし。

一、第四條第二項を「前項の場合に於て總益金中第二種の所得あるときは之を控除す」と改むること。

第二種所得の源泉たる公債社債の如きは資産利用方法中の確實なるものとして誠に望ましきものなれども、其利息に對し第二種所得稅を課した

上に、尚ほ超過所得稅を課せらるゝ時は、その實收利率著しく減少することゝなるを以て、生命保險會社の如きは公債社債の類に投資することを能はざるに至る處甚だ多し。

依つて法案第四條第二項中を修正し「純益金中第二種所得あるときは之を控除す」と改められたし。

一、第十七條第四號に「並に生命保險契約配當金」を加ふること。

生命保險は貯蓄の一種にして利益分配付契約は其性質產業組合に同じ。その所謂利益金又は剩餘金の分配は零碎なる過拂保險料の返還に外ならず。且つその支拂は一會社にして少くも數萬人、多きは數十萬人に對し極めて微細なる拂戻を爲すものなれば、之を第三種所得に加ふることは誠に煩雜に堪えざる所なれば、第十七條第四號に生命保險契約配當金を追加せられたし。

一、第十四條第一項に「生命保險の保險料として支出したる金額は所得の十分の一を限り之を所得より控除す」との一項を加へられたし。

生命保險は各人の生活を安定にし多數人の幸福を增進する制度にして、之を奬勵する必要あること識者を俟たずして明なる所なれば、戶主家族の生命保險料として支出したる金額は、所得の十分の一を限り、之を所得金額より控除することゝせられたし。

右改正法案に關し衆議院豫算分科會に於て片岡直溫より

改正法案に依れば會社の積立金を減少に導くものなり。然るに生命保險會社には相當額の積立金を繰する必要あり。農商務省は保險會社に對し特別の積立制度を是認するの意志なきや

と質問したるに對し農商務大臣山本達雄は「保險業の性質よりすれば御尤もの議論なるも、他の事業會社中にも相當特殊の性質を有するものあり。故に獨り生命保險事業に就てのみ特殊の施設を爲すは大に考ふべきことなり」と答辯した。

然るに議會は二月下旬普通選擧問題で解散され、所得稅改正法案は改めて臨時議會に提出することになつたので、生命保險會社協會に於ても更に案を練つた上、その意見書（同年五月）を政府當局に提出した。

一、保險會社は事業の性質上資本少額なるに拘はらず、積立金は他に比較して巨額を擁するを以て、之に對し他の工業會社同樣重き留保金稅を賦課するは事業の基礎を危くするものなれば、之が全廢若くは制限を希望すること。

二、貯蓄銀行並に產業組合預金利子に對し課稅せざる以上、保險掛金も等しく免稅せられたし、

三、會社の被保險者に對する拂戻金は個人所得の七分の一に達するまでは之を免稅せられたきこと。

四、公債社債以外の所得に對し個人には八掛を課するに、會社には總掛の源泉課稅を課するは苛酷なれば之を緩和せられたきこと。

日本生命の三十周年と增資

日本生命保險株式會社に於ては大正九年二月株主總會を開いて前年度の決算報告（株主配當年二割五分）を可決したるが、同年は恰も創業滿三十年に相當してゐるので、資本金百五十萬圓を三百萬圓に增加するの件をも附議可決せられた。

一、資本金一百五十萬圓、株數六萬株を增加し、現在資本金一百五十萬圓株數六萬株と併せ合計資本金三百萬圓、株數十二萬株とす。

二、增加株式六萬株は大正九年三月三十一日午後四時現在、株主名簿に登錄せる株主に對し、その所有株一株に付新株式一株を割當つるものとす

三、前項の株主は會社所定の新株式引受申込證二通を大正九年四月十日迄に當會社に提出すべし。若し此期間内にその手續を爲さゞるときは株式引受の權利を失ふものとす。

四、增加資本金に對する拂込金額並に其時期及び方法は取締役に一任す。

五、引受なき株式及拂込を怠りたる株式の處分其他前各項の外、資本金增

加に關する必要なる手續は總て取締役に一任す。

增資の理由として同社側から發表せられた所に依ると。大正八年末に於けるその契約高は二億七千四百二十萬圓、これに對する責任準備金は四千三百六十八萬圓に達し、會社の責任益々重きを加ふるに從ひ、現在の資本金百五十萬圓にては少なきに失するの感あると同時に、會社業務の發展に伴ひ營業用の土地家屋の爲に投じたる資金も少なからず。現在に於て公稱資本の大部分は此等の使途に充當せられてゐるが、今後京城支店及び東京支店の新築並に大阪市内道路擴張に伴ひ、本店の一部改築に要すべき資金も亦その性質上、資本金に依るを妥當と認め、此際現在の資本金を倍加して三百萬圓とする、と云ふにあつた。

貸付金と營業稅

保險會社が財產利用の方法として保險證券又は不動產抵當其他に對し貸付を爲すを金錢貸付業と看做し、これに對し規定の營業稅を課する旨の示達が、永代橋稅務署より大正九年六月共濟生命保險株式會社に達したので、各社に於ては大に驚き協會研究部員をして對策を協議せしめた結果、大藏省に陳情書を提出することに決し、之が起草を玉木爲三郎に一任することになつた。

元來保險業が資產運用上、利殖を目的とする銀行預金、有價證券擔保貸付及び不動產擔保貸付等を行ひ得るは、明かに保險業法の規定する所にして貸付金のみを分離して金錢貸付業の部類に入るべきにあらず、現に今日迄かゝる無法なる問題の惹起せられた例なく、これ明かに一部稅務當局の誤解なりと云ふのが協會側の解釋であつた。右に就て共濟生命常務取締役甲能順は左の如く語つた。

問題は至極簡單にて生命保險業者の爲す保險利殖の爲めの貸付が、保險業と獨立して貸付業と認められるゝや否かの問題なり。吾々の解釋にして誤なしとすれば斯の如き問題は殆んど議論の餘地なきものなり。

保險業法第三條には保險會社は他の事業を營ねることを得ずとの明文あるに見ても獨立したる貸付業を認むる能はざるにあらずや。尚ほ又保險業施行規則第十三條及び第十六條に見ても保險會社の貸付行爲は保險業の一部として包括せらるゝものなること明かにして些かも疑念を挾むの餘地なし。尤も該規定の制限を超過する貸付は之を爲さゞるなり。例へば同一人に對して全財產の五分の一以上を貸付くるが如きことは保險業法に抵觸すれば之を避くこと敢て云ふを俟たざる所なり。

元來當社に營業稅の賦課通知を發せられた永代橋稅務署に於ても確固たる信念なく、單に試に行ひたるものにて審査會若くは行政訴訟に萬一を期待するに過ぎざるが如く、彼等も亦その事實を告白したり。然しながら我社に於ては萬更放任する譯にも行かざれば、直に再審査を願出でゝ兎に角問題の解決を待ちつゝあるなり。卑近なる例なれども質屋が質物の流れを實却することを別種の行爲と認むる能はずとすれば、如何なる理由を以てしても保險會社の貸付を別種の行爲として、之に貸付營業稅を賦課することは能はざるべし。

思ふに之は若き法學士の稅務史が一朝の惡戲とも見るべく、我社に於ては最初問題としてゐざりしに、拘らずも同業者が之を聞き傳へたる結果、遂に再審査或は行政訴訟の面倒を省きて、之を取消さすべく大藏當局に陳情する事に決したのである。

斯くて玉木委員の手で陳情書が成るや、協會理事矢野恒太、委員甲能順等は相携へて大藏省當局を訪問し縷々說明する所があつた。

陳情書の內容左の如し。

近頃永代橋稅務署長より共濟生命保險會社に對し大正九年度の營業稅に關し營業名及び課稅標準の決定として通知せられたる所に依れば、保險業

としての決定の外に新たに金錢貸付業兼業として會社の貸付金を運轉資本と看做し、之を課稅標準として保險業に關する營業稅の外に、金錢貸付業として營業稅を課すべきことを通知せられたる事實有之候。

然る處元來生命保險業は保險契約者より保險料を收集し之を利殖し保險金支拂事由の發生したる場合に保險金の支拂を爲すことに依りて成立するものなれば、生命保險會社として資金の利殖を爲すことは當然その事業の一部を構成し、決して他の事業を兼營せるものには無之、而して其利殖方法は有價證券を所有すると貸付金を爲すとその他の方法とに依るとを問はざる次第に有之、保險業法には保險會社は他の事業を兼營することを禁ぜられあるを以て、我邦生命保險會社にして此規定に違反して他の事業を兼營し居るものある筈なく、又同法施行規則には保險會社の資產利用方法に付ては制限を定めあれども貸付金を禁じたる明文あることなく、却つて或制限の範圍内に於て貸付金を爲し得べきこと明かに規定せられあり、各保險會社は此制限の範圍に於て更に詳細なる制限を定めて監督官の認可を受け其認可せられたる利用方法に從つて資產の利殖を圖り居ることに有之、卽ち生命保險業の性質として其内には資產の利殖のことを包含し其利殖方法の一として貸付金亦適法なることは法律の明文に於ても規定ある所に有之、從つて既に生命保險業として營業稅を課せられたる以上は、金錢貸付業の兼營として兼ねて營業稅を課せらるべき謂なきこと一點の疑なき所に有之候

永代橋稅務署長は又同社に對する生命保險業の營業稅課稅標準たる資本金額に同社の所謂利益分配準備金なるものを加算して課稅標準を決定せられたる事實有之候、乍併同社の利益分配準備金は會社の利益中保險契約に對し分配すべく決定して積立てたる金額にして、會社の決算に於て利益分配準備金として決定すると同時に、その金額は被保險者の權利に屬し、最早會社の自由に處分することを許さゞる性質の金額と相成候ことは、同社の保險約款の上に於て明なる所にして其名稱の如何に拘はらず、その實質は責任準備金又は支拂備金と同じきこと同業者一般の認むる所なるのみならず、同社の保險契約者亦斯く信じ居る所にして、此金額は會社の資本額に加算せらるべき性質のものにあらざること疑なき所に有之候

共濟生命保險會社は以上の理由に依り右決定に對し適法に審査の請求を爲したる由に有之候へば、審査の曉には事理忽ち明白致し候事とは存候へ共、元來本件の如きに就ては保險業法の規定の存するあり、又保險業は監督官廳の特別の監督の下に於て一切の計算を公表致し居り、聊も疑義なき次第に拘らず、斯る明瞭なる事柄に對し、苟も彼の如き決定を爲し、異議あらば審査なり訴願訴訟なり、以て之を爭ふべしとせらるゝが如きは當業者の甚だしく迷惑と感んずる所に有之候間、御省より速に適當なる解釋を訓示せられ、將來此類の煩累なからしむるやう御取計あらんことを切望の至りに堪えず。

航空機搭乘者生命保險

航空機搭乘者の生命保險に關する陸軍省航空局より照會に對し、普通の生命保險會社は勿論、特殊保險を營む戰友共濟生命に於ても之を拒絶することに決し、大正九年十月夫々回答を發した。之は空軍及び航空事業と生命保險業との關係を律したるものとして重要視せらる。

航空局よりの照會文左の如し。

一、航空船操縱者又は航空機に搭乘する勤務に從事するものに就き保險契約を締結せらるゝや。若し契約せらるゝものとせば特種の條件ありや。

二、被保險者にして航空船の操縱者となり又は航空機に搭乘する勤務に從事するに至りたる場合に、その保險契約は解除せらるゝや若し解除せられざるものとせば何等か契約の變更を要求せらるゝや。

三、被保險者にして操縱又は交通の目的を以て航空機に搭乘し航空事故の爲に死亡したる場合には如何に取扱はるゝや。

財界の低迷と生保會社の躍進

大正九年三月の經濟恐慌以來、銀行の貸出警戒が嚴重となつて、一般金融が梗塞するとともに事業家中、生命保險會社に資金の給付を需むるもの多く、その結果保險會社は俄然重要なる金融機關として世人よ

り注目せらるゝに至つたのである。

然れども保險會社としては貸出上の經驗乏しく、加ふるに調査機關完備せず、曾つて之が設立を目論んだが遂に成立しなかつた次第なので、銀行業者の如く敏活にして有利の貸出を爲す能はず、偶々前年の恐慌に際し生命保險會社中、確實なる擔保を得て有利なる貸出を行つたものがあつたが、平時に於て同樣の結果を豫想して貸出を行ふことは頗る危險と云はざるを得ない。

さればと云つて對物信用のみに偏して對人信用の貸出しを拒絶し低利なれども確實一方の投資即ち公債社債に偏することも、保險會社としては將來に處する道にあらざるのみならず、國家經濟の上より見るも產業發達の上より見るも、決して喜ぶべき現象ではないのである。然らば如何にすべきか。或はビルデイングの建設を有利とし、或は銀行預金を有利とするものもあつて、容易に歸一する所はなかつたが、此前後から水力電氣事業への投資を有利とするものが漸く多くなつたことだけは、動すべからざる事實であつた。

この當時、政府に於ては生命保險會社の資力充實を理由として、或程度の國債を强制的に所有せしめんことを企て、果ては官營の噂さへ流布せらるゝなど、斯業に取つては種々の議論が起つたのである。

共濟生命常務取締役甲能順は保險會社の放資は宜しく銀行團に倣ふべしとて、左の如き意見を述べた。

元來保險會社が貸付を爲すに當つては面倒なる手續を履まざるべからざるを以て、利殖法としては相當に確實ならんも煩雜に堪えざるなり。有價證券の利殖は最も普通に行はるゝけれども、利殖一方に走るは危險を伴ふを以て差控へざるべからず。

予の考へる所に依れば水力電氣株が比較的確實なりと思惟す。不動產卽ちビルデングは坪十五圓位に算定すれば八分位の利廻となるも、利殖法としては何うかと思はれる。

公債は高々六分より廻らざれども確實は確實なり。政府の計畫に係る保險會社に强制的に公債を所有せしめんとするなどは俄に贊意を表し難きが仄聞する所に依れば大藏大臣の意向は成るべく公債を多く所有されたしと云ふにある樣なれば此問題の歸結も推測するに難からず。

吾人としても財政の現狀を知る以上、或程度の公債を所有することは不可ならず。吾人の保險會社も將來銀行團の如くシンヂケートを組織して、政府の公債發行計畫の內相談に與かるが如き機會到來せば低利なる公債も比較的有利に引受くるを得べく、吾人又斯く努めざるべからずと信ずる。

簡易生命の保險金限度引上

大正十年の議會開會當時から簡易生命保險の最高保險金二百五十圓を五百圓に引上ぐる計畫ありと傳へられ、民間當業者の頭痛の種となつてゐたが果然、四月中旬に至るや、遞信省保險局長桑山鐵男は談話の形式を以て、この計畫の內容を公表するとともに着々として具體化するに至つたので、生命保險會社協會に於ては六月一日加盟各社代表者の總會を開いて、左の陳情書を議決し、卽日總理大臣及び遞信、農商務の兩大臣に具申した。

陳情書

近頃世上傳ふる所に依れば、遞信部內に於て簡易生命保險の最高金額二百五十圓を一躍五百圓に引上げんとの內議ある由。若し此の如き內議にして實現を見ることありせば、民間普通生命保險に甚大の影響を及ぼし斯業の運命に重大の關係ありと思料候に付、玆に當協會の意見を開申して切に明鑑を仰ぎ候。

一、民間普通生命保險の契約金額が近時多少の向上を來せるは事實なる

も、細にその内容を吟味するときは今尚ほ五百圓以下の契約を以て過半を占むるの實狀に有之、太正九年度の新契約に就ては契約人員の内

五百圓以下のもの　四割四分
千圓以下のもの　八割八分

又同年度末現在契約に就ては契約總人員の内

五百圓以下のもの　五割八分
千圓以下のもの　九　割

千圓を超ゆる金額の契約は僅に總契約の一割に過ぎざる有樣にて、普通生命保險の加入階級が現實に要求する金額は主として何程なるや。又普通生命保險業の營業範圍が主として那邊にあるやは此數字に照して一目瞭然なりと存候

二、隨つて簡易生命保險の契約内容を査察するに、最近大正八年度の年報に依れば保險契約總數の内

百圓以下のもの　六割强
百五十圓以下のもの　八割强

百五十圓を超ゆる金額の契約は僅に總契約の二割弱に止り、簡易生命保險の加入階級が實際に要求する金額は主として百五十圓以下の契約なることこれ又疑ひなき事實と認められ候。故に簡易生命保險にして將來一層多額の契約を收めんとの意圖なるに於ては、殊更に最高金額の引上を行はずとも百五十圓乃至二百五十圓の範圍に於て契約加入者を求むること綽々餘裕ありと存候。

三、然るに今若し簡易生命保險の最高金額を五百圓に引上げられたりとせば、簡易保險と普通保險との營業區域は互に錯綜混淆して衝突と鬪爭とを免がるゝ能はず。自然の結果として無診査月拂の特權ある簡易保險は官業の威名と相俟つて此種の特權なき普通險保を壓迫し、五百圓級の營業領域を奪取するに至るべきは勿論、家族數人に分割して契約し得るが故に、千圓級の領域をも蠶食を逞ふし、折角發達し來れる普通生命保險の根柢を覆すの憂なきを保し難く候。

四、簡易生命保險の當局は限度引上の理由として、普通生命保險の金額向上と物價の騰貴、貨幣價値の下落等を摘示せられたるも、此等は孰れも戰時戰後の經濟膨脹に基ける一時現象と見るを適當とすべく、現に昨年の財界狀態以來は契約金額著しく減退せんとする傾あり、且物價及貨幣價値の如きも財界の整理に伴ひ漸次常態に復しつゝあるは全世界の趨勢なり。而も此際此の如きを理由として簡易生命保險の金額限度を引上げ、普通生命保險との接觸紛亂を釀すが如きは、財界の大勢と斯業總體の利害を顧みざる謂れなき變改と評するの外無之、簡易保險も普通保險も等しく生命保險なり。一に重く他に輕き道理なし。二者の分野を明にし互に侵さず、以て双方の並進を計るが邦家經濟の要義なりと思考仕候。されば簡易生命保險法制定の當時、遞信大臣は帝國議會に於て特に此點に就て政府の意向を聲明公約せられたる次第なり。然るを今俄に遞信部内に於て限度引下の内議あるを聞くが如きは當協會の意外とする所に御座候。

五、由來簡易生命保險は所謂薄資者を保護するの目的に依り、社會的施設として創定せられたることは、法律制定の當時に於ても又毎年の地方長官會議に於ても當局大臣の特に宣明せられたる所なり。此主旨を貫徹せんとするには最高金額の制限を嚴重にすると同時に、加入者の資格に制限を設け以て他の混入を防止するを必要とすべし。簡易保險が職業と地位と財産の如何を問はず、何人にも加入し得るの門戸を開きあるは立法の目的に副はず、普通生命保險との分野を亂すものと云はざるべからず。依りて將來機會を見て加入者の資格に一定の條件（例へば直接國稅を納めざる者若くは其家族）を附するやう法律を改正せられんことを切望仕候。

以上據述の次第に付簡易生命保險最高金額引上の議相起り候とも何卒御採用無之樣相願護而陳情仕候　敬具

責任準備金の國債化と當業者の態度

原内閣に於ては傳統の公債政策を徹底せしむる手段として、保險會社の責任準備金を主として國債に依つて構成せしめんと期圖し、その氣配は既に當業者の知悉する所であつたが、大正十年七月に至るや、鶴見商務局長の名を以て各會社に對し『特別法を制定して資産利用上

國債を中心にすべき計畫進行中なれば諒め承知ありたし』との意味の示達を發したのである。依つて繭原有信、矢野恒太、玉木爲三郎の三名は保險協會を代表して農商務大臣山本達雄を訪問し、その眞意を訊す所ありたるに、山本農相は右の通牒は國債の相當保有を奬勵したる希望的通牒に外ならずして、毫も强制の意なきことを明かにされたので三名もこれを諒として引取つたのである。

元來この問題は同年の通常議會に大藏省が貯蓄銀行法を提出するに際し、貯蓄銀行と同樣に保險會社に對しても、その財産を健全にして確乎たる狀態に置き、且つは被保險者の利益を保障すとの名目の下に、財産の一部乃至過半を國債化せんと提唱したるに由來し、偶々大藏省と農商務省との意見の一致を缺きたる結果、沙汰止となつたものである。

然るに其後の一般市場に於ける國債の消化頗る不活潑にして、大藏省の財政計畫は甚だしく安定を缺きたるのみならず。偶々借換の時期に達したる臨時國債證券に對して、現金償還を希望する者が續出し、その結果國債の新たなる消化口の發見を必要とせらるゝに及び、對保險會社の問題が蒸返されたのであつた。

當時の生命保險會社は總て四十二社で、財産總額は大正八年末に於て三億四千萬圓これに對する責任準備金二億七千萬圓にして一年の增額は約六千萬圓に達してゐたのである。その財産内容を示せば左の如し。

内		内	
不動産抵當貸付	八、一四〇	内國債證券	一四、九四〇
財團抵當貸付	二、六〇〇	外國債證券	八、二六〇
有價證券擔保貸付	三、四三〇	地方債證券	四、二一〇
保險證券擔保貸付	一〇、六三〇	社　債	五、三二〇
公共團體無擔保貸付	一、二〇〇	株　式	一、三二〇
合　計	三〇、〇〇〇	四、其他財産（總額の九分）	三、〇〇〇

從つて責任準備金の二分の一を國債化するものと假定せば、その金額は一億三千五百萬圓となり、この中から右表の内國債券三千五百六十五萬圓の差引いた九千四百三十五萬圓が現在の國債引受け能力と云ふことになり、之に毎年の消化力推定三千萬圓を加ふれば差當り一億圓以上となるから大藏省に於て生命保險會社方面を國債の捌口を目したのは尤もの事でもあつた。

朝鮮生命保險會社の創立

本書は内地に於ける保險事業史なるが故に朝鮮其他地方のそれは除外するのだが（商工省保險部編纂の保險年鑑にも揭載なく除外されてゐる）朝鮮生命保險株式會社の創立は、我が生保業と關係する點が多いので一言すると、當社は大正十年、朝鮮實業界の巨頭、韓相龍、元直常の兩者が朝鮮人間に於ける保險思想の微々として振はぬのを嘆き、鮮内を根底とする保險會社の設立を望んで企てられたものか、その發企人は當地の有力者を網羅してゐる。

發起認可申請をなしたのは九年で、その後多少の紛糾はあつたが翌年十月十三日朝鮮總督府より認可が下り、二十二日創立總會を開催し、役員選擧の結果取締役社長に閔丙奭、副社長に李達鍾、同韓相龍、取締役白完燮、韓鎭敎、玄基奉、原田金之祐、釘本彌次郎、

元惠常、監査役趙鎭泰、金漢奎、洪忠鑌、韓相鳳、富田儀作、林經鍋が就任し、資本金五十萬圓當時は、山本條太郎も三百株の株主であつたこともある。

斯くて十一月十二日より愈々開業したが、同社は鮮内に於て朝鮮人を主とする會社だけに事業方法も自ら異り、死亡表は藤澤二表に約二割を加算した同社の特定表を用ひ、豫定利率四分五厘を基礎とした保險料もその特異性を語るものである。なほ序にその後の經過を略述すれば、

開業第一年には新契約七十七萬九千圓であつたが、翌十一年には百三十六萬圓を擧げた。創業早々特種の事情の下にあつて、且前年來引續き米穀類の購貨力減退のため資金固定し、一方金融の硬塞依然として甚しき時潮に抗してこの程度の成績を擧げ得たのは先づ順調と言育すべきであつた。爾來一起一伏の新契約高を示し、昭和五年には五千萬臺に達し、その後は新契約、年末現在ともにさしたる變化を見せず、今日に至つてゐるが、實質的には努めて堅實を期さんとしてゐる。社長韓相龍は中樞院參議、その他公職をもち、曾ては漢城銀行の頭取であつて今も關係が深いが保險經營の實際には以前簡易保險局にあつた小野敏雄が昭和四年五月支配人となつて以來、その衝に當つてゐる。

生命保險會社にては玉木爲三郎、粟津清亮、志田鉀太郎の三者の保險業界に於ける多年の功勞を表彰するために、大正十年十一月二十八日記念祝賀會を開き、伊藤萬太郎開會を宣し三君の功績を說べ、次で中濱博士共他の講演あり、後晩餐會を開き記念品を贈呈した。

玉木、粟津、志田三君の功勞表彰

玉木爲三郎　明治三年四月二十六日京都聖護院村に生る。玉木正興の三男にして、明治二十七年七月東京帝國大學法科大學英法科を卒業し、直に明治生命保險會社に入り、且つ都下の諸法律學校に保險に關する教鞭を採る。粟津志田の二君と共に保險學會を組織し、機關雜誌「保險雜誌」上に執筆せる論文多い。後明治生命を辭して辯護士たることあつたが、迎へられて下總傳平の經營する仁壽生命保險會社の業務に關與し、現に同社常務取締役たり、又生命保險會社協會の事業に關し寄與する所多い。

粟津清亮　京都の人粟津清爲の嫡子にして明治四年四月二十日生。明治二十七年七月東京帝國大學政治科卒業。大學院に入り專ら保險政策を研究す。傍ら農商務省に於て保險事項の調査に從事す。後有隣生命保險會社の業務に關與せられたることあり、明治四十四年五月日本傷害保險株式會社を設立す。我國に於ける傷害保險事業の創設者にして。歐米を巡遊すること前後二回、著書に保險論集、保險學綱要、簡便生命保險論、日本保險法論、國立保險論、保險通論等ある。嘗て東京帝國大學講師たり、現に早稻田大學其他の大學に於て教鞭を執り、又鐵道省職員救濟組合事業に關する囑託その他、簡易生命保險審査會委員とを兼ね、日本勤產火災保險會社々長である。

志田鉀太郎　明治元年八月二十日牛込赤城に生る。嚴父は一ツ橋德川家の劍術師範役志田純一郎、明治二十七年七月、東京帝國大學法科大學英法科卒業後大學院に入り、商法中專ら會社及保險る研究を爲す。又眞宗信徒生命保險會社の創立に關與せられたることあり、後歐洲に留學し歸朝後は東京帝國法科大學並に高等商業學校數授に任せられ、又農商務省囑託として保險監督に關する業務に關與し政府を代表して英國アクチュアリー會議に列席したることある。聘せられて支那の法典編纂事業に與りたることあり、現に共濟生命保險會社常務取締役、簡易生命保險審査會委員其他を兼ね、東京商科大學及明治大學其他の諸大學に保險學及保險法の講座を相當せらる。

晩餐會に於ては矢野恒太一同に代りて三功績者を表彰して曰く

我々の友人中保險に就て最も研究を積まれたのは三君を措て外にない。三君の此點に對する偉大なる努力は保險界の爲めに感謝の外ない。譬へて云へば保險界の梅松櫻とも云ふべきである。而して三君因より各々特徵を有せらるゝも、而も三君に共通なるは三君が保險教育に就き力を一致され

た點である。三君から事實上の教育を受けた人は保險界に頗る多いのである。尙ほ玉木君に對しては特に我生命保險協會が同君を煩はしたことが頗る多いのである。三君の保險界に對する此等の功績は我等が大に感謝しなければならぬことゝ思ふ。故に私は病中を推して玆に出席致しました。而して私の今日ある亦三君の努力の餘榮である。吾人は三君の保險教育に關する功勞を忘れてはならぬのである。

尙ほ同席上に於て鶴見商務局長は左の如き祝辭を述べた。

三君が同時に大學を卒業せられ均しく保險界に從事せられたと云ふことは奇蹟と申してよい。私は曾て山林局にゐた時、森林保險の實施につき相當苦心しまして粟津博士の之に關する研究に由り大に得る所ありました。獨り粟津博士のみならず志田、玉木、兩氏の保險に關する深い御研究が我國に於ける保險事業を如何に發達せしめたるかに就き大に感じました。保險業に關與せらるゝ諸君が三氏の功勞を表彰する爲に此の如き親睦なる會合を爲さるゝこと實に感激の至りです。殊に矢野氏が病中を推して出席せられたるが如き、かくの如き親密なる關係より考へますと實に我國保險界は將來益々多幸であつて而して益々發達することゝ思ひます。私は獨り三君の爲めに祝するのみならず、將來三氏に續くべき保險界の恩人の續出せんことを祈り且つ其可能なるを信ずるのです。

續いて元審院長富谷鉎太郎博士は左の如き祝辭を述べた。

時勢の變遷は余の如き老人が若き諸君の前に出づべきにあらざるに似たれども、余は三君と知ること既に三十餘年にして蓋し其點に於ては余が最も古く三君を知るものであらう。故に三君に對し祝意を表し、且つは亦諸君に對し感謝の意を表せんがために出席しました。諸君今日の資本主義の時代に於ては保險事業は最も大切なものと思ひます。眞の最大强國となるには保險の力に由ることが多いと思ひます。三君の更に一の層御努力を望みます。

日本生命保險會社前專務取締役橋本重幸は日本アクチュアリー會員を代表して祝辭を述べたが、その大要左の如し。

三君の學生時代を知るものは蓋し余なるを以て、一言余をして三君のために祝賀の辭を述べさして貰ひたい。我國の保險業は進歩した、保險の學問も進歩した、その進歩した譯は理由がある、三君の外に藤澤博士の如き先輩が居らるゝも保險に關しては單に部分的の研究であつた。併し三君はアクチュアリー學に就て深き興味を感ぜられ、保險數學をも研究せられ、その基礎の上に法律經濟の研究をも深められた。この三君の研究方法は保險學者として最も適當な方法であつて、之が三君の議論をして机上の論に陷らしめなかつた譯で、同時に我國の保險學及び保險事業を發達せしめた主因と思ふ。此點に就て私は特に三君の努力に對し感謝の意を表するのである。

最後に三君交々立ちて左の如き挨拶をなした。

玉木爲三郎　吾等は明治二十七年學を卒へ、保險學及び共事業に關係し、今日を以て二十八年の星霜を經たりとは云ひながら、その間たゞ微々としてうごめきたるのみなるに斯る盛會を催されたのは光榮の至りである。

殊に小生にとりては、卒業當初直に明治生命に入りて二ケ年間の見習を爲し、些か保險なるものを知り得たるを以て之が通俗的普及を志し、爾來この主義の實行を續けたるに過ぎざるを以て、此席に列するは粟津、志田兩君の功績に導かれたやうなものである。

我等三名は今回與へられたる金圓により目下マルクの下落せる好機會に乘じ保險に關する參考書を購入し、之を協會に寄附して文庫に納めんと欲する。尙志田、粟津兩君は自家に藏せらるゝ書籍の一部をも該文庫に提供するの方針を有せらるゝ由なるが、小生は不幸にして有益と思はるゝ書籍を持たざるが故に、何れかの會社と保險の契約を爲し、保險金の受取人を文庫とするの方針を有である。

粟津清亮　小生が保險學を修めたるは遠大なる希望に基くものにあらず、他人の未だ一歩を入れざる處に進まば、一種の名を得るならんとの考に過ぎなかつた。矢野君は我等に對して我國保險學界の先覺者たるかの如くに稱せられたるも、その實矢野君こそ斯界の先覺者と云ふべき、余輩未だ學窓に螢伏してゐた當時、矢野君は既に保險事業に就いて大なる抱負を緩し

たる人である。曾て君が大阪より東上したりと聞き、その意見を問ふべく本郷丸山町の戸を敲きたる時代の君は未だ一寒の士と云ふに過ぎざりしが今や巨萬の富を蓄む。富谷先生は我等在學當時に於て保險法の講義を與へられたる師の君であるが、斯る先輩を始めとし常に監督官廳の高所に居て我等の短所を知悉せらるゝ鶴見君等より過分の讃辭を賜りたるは却つて痛み入る。

志田鉀太郎　盛大なる祝賀會に鄭重なる詞を賜はり、尚ほ記念品を受くるは死馬の骨に等しき小生に取りては光榮身に餘りて感謝の辭を知らず、我等保險界に盡す所ありしとするも、斯の如き優遇を受けたるに對しては將來何をか以て之に報ひむ、唯それ今後死力を盡して之に代へむのみ。

伊藤萬太郎

保險課長の交迭　大正五年以來農商務省保險課長として斯業監督の任に當つた理學士伊藤萬太郎は大正十年十一月依願免官となり、第一生命保險相互會社の常任監査役に就任し、同時に生命保險會社協會研究部委員、勞働保險調査委員にも推擧されたが、保險課長の後任としては農商務省參事官立石信郎が任命された。

官民共同宣傳　簡易保險局より各生命保險會社に提案せる保險共同宣傳に就き、大正十年十一月生命保險會社協會に於て當事者の協議を行つた結果、差當り和歌、俳句、狂句、一口噺、標語等の懸賞募集を爲すに決定したが、簡易保險局長は語る。

我國の保險事業中普通保險は民間會社が經營し簡易保險は政府が經營してゐる。而して普通保險と云ひ簡易保險と云ふも其組織や形式には勿論差はあるが、相互共助の精神に基き社會生活を行ふ各人の共濟を目的とする一點に至つては其間全く何等の異なる所がないのである。

人生に保險が必要であるか何うかと云ふやうな事は今更之を論究よるに餘りに結論が判然し過ぎてゐて、今日世界各國が保險制度を實施せざる處なく、之に依つて多數の人が如何に多大の恩惠を享受してゐるかを考へたら、最早やこのやつな問題は問題として提起する必要が起らぬ事となる。我國に保險事業の始めて起きたのは明治十四年の事であるが、それから數十年の歳月の間、斯業の先輩が絶えざる努力と奮闘とに依つて今日では著しく發展を見るに至つたのである。

然し之は事業を本として觀察したものであつて、之を國民即ち利用者側から見ると現在保險の利益に浴しつゝある人は尚甚だ少數に止まる實況である。現に歐米各國では殆んど國民の總數若くは半數迄は何かの保險を契約してゐるのに、我國は普通保險と簡易保險とを併せても、僅に國民の一割强が保險契約者たるに過ぎないのである。

何が故に斯くの如く少數であるのか。保險が人生に必須欠くべからざるものであり、又夫の與へる利益が有形にも無形にも甚大なるものあるに拘はらず何が故に斯くの如く少數であるか。之は私共の甚だ解し得ない疑問であつた。過般保險局に於て「何うして保險に入りませぬか」と云ふ問題を掲げて廣く回答を江湖に募集して見た、その回答は私共が或はその爲めではあるまいかと考へてゐた保險に入らない理由を裏書せらるゝ事になつた。それは保險思想の缺乏即ち不知又は無理解のそれである。云ふ迄もなく我國は新興の國であるが故に、百般の制度文物が今日の體を具ふるやうになつたのは歐米諸國に比べて遙に後れてゐるのである。保險と云ふ人生の共濟手段が始めて我國に芽生へたのは前にも云つたが、明治十四年で大した年月を經過してゐない年月が少ない故に、國民に親しみが少なく中には保險と云ふ言葉を耳にした事のない人があり、又假令聞いた事があつたにしても夫が何う云ふ働きをするものであつて、何う云ふ利益のものであるか。何うして夫が人生に必要なものであるかと云ふ事に至つては理解のない人が少なからずあつたやうである。これが我國に於ては歐米諸國と異つて保險加入者の少數である所以である。斯うなつて見ると人生に必要なる保險をして列强の狀況に負けないやうに、普く國民の多數に利用せしむる事は實に刻下焦眉の急とする處であらねばならぬ。夫には何うしても保險の必要なる事を國民の頭に徹底せしめ、保險思想の培養には誰が當るのであるか、それは廣く世の有識者先覺者を煩はすべき事ではあるが、又保險事業に携はつてゐる者の努むべき事である。處がその當業者は前にも云つたやうに普通保險は私設會社が經營し、簡易保險は政府が經營してゐる此同一事業に付官私經營の主體の異なつてゐる事が、從來保險思想の普及宣傳と云ふことに就て兩者の聯絡を缺ぐに至つた所以である。故に之を官私共同して行ふときは其效果も大なるものがあらうと云ふので、今度政府は民間當業者諸君に協議するに至つたのである。

勞働保險愈々具體化　政府に於ては大戰中の工業發展に鑑み、勞働保險の計畫を進めつゝあつたが大正十年十二月に至り、農商務次官田中隆三を會長とする調査委員を任命し、先づ左の諸事項を諮問した。

一、勞働保險を適用すべき範圍如何

イ、現行工場法並に鑛業法適用の範圍を可とするや。

ロ、前項の兩法適用範圍外と雖も海運業、陸上交通運轉業並に商店等の使用人であつて勞働保險法の規定に基き勞働保險組合を組織して認可を經たるものにも適用を可とするや。

二、勞働保險は强制的と任意的とその何れを可とするや。又は兩制を併行すべきか。我國の風俗習慣等の見地から强制的のものとする事を適當と信ずるが如何。

三、勞働保險の種類

イ、勞働保險は將來一般使用人に及ぼすべき性質のものと認むるも、先づ比較的實行が容易であつて實行を急ぐべき必要ありと信ずるものは災害疾病の二種なりと認むるが如何。

ロ、疾病災害の二種を以て比較的に實行を急ぐとせば二種を同時に實施すべきや。

ハ、萬一其一種を先きに實施せんとすると何れを先きにすべきか。

四、保險料に關して使用人の掛金、雇主の負擔及び國庫の補助すべき割合を如何にすべきか。

五、保險金、施療費、扶助料支拂に關する規定如何。

イ、保險加入者が業務上疾病又は災害に罹つた場合、雇主をして施療に必要なる費用を支拂はすべきか。

ロ、疾病又は災害の程度と雇主の支給すべき扶助料如何。

ハ、治療後と雖も從來の業務に從事出來ないもの及び從來出來ても顏面其他に故障を生じたる場合、雇主の負擔すべき扶助料如何（事故と扶助料の區分）

ニ、事務上の疾病又は災害に因つて死亡若くは終身業務に從事不可能となつた際、雇主及び國庫の負擔すべき遺族扶助料及び葬祭料を如何にすべきや。

六、勞働保險に關する法律の名稱如何。

七、勞働保險の監督機關を特設するの必要ありや。監督機關としては內閣直屬たる勞働院と云ふが如きものを新設するの可否。

八、勞働保險の監理機關を新設する必要なきか。

イ、地方廳に勞働保險を取扱ふべき機關を設くる必要の有無。

ロ、雇主をして勞働組合を設けさせて使用人に關する保險事務を監理すべきや否や。

九、勞働保險に關する訴訟規定を如何にすべきか。

イ、訴訟取扱機關

ロ、訴訟に要する經費は雇主の負擔とすべきか。

ハ、兩者の負擔にすれば其の負擔額を如何にすべきか。

ニ、手數料は無料とすべきか。

政府は右諸問に次で健康保險要綱を調査會に提出した（內容省略）

革新時代

（大正十一年——大正十五年）

不景氣克服の興隆機運

經濟界の不振は大正十一年に至るも、依然として沈滯の儘に推移してゐたが、偶々關西を中心とする銀行の取付騒ぎは、京都日本積善銀行の破綻（十一月二十九日）を導火線として各銀行に波及し、更に一層深刻なる不景氣を誘致した。然るに生命保險界は幸ひにもそれ等恐慌の危機から脫して寧ろ好轉し、日華、蓬萊、住友、横濱東洋、愛國、仁壽、太平、壽、戰友の十社を除く外は前期よりも良好なる成績を擧げた。そして興隆時代を形づくる革新の氣運は漸く動き出し、有力な會社などでは密かに海外進出を企圖するところもあつた。八千代生命はこの頃既に積極的な色彩を發揮して、漸次衰頽の兆あつた業績を一擧に盛返すべく、社員教育機關たる八千代專修學校の開設（一月）を筆頭として評議員會の設置、海外留學生の募集、大宣傳の開始等を計畫し、小原達明は支部長會議（一月）の席上に訓示して『會社の基礎も既に安定し筋骨供に充分なる發達を遂げたから、本年より豫ての理想を實現して見たいと思ふ。此理想を謂ひ表はす適當の言葉なきに苦しむが、先づ家族主義と名づけて見た』と述べた。然し事實は斯樣に揭げた項目もその下準備に終つて手がつかず、年末に至つては、『我社の組織を高潮するには立派な社員を要しますので、日本で始めての保險專修學校を設立し、社員全部其卒業生を充てゝ居ります』外七項の所謂八大特色なるものを更に附け加へて飛躍の前ぶれをなした。

平和博と保險業大會　三月十日よりは上野公園竹の臺を中心として平和記念東京博覽會が開催せられたが、保險宣傳の機運が將に醸成されてゐた矢先なので、官民共に乘出し、簡易保險局は會場目抜きの場所なる十一尺の高所に英國製の映畫六十枚を挿入し得る自動幻燈機を設置して觀衆の眼を誘引しつゝ保險思想の普及に努め、人形を陳列しては農村を背景として保險に加入した家庭と、保險に加入らぬ家庭を對照し、實物教訓に依つて保險の必要を說いた。一方民間保險業者は五月二十八日、平和博覽會內東京市自治會館に於て全國生命保險業者大會を開催し、福原有信會長となつて開會の辭を述べ、高橋首相、山本農相、野田遞相、東京府知事、東京商業會議所會頭等の祝辭あり、次いで建議案として『生命保險の發展を促進すべき施設を爲すことを政府に建議すること』を議題に供し、矢野恒太これが提案理由を述べた。建議案の骨子は一・生命保險の契約者が保險料に充つる金額に就ては或る限度に於て所得稅を賦課せざること、二・生命保險に關する事項を小學校國定教科書に挿入すること、三・保險金受取人の保險金請求權に關して被保險者及自己の債權者の追及若くは差押を免れしむること等であつたが、第一案には磯野正登、第二案には暉道文藝、第三案には寺田四郎が說明の任に當つた。以上三案可決の後、勤續者表彰式に移り、山下恒雄ほか百二十名の表彰が行はれ、更に午後には講演會

が開催せられて後藤新平、岡實、森莊三郎等の演說があつた。

議會三百五十圓に引上　前年來持越された簡易保險の最高保險金額引上問題は第四十五議會の再會と共に議題に上り、兩院とも保險問題としては珍らしくも論戰の火花が散つたが、結局遞信省側が最初の五百圓を改めて三百五十圓を原案とした爲に、衆議院は三月十六日、貴族院は同月二十三日夫々可決した。遞信省としては飽まで當初案の五百圓を支持したき希望が見えたが農商務側よりの横槍と民間業者竝に横濱商業會議所等の反對主張にも傾耳して、讓歩通過を圖つたものである。そして八月二十六日遞信省令第五十二號にて公布されたが、この二百五十圓から三百五十圓への簡易保險增額の爲に論戰したる人々は官場からは泰遞信次官が活躍して專ら議員の質問に答へ、議員側中、政友會からは金光庸夫、鈴木錠藏、憲政會からは淺賀長兵衛、岡本幹輔、武內作平、國民黨からは板野友造などが相應に論戰した。たゞ政友會は與黨のことゝて原案に贊成して三百五十圓を主張したるに對し、野黨たる憲政會と國民黨は共に提携して五百圓の修正說を出して爭つたが、野黨は小數黨の悲しさ、凱歌は與黨に擧つて原案通り三百五十圓が通つた譯で、この問題の委員長鳩山一郎の存在も見逃がせない。

宮本と福島と勇退　宮本幸五郎と福島宜三は殆ど機を同じうして保險界を去つた。宮本は保險事務官から下つて蓬萊生命の專務となつたが、兎角社長の太田清藏とソリが合はず、折も折、配下の山田東京支部長の失態暴露して辭任の止むなきに至つた。福島は福井の産、同縣から代議士となり大浦兼武の率ゆる大同倶樂部に屬してゐたが、のち絕緣して實業界に入り東洋生命に移つた。東洋では尾高時代、佐々木清麿と共に常務であつたところ、尾高の逝去に依つて社長に昇進、その頃に當つてゐたが大正十年度決算に社業の頓挫を來し十一年責を負ふて潔く自決した。その他には小野光景の永眠後、大濱忠三郎が横濱生命の社長となり、前田利定遞相となつた後の中央生命社長には前田利功が据はる等、停滯池水の如き生保界にも、いつの間にか人物の更迭が繁くなつて來た。

國際生命の解散　國際生命が、亂脈の上に踊り盡して竟に解散命令を受けたのは十一年六月十日であつた。社名だけは國際生命など、如何にも立派だが、實は名に副はず、木邦四十餘の生命保險會社中、營業狀態の不良なること當社の如きはなく、大正三年五月創立以來僅かに九年にして獰猛な野心家と、奸佞跋扈なき徒輩の餌食となり終つたのも亦稀であつた。

解散始末に就て立石保險課長は次のやうに語つてゐる。

「當社は開業以來、事業不振にして毎年缺損を累ぬる狀態なりしを以て當省より屢々其整理改善及缺損塡補方法の確立等を命じ、最後に新契約の停止、未拂込株金の拂込、其他業務全般の改善刷新を命令したるも豫期の如き整理充實の實を擧げざるのみならず、財產狀態は益々不良に赴き、其缺損も意想外に巨額に達し、會社當務者及大株主等に亦誠意なきを認め最早整理の見込なく此儘推移するに於ては保險契約者、被保險者等の迷惑を一層大ならしむる慮ありと認め遂に斷然營業免許を取消すに至りたるものなり（中略）斯かる基礎薄弱なる會社を淘汰するは却つて生命保險事業の信用を昂め一般世人の安心を得る所以なり、又同會社は財產寡少にして別段の投資も存せざりしを以て會社の解散が財界に影響あるべしとも想像せられず、現在同社の保險契約は五千餘件、此契約金額五百萬圓なり」

稀代の保險魔川本匡　國際生命の解散は固より渉たる一會社の出來ごとゝて、その及ぼす影響は小範圍に止まつたが、かゝる失態は保險業全體のためには正に敵とすべきであつた。いま爰に掲げる稀代の保險魔川本匡は事件の性質こそ違へ同じく保險界を毒したものであり、その慘忍非道の手法は人をして慄然たらしむるものがある。後に裁きの臺にのぼつて死刑を求刑され、大赦の恩命にて死刑を免かれたが、爰には千葉裁判所に於ける福永豫審判事談、竝に豫審決定のみを掲げてその大要を知らしめるに止める。

【豫審判事談】從來でも死期に近い病體の者を被保險者とし診査には健康者を替玉に使つての保險金詐取事件は有つたが、今回の如く健康體の被保險者を自ら殺害した例は全くない。それだけに豫審も鄭重に取扱つた譯であるが、被告の自白により、其に基いて容易に證據を蒐集したので、思つたよりは煩雜を免れたが、只毒殺したと言ふ證據に就ては、京都大學の岡本博士に遺骨の鑑定を受けたのであるが、醫學より見れば鐵物性の毒素なれば、五年乃至七年は含有されて居るが、植物性毒素は揮發性であるので遺憾ながら火葬のため飛散し其の毒素が遺骨中に表れなかつたが、是等は被告が最初から犯行を晦まさんため、最も用意周到に致されたのであつて毒殺の方法は三人共（小林清、宇山はま、安藤ふみ）最初甘汞とモルヒネを少量含有さして服用させ、發病するや醫藥と共に服用させ、健康體を衰弱させてから、植物性の「ストリキニーネ」を注射したので最後のストリキニーネ致死比量は〇・〇〇一位の毒藥であつたのを宇山ハマには「〇・二瓦」にして動脈注射をして殺人し小林清に對しては發病後四日目の晩十一時頃〇・〇〇二を服用させ様としたのであるが、小林清が遂に心付いたので其最後の藥は呑む振をして下唇に入れずに流して仕舞つたので助かつた。安藤ふみに對しては最後にモルヒネ注射をしたのであるが是も其の手段が身體の衰弱し切つたところに動脈に注射をしたので即死し爲めに遺骨中には殆んど毒藥が現れなかつた。

【豫審決定】東京府下荏原郡蒲田町蒲田新宿四百三十番地
戸主平民當時東京市牛込區早稻田鶴巻町三十四番地　靜進館方無職
川本匡（二十九年）
神奈川縣中郡秦野町中宿二千二百二十二番地　無職
宇山かね（二十四歳）

被告人匡に對する詐欺未遂詐欺文書僞造行使殺人事件被告人かねに對する詐欺未遂事件は豫審を決定する事左の如し。

【主文】本件は被告人匡詐欺未遂詐欺文書僞造行使殺人未遂罪とし被告人カネを詐欺未遂罪として千葉地方裁判所の公判に附す。

【理由】被告人匡は名古屋中學校卒業後將來實業家の志望を有し早稻田大學商科一年に入學傍ら同理工科附屬の電氣科を兼修し居たるが父兄より學資の給與を受くる能はざるに立至り大正四年八月業半ばにして退學するの已む無きに至りたるより其の後神奈川縣中郡秦野町所在富士瓦斯紡績株式會社の發電所に勤務中大正六年三月同町宇山ミキの二女ハマ明治二十六年八月生と結婚し大正八年九月同縣平塚町所在同會社の變電所に轉じ爾來勤務し居たるも將來獨立し本來希望の電氣事業を經營せん事を企圖し其の資金數萬圓の調達に腐心せし結果保險金詐取手段の捷徑なるに如かずと思惟し大正八年十二月三十一日第一生命保險相互會社に對し被保險人ハマ保險金受取人を自己となしたる金額二千圓の三十年滿期養老保險契約を締結し次で同九年一月十日明治生命保險株式會社に對し被保險人保險金受取人前同様なる金三千圓の二十五年滿期養老保險契約を締結したる後同年二月五日ハマとの婚姻も了し殺害の機を窺ひ居たる處同年三月一日頃ハマ食傷し輕度の下痢を催せしより奇貨措く可しと爲し同町醫師比企喜代之助をしてハマを診察投藥せしめ居たる傍ら同町藥種商岡本金吾方より買求め來りたる毒藥臭酸モルヒネ錠を醫藥なりと詐り一日二回位一回三錠宛を連用せしめ漸次衰弱に陷らしめ更に同月七日同縣小田原町藥種商吉田義生方より買求めたる毒藥硝酸ストリキニーネ〇・二瓦をオブラートに包み、同夜ハマに服用せしめたる爲、同人は翌八日午前四時頃遂に死亡し之を火葬に附したり於是被告人匡は同年四月十二日情を知らざる比企喜代之助をして虚

僞の死亡診斷書二通を作製せしめたる上、翌十三日第一生命保險相互會社に對し該診斷書を添へ保險金の請求を爲し、同會社を欺罔し同月二十六日同會社より金二千圓を騙取し、續て同月十五日明治生命保險株式會社に對し該診斷書を添へ保險金の請求を爲し同會社を欺罔し、同年六月十一日會社より保險料を控除したる殘金二千九百三十六圓十九錢を騙取したり。被告人匡は大正九年十二月十二日前記變電所を辭し更に犧牲者を物色せんが爲め大正九年一月中旬大阪に赴き松田匡の名義を以て同地の朝日新聞に會社秘書役募集の廣告を爲し、應募し來りたる山口縣熊毛郡室積町小林清當二十一年を同月十九日東京に同行し自己は病氣保養と稱して神奈川縣鎌倉町坂ノ下百番地に居住し同年一月二十六日及其後兩度に會社秘書役の身體檢査なりと僞り清を招致して保險醫の診査を受けしめ密かに同月二十七日組育生命會社日本支店に對し被保險人を小林清保險金受取人を相續人と爲したる金額五千圓の二十年滿期養老保險契約を締結し次で其の翌二十八日日清生命保險株式會社に對し被保險人保險金受取人前同様と爲したる金額一萬五千圓の配當附三十年滿期養老保險契約を締結し其の後兩會社に對し保險金受取人を宇山カネに變更手續を爲したる上同年三月五日前記吉田義生方より毒藥臭酸モルヒネ粉末一匁硝酸ストリキニーネ一匁及び甘汞一オンスを買求め被告は同日同町大佛前菓子店より買求め來りたるワップル四箇中に容かし該甘汞〇・三瓦位宛を入れ清が豊知し疑ぎたる爲め殺害の目的を遂げず更に犧牲者を物色して居たる內同月十二日同町齋藤サト方に寄食し居たる靜岡縣伊東町松原四百四十五番地安藤安五郎姉婦美明治三十六年四月生を誘惑し、同月十六日千葉縣市原郡姉ヶ崎町に同行し、同町百七十二番地齋藤孝所有の借家に同棲中、婦美が姙娠の爲め保險契約の不可能なる事を察知し其の事情を被告人カネに通じ婦美の替玉と爲し同月十八日東京市麹町區有樂町一丁目一番地マニュファクチュラース生命保險會社日本支社へ被告人カネを伴ひ同社員及び診査醫久保德太郎に對しカネを婦美本人なりと詐り診査を受けたる上同支社と被保險人安藤婦美保險金受取人を正當相續人となしたる金額九千圓の二十年養老保險契約竝に同月二十三日更に保險金一千圓增額の各契約を締結し、次で同年六月十日姉ヶ崎町居宅に於て前回同様の手段を施し、日清生命保險株式會社に對し前同様の金額五千圓の二十年普通養老保險契約を締結し、更に之に續て婦美を欺き被告人の婚姻を承諾せしめ之も届書に戸主安藤安五郎及ねはつの名義を冒し右婚姻に同意する旨記入し兩人名下に有合印を押捺して文書を僞造し之を姉ケ崎町役場に提出して行使し以て自己を保險金正當受取人なるが如く裝ひ置き婦美殺害の機を窺ひ居るに、同月十七日婦美が輕度の疾患を訴へたるより此機に乘じ愈々殺害を實行せんとし前記伊東長次郎を甘言を以て聘し來り、婦美を診察せしめ同人の立去るや同夜九時頃婦美に腹痛を感覚し遣はすと詐り、豫て金杉醫院より持出し來つた毒藥モルヒネ錠一粒〇・〇〇五瓦入十粒を水に溶解し、之を靜脈注射器にて同家六疊の間に横臥し居たる婦美の左膊中央の靜脈內に注射し以て急死せしめ、翌十八日火葬に附し七月一日該診斷書其他の書類を前記日本支社に送付し該保險金を詐取せんとしたるも事實發覺し其目的を達せざるものなり。

以上の事實は之を認むる證憑充分にして被告人匡の行爲中文書僞造の點は刑法第百五十九條第一項に、同行使の點は刑法第百六十一條第一項に殺人の點は同法第百九十條に、同未遂の點は同法第百九十九條第二百三條に詐欺の點は同法第二百四十六條第一項第二百五十條に各該當し被告人匡に對し、尙同法第五十四條第四十七條を適用すべき犯罪なるを以て、刑事訴訟法第百六十七條第一項に則り主文の如く決定す。

大正十年十二月十九日
千葉地方裁判所　豫審判事　副　永　專　八

團體保險却下と莊田の死　生命保險會社協會は新館の增築成つて九月十四日祝賀會を催し、國華徽兵は同三十日より開業した。第一生命が二年前に發起認可申請をなした團體保險は、その機熟せざる爲に却下せられたが、前年來この問題が頻りと論議さるゝとき却下の運命に遭ふとは妙な因緣であつた。然し經濟界が依然として生氣乏しき中に生命保險業者のみが或は業者大會を開き、或は革新計劃を斷行して兎も角興隆機運を見せたことは

爭はれなかつた。たゞ二、三の暗影、例へば萬壽生命の暗闘の如き戰友共濟の轉向の如き、東華生命の行詰りの如きものはあつたが、それあるが爲に興隆機運の消磨にはならなかつた。

惜むべきは明治生命の創立者として後に會長として、阿部泰藏と共に業界の功勞者であり、先驅者であつた莊田平五郎が業界隱退後自邸に病んだ儘十一年四月三十日逝去したことであつた。

八千代生命の革新計劃

八千代生命の建白書　待機の姿勢をとつてゐた八千代生命は果せる哉十二年に入ると共に直ちに大がゝりな革新計劃の實行に移つた。即ち歳首早々、海外留學を命ずると稱して高級社員の募集に着手する一方、自ら東京毎日新聞を宰して、宣傳機關となし、四頁に亘る保險記事を掲げては、これを全國に配布して大きく呼びかけた。『過去三ヶ年半、嘗て募集上について片言隻句も發したなかつた私は、初めて玆に火蓋を切つて第一線に乘出すことを宣言します』などゝいふのは、その一例だが、小原の熱意はそれ位で停らず、竟に建白書を草して之を加藤首相、荒井農相に提出するなど、曾て業者が思ひ及ばなかつた英斷を敢てして世人の眼を惹いた。建白書は五項目より成り、先づ保險界の革命といふべき保險金支拂の二十四時間主義を確立したことから說き、八千代生命創立の端緒（會社篇第二二八頁解散會社の項に詳述）日本に於ける生保事業の弊風を逃べ、更に生命保險界の革新を決意したことから大家族主義の所以まで長々と强調し最後に斯う結んでゐる。

一　實に此の二十四時間主義は生命保險界の革命であると信じます。外交員、募集員を全廢して、地位、德望の高き代理店主幹をして、保險契約の直接の衝に當つて貰ひますことによつて、募集上の弱點を一掃し契約に就ての缺陷を全く除去することが出來ることになりました。これと共に保險金支拂に就ての忌はしい噂も全く聞く事は出來ないことゝなるのであります。

保險加入者の萬一の不幸は會社としては八千代の家族全體の悲しみでありまして單に一加入者の死では無いのであります。假令それが加入の翌日の死でありましても、會社としては、既に家族の一人となつた人の死でありますから、卽時に保險金を支拂ひ全家族と共に心から悲しみ悼みたいのであります。

故に保險金支拂方法は、加入者死亡後二十四時間以內に、直ちに支拂ふ事に決定しました。それも一々本社、支社より送附する事に致しますと、電報爲替によりましても、尙二十四時間以內に、加入者の遺族の手に、判着しない場合もありますので、種々研究の結果、その契約取扱の代理店にて直ちに代理支拂ひを致す事に致し、これによつて加入者遺族の哀傷を幾分たりとも慰めたいと思ふのであります。斯くて八千代生命に於きましては、之を二十四時間主義と唱へまして、當大正十二年一月一日より實行する事を天下に公表したる次第であります。

閣下に對して此の事を申上げ得る本日を私は眞に喜びます。閣下も御喜び下さる事と信じます。此眞の保險の精神を發揮し、最初の目的に到達致しました事を私は心から喜んで居ます。

「國家の繁榮は地方農村にあり」との大精神、生命保險の眞意義、大家族主義の大信念は、八千代生命の此擧に依つて、本日より天下に輝き初める事と存じます。

謹言

大正十二年一月一日

八千代生命保險株式會社

社長　小原達明

小原はこれと前後して今度は社會に向つて聲明書を發して、尙も保險金支拂の二十四時間主義の宣傳を忘れなかつた。

免稅案の請願と通過　生保業者は折柄開會中の帝國議會に所得稅法改正法律案の上程さるゝに及び、次の如き請願書を加藤首相、荒井農相、市來藏相に提出し、免稅案の通過を要望した。

〔請願書〕　國民に勤儉貯蓄を奬勵するの一策として生命保險料を課稅所得中より控除することは、歐米諸國の夙に實施せる所にして其効果の顯著なりしは各國歷史の證明する所なり、昨年五月全國生命保險業者は大會を開き同會一致の決議を以て我國に於ても同樣の施設あらんことを政府に建議せり、國際間の經濟的競爭益々激甚を加ふるの實狀に鑑み有ゆる手段を施して勤儉貯蓄の美風を奬勵するの急務なるは固より論を俟たず、近時我邦の生命保險は漸次國民の各階級に普及し來り、契約人員約四百萬（簡易保險を除く）を超ゆるに至れり、此機運に際し課稅所得中より保險料控除の恩典を與へ、法律を以て勤儉奬勵の主旨を明示せば國民全體の貯蓄思想を向上するに一段の効果あるべきを疑はず、今や政府は所得稅法改正案を帝國議會に提出せられたり、依りて此機會に於て本願の改正をも同時に實行あらんやう、閣下の御盡力を切に懇願仕候

右謹而請願候也

大正十二年一月三十一日

生命保險會社協會

理事會々長　福原有信

而して、この保險料免稅案は三月五日に衆議院を通過し、直ちに貴族院に廻付されたが、上院では保險料は二百圓を限り所得額から控除免稅することにして、三月二十六日可決、四月五日法律第四十一號を以て公布され、大正十三年度所得稅より實施さるゝことゝなつた。

共同宣傳の新機運

生保宣傳漸く盛　大阪の各種保險會社は連合して關西保險會を創立した。その創立主旨は

近來保險に關する思想は漸く一般に普及せられんとする域に進みしと雖ども未だ其何れの保險種類たるを問はず頗る幼稚なるを免れず、而して保險會社の大多數は其本店を東京に有し其主腦者も亦帝都に在住し生命火災海上の協會の如きも皆帝都に集れる狀況なるを以て殊に關西に於て遺憾とするもの多々あり、此に於てか此地方に於ける各種保險業者卽ち生命火災海上の各會社合同して一般保險思想の普及を計ると共に、各斯業の發展の爲め互に智識の交換をなすの目的を以て玆に本會を創立するに至りしものなり。

といふにあり、神戸、大阪、京都に本社を有する生命、損害の十九會社を網羅し、支店としては東京海上の大阪支店のみが加はつてゐた。これと同時に日本、大同、福德の三社主催の保險宣傳の催しが營まれたが、展覽會は日本、活動寫眞は大同、講演會は福德が夫々主催した。（補論——保險事業廣告宣傳略記參照）十二年五月五日には朝日新聞の中島式カーチス號は空中より生命保險宣傳のビラを撒布し、また官民合同の生命保險東北大會は七月八日より仙臺、福島、盛岡、青森、秋田、山形の東北六大都市に擧行され大々的に斯業の宣傳を圖つた。

生保協會理事長更迭　生保協會の第十五回通常總會（大正十二年三月）では千代田、東華、片倉の三社が新たに加盟して形式上は兎も角脫會された。所で理事長の福原有信は、之

を潮どきと見たか、老齢且健康勝れざるの理由を以て高踏勇退することゝなつた。福原は協會創立以來の理事で、大正六年阿部退任の後を承けて理事會々長となり、簡易保險創設の當時などは遞信省側の重要なる交渉に力を盡したものであつた。

こゝ矢野はその後に推されて新たに理事長となつたが、生保界の各部門に側々として新機運が動きつゝあつた矢先だけに、學理と實際の兩道に明るき矢野に期待をかける者は尠くなかつた。

旭日生命の紛擾　旭日生命は副社長の渡邊勝三郎に起用された倉橋三平が取締役支配人として振舞ふやうになつてから專務の福澤平太郎と兎角反目し、双方隱忍し合つてゐたのが、大正十二年三月、創立十五周年間近になつて遂に爆發した。紛擾の近因は、福澤はさなきだに倉橋の專横に不滿を抱いてゐたが、契約高三千萬圓達成と共に、倉橋讃歌の聲は內外に喧傳されて、福澤としては心中納まらなかつた。そこで永年鬱積せる不平を一時に爆發させて同年三月六日、突然倉橋三平の支配人を解除すると共に、小町谷契約課長を始め各課長全部を馘首する一方、豫め背水の陣を布くべく選定せる人物を後任たらしめ、更に福島支部長園部卓氏に急電を發して總務部長たらしむる等迅速なる陣容を整へた。然るに福澤の暴擧に憤激した馘首社員は倉橋と脈絡をとつて之に對抗し、社內は宛然鼎の沸くが如き狀態に陷つたので、渡邊副社長が調停に乘出し、曩に福澤の發せる辭令は回收して何れも舊職に復せしめて當面だけは糊塗するを得たが、どちらが覇を制しやうとも肝腎の屋臺が既に傾き、拘束命令（同八月）が發せられて萬事休した。

萬壽・共同・戰友共濟　氣息奄々裡に辛うじて露命を保つてゐた萬壽生命は大株主にして取締役たる平田章千代が主宰する京和銀行が取付の厄に遭つて打擊を蒙つてからは、持株二萬二千株を投げ出して活路を見出す外に途はなかつた。それを橫濱の富豪渡邊利二郎が乘出して社長となり、經營することゝなつた。また共同生命は明大系の木下友三郎が副社長となつて刻々低下する業績を喰止めんとしたが所詮は無駄な努力に過ぎなかつた。時を同じうしては戰友共濟の行詰りあり、それを打開すべく星一が社長となり、『營利事業を經營しつゝ社會奉仕を爲し、その併行の可能を世界に示さん』などゝ彼一流の聲明をなしたものである。

保險行政の非難－立石、藤村の論戰　この頃から民間業者の中には保險監督當局の態度に不滿を抱くものが漸く現はれて來た。といふのは、どうも主務省の遣口が徒らに警察的行政にのみ終始して、助長行政を毫も顧みない傾向が、特に立石信郎が保險課長となつてから目立つて來たかのやうにあつたこの惡氣流は觸らなければ、その儘に通り抜けたであらうが、生保協會に於ける新舊保險課長送迎會席上に於て立石自ら誘ひの火をつけたのでとう〳〵燃え上つて了つた。卽ち立石は送迎會の挨拶中に

「當協會は斯くの如き宏莊美麗な建物を所有になり時々役員諸君の御會合もあります樣であるが忌憚なく申せば協會事業としては果して如何なる程度の理想を實現されつゝあるや、蓋し不肖の遺憾とする所である」

と述べ、將に矢は弦を放れた。色を變へた藤村協會理事は

「私は此の機會を利用して一言監督官廳竝に立石氏に苦言を呈する。農商務省の保險課は吾々保險事業者の監督者である事は勿論であるが、同時に

保護者でなくてはならぬ。然るに立石氏就任以來の保險課は恰も民間保險業者は社會に對し詐欺か泥棒でもやつてゐるかの樣な見地から監督せられたのではなかつたかの感を深うする。卽ち同君就任後起つた保險金支拂問題の如き、各社に對し一々支拂に關する屆出をなすべしと嚴命せられたるが如き勿論同君としては職務上當然の權利の遂行に努められたのではあらうが、吾々業者の立場からすれば常に不快に感じ、何か機會があれば斯業者の誠意を披瀝したいと思つてゐた。」（中略）

次に吾等理事者が協會で爲すべき事業を爲さぬとの御高說であるが、然らば爲すべき事業は何であるか、具體的の御敎示に與りたい協會は理事の專有物でなく、三十有餘社の共有物である。不行屆な協會理事者に苦言を呈せらるゝ立石前課長は果して何を か實現せられたのであるか、簡易保險の宣傳を賞揚して民業の缺點を論理せられた立石氏は民間業者の保護を外に監督を之れ事とせられたものと斷定するに憚らぬ。然しながら斯の如き同君の御指導御敎示に因つて我々保險業者の得た經驗智識は又以て偉大、所謂他山の石を以て我家の玉を磨いたものと言ふのである。我等は敢て農商務省に向つて水平運動をなすの愚を學ぶものではないが、監督の裡に保護を有する意義を有效に顯はして載きたいと切望する」

と、數千言を費し端なくも論爭が展開した。立石は『只今不肖保險課長就職中の行爲に關して藤村氏より縷々述べられたが自分は在職中當然の職務を遂行したので何等俯仰天地に對して恥るものでない不肖の苦言は當協會理事者に呈したのでなく廣く大きく協會加入會社全體に對して申し述べたことを特に御諒承願ひたい』と釋明したが斯かる珍妙な保險課長送迎會は空前絕後と思はれる。

再保險說の擡頭　國民經濟の發展、國民生活の向上よりして一般社會の生命保險に對する理解加はり契約高の著しき增加と共に、平均保險金額も漸次昂騰するに至り、大正十年末現在には十萬圓の契約三十三件、五萬圓八十八件、四萬圓十九件、二萬圓七百十六件、一萬圓四百七十三件となつた。

當時引受の最高保險金額は二十萬圓とするもの一社、十萬圓とするもの四社、他は悉く五萬圓以下にして過半は二、三萬圓を最高限度とする關係上、富豪階級にして多額の保險契約を希望する者には各社で分擔契約しなければならぬ不便があつた。試みに二十萬圓以上の保險契約者を擧げると

星一、鹽原又策、森下博、森村開作、山本直良、大塚榮吉、大林義雄、熊澤一衛、近藤利兵衛、下鄕傳平、濱口儀兵衛

等であつたが、元來生命保險は死亡統計に重きを置き危險の分散を圖らねばならぬので、平均保險金額八百餘圓の中に偶々小數の巨額た保險を加へるのは事業の確實性を失ふといふ見地から外國の例に倣ひ生命保險の再保險が又もや擡頭した譯である。

太平生命の卽時拂主義　八千代生命に剌戟せられたか、太平生命も十二年初春から卽時拂主義の旗印をかざし社長村井貞之助は『社會政策上の見地から、私は常に保險の純理に則り、加入者本位とする經營を行ふことに善處してゐる。故に卽時拂主義を採り、浪費を省いて保險契約者に分配する配當金を成るべく多からしむることに努力する』と述べてゐた。

この外に主務省は既に外務員取締規則の制定に着手したと傳へられ、當業者は只管規則內容が如何なるものであるかを注視してゐた。

高砂生命は資本金を五十萬圓から二百萬圓に增資し、東華生命は十一萬六千餘圓の赤字を神田鐳藏の寄附に依つて塡補した。が、塡補の效果も得られず、社運は日增しに薄らぐのみであつた。

關東大震災と生保業

被害と業者の對策　大正十二年九月一日午前十一時五十八分四十五秒、突如東京、神奈川、靜岡、千葉、埼玉の一府四縣を襲つた大地震は同時に大火災を呼んで、帝都を焦土と化し横濱また全滅し、災害史上空前の悲慘事を惹起した。

燒野ケ原と化した京橋の一角

當時警視廳の發表に據ると震災前の東京市內總戶數四十四萬五百四十九戶、人口二百三萬千三百九十一人の內、被害戶數は七割一分强の三十一萬六千八百十七戶人口は六割七分强の百三十五萬六千七百四十名、また陸地測量部の調査に據ると燒失面積は市の全面積五平方里一四五八の四割四分、即ち二平方里二四七五であり、市役所調査に據ると罹災戶數四十一萬餘戶、人口百五十四萬七千餘人となつて慘害は廣汎に亙つてゐた。

死者に就ては正確な數字を擧げ得なかつたであらうが、九月十二日まで市內で收容された者が七萬四千二十四人、郡部の死者千五百七十七人、その他四縣下の死者は夥しき數にのぼつた。

そして內務省側の調査によると震火災の總被害高は家屋燒失三十八萬二千戶、同倒潰十七萬五千戶、破損十三萬七千戶、死者九萬一千人、行衞不明一萬三千人、二重輕傷者五萬七千人と註せられた。このうちにあつて、生保會社中罹災を免れたものは東海、共保、仁壽、愛國、有隣、明治、太平、常磐、富士、中央、萬歲の十一社で他の二十八社は何れも類燒の憂目に遭ひ、うち十六會社の本支店は一時生保協會に、他は夫々の場所に移つて應急策を急いだ。

生命保險業者は九月八日生命保險協會に第一次理事會を開き引續き各社代表者の會合を催して震災直後の善後措置を諮つた結果、災害善後策相談會を設くることを可決し第一回を同月十日に開き爾來二十一回の會合を重ねて專ら協議を遂げ、十一月二十二日を以て閉鎖した。その間支拂延期令の實施あるに拘らず、生命保險金は速かに之が支拂を爲すことに決定し、依つて其金融を直接日本銀行より仰ぐことに決し、大藏、農商務兩大臣及び日本銀行に陳情して、其諒解を得た。

相農　田

それで直に各社連名にて都下の新聞に、保險金の完全支拂、保險料の猶豫期間延期其他を廣告して對應策は成つた。

謹告

支拂延期令施行地域（東京府、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣、靜岡縣）內の生命保險契約取扱方に付き左の通り申合せ致候

一、今回の災害に因る保險金は完全に支拂を爲すこと。

震災に因る生命保險支拂金額　竝返戻金及保險證券擔保貸付金額（自大正十二年九月一日至大正十三年八月卅一日）

社名	震災死亡保險 知數	死亡	同契約金額	支拂件數	同金額	解約返戻金 件數	金額	保險證券擔保貸付金 件數	金額
	件	件	円	件	円	件	円	件	円
歲本	80	80	67,700	80	67,700	188	34,796	256	66,795
師立	675	652	847,966	652	816,405	795	87,378	1,562	313,084
醫共	87	77	119,000	77	106,500	73	7,437	39	3,766
本本	29	27	33,800	27	32,300	54	6,854	160	31,764
日日日	112	112	153,100	112	153,100	164	35,980	518	131,035
日	169	168	236,000	168	230,400	257	33,726	371	118,196
蓬東東東	29	29	42,900	29	42,900	124	22,000	130	38,511
常	89	89	86,545	89	86,545	323	48,010	335	78,359
中千片横	32	31	35,650	31	34,450	94	8,721	84	11,446
太太大大高	80	80	132,300	80	132,000	363	67,771	545	134,396
平	177	165	121,581	165	115,881	321	58,130	847	158,038
陽正安砂	45	45	60,500	45	60,500	90	14,041	110	18,425
命同代士德	328	322	725,064	322	716,064	756	146,481	3,931	1,150,572
壽光國國保	28	27	60,000	27	59,500	一	一	一	一
濟同畷治壽出	187	184	225,700	184	221,700	613	112,121	412	102,240
第大八富福	133	133	158,697	133	158,697	341	50,587	481	166,436
國國帝愛共	57	56	44,800	56	41,800	128	15,924	239	64,795
共共有明仁日	128	128	184,800	128	183,700	238	40,070	226	50,507
	83	79	75,300	79	71,300	183	28,746	170	32,660
	79	77	139,100	77	137,600	184	28.598	186	41,940
生	179	179	383,360	179	383,360	229	55,835	2,032	1,008,974
千	249	253	300,050	253	302,750	280	42,298	613	178,058
	67	67	55,700	67	55,700	168	18,278	205	73,403
	75	70	76,500	70	71,700	59	5,786	95	14,800
一	39	35	57,100	35	53,600	113	23,104	88	18,255
	26	26	21,168	26	21,168	33	3,591	134	22,221
	145	145	127,900	145	127,900	422	80,591	1,011	250,172
	359	355	371,190	355	364,190	1,046	110,623	1,210	351.549
	171	155	120,000	155	109,700	384	50,420	703	161,305
	113	112	193,800	112	193,500	315	62,561	309	59,523
之	295	295	303,300	295	303,300	519	62,758	1,050	364,230
	42	42	38,600	42	38,100	268	32,244	180	35,280
	237	237	237,400	237	237,400	767	70,288	823	107,567
	572	570	805,390	570	798,190	821	121,915	926	289,280
	523	522	514,220	522	513.220	885	123,578	1,512	315,240
計	22	22	18,500	22	18,500	25	9,828	161	48,225
	5,741	5,617	7,174,681	5,617	7,061,320	11,650	1,721,070	21,654	6,011,047

一、右保險金は出來る限り速かに支拂手續を開始すること。

一、保險料の拂込は明年二月末日迄のものに限り保險約款に依る猶豫期間と支拂延期令に依る猶豫期間の外に更に二ケ月延長すること。

大正十二年九月一日

生命保險會社協會加入會社連名

以上の外に今一つ次の廣告を行つた。

當協會に無料診療所を設け一般診療の需に應じ居候保險金の支拂は此際特に簡單迅速に取扱ひ居候保險證券を燒失したる方は無手數料にて再發行致すべく候保險契約者、被保險者は御立退先を至急關係會社へ御報知願上候

大正十二年九月

東京丸の內　生命保險會社

協會加入會社連名

而して應急無料診療所は九月二十一日より一般傷病者の診療を開始し十一月十日を以て閉鎖したが、診療投藥したもの內科百八十三名、外科二百二十四名合計四百七名であつた

生命保險の支拂金額　生命保險會社協會の調査に據ると大正十二年九月一日より翌十

三年八月三十一日、一ヶ年間に於ける震災に因る死亡保險金、支拂保險金額及び震災地域内の返戻金並に保險證券擔保に因る貸付金を各社別に示すに前表の通りであるが、死亡保險支拂總額七百六萬一千三百餘圓、解約返戻金百七十二萬餘圓に上つてゐる。

震災と生保－矢野の講演　尚爰で大震災と生命保險の連關を明かにする爲、生命保險京都宣傳大會（十三年四月十七日開催）に於ける矢野恒太の『震災と生命保險』と題する講演の一部を左に摘錄する。

生命保險が昨年九月の震火災に依つて蒙つたる損害と云ふことを、經濟の方面等から見まするといふと、一つの大きな注意を要するのであります、取敢へず玆に御報告したいのは、どの位な人が死んだか、それから震災で生命保險といふものが全體保險契約上どういふ關係に立つかといふことであります。昨秋の震災で死亡の届出のありましたものが、本月（十三年四月）十五日迄に保險協會の方へ届出られたゞけは判かつて居ります。尤も多少協會の方に屬してゐない會社もあるから、漏れて居るかも知れませぬが届出のありました數は、五千三百五十五件といふものであります。此中で保險金を支拂つて了つたものが、五千五十九件でありまして、約三百足らず二百九十六件許り未だ落着して居ないのがあるのであります。金額の方で申しますと、届出が六百七十九萬五千圓、支拂つた金額が六百五十二萬圓二十餘になつて居ります。其差が約二十七萬圓許りあるのであります。然らば三百件二十七萬圓程のものは、保險金を請求したが貰へないのであるか、斯ういふことが直ぐに問題になる譯であります。殊に普通新聞などで、各保險會社の保險金請求受付高及び支拂高等を公表して、其の受付高に對して全額支拂濟の會社もあるが、百の中八十か九十しか拂つていない會社もあるといふやうな疑問を受けるのでありますけれども、是は其時々の事情によることで、會社に死にましたと云つて届けて來た者が、皆保險金を取りに來て、皆拂ふべき狀況にあつて、拂つたのは是は何も問題はありませぬが、御社に加入して居た斯ういふ者がどうも死んだやうですネ取敢へずお届すると云つて來まして、會社も其人に對して、それでは斯ういふ手續にして呉れろといふので、打合をして置きながら、それきり來ないのもあります。又會社に依つて、中には届出て來たが純然たる詐欺であつて死んでゐないのに、本人が受取人に化けて、兄が死んだので私が弟で受取人であると云つて、保險金を受取に來た例などもあるから、取りに來た者を全部拂ふことが當然であるやうに新聞でも論ぜられるのでありますけれども、さういふ拂ふべからざる詐欺もありまするし、又届出た後に、本人が生きて居て、戻つて來たので、それきり何も云つて來ないのもあります。三百件足らず二十七萬圓許りといふものは恐らくは保險金を支拂ふべき性質のものでないと思ひます。其代りに、昨年九月一日に起つた地震でありますから、未だこれから本年の八月迄の間に、即ち一ケ年を經過する間には、未だ届出があるかも知れない、保險を附けて居つたが一家皆死んでしまつて、誰も居ない、緣類の人が遠方に居つて其家を繼いで、財産相續もして居る所へ、保險會社の方から、被保險者の死んで居ることを知らんから、去年の七月の保險料はお拂込になつたのか、本年の分はまだお拂込にならないが期限が切れるから拂つて下さいと云つてやると、いや保險に入つて居つたのですか、燒けてしまつて何も分からないものですから少しも知らなかつた、入つて居つたのならば、保險金を拂つて下さいと云はれるやうなことが、まだ〳〵あるだらうと思ふのであります。今日迄にも度々さういふ經驗があるのであります。此の方は、保險料の期限が切れるからといふ通知を出すと、保險に入つて居つた事が判つて、初めて保險金を貰ふことが出來るといふやうな場合もあるのであります。併し大體は是れから大した增加はあるまいと思ふのであります。

それから、此の金額と件數とに付て割合を見まするに、申出られてから拂つた金額の割合件數の方では千件の中で九百四十五件拂つた事になつて居る。金額の方では、千圓に對して九百六十圓拂つて居る。是は小さい契約の方に、届けた後に生きて歸つて來た人があつたり、詐欺があつたり、死んだかどうかはつきりせぬのなどが多いらしいのであります。金額は割合に餘計拂つて居る、即ち金額の大きいもの程餘計拂つたといふ形になつて居るのであります。

其外に、地震があつた爲に、保險契約を止めて貰ひたい、是れから先までも、掛けて行く事は出來ないといふ人が、之が三月十五日迄に、件數で六千四百九十三件、金額で百七萬六千八百餘圓、是は僅かなものであります。非常に小さな契約に多いのであります。それから解約してしまはないまでも、此際金が要るから、從來積んである金を貸してくれないかといふ意味に於て、保險證券を擔保にして、金を用立てました金額が、三月十三日迄に一萬三千八百九十三件、即ち一萬四千件程あつて、此の金額が三百七十五萬圓許りになつて居ります。是は保險金を支拂つた金額より少いのであります。又途中でやめた人は、比較的財產程度の低い、契約金額の小さい人の多いことを意味して居るのであります。是を換言致しますると、保險金額の支拂と、解約して持つて行つた金と、貸付けた爲に各保險會社から一時出した金が、合せて千百六十二萬圓程のものになつて居ります。之れだけの金が保險會社から出たのであります。

玆で、一言震災のあつた時分に、我保險協會に於て執りました處置振等に就いて申して置きたいと思ひます。九月一日大震災がありました當時私は不幸にして東京に居りませんで、烟殿場で此の震災に遭ひました。いろ〳〵考慮致しまして、二日に烟殿場から徒步で沼津の方へ向つて降つたのでありますが、漸く東京へ歸り着いたのは四日であります。四日に東京に歸つて見ましたが、極めて混沌たるもので、多くの會社が生命保險會社協會へ避難され集まつて居る狀態で、どうにも仕方がない、其の瞬間に吾々保險業者の頭を痛めたのは、この地震で死んだ人が多數ある、是等の人々に、一日も早く保險金を拂はなければならぬ、又保險金でなくとも、之に依つて非常に困る人があるだらうから、是等の人々が平素積んで居る保險料の中から、斯ういふ金の要る時、返戻金は何時でも出せることの出來るやうにせねばならぬ。それに對して、どの位金を準備したらよいか、保險會社は各銀行へ預けて居る金も澤山あり、財產もあるのでありますが、何しろ此の金を返奇せるにしても、交通機關がない、それから東京の銀行は全く戶を閉めて金を出さない、金が澤山ありながら、保險契約者を救ふ爲に金を出すことが出來ない、斯の如き時には、如何なる方法を講じても平素の信頼に對して、保險業者は加入者の困難を救はなければならぬのでありますが、此の場合政府の力を借りるより仕方がない、借りるとしても幾許の金を準備したらよいかといふ事で、協議を致しましたが見當がつかない、三十萬人位は死んで居るだらう、いや橫濱だけでも五十萬人位死んで居るだらう、さうは死んで居まい、と云つた所で、皆だらう許りで、どうも明確にどの位死んで居るかと云ふ事が判らないのであります。そこで各社の保險金が一番被害の多かつた橫濱、東京、神奈川等に於てどの位あるかといふことを、段々調べたのでありますが、其の結果、震災による死亡が約二千萬圓位ひ、多くとも二千五百萬圓を上ることはあるまい、又どの位借りに來るか分らないが、震災地の契約の總てが金を借りに來るにしても、二千五百萬圓、最大五千萬圓迄で、此れだけの現金を準備したらよからうといふので、總理大臣、大藏大臣、日本銀行總裁等に皆ひまして話した處、直に諒解を得ました。保險會社には六億圓位の財產を有つて居るのでありますが、地方から取寄せる便宜がないのですから、兎に角日本銀行へ之を擔保として、五千萬圓迄は出してやるといふ許可を得たのであります。さうして先づ心强くなつて、早速保險契約者に向つて、出來るだけの手段を以つて其の意味を早く通じて、保險金を取りにお出なさい、銀行は閉めて居るが、會社は何時でも金を拂ふ、お困りの方にはお貸し申しますといふことを、あらゆる手段を以て通告したのであります。それから其上に尙保險料を拂ふにお困りだらうから、今までも二ケ月間の猶豫期間を與へてあつて、――中には多少期間の違ふ會社もありますが、――この期間は保險料が遲れても宜しいのだが、丁度地震のときに一ケ月餘り遲れて居つて、もう半月過ぎれば、失効になるといふやうな契約もありませうが地震の爲に震災地と認める地方の保險契約者に對しては、普通の猶豫期間後、尙ほ二ケ月間の猶豫期間を延すといふ事を、取敢へず決したのであります。是等が我が保險會社協會が契約者に對して、震災に關して執つた處置であります所が其の結果は、唯今申し上げる通り、千百何十萬圓そこ〳〵の金しか要らなかつたのであります。或會社の社長が、曾て私を提らへて、君は先が見へない、今度の震災で五千萬圓準備したといふではないか、馬鹿な話じ

やないか、精々千萬圓位だらうと思つて居つたと云つて、私をひやかした事もありますが、それは十日も十五日も經てば損害の狀況も段々判つて來ますし、凡そ千萬圓位でよからうといふ見當もつきますが、九月の四日五日頃は、どの位な死亡があつて、どの位損害があつたといふことは負惜みを云ふのではありませんが、東京に居る保險業者の殆んど總ての者が集つて、相談したのだがなか〳〵判らない、人がさういふ災難に遭つて、非常な困難をしてやつて居る事を、後から災難が過ぎて見るといふと、容易な事のやうでありますが、なか〳〵局に當つてみると、そうは參らぬ、それだけ、命を準備し過ぎたと云つても、何等損害はないのであります。準備が大き過ぎたとひやかされるのは、止を得ない次第と自から辯護して居る次第であります」而して實際に幾ら借りたか、日本銀行で借りた金は、百萬圓程借りたのであります。偖かの金を日本銀行へ融通を頼んだのでありますが、日本銀行は先取で日歩二錢二厘でありますから、年八分の利でしかも先取にされるから後で拂ふ金利に計算して見ますと九分以上の金利になるやうな高利を拂はなければならぬ、況んや擔保物が公債證書のやうなものでなければ二錢六厘位取るといふのでありますから、一割以上になる、暴利取締令は日本銀行へは行かないのかと云つて惡口を云つた位でありますから、當業者は成るたけ預金してある銀行から早く出して貰ふことに致しました爲に餘り政府の御厄介にならずに濟みましたが、吾々が震災に處して斯の如き手段を構じた、即ち保險業者に取つて當然なすべき事であるが「ベスト」を盡した事を天下に公にしたいと思ひます。

此支拂の狀況は何時頃が一番餘計拂つて居るかといふと死亡では、今日迄の總支拂高に對しまして十月に四割位拂つて居ります。此月が一番餘計拂つて居ります、九月は僅かに六、七分位しか拂つて居りませぬ。十一月が二割五六分位であります、十二月が一割五分、一月が六、七分、二月が五分位になつて居ります。然るに解約とか貸付とかいふものは、十月が中心といふやうになつて居ませんで、毎月の拂出が餘程なだらかになつて居ります。數字など詳しく申上げると時間が掛りますから省略致します。

先年流行感冒といふものが流行しました事がございます。年度を記憶して居りませんが二回ありました。第一回流行感冒の死亡が第一回のときに九千八百七十三人、第二回の時に八千二十七人今度の震災の死亡が五千三百五十五人、是は屆出の數です。さうして見ると一度の流行感冒よりも少ない流行感冒があつたといふことは皆さんはそんなに保險會社に取つて甚だ災難があつたやうには思つて居らつしやらん、併し地震ではこたへるだらうと世間では思つて居るが、流行感冒は第一回には九千八百人約一萬人位被保險者が死んで居る、第二回の時に約八千人死んで居る、今度の地震では局部的のもので流行感冒に比べると甚だ小さいものでありまして、而もその流行感冒は非常な猛烈であつたとは言へない。今度の震災は相當猛烈なものであつたが損害は第一回の流行感冒に比べればざつと半分位なものであります。尤も保險金として拂つたものは第一回の時が六百六十五萬圓許り拂つて居りますから、昨年の震災と同じ位の金額になつて居りますがまだ保險の契約額が一般に小さかつた時代でありまして、今日程大きかつたならば、倍位拂つて居ることになりませう。第二回の流行の時が五百六十七萬圓許り拂つて居ります、それ故に此の震災といふやうなものだとか、或は一時腸窒扶斯、赤痢、虎列剌、ペストが猛烈なる暴威を振揮ひ人をして戰慄せしめる場合にありまして、保險會社が非常に逡巡するだらうと思はれますが、さういふ事は割合に保險會社に損害が少なくて、何だか餘り注意を惹かないやうな流行感冒の方が保險會社には非常にこたへるのであります。例へば大阪に「ペスト」が起つた、神戸に「ペスト」が起つた、橫濱に虎列剌があつた、ヤレ何處其處に虎列剌があつたと云つても其の方面だけですが、流行感冒が起つたといふと、北海道、樺太から南の端の琉球、臺灣に至るまで、丁度撫でるやうにやられる、併し局部に就いて申せば、町内で一人死んだとか、何町内に幾人死んだとか、ほんの數へる位でありますが、全國に廣く行渡るといふ點に於ては、保險會社に及ぼす損害は過般の大地震の倍位になつてくるのであります。お話をすると意外に思はれる點であります。偖て震災と保險といふことに就きましては此頃喧しい火災保險の問題でありますが、生命保險の方では震災に依つて蒙つた損害又保險金を拂ふかどうとかいふことは是は問題にならないのである。無論火災

保險にあつては一つの地方がボカット震災でゆけば非常な損害でありますが、震災と云つても樺太の端から臺灣の端まで、悉くがやられる譯ではありませんから、生命保險の震災に依つて蒙むる損害といふものは極めて危險率の低いものである、千萬の幾つかといふ程度のもので、而も生命保險では被保險者の家が潰れた所で足を持つて引出す事が出來るけれども、火災保險の方は震災の爲に火事でも起れば其時には水道が絶へてしまふから、ポンプが働かない、消防夫も自分の家の急に赴いて行つてしまふから、益々火事が大きくなりますから、震災の爲の火災保險は保險すべきものゝ立場として拂はないのが今日の原則であります。生命保險は今後と雖も被害を蒙つた人に對しては完全に保險金を支拂ふのであります。又支拂ひ得ると確信し得るのであります。震災の爲に受ける損害がどれ程大きいものであるか、流行感冒との比較をみましても、其の一回の流行感冒の方が倍位になつて居るのでありまして、生命保險の方では震災はそれ程恐るべきものではないのであります。先程來皆さんの御祕辭の中にありました如く生命保險事業は單に一個の保險、火災保險、海上保險の如く損害の賠償といふ意味よりも寧ろ貯蓄といふ方の性質を多く帶びて居る次第でありますから割合にさういふ損害に對して支拂ふべきことが容易なのでありまして、唯生命保險で除外されて居るものは、非常な戰爭であるとか、變亂であるとかいふやうな事の爲に澤山に殺されることがあつた場合には、或は保險會社としても之を支拂へない場合があるといふ原則になつて居りますが、今日では各會社共斯の如き場合に對する契約の條件が定められて居りますから全く拂へぬといふことは殆んどないのであります」

簡保局と非常對策

一方簡易保險局では非常取扱規則を定め十月二日省令第七十一號として公布した。規則の骨子は一府四縣の罹災契約者に大正十二年九月一日より翌十三年三月三十一日までの間に於て保險料の拂込に關し特別拂込猶豫期間三ケ月を設くること、保險金受取人は告示された郵便局にて保險金の非常局待拂又は還付金竝に貸付金の非常局待を請求することを得る等であつた。そして九月五日より十月二十三日迄に取扱つた件數は一萬九千八百六十一件にしてこの金額五十一萬四千七百萬圓に達した。右のうち震災に因る死亡に對し支拂をなしたるものは千七百五十六件、二十五萬三千七百圓にして保險證券を擔保として貸付たるものは一萬七千七百三十三件、二十五萬七千二百圓に上り、解約に因る還付は三百七十二件、三千三百圓であつた。

富國徵兵の創設

富國徵兵は義に發起認可の指令に接し、爾來創立の準備を急ぎつゝあつた中道に震災に遭つたが、それに怖けず、徵兵保險（第一徵兵）より特に伊豆、吉田の兩者を簡拔し、我國最初の相互組織徵兵保險を創設した。而して帝都が未だ死灰の中に蹲まつてゐる時に、帝國ホテルに華々しい開業の宴を張り朝野の名士集まる席上に於て根津は

「從來の徵兵保險は株式組織で其利益とする處は主として株主の占有するところとなり、被保險者全體の幸福を顧るに遑なかつた。爰に鑑みて起つたのが吾々の會社である」

と、氣焰を擧げ、これに對し田農相は『震災後の事業界が愈々不振の裡に推移せんとする秋、富國徵兵が勤勞する色なく躍進を企圖することは一般事業界にとつて一服の昂奮劑を投ずるものである』と述べて會社當務者を激勵し、當社の將來を祝福した。

十三年の種々相

震災の翌十三年、生保界は保險金の迅速な支拂や支拂猶豫期間に拘らず、無制限に證券擔保貸出を敢行した事が、與つて大に世の好評を博し、募集上には有利な立場に置かれて、新契約も好績を擧げた。然しこれにはいま一つ保險宣傳の効力も見逃す譯には行かぬ。共同保險宣傳は當年に入つて愈々

幾んとなり、三月には水戸市に、茨城縣下官民合同生保大會、四月には京都に、東宮殿下御成婚記念博を機會に生命保險業者大會、六月には盛岡、青森に官民合同東北宣傳大會（補論—生命保險廣告宣傳參照）が打ち續いて行はれ、革新時代の樣相を映しながら保險思想の涵養と普及に全力を傾倒したかの觀があつた。

日本生命は、生命保險思想の涵養、死亡率の減少、健康增進等を圖り福祉施設を思ひ立ち、東宮殿下御成婚記念として百萬圓を第三十五回決算より支出して大正十三年七月一日財團法人日本生命濟生會を設立して、この種の最も偉大なる組織と機能を發揮した。

志田鉀太郎が共濟生命の常務を辭したことは新春になつてパッと擴がつたが、震災後の殘務整理も未だ終らざるに突如辭任した裏面には深き事情の存するもの丶如く業界人にも亦色々に取沙汰された

萬歲生命の創立者藤村義苗は會社が日華生命に併呑さるゝを機として十三年の晩秋、會社經營の第一陣から退いたが、送別席上に於て『福原、阿部の兩翁逝き、北里既に去つて自分自身に及ぶとき哀愬そゞろに沸くものがある』と述懷してゐた。

富士生命は宇都宮金之丞から藤田平太郎に、萬壽生命は渡邊利一郎から岸本兼太郎に移つて共に大阪に流れて行つた。

片倉生命東京支店所屬の外務社員が結束して同社の上條醫務課長排擊の叫びを擧げたのも恰度その頃であつたが、後に調停成つて圓滿に解決したやうである。

米國アクチュアリー會長として著名なアーサー・ハンター夫妻は世界漫遊の途次我國に立寄り、四月二十三日朝着京した。日本アクチュアリー會竝に生命保險協會は聯合の下に、二十八日夜芝紅葉館に歡迎會を開き栗津清亮の歡迎の辭に次いでハンターの謝辭があつたが主客六十名に上り、和氣靄然たるものがあつた。

簡易保險規則改正は十三年六月九日遞信省令第三十號を以て公布された。改正の骨子は癈疾約款の新設と保險料還附割合の增加にあつたが爰には前者の一項だけを揭げる。

被保險者が保險契約の効力發生後の傷害に因り、兩手兩足若は一手及一足を失ひ又は兩眼を盲したる場合に於て、保險契約者保險契約の解除を爲さゞる旨を表示して、其の事實の承認を請求し簡易保險局之を認めたるときは將來の保險料は之を拂込むことを要せず（第二十二條の二）

ジエー・アイ・シー・ユー　進み行くのが時潮である、生保業の第一線に立つ者も凡ゆる見地からしての地位の向上と確保を自ら爲さねばならぬ。といふ議論は一再ならず說へられて來た。然しながら世の大衆運動に併行は愚か、外務員聯盟の一事さへ迚も覺束ない我が保險界に、長門要三を委員長とするジエー・アイ・シー・ユー（J. I. C. U）Japan Insurance Canvasmen's Union が十三年十月頃次の如き規約を竝べて呼びかけて來たが「日本保險外務員同盟」とでも譯すべきか。

組合綱領

一、本組合は組合運動に依つて勞働條件の維持改善に努力す。
二、本組合は加盟員の相互扶助に努力す。
三、本組合は加盟員に對する勞働不安の芟除を期す。
四、本組合は被保險者たる民衆の利益を危殆に陷る一切の手段の絕滅を期す。
五、本組合は民衆の被保險者利益の爲めに保險關係法令の改廢を期す。

六、本組合は加盟員の知識及人格の向上の爲めに所要機關の設置を期す。
七、本組合は內外社員の差別待遇特に責任額及超過手當制度撤廢を期す。

以上の外に宣言中には『奸譎なる保險企業者は各人を犧牲として被保險者たる民衆に對して其毒手を振ひつゝある』とあつて、その言ふところ多くは過激に亙り、誰も眞面目なる者の所業とは思はなかつた。この疑問の一團は、その後幽靈のやうに消えうせたが、斯界共通の恩給制度とか、共濟機關とかの設置を呼ぶ聲が漸くその後に高まつて來たのに徵すれば或は多少の剌戟なしとしなかつたか。

北里裟袈男

福原の逝去・北里退場　福原有信は大正十三年三月三十一日逝去した。享年七十七。その訃音は德望高きだけに各方面から惜まれた。明治二十一年、加唐爲重等と謀つて帝國生命を創立し、取締役社長となり、三十四年には保險業視察の爲め歐米を漫遊し、四十一年には有志と共に生命保險會社協會を組織して理事となり、大正六年には理事會々長に推されて同十二年まで及んだが、その勞や沒すべからざるものがあつた。

福原沒落の帝國生命は社長問題を繞つて種々の下馬評が交されたが、當時既に株の過半數を有する古河系が、その主權を掌握して代表者井上公二を監查役から廻して取締役社長たらしめた。その結果は福原を輔けて聲望あつた北里裟袈男（專務）は世間の疑惑裡に彼の一黨たる高橋久吉（營業課長）、中松龜太郎（徵收課長兼統計課長）野呂洋（大阪支店長）、高橋通（福岡支店長）、秋山妙治（醫務課長）小川庄太郎（秘書）等と共に袂を連ねて寂しく同社を去るに至つたが、その心情は掬すべきものがあつた。

阿部泰藏逝く　阿部泰藏は大正六年病を獲て爾來專ら療養に努めてゐたが遂に起たず、十三年二月十二日午前七時芝區白金三光町の自邸で逝去した。爰で阿部の經歷を見るに

阿部は嘉永二年、三河國に生れ、父は豐田鉉剛といふ醫師であつた。後（萬延元年）豐橋藩醫阿部三圭の養子となつて小野湖山、齋藤拙堂、谷敬介等の門に學び、慶應元年に慶應義塾に入つた。明治三年十一月、明治政府に召出され、大學出仕を仰付られ、南校に出勤したが、年齡僅かに二十二歲であつた。翌年八月には少敎授に任ぜられ、更に後文部省編輯權助となり、太政官六等出仕（明治七年四月）に補せられ、八年十月二十八日依願免官となつた。

そこで阿部は十一月二十四日、母校慶應義塾の敎師となつたが、程なく明治九年四月、再び官海に返咲き、文部省六等出仕に補せられ、文部大輔田中不二麿に隨つて敎育事務取調を名として米國ヒラデルヒヤ市の萬國博覽會に派遣せられた。明治十一年十二月依願免官となつて官海を去る。（生命保險會社協會社々報第十八卷第一號、我國に於ける科學的生命保險業の興起（二）に據る）

それより間もなく明治生命の創設に着手したものと思はれるが、當時世間が保險の何たるやを解するものなき時代に、逸早くもその先驅をなし、自ら身を挺して東奔西走したことは、以て本邦生命保險業の建設と盛運の爲に特筆さるべきものである。また生命保險會社協會組織さるゝや推されて第一次の理事會々長ともなり、更に大正十五年十二月、我邦生保業創始三十五年を機として阿部の功勞を表頌するや、集る者一千餘人に上つたが、以て其德風の高きを測るに充分であり、この先覺者の名は斯業の隆昌と共に永く後世に輝くことゝ信ぜられる。

簡易保險引上と郵便年金實施

遂に四百五十圓に引上　簡易保險の最高金額を三百五十圓から五百圓に引上ぐべしとの說は第五十議會より問題となつてゐたが、愈々簡易保險契約高が十億達成（十四年十二月三日）の前後から熾烈に具體化して來た。依つて民間業者は直ちに反對の鼓を鳴らして、これが阻止運動に着手し、引上反對理由書を提出して反省を促した爲め、簡易保險當局も態度を緩和して原案を四百五十圓に改めて十五年二月三日の衆議院本會議（第五十一議會）に上提した。そして遞信大臣安達謙藏より『平均保險金額が總じて著增の傾向にあるのは、國民生活程度の向上、物價勞銀の騰貴、保險思想の普及等、樣々なる社會事情の變化に伴ふ自然の結果である隨つてこの自然の趨向に對應するには簡易保險もその制限額を四百五十圓程度に引上げることが最も適當と信ずる』と、提案理由を說明した。次いで同月十日の簡易保險法中改正委員會に於て若宮貞夫（政友）より次の希望條項を附することを提出し、十三日の本會議に諮つて無事に下院を通過した。

希望條件

積立金の運用に就ては勉もすれば大都市に偏向あり且保險契約の多少に依るは不可なきも必ずしも之に拘泥せず政府は宜しく其の運用に就て地方町村に普及する樣努むべし。

下院を通過した引上案は貴族院に廻付され、三月三日の本會議に上程されたが委員長小松謙次郎より報告の後、遂に可決した。斯くて簡易保險令中改正は四月十四日に勅令第六十七號を以て公布され五月一日より施行された。

郵便年金の實現　一つ遞信局は多年の懸案として郵便年金の實現を圖つてゐたが第五十一議會に提出して見事に通過したので大正十五年三月二十九日附法律第三十九號及同四十號を以て公布さるゝに至つた。その要綱とするところは老衰者又は寡婦の如きものが、所得能力を失ひたる後に於ても其の生活の安定を圖らんが爲に相當の掛金を爲し、老後又は世帶主を失ひたる後に於て終身間年々一定の收入を保證せらるゝ組織で、最高年金額二千四百圓（月額百圓）であつた。郵便年金法の實施に伴ひ簡易保險局官制中改正が十五年八月九日勅令第二百七十七號を以て公布され郵便年金は同年十月一日から實施の運びに至つた。

片岡商相の保險政策

所謂チルメル問題　加藤（高明）第二次內閣の成立と共に、商工大臣は片岡直溫が其椅子を襲ふた。片岡は就任以來、生命保險事業に對する蔭著を傾注して、積極的に指導矯正の立場に立つたが、自己が永らく斯業經營の經驗を有し、斯業を理解せるに拘らず、その行ふところは民間業者にとつて苛烈過重の思ひをさせることが多かつた。

その第一は『チルメル』式保險料積立金に關する件で、片岡としては現行のチルメル式、特にその全期チルメル式では萬一の場合に

處する點に於て欠くる所あるを以て、之を純保險料式に改むるを至當と認めるといふにあつた。然し純保險料式を採用してゐる會社は僅に數社あるのみで、全生保會社に對し之を法令に依つて直に純保險料式に改むることは困難なるべきを以て、五ケ年間だけチルメル式を認め、それ以後は純保險料式の積立てとなす意嚮の下に、生保協會に諮問した。これに就て業者側では種々討議の後、結局十五年短縮の原案を作製して答申した。

第二の問題は內容公示に關する件で、當局は會社の實地檢査を行つた際には、其檢査の內容を悉く公表するといふにあつた。これに對する業者の答申は、主務省に於て一般に公表せらるゝ事項に就ては省令規定の範圍に止められんことを希望し、殊に純保險料式積立金と「チルメル」式積立金の差額を公表するが如きは斯業の眞相を解せざる世人をして會社の健否に就き疑を抱かしめ、反つて不正競爭の具に供せらるゝことを强調した。

いま一つの問題は?　所謂チルメル問題は、その後紆餘曲折を經たが、新たに免許するもの又は新たに申請する新種保險に對してのみ五年制限のチルメルとする事項を省令にて規定し、其他は總て今後の契約に對して各社が自發的に十年チルメルとなすこと、既存契約はその儘とする事に決した。

この外には殖民地に於ける保險行政の統一、生命保險外ではあるが、損害保險調査會の設置等、十五年九月、藤澤と更迭するまでの期間は短かつたが、片岡の保險行政は特記するものが尠くなかつた。然かも歷代の農商務、又は商工大臣たる河野廣中、山本達雄、荒井賢太郎、田健治郎、前田利定、野田卯太郎といふ顏ぶれで、保險の事など分らぬが僥に次官以下の吏僚に委せ放しであつただけに、片岡の保險行政には、適否は別とするも、一つの信念と主張があつたゞ片岡があれだけの玄人として實際自ら苦楚を嘗めてゐながら、各國を通じて認めてゐるチルメル式を卒然と純保險料式に改むるべき意嚮を有してゐた如きは、明かに彼の遠算を物語るものにして、業者も痛いところを突かれた代りに、片岡自身も、この問題の爲には尠からぬ痛手を受けたものである。

片岡は商相就任早くも會社の內容公開主義を指標として進んだ。その結果は會社の失態暴露や業績惡化などが直ぐさま新聞雜誌の記事となつて現はれたが、これは明かに片岡の保險政策が齎した一つの現はれであつて、業者の顰蹙を買ふことが尠くなかつた。

生命保險國營の暗雲

憲政會の新政策　大正十四年から十五年にかけては生命保險國營の暗雲が最も繁く去來した時である。元來、憲政會內には國營思想の保持者が多いが、熟柿十年にして漸く政權にありついた同黨としては、その延命策として十五年八月、多くの新政策なるものを揭げた。その中に數へられたものに『生命保險事業の官營』といふのがあり、その理由としては、國民生活の保障等を云々したが他面政府の財源に充てんとするにあつた。國民利益のために保險國營を是とするだけなら理窟もあらうが國庫財源のために

國營を必要とするといふに至つては、誠に亂暴至極の主張で、その無知無謀は識者の哄笑を招くものがあつたが、その暗雲は一向に去るべくもなかつた。

偶々片岡が商相となつて以來は、監督嚴重を極めた爲め、八千代生命を筆頭として頻々たる不祥事件を續發し、その都度斯業に對する疑惑を深めることが多かつたが、中にはそれを一つの理由として政府筋の要路者は保險は官營でなくてはならぬといふ結論を持出すのではないかとの觀測も下された。

國營か否かの質問

それに片岡自らが主義としては國營論だなどと立場をも省ず、洩らしたことが更にこの暗雲の動きを强めて、遂には大正十五年三月十三日、郵便年金法に關する衆議院議事中に於て一議員から國營問題に就ての質問があつた。

〔濱田精藏君〕「只今民間に行はれて居ります所の保險を官營に移すといふ御計畫があると云ふことに就きまして質問を致しました所、大官よりの御答辯に依りまするに云ふと、左樣の事を言明致したことはないがさりながら左樣の趣旨を以て調査したこともある又今後も或は調査するかも知れぬ多分調査するであらうがさりながら直に其保險官營と云ふことに向つて進む考は無いと云ふ御答でありまして、私は其機會に於て商工大臣より明かなる御答辯を得たいと思ひました。けれども其機會を失しましたるが爲に本日此機會を利用致しまして御承知致しますのでありますが、御承知の通り此民間の保險會社と云ふものは非常に今日は發達致しまして、凡そ我國の事業中初めより政府の補助其他の誘導と云ふ如きことに由らずして自分の手で以て是程發達致した事實はない——ないのみならず今日に於きましては其積立金は莫大なる高に達して居りますのでありまする卽ち銀行の銀行であると言はれる位でありますが故に之を官營にするかせぬかと云ふことは、我が經濟界に於きまして絶大の影響があるのであります。當業者に於きましては片岡商工大臣が所謂保險通であるが爲に、或は左樣の御計畫がありはしないかと云ふ點に於て非常に疑を持つてゐるのであります、此點に付きまして先刻申しました通り次官よりの御答辯には私其だ不滿を感じましたので、此機會に於きまして左樣の御考があるか御調査の結果官營と云ふことが宜しかつたらば御實行になるか、又は其方針で今後も御調査になるか否やと云ふことを此機會に於て御言明を願ひたいのであります。

〔國務大臣　片岡直溫君〕　生命保險事業は極めて長期に涉る事業でありまして、其性質から考へますれば國營に致すと云ふことは敢て不當ではないと思ひます。併しながら今の御質疑にもございました通り今日は契約高既に四十億を超して居ります。併し是等を經營致して居りまする會社の數は四十餘でありまして、四十餘と云へば僅かのやうに聞えますが生命保險の營業は各支店出張所代理店を通じて契約を致して居るのでありますから此經營の場所と云ふものは非常に廣いのであります。それ故に今日の場合に於ては可なり競爭の弊害を生じて居ります。併し前段申上げました如く既に四十億餘の契約高に達して居りまする以上は經濟界に於ける此資金の積立金の運用等に於きましては、廣き關係を持つて居るものであります、それ故に相成べく現在の弊害を艾除をして將來十分なる發達をさせたいと云ふことが只今の私の考であるのであります。併し是等の矯正は果して出來るや否やと云ふことは將來に於て大に考慮を要するのであります。斯くの如き次第でございますから今日只今の所に於て國營に移さうと云ふ考へは持つて居りませぬ。

右に於て一先づは打消してゐるが、心ある者は官場の慣行から推して、その釋明を以て直ちに國營の暗雲を解消しやうとする者はなかつた。そして國營論に就ては生保界でも二つの傾向を辿り、一つは、政府が國營を斷行する場合は民間に委して置いて發達せぬとか政府として當然保護奬勵を要し國家有用の事業であるとかの場合でない限り國家が手を出すべきでない、といふのと、いま一つは保險

國營など出來るものでないと、頭から見縊る一派とがあつたが、生保協會などでも、理事の淸水文之輔を憲政會の政務調査會に臨席させて『保險國營有害論』を論じさせ、國營禮贊者の蒙を啓くと同時に國營に對する諸問題の研究調査の爲に乘出さざるを得なかつた。

掠奪募集の激成と配當競爭

取締規約も一片の反古

大正十五年初頭の經濟界は逐一不況を傳へて、漸次惡化の度を進めたが、我生命保險業も亦財界の一支流たる以上勢ひその惡反動を受けねばならなかつた。たゞ通り一遍の觀察を下すと大正十三年の十億圓の新契約に對して、十四年は十二億圓を得て二億の增收を示し、失効解約は前年より其比例を低減してゐる有樣で、不景氣風は何處を吹いてゐるといひたい所であつた。

然し底を突いて流るゝ暗流は契約の爭奪、而もそれは泥合戰の最も醜惡なる相を映して容易ならざるものがあり、財界不況の深まると共に、斯界の競爭は愈々白熱化し、勢ひの及ぶところ、所謂掠奪問題は一段の拍車をかけて深刻化した。

そこで生保協會では、この惡氣流をこの儘に放置すれば益々その弊害を助長して、保險界の信用を毀損するといふので、曩に（大正四年六月）申合せた『使用人取締に關する規約』を更に一層嚴重に勵行すべく各社に通牒を發した。所で事實は『使用人取締規約』も一片の反古に等しく泥試合は更に昂じて遂には前橋事件なるものまで轉化し、或は地元代理店の上京陳情となり、或は掠奪の張本と目された第一生命が、前橋に出張して、その眞因を探ぐる等、當時の生保界は紛然雜然たる有樣であつた。前橋事件といふも、適々その一例に過ぎず、それに似た忌はしき事實は恐らく各地に潛められてゐたと見えてどの社も餘り强硬にも出られず、協會も規約を適用するどころか、徒らに耳を掩ふて鈴を盜むより外に途はなかつた。

新潟縣「五十萬圓事件」眞相はブローカー制の缺陷

斯くて掠奪問題は生保協會の取締規約を有名無實化して有耶無耶の間に運ぶうち突忽として新潟縣下に『五十萬圓事件』が持ち上つて再び生保界に大きな波紋を描いた。

事の起りは十五年六月十八日午前十一時、日本共立生命東京支店へ同社新潟支部より被保險者たる新潟縣中蒲原郡須田村高額納稅者農業小林謙吉（四九）が十七日午前一時死亡した旨、電報にて通知があつた。日本共立で直に調べかゝると、他社にも高額契約があるので、協會に向つて關係會社へ通牒調査方を依頼した。協會から各社へ通知となつたが、そのうち日華生命へも、日本共立と同樣の電報が入つてをり、其の死因は脚氣衝心と報ぜられてゐた。そこで生命保險協會は十八日午後五時より緊急協議會を開き、取敢ず各社に對し、小林に保險契約の有無、竝にその條項を問合はすことゝなつた。そして二十五日までに一應各社より回答があつて、關係會社十四社に及ぶこと、竝にその契約條項が明瞭となつたので、更に各方面から蒐集した材料等を持ち寄つて再協議を遂げた。尙各社から回答された內容は大體次の如きものであつた。

小林謙吉の會社別保險契約高

社名	保險金額	保險種類	契約成立	拂込法	備考
日本	三、三〇〇円	尋常終身	大正二、三年	拂有効	
	一、三〇〇	尋常終身	同二、三年	同	
	五、〇〇〇	有限終身	同一四、五年	半年拂同	
共濟	五、〇〇〇	七十歳養老	同二、三年	同	
	五、〇〇〇	不詳	同七、九年	同	
旭日	五、〇〇〇	不詳	同八、一〇年	同	
	一〇、〇〇〇	普通廿年滿期	同一四、六年	拂有効	
第一	一〇、〇〇〇	廿年滿期養老	同八、一半年拂	有効	
仁壽	一〇〇、〇〇〇	利付廿年滿期	同一四、四年拂	失一五年五月	
東洋	三〇、〇〇〇	廿年滿期長壽保險	同一四、六半年拂	失一四年五月	
八千代	三〇、〇〇〇	二種十五年拂終身	同一四、七半年拂	失一五年二月	
常磐	三〇、〇〇〇	乙種養老	同一四、七一年拂	有効	
	三、〇〇〇	新種養老	同一四、九一年拂	同	
愛國	三、〇〇〇	新種養老	同一四、一二一年拂	同	
日華	三〇、〇〇〇	廿年滿期乙種養老	同一四、一二一年拂	同	
富士	一〇、〇〇〇	特選養老七五歳受取	同一四、一一年拂	同	
東海	三〇、〇〇〇	普通終身廿年拂	同一四、五一年拂	同	
日本共立	三〇、〇〇〇	利無廿年拂込終身	同一四、五一年拂	同	
中央	一〇、〇〇〇	廿年滿期	同一四、五一年拂	同	

以上の總契約額は五十六萬圓となるが、其うち二十二萬圓（東洋五萬圓、八千代五萬圓、仁壽十萬圓、旭日二萬圓）の失効ある爲に有効契約として支拂はるべきものは三十四萬圓であつた。

初め業者は驚破こそ、第二の秋田、佐藤事件として狼狽したが、疑問の起るのも無理からぬ話であつた。第一、十四社を相手に五十六萬圓もの保險を極めて短日月の間に締結したこと、竝に脚氣衝心なる症狀の下に急死したことが疑惑を受くる理由であつた。然し事實は死因に不審もなく、小林の方でも特に火葬の慣例を破つて土葬に附し、疑問とあれば何時にても解剖に應ずべき處置を取つたので各社では保險金の請求に應じて夫々支拂をなすことになつた。

さて、五十萬圓事件は斯くて泰山鳴動鼠一疋の例に洩れなかつたが、問題は年收三萬圓を出でざる身分で五十萬圓もの保險をつけた所因であつた。それには先づ小林の背後に新契約ブローカーがゐたこと、第一回の保險料を其儘棒引されてゐること、會社の數の多いのは次第に割引率の强い會社に移行したこと、等の諸點を思ひ繞らすと前述の疑惑も一切が氷解する。事件の裏を行く變なトリック、天に口なし人をして言はしむるが、怪且つ醜の兩相を描く五十萬圓事件は將に大正末期の募集情弊を語る壓卷であつた。

高記低料の新機運

大正の後半から生命保險界には高配か、低料か互に相爭ふ二つの傾向が現はれて來た。就中、大正十五年はその全盛時代にして、高配を標榜實行するものに、大同、仁壽の兩社があり、之に代つて低料を看板として呼びかけたものに、萬歳、愛國の兩社があつた。

當時募集戰は弊害百出の裡に推移してゐたが、高配か、低料か、この露骨なる新風潮は更に一段と他を駭して我を衰むる機運を醸成した。而して保險料の低廉と配當の高率は單に實戰に立つ外務社員の手前味噌と吹聽だけに終らず、保險問題の焦點となつて幾多の論

爭が重ねられて行つた。固より生命保險料の低下と契約者に對する利益配當增加は斯業發達の爲に喜ぶべきことではあつたが、この二大傾向たるや、一は保險料の低下を更に低下せんとし、二は徒らに其配當の高率を誇張せんとし、其競爭の及ぶところ測るべからざるものあり、然かも本邦唯一の低廉なる保險料を主張する會社や、本邦最高の配當を高揚する會社が二、三にして止まらぬ爲に、世人は向背に迷はざるを得なかつた。その結果は利益配當に對する觀察が一層强められ、高配、低料の比較論爭は斯界分野を一步出でゝ普通日刊紙にまで及び、遂には大阪朝日（昭和二年七月十一日）まで乘出してこの問題を社說にて論ずるに至つたのである。

改訂高等讀本の「保險」

保險思想の涵養は先づ小學兒童からとなし生命保險業者は豫て『生命保險』の一課を小學讀本に揭載の件を建議してゐたが教科書の改訂を機として從來高等科三の卷に在つた『保險』の一課を更に平易に說明して新版國定高等小學讀本卷二第十課に次の如き保險の科目が挿入せられた。

第十課　保　險

人は何時どんな災難にかゝるかわからない。多額の費用を投じて新築した家が、火災のために時の間の煙と化することもあれば、壯健な人が一夜の內に不歸の客となつて、妻子が路頭に迷ふやうなこともある。其の外、船の難破によつて破產した船主の話や、運惡の途中貨物を失つて大損害を被つた商人の話など、災害に關する幾多の悲慘な話が傳へられてゐる。

斯う考へてみると、我々の生活は誠に危險の多い不安なものと言はなければならない。そこで災害から起る損害を塡補する途を講じ、それによつて此の不安を除かうとするものが保險である。卽ち一人にとつては致命的な大損害でも、若し之を多人數で分擔すれば一人の負擔は極めて輕微で、殆ど意とするに足らないものとなる。故に多數の人が、同じ目的の下に集つて一つの團體を作り、其の中の人が損害を受けた場合には、協力して之を救濟しようといふのが保險の趣旨で、他をも救ひ、他からも救はれようといふ相互扶助の美はしい精神に根ざして居るのである。

保險事業は、之を經營する者卽ち保險者と、保險を附せんとする者卽ち保險契約者とが豫め契約をしておいて、保險者は保險契約者から保險料として一定の掛金を受取り、契約中に保險事故が起つた場合には、約束の金額を被保險者又は保險金受取人に仕拂ふ仕組になつてゐる。

今日我が國に行はれる保險にはいろ〳〵あるが、主なものは火災保險・運送保險・海上保險・生命保險である。

火災保險は、家屋や物品等が火災のために燒けた場合に、其の損害を塡補するための保險である。

運送保險は、陸上及び湖川、港灣等に於ける貨物運送に關する保險であつて、運送中の貨物が火災・水難・盜難等にかゝつた場合に、其の損害を償ふものである。海上保險は特に海上に於ける事故に限るものであつて、船舶及び其の積荷に對する損害を塡補するものである。

生命保險には、終身保險・生存保險・養老保險の三種がある。被保險者が死亡した場合に保險金を支拂ふのが終身保險・被保險者が一定の年齡に達した場合に保險金を支拂ふのが生存保險である。教育保險・結婚保險などは後者に屬する。養老保險は終身保險と生存保險とを混合したもので、被保險者が一定の年齡に達した場合にも、保險金を支拂ふのである。

是等の保險事業は、一般に保險會社に於て取扱つてゐるが、又政府でも簡易生命保險及び健康保險を經營してゐる。

節易生命保險は、小口のみの契約に限られるもので、全國の郵便局で取扱ひ、手續が總べて手輕である。

健康保險は工場や鑛山に働く人々に對する特別の保險であつて、其の人々の疾病・負傷・分娩・死亡等の場合に、醫療を施すとか、手當金を與へるとかするものである。

保險によつて損害が塡補されることは、獨り自分が安心を得る許りでなく、やがて他に對して取引上の信用を增すことになる。それで今日の複雜

な世の中に於ては、諸般の取引が保險を背景として行はれる。

投資團の癌・破綻町債　生命保險會社十四社が北海道留萌町に築港事業資金として融通した二百四十九萬餘圓は大正十四年三月末を以て償還期に達したが、この築港事業は政府事業の繰延べに依つて事業休止の狀態に陷り、元金の償還は愚か、その利子さへ支拂へない窮境に陷つた。それで投資團側でも其措置に窮し、大藏、內務の兩當局に陳情する一方、美濃部達吉にも依囑してその意見を求めたところ、美濃部は『町債の償還不納は國自身も重き責任はあるが、此責任は唯德義上の責任に止まり、債權者は訴訟の手段を以て國に對し其責任を追究するの途なし』と結論した。然るに業者側の淸水文之輔は『留萌町が本件の債務を辨濟する能はずして資力全く盡くるに至りたる場合には債務中の未濟の部分は終局に於て國家之を辨濟するに至るべきものとす』との解釋をして問題は愈々縺れ出したので、留萌町長小林正藏は同町會議員四名の上京となり、生保協會に於て堀貞、淸水文之輔、磯野正登等と種々打合せをなしたが、一方磯野正登、富永義孝の兩者は十五年八月十九日東京發、同地に赴いて財政狀態及び今後の方針に就て詳細なる調査報告をなしたのである。

十四年の主要記錄　以上の外に十四年一月には帝國生命の社長井上公二が突如逝き、朝吹常吉がその後を襲つて社長となつた。保險課長中松眞卿は歐米の保險業を視察して、歸京し共濟生命には支配人中村文四郎の一黨が、安田保善社理事結城豐太郎の專橫に服し難く騷動を起し、八千代生命は無軌道の積極政策が主務當局の忌諱に觸れて改善命令が下り、東京朝日に依つて大々的に素ッ破抜かれ、早くも轉換の秋を急がねばならなかつた。その前後から片岡商相の保險政策は漸く銳鋒を現はし、業者の心底を寒からしむるものがあつた。藤山雷太一派の策する國民生命保險は却下となり、それに先立つて三月十六日には關東廳の保險法令が改正されて廳令第四號を以て公布され、官民合同の生命保險大會は九州に移つて、福岡（四月四日）、熊本（四月六日）の兩縣下で開かれた。

多難なる十五年　大正十五年は最も多事多難の記錄を止めた年で殊に會社の主權者更迭が目立つて多く、先づ共同生命は玉屋へ、橫濱生命は石川へ、國光生命は中川へ、日之出生命は住友へ、大安生命は橋本へ、高砂は三井へ、夫々動いたことである。この中で三井、住友の大財閥が生保經營に乘出したことは同じ動きの中にも沒落を急ぐのと違つて歡迎もされ、衝動も與へた。日本アクチュアリー會は、多年の懸案たるアクチュアリー公認の建議をなし、また矢野恒太は積立金問題に災ひされるを潔しとせず一時辭意を固めたが、各方面の留任運動强く、任期中の條件付で辭意を飜し、海の彼方からは米國ミューチュアル生保會社の醫長ハーバード・オールドが六月我邦保險界視察の爲に來朝した。

十五年は生保界の亂舞時代とも見られ、愛國は最低廉の新種養老保險を實施し、共濟は安田善次郎に代つて善五郎が乘り出して社長となり、二億達成の直後は社名改稱を寄々企て仁壽は二億、國光は一億、第一徵兵も亦二億達成で共に輪奐の美を競ふたものである。第一徵兵は祝福の中に小澤武雄逝き、制を廢して太田淸藏が社長と

なり、名實共に主宰者となつた。住友に移つた日之出は五月大阪に轉じ、共保は幸福生存保險を實施し、兎も角發展の氣構をしたが、旭日は小口今朝吉、中村準策等の隱謀家に依つて蝕まれて行つた。曩に改善命令の斷壓に依つて一頓挫を來した八千代は七月一日より生存保險を中止して再度の蹉跌を來し、愈々急角度に傾かざるを得なかつた。曾て保險課長竝に水產局長であつた村上隆吉は水產會漁業組合と聯絡をとつて漁業民を主とする特種の生命保險を目論んだが結局計劃倒れに終つた。九月十四日には片岡に代つて藤澤幾之輔商工大臣となり、十月十一日には簡易保險創設十周年記念會が催された。その契約件數九百餘萬件、契約金額十二億に達して安達逓相の得意想ふべきものがあつた。第五十二議會には前太平生命統計課長長田義定の創意に依る各府縣に一つの生保會社設立の件を荒川五郎、田中萬逸が提案者となり二百餘名の贊成者を得て請願第三三六號を以て、受理され、提案には至らなかつたがこの無謀な計劃はその愚昧の程を憐むよりほかなかつた。

千代田生命の專務濱田長策は十一月二十一日、宿痾重つて湘南小田原に逝き、橫濱生命は石川德右衞門から板谷宮吉の手に移つた。

弱體保險問題の急轉　斯くも慌しき十五年十一月、獨逸 München 生命會社醫長 Dr. Oscar Rücker-Embden 來朝し、獨逸に於ける弱體保險の實情、その發展過程竝に事業上の取扱等を詳細に說いて、日本も速かに弱體保險を實現するやう要望したが、Embden の來朝は我邦の弱體保險問題に一大炬火となり同時に所謂革新時代の最後を飾るものであつた。

再整理時代

（昭和二年——昭和八年七月迄）

財界恐慌後の合同機運と其實相

銀行パニックの痛手　その直接の動因は、藏相片岡直溫が震災手形の措置を誤れる爲、我邦の銀行界に大動搖を來し、昭和二年四月、支拂猶豫令まで實施されて、經濟界に未曾有の大混亂を惹起するに至つた。この銀行休業の騷動は直に新春財界の舞臺を暗轉して、我が生命保險業にも一大衝動を與へたが、而もそれを發端に急轉廻を餘儀なくされた生保界の情勢は、尙一層諸惡の種々相を映出せざるを得なかつた。先づ直接の痛手としては、十五、近江、臺灣、村井、八十四、中澤等の各銀行の破綻に伴ふ預金の焦付であつたが、殊に十五銀行の如きは從來一流銀行として信用もあつたところから、之と關係を結ぶ保險會社も相當多く、直接の影響は輕少でなかつた。それに支拂猶豫令の實施は勢ひ募集上に大なる障壁となり、業界は二重三重の暗雲に閉されてしまつた。その以前、生命保險業は、大正十三年に十億圓、大正十四年に十三億圓大正十五年（昭和元年）に十三億三千萬圓の新契約の成績を擧げてゐるから、昭和二年には前年の比率でゆけば十四、五億程度の擧績を示すべき筈であるが、事實はこれを裏切つて八千萬以上の減少を見せてゐるのである。之に依つて見ても恐らくは本邦生命保險業の

全盛期は大正十四年を以てその榮冠を地に投げたものと見らるゝ。同時に昭和二年の生保界は財界の波動に支配されて、或は新契約の減少となり、或は失効解約の增大となつて、事態は年を逐うて急迫し、常に斷崖をゆく如き境地に立たねばならなかつた。そしてかゝる不遇が竟には生命保險の分野に激しい轉向の機を呼んで、後に遁ぶる再整理時代を現出するに至つたのである。

先づ支拂猶豫令に對する業者の對策に就いて見るに、昭和二年四月二十二日、會社の各代表者は生保協會に會合して之が對策を練つた結果、二十二、二十三の兩日、銀行は臨時休業するが生保會社は休業しないこと、モラトリアム實施中と雖も保險金は出來るだけ支拂に應ずることに決し、更に次の如き申合せをなした。

一「四月二十二日より五月十二日迄の間に於て支拂を爲すべき私法上の金錢債務」とは之を保險料の拂込に付て云へば「此期間內に保險料拂込期日の到達したるもの」より「此期間內に拂込猶豫期間の最終日の到達するもの」に至る一切を包含す。例へば

甲、此期間內に拂込期日の到達したるものに付ては其の拂込期日は二十一日間延期せらるゝが故に約款上の猶豫期間は二十一日の滿了したる時より進行す。

乙、四月二十一日以前に拂込期日が到達し「四月二十二日より五月十二日迄」が約款に依る猶豫期間中に屬する場合には猶豫期間の最終日より二十一日間延期す。

丙、四月二十二日より五月十二日迄の間に猶豫期間の最終日が到達するものに付ては其の最終日より二十一日間延期す。

また遞信省でも同四月二十五日、省議を開いて全國郵便局に對しモラトリアム施行に依る簡易保險並に郵便年金に關する債務支拂延期方法に付き左の如き通牒を發した。

今回勅令第九十六號に依り私法上の金錢債務の支拂延期等に關する件公布されたるについては昭和二年四月二十日以前の締結にかゝる簡易生命保險契約及び郵便年金契約にして昭和二年四月二十二日より同年五月十二日迄の間に月掛保險料拂込猶豫期間又は保險契約者に對する貸付期間の滿了するもの並に掛金拂込期日の到來するものにありては、その翌日より起算し二十一日後に於て期間滿了し、又は期日到來するものとして處理すべきものにして從つて右延期せられたる期間に對しては延滯料延滯金及び貸付金の利息を附せざる儀に付、取扱上行違ひなきを期せられ度し、但し簡易保險局の支拂ふべき保險金は平常どほりとす。

共同生命の解散

さて保險界はいよ〳〵多難な情勢に呻吟し、終に再整理時代の誘因となつたが、次に述べる幾多の事實は之を雄辯に物語つてゐる。

昭和二年の新春劈頭、豫て漫性衰弱症に陷つてゐた共同生命は、資產運用に就て非難の聲高まり社長玉屋時次郎は一段下つて副社長となり、名和長憲が新たに社長となつた。然しこの頃、從來の放漫政策の責をも顧みず、恬然として副社長の椅子に構へる玉屋に向つてその責任を詰るもの漸く輩出し、それが延いて現重役不信任の叫びに轉じて來た。かく社內騷然たるうち玉屋は社金二百五十餘萬圓を總武銀行、藝備銀行に流用した事實發覺し、二年七月十三日背任橫領の嫌疑で召喚されてしまつた。かくて首腦部を失つた會社はその去就に迷つてゐたが、大阪の實業家平賀周一派が掌中に收めた。然し病膏肓に入り衰弱し切つてゐる當社を平賀一派も如何ともする能はず、早くも轉實に焦慮するうち、昭和三年六月八日商工省より最後の斷案、事業禁止の命令が下された。（會社統計編二一三頁解散會社沿革同社の項參照）それと共に翌九日當局より次の如き解散命

令の理由が發表されて終つたのである。

解散顚末書

東京市日本橋區檜物町五番地六番地に本店を有する共同生命保險株式會社は本月九日商工大臣の事業禁止處分に因り遂に解散するに至れり。

抑々同會社は明治二十六年十二月中國民生命保險株式會社なる商號を以て廣島縣下に設立、翌二十七年一月開業したる生命保險會社にして設立當時の資本金は二萬五千圓なりしが明治三十九年中十萬圓と爲し、大正二年中經營者の交代と共に更に五十萬圓に增資し、本店を東京市に移し同時に商號を現在の共同生命保險會社に變更したる會社なり。

會社は廣島縣下に於て經營の時代は地方小會社にして小規模に營業し來りたるものなるが、東京に移轉後は積極方針に轉ずるに至れるも、事業當に不振にして缺損を累ぬる狀態なりしを以て當省より屢々其の整理改善及缺損塡補方法の確立等を命じ、更に未拂込株金の拂込、不當貸付の回收、其他財產の充實、業務全般の改善を命じ、又財產の供託、新契約の停止及取締役の改選をも命じて可及的整理をせしめんとし、又當局に於ても之が整理に付種々斡旋する所ありたるも、豫期の如き整理充實の實を擧げ得ざるのみならず、財產狀態は益々不良に赴き其の缺損は意想外に巨額に達し最早到底整理の見込なく此の儘に推移せしむるに於ては保險契約者被保險者、保險金受取人等の迷惑を一層大ならしむるの虞ありと思料し、遂に斷然事業を禁止するに至れるものなり。

現在同會社の保有する契約高は會社の報告に依れば本年四月末に於て一萬三千三百八十件、此の金額八百九十二萬九千五百四十六圓なり。

中央生命の一波瀾

旭日生命の沒落

共同生命はかゝる顚末で終つたが、共同生命が紛擾の最中、中央生命では、昭和二年六月專務の佐藤重遠が社金を流用して召喚され、遂には累を前專務尾崎庄兵衛、其他社內の者にまで及ぼして容易ならぬ打擊を蒙つた。この時の臨時評議員會に就き滑稽な挿話がある。監査役の岩村辰次郎は七月八日午後四時東京會館に於て臨時評議員會を開き佐藤重遠解任の決議をなすべく評議員に通知を發したが、これを聞知した佐藤派は急遽同日午前本社に於て監査役岩村辰次郎解任の臨時評議員會の召集通知を社長前田利功の名義で出した。然るに前田は翌日その由を知つて、之亦狽てゝ小生名儀に依る岩村解任の臨時評議員會招集通知は小生一切關知せずと通牒を發したが驚いたのは評議員で、一時に三つの通知狀、而も二通は午前と午後の差とそあれ同日の會議なので宙に迷はされてしまつた。然るに七月八日午前の佐藤派の會は招集通知に法定の日數を缺いだ爲無效となり、出席者定數に達しないために流會となつた。岩村名儀の臨時評議員會は前記の通り開かれ直ちに取締役佐藤重遠解任の決議を承認したさて會社側はその後七月二十四日、八月一日臨時評議員會を開き前田利定を再び社長たらしむると共に、役員を選任して專ら社業の整理建直しに當り、同年九月には保險契約者の倍加運動に力を添へたが、既に日暮れて道遠き觀があつた。

一方旭日生命は、既に小口、中村一派に依つて責任準備金を割る程の失態が演ぜられ、商工省よりは新契約停止と重役改選命令が下つて退引ならぬ窮地に陷つてゐた。ひとり旭日生命更生代理店のみは滿意の如きも『會社重役の行動を觀るに一として不誠意と奸策との馬脚を露はさざるはなし』と聲明して傲然と構へてゐたが、これも更生代理店に止まらず會社を代理店の共同管理にせんとする大野望に孜々としてゐたのである。斯かる紛擾の裡に小口の債權者たる神戸の長者、乾新兵衛は最早小口から債權取立（小口は旭日株及

小口製絲工場を擔保に百五萬圓乾より借款）の不可能なるを覺り、それに久しき以前より擔保株の名儀書替を迫つても會社定款の都合上出來ないところから、擔保株五千三百株は競賣となり、五萬五千圓で乾の手に落ち從つて會社の實權も移つていつた。然し、乾としては更に整理に二百萬圓の金を費さなければ到底更生の見込み立たない會社に乘氣起らず、商工省の命令にも聽從しなかつた結果、主務省としても同年八月十七日解散命令を發するより道がなかつた。

轉機を急ぐ五社

斯く危機に瀕した會社の續出する保險界では、その頃八千代生命の讓渡談が頻りと取沙汰されてゐた。その讓渡談は急速度に進んで三年一月早々白田謙四郎一派の登場となつて實現したが、曾ての革命兒八千代生命は、小原、關の一味と共に讓渡の運命を甘受しなければならなかつた。然し白田は其翌月、小原一派から契約不履行の故を以て契約破棄を宣告され、白田に代つて奥田龜緘が現れた。（是等の經緯は會社及び統計編二二八頁解散會社沿革——八千代生命の項に詳述）然しこれとても眞實更生の任に當らんとする輩ではなく、からくり劇の一役を買つて出たに過ぎず三年四月十五日小原達明の召喚となるや、その存在の影を薄め、一方社内外の社員九百名を半數に整理したが、肝腎の奥田自らは三百餘萬圓の提供不可能のため空しく退却して了つた。斯くて八千代生命は流るゝまゝに藤田合名竝に共保生命社長たる藤田政輔とも交渉中、小原の腹臣藤田勇の暗躍奏効し、堤清六が横合から飛込んで引受けたのは三年七月であつた。

この外、昭和二年から三年にかけて從來の經營方針に行詰りを來し、方向轉換を忘すものに、太平、富士、横濱の三社があつた。太平生命はその經營の主宰者たる村井、左右田兩銀行の破綻が當社を危殆に追ひ込み、實權は望月軍四郎に移つた。横濱生命は、二年八月板谷宮吉改めて社長となつて表面に出で、富士生命は藤田銀行の整理から端なくも浪華財閥藤田の沒落を伴ひ、三年十月末、岩田三平一派の手に讓渡さるゝに至つたのである。

縱斷する明朗な一線

以上五指に餘る各社が、或は組織變更、或は解散と動搖する實相は再整理時代と呼稱するに適當な例證であるが、かく外貌に現れた整理以外に昭和二、三年の生保界には合流機運と更生の空氣が一時に強められて來た。その結果、新契約は必然的に大會社側に集中せられ、大會社は一層その經營を有利圓滑に進め得るに反し、中小會社は新契約の伸度鈍り、それと反比例して事業費のみ嵩み、更に失効解約は著しく增加して彌が上にも苦惱せざるを得なかつた。

斯くの如くして昭和三年は會社合同の趨勢を馴致すると同時に、生命保險會社に對する一般民衆の鑑別と認識とを高めたことが最も顯著な事象であつた。

然しながら又一面には、弱體保險、標準死亡表、加入者保健施設模範約款等の實質的改善の機運が動いて來て、これまで新契約の濫獲にのみ走つてゐた業界に多少とも明朗な一線が劃されて來た。

弱體保險の問題

先づ弱體保險問題に就ては曩に（大正十五年十二月十六日）組織された弱體保險及生命保險再保險

委員會（委員中濱東一郎、玉木爲三郎、岩間六郎、鈴木敏一、三浦義道）に於て討議の後、昭和二年三月次の決議をなしたのである。

一、弱體保險制度竝に生命保險再保險を實施することの必要を認む。

二、而して此二問題に就いては法律的醫學的數學的其他經濟上の見地より見ても諸種の研究すべき點あるを以て委員の數を增し分擔して更らに研究の歩武を進むること。

三、Emden 氏の講演速記並に同氏の弱體保險實施に關する私案要領其他を印刷に附し各會社に頒布すること。

次いで三月十四日の理事會で右の決議を採用すると共に更に委員九名を追加して調査の結果

（一）München 會社の材料に據りて弱體保險を實行するか（二）日本に於て研究を遂げし新たなる材料を作成して後實行するかに就て協議し、同年六月二十五日次の如く決議した。

一、弱體保險は必要なり

二、弱體保險を直ちに實施せんとせば München 會社との再保險の方法に依るの外なきも不滿を忍んで此方法に依る程には急を要せず

三、依つて我邦に於て獨自の研究を爲すを可とす其爲めには差當り各生命保險會社にて既往に再診謝絶に附したるものに就き生死の狀態を調査すること

四、右の方法に依れば費用は約五萬圓乃至十萬圓、期間は三年乃至五年を要する見込なり

さて同年十二月十四日の理事會は委員會の意見に基き、改めて弱體保險資料調査委員會を設置し、岩間六郎をその委員長とし、調査すべき範圍は大正六年より昭和元年に至る十ヶ年に決し、調査主任には磯野正登が囑託された。

その後委員の增加などあつて翌三年九月の委員會にて資料調査研究の必要上、更に標準體格表を作成することゝなり、昭和三年度の新契約の中から男女六萬件を蒐集して之に依り標準體格表を作成することにした。（補論五三頁渡邊博士執筆の『本邦保險醫學の史的研究』參照）

模範約款・業法改正

模範約款は生保協會が前年來模範約款調査委員會を組織して之が改正に就て研究調査を重ねつゝあつたところ、昭和二年六月、之が草案を得たが、業界に於ても相當の意見等があり未だ成案を得るに至らなかつた。

保險業の改正法律案は、保險契約の包括移轉を容易ならしむること竝に合併に依る減資を簡易にすることを以て改正の骨子として第五十二議會に提出された。然るに生保協會は早くもこの改正案に對して修正意見を提出したが、その眼目とするところは『該法律案は徒らに法理に流れて些細な事故に對して重罰を加へんとする條項がある』と云ふにあつたが、日本アクチュアリー會も共に起つて同樣の修正を要望し、更に多年の主張である

一、生命保險技師公認の制度を設くること

一、項を揭げてこれが理由として『アクチュアリー公認制度は歐洲各國の立法例の有する所にして以て責任準備金計算を最にし、斯業の發展に資せんとするにあり』と述べた。

斯る情勢の下に改正法案は二年二月十五日、貴族院の議題に上り樺山愛輔特別委員長、松本烝治副委員長となつて論議が開かれ鄕誠之助、大塚勝太郎、末延道成等の質問があり、中でも鄕は『今度の改正は資本の減少、竝に合併を容易ならしむるのが目的だと聽いてゐるが何か利益がなければ合併の必要がない。當局は經費の節減、會

社の基礎を鞏固にするといふ二つの理由に據るならその考や如何』と他の者より突き込んだ質問をなし、これに對しては主として政府委員野村嘉六、吉野信次が說明の役に當つた。

衆議院では三月二十五日に上提され、金光庸夫委員長となり審議されたが『第十二條保險會社が本法、主務官廳の命令又は第五條に揭げたる書類に定めたる事項……』とあるを『特に重要なる事項』其他『主務官廳は取締役監査役の改選』とあるを監査役を削除すること等、爰の保險業者の修正意見が尊重されて無事第五十二議會を通過し、昭和二年十二月十四日法律第五十號として公布され、同月十五日より施行された。

標準死亡表作製　商工省は昭和二年度豫算案中、生命保險標準死亡表作製に要する經費として十二萬三千餘圓を計上調査に着手すべく同年十月委員會を組織した。その顏ぶれは、

會長四條隆英、委員中松眞卿、三浦義道、矢野恒太、弘世助太郎、海老原介太郎、伊藤萬太郎、玉木爲三郎、麻生義一郎、平澤眞、鷲尾弘準、高田他家雄、竹下清松、守田常直、窪田隆次郎、幹事福田席雄

この第一回委員會は十月十四日商相官邸に開かれ、第二回を十二月二十一日開催、材料蒐集の範圍、及びその期間、死亡率算定の基礎、作成すべき諸表の種類、材料蒐集及整理方法等の議事案に付、種々討議され更に生保協會竝にアクチュアリー會に諮問した結果、次の如くに決した。

第一材料蒐集の範圍

（一）材料蒐集の期間は明治四十五年より大正十五年に至る十五ケ年間とすること

（二）材料供給會社は明治生命、日本生命、有隣生命、日本共立生命、仁壽生命、共保生命、愛國生命、大同生命、第一生命、萬歲生命、日清生命、福壽生命、富士生命、太平生命、東海生命、福德生命、常磐生命、中央生命、三井生命の十九社とする事

（三）保險の種類は死亡、生存の兩保險とすること

第二、死亡率算定の基礎は種々異論あるに付金額主義件數主義の兩材料を集め然る後いづれかの主義に決定すること

第三、作成すべき諸表は男女別全總合表、同死亡表の外にこれを基礎とする諸表

第四、材料の蒐集及び整理の方法は穿孔票を用ひて材料內容を個々に拔萃票を作成し尙穿孔票は各社をして行はしむること。

保險部の新設　斯くの如く保險部門の擴大は一方主務當局の監督事務これに伴はざるものがあつたので、商工省官制の改正に伴ひ從來の保險課が昇格して保險部の新設となつた。當局が發表した新設の理由は

近時保險事業の發達顯著なる結果之が監督事務の內容も複雜多岐となり特別なる智識經驗を有する者をして其衝に當らしむに非ざれば所期の效果を擧げ得ざるに至れり。當該監督官吏をして永く其地位に居らしめ、益々監督事務の習熟練達を致す必要あるを以て今回保險事務官を勅任とする途を啓き、其待遇の向上を圖りたり。夫れ既に勅任事務官を設くる以上は之を中心として保險監督に關する一團の事務を從來の商務局より分立せしめ、局と對立して直接大臣に隸屬せしむることは事務簡捷上却つて便利なるを以て、新に保險部を本省に設け、商務局の管掌事務より保險に關する事項を削除したり」

これと共に五月二十七日附にて初代保險部長に中松眞卿が任ぜられた。中松は曾て保險課長時代に保險事業研究の爲に歐米を巡歷し

ただけに適任と見られたのである。その下に生命、損害の兩課を設け且つ事務官四人、事務官補五人の增員を行つたが、斯の如きは兎も角も保險行政府の一大改革であつた。

他方生保協會では第十九回の通常總會を機として矢野恒太が理事長を辭し、弘世助太郎その後を襲つたが、その前後には內に外に問題山積して彌々多事であつた。

奥丹後震災と對策　昭和二年三月七日午後六時、突如宮津、久美濱を中心に關東大震災に次ぐ大震火災が起り、人畜死傷、家屋の火災、倒壞、夥しき數に上つた。災害記錄は同月十一日までに京都府警察部に達した報告に依れば次の通りである。

	死者	傷者	行方不明	全壞	半壞	全燒	半燒
與謝郡	四三五	一、〇八一	八八	一、九二五	一、〇一五	七五〇	二三
中郡	一、四四六	五、二六四	一五	一、三一七	一、一九八	一、三三六	六
竹野郡	七六五	二、〇三五	—	一、二七〇	九〇三	九二五	八二
熊野郡	六	五五	—	三五五	二、四五五	—	—
合計	二、九二〇	六、四三五	一〇五	四、六七七	五、一七〇	二、八九九	一〇〇

この奥丹後の大震災と同時に保險業者は關東、但馬の震災に做つて速急に罹災者の救濟を主として夫々非常支拂の開始を行つたが、生保業者は十日生保協會に會合して保險金及び解約返戻金はその支拂手續を最も簡易にして取扱ふこととして、各支店、出張所に通達するやうに申合せ、また簡易保險局では震災即日、左の對策を發表して實施した。

一、保險金及同還附金の非常局待拂

二、保險契約者に對する貸付金の非常局待貸付

三、罹災者の保險料拂込特別猶豫期間を與ふ

尙この非常取扱規則を十二日官報（遞信省令第五號）で發表した。又この震災に因つて支拂つた保險金及び貸付金は、生保協會調査に依ると五月末日迄の分で、死亡支拂保險金は二十九社合計四百件金額三十五萬五千二百四十四圓、保險證券擔保貸付金は、十四社合計百二十七件、三千三百二十圓であつた。

大阪三社の奉仕計劃　この年四月、大阪の生保界は活況を見せて、保險宣傳に、福祉施設に、教育界への寄與に働きかけてゐる。日本生命は一般保險思想の普及向上を圖る目的を以て昭和二年四月一日より同十五日まで大阪市三越吳服店樓上に於て生命保險展覽會を開催したが、開業以來人氣を呼び觀覽者總勢五十萬人に及んだといふ。

大同生命は加入者奉仕及び一般社會奉仕の施設を思ひ立つて、社長廣岡惠三の舊邸內を改築して『大同病院』を設置、最低廉の診療をなすほか被保險者に對する保健の相談や便宜を圖ることを目的として五月一日から開院した。また福德生命は創立十五周年記念事業として教育者の海外視察費の補給をなして教育事業に盡力することに決定し、方法としては每年全國より十八名を選拔して歐米一名、南洋二名、朝鮮十五名宛とし、人選其他は文部省に依囑することゝしてこれを本年から實行した。

解約還の橫行　生保協會內部の問題としては、『產業金融』『產業行政』改善の二つがあり、前者に就ては債券の評價に就てアモーチゼーション式の採用、後者に就ては內地と殖民地との

保險行政統一を要望の骨子として當局に答申した。その頃保險證券賣買業者の一群が出沒し、殊に福岡、熊本、長崎の三縣にはその横行最も激しかつた。その首領と目さるゝ高木浩は、久留米市に九州被保險者協會と稱する看板を揭げ、多數社員を使用して他の者とも共謀し、被保險者を歷訪しては言葉巧みに保險證券を買取り、返戻金の取得權を委任狀を以て讓渡させ、之を本社に提出して返戻金を受取り、不當なる利得を業としてゐたが、この被害は徴兵保險會社の方面に多かつた。かゝる惡辣者群の排除には、鳩首善後策が講ぜられたが、生保協會はその一策として次のやうな廣告をなした。

生命保險の契約者の爲に

生命保險證券に記載された金額は即ち貴下の財產を表するもので貯金のやうに掛金と利子だけではありませぬ。中途で解約したり掛棄にすると折角の財產を失ふ事になります。又健康や年齡の關係で再び保險にはいれぬ場合が出來ます。

生命の不安は何時來るか何人にも分りませぬ、それ故解約や掛棄は禁物です、若し止むを得ぬ事情が起つた時は仲介業者の手を經ず會社に直接御相談下さい、會社は出來る限り親切に最善の方法を講じます。

社團法人 生命保險會社協會

ヒユブナー博士

エムデンに代つては、ソロモン・エス・ヒユブナー博士が昭和二年七月來朝した。ヒユブナー博士は米國に於ける保險學の泰斗であつて且つペンシルベーニア大學に於ける保險學及商業學の敎授でもあり、獨逸のマーネス博士と共に現時世界の二大保險學者である。來朝と同時に生命保險協會は日本アクチユアリー會と共同主催の下に歡迎會を開いたが、ヒユブナーは滯在三ヶ月間に各地の學校、學會等に講演を爲すこと三十回以上に及び十一月十一日東京帝大に『財產保險に於ける現在の傾向』と題する講演を最後として、二十六日橫濱解纜、歸途に就いた。

重なる動き

八、九月に入つてから生保界は又しても醜惡なる泥合戰が始められた。所謂『魔表』は斯界擾亂の旗印となつたが、その尻押と黑幕は大方會社側にあり、双方の暴露戰術は入り亂れて秩序漸く紊亂した。千代田生命が高野山古義眞言宗宗務所と保險代理店契約を爲した所謂高野山事件は、その渦中に生れたが、折も折とて關西保險界では物議を醸し、睦生會（關西在住支店長級の親睦機關）の議題となつて相當論議もした。

堀貞一

事の起りは八月下旬、高野山の契約を爲してゐた會社に遽かに解約の增加を見た。調査すると『今後高野山の檀家は千代田生命に加入することゝなり、管長の示達がある』との理由であつた。古義眞言宗の寺族保護法の中には特に保險會社選擇の經路の一項があつたので一部の人々には代理契約の底に何か潜んでゐるのではないかと見るものもあつたが、結局、泰山鳴動鼠一匹の終末を告げた。

多事多端の昭和二年に孕まれた事件は未だ盡きない。大安生命の社長橋本萬右衛門は疑獄事件で福島署に留置され、三浦義道は逢萊生命を辭して商工省保險部の囑託として入り、堀貞、宮本幸五郎、城川善藏は相次いで逝つた。共保生命は十一月、藤田政輔の手に實

權を移し、第一生命は新時代に歩調を合せて約款の改正を行ひ、之を實行し、日清生命は健康增進部を設置して被保險者を遇するの途を講じ、高砂生命は三井と改めた。また關西には十月三十日及三十一日の兩日に亘つて神戸に生保宣傳大會の開かるゝあり、大阪在住のアクチユアリーは關西アクチユアリー懇話會を組織した。生保界の癌種、留萌町債に就ては各關係者が一堂に會して屢々善後策を講じたが何等の曙光を認むることを得なかつたのである。

御大典と生保業者

今上天皇陛下御卽位の御大典は昭和三年十一月十日、京都に於て行はれたが、津々浦々に至るまで奉祝の歡喜は滿ち溢れた。生命保險業者はこの國を擧げての喜びを好機として色々に宣傳計畫を進めたが、先づ地元の京都生保協會では生命保險京都奉祝會を組織し、十一月十八日圓山公園音樂堂に『小學兒童招待會』を、同二十一、二十二の兩日は活動寫眞大會を催した。神戸生保協會では、優良社員表彰を十一月十七日擧行し福原彌之助外十九名に夫々表彰狀竝に記念品を授與した。

各社では奉祝に因んで、『御大典記念募集』となし、それ〴〵の趣向を凝して飛躍を試みたので、三年後半の募集戰は異常なる活氣橫溢の下に各社とも相當の成績を擧げた。

御大典に際し、叙位叙勳の光榮に浴したる者左の如し。

勳二等瑞寶章	琢磨（三井生命社長）	太田清藏（第一徴兵社長）	
依勳功特授男爵	藤山雷太（日華生命取締役）	喜多又藏（日華生命取締役）	
叙正六位	伊藤長次郎（共保生命監査役）	西脇濟三郎（太陽生命社長）	
叙從五位	弘世助太郎（日本生命專務）	鈴木茂兵衛（共保生命取締役）	
叙從六位	湯川寬吉（住友生命社長）	堤清六（八千代生命監査役）	
勳三等瑞寶章	馬越恭平（富國徴兵取締役）	安田善次郎（共濟生命顧問）	
叙勳四等授瑞寶章	大川平三郎（仁壽生命取締役）	矢野恒太（第一生命社長）	
叙勳四等授瑞寶章	金杉英五郎（日醫共濟取締役）		

小兒保險と滿壽生命

簡易保險局が年來の懸案とする小兒保險は、急速にその實現性を發揮して、新聞雜誌にその骨子なるものが報道されて實施の近きを思はしめた。さなきだに風聲鶴唳にも惑され勝ちな生保業者、分けても徴兵四社は襲に結んだ紳士的協約を一層堅固に持して之が反對の陳情書を作成し、簡易保險局長園田榮五郎に手交した。又之と期を同じうして、滿鐵會社が新政策の一つとして生命保險事業を開始する由が傳へられ、名稱も『滿壽生命保險株式會社』として彌々具體化したので、その成否を注目されてゐたが、一時保留の形となつてそのまゝ立消えた。保留の理由は、之が實現となれば簡易保險、及び郵便年金の進展を阻害されるといふ遞信局側の反對論の爲とも云はれ、又折柄北支の動亂に依り、滿鐵竝に關東廳が多忙になつた爲とも傳へられた。

保險高等專攻學校

保險從業者の敎育に就ては機會ある毎にその必要を力說されてゐたが、時機當來して粟津清亮を中心に三浦義道、龜田豐治朗、角尾猛治郎等を發起人として保險高等專攻學校が設立された。而して三年三月二日の披露席上に於て粟津博士はその趣旨を次のやうに述べた。

明治二十七年學友志田、玉木の兩氏及び予が保險學會を設立して保險雜誌を發刊した時、其目的の一として保險講習所の設置を聲明したが、爾來空しく三十餘年を經過し去つた。今や斯道の眞的發展は所謂隔世の感を起さしめる、此時此際本校の起るは天の吾人に命じた所の使命ではないか。來つて玆に學ぶ者は將來我國の保險制度の把握を執り、之を運轉し、之を支配し、之を合理化し、之を社會化し、以て國家永遠の富强に貢獻すべき者である。斯道に參するの人士希くば熱實なる犧牲を與へられて吾人の目的を達成せしめられんことを。

これと同時に學則なども發表され、第一回の入學者は百三十名にも達したが、（補論二四頁「生命保險關係公益團體事歷」參照）更にいま一步進めて外務社員敎育の必要を說く者も漸く現はれて來た。

中橋の國營論　一時下火となつてゐた保險國營論は中橋德五郎が商相となつてから再び燃え上つた。それは三年三月十六日東京日々新聞經濟クラブ欄に、中橋の言として『自分は八千代生命があんな騷ぎにならぬ前から財產の管理をしろと云つて置いた財產さへ管理してをればあれ以上惡しくしやうたつて出來るものぢやない。自分の理想は保險國營だ。然し急には實現出來まいから少し變態だが財產の管理を政府がすればよい』と述べてゐるが『保險國營までの財產管理制度』といふその題目の中には更に『一體今の保險會社は儲け過ぎるよ。金が費らずに儲け過ぎる。それが第一惡い、惡錢だね。惡錢だから考へもなく使ふ。そしてどうにもならなくなると、どゞのつまりは政府に助けて呉れといつて來るのだから始末が惡い』と大膽なる言を放つて今更の如く當業者を吃驚せしめたものである。利益過剩を目して保險會社は儲け過ぎる、惡錢だと、時の商相をして思はしめたのは畢竟、八千代生命、共同、旭日其他の失態がその心證を害したものと見られ、斯業の一部には中橋の偶言たる財產管理論が國營の前提なりと評して當業者の猛省を促す者もあつた。これと共に新聞紙は中橋商相はその自由主義的見地から生命保險會社の增資を許可せむ方針であると傳へた。

增資問題・團體保險　商工省はこれまで增資不許可の方針を持し來つたのに、突如としての主義の變更は誰しも怪訝の念を抱かしめ、增資を無制限に許すならば會社の新設や保險料決定等に就ても認可主義を捨てゝ自由放任主義に歸るべしと說へる者も現れた。當時增資を傳へられたものには、三井生命、第一徵兵があり、前者は小規模な高砂から一流を目指す三井への轉換であるから表面を糊塗する爲の增資ではないやうに見られたが、第一徵兵の增資は二億五千萬圓の契約高を有するに對して三十萬圓の資本金は、その擔保力が少きに失するといふ理由であつたが、この增資計劃には主務省の事務當局も贊意を表し兼ねたやうであつた。

一方河合良成、鄕誠之助、中島久萬吉一派の團體保險專門會社設立計劃は、昭和三年半ばに具體化し、創立計劃も、進捗したところから團體保險加入者手續書なるものを作製し、各方面に配布し、更に同年末主務省に發起認可の申請をなした。

また、この年十月、國光生命は評議員會を前に不隱な雲行を見せてゐた。それは專務岩間六郎の排斥と共に乘取運動が策され、その乘取策を操る人物は前國光生命副社長佐竹義立、前共同生命社長平賀周、その他二三であつたが、事前に岩間の知るところとなつて、策謀家の失敗に歸し、事なきを得たのである。

協會二十周年　生命保險會社協會は、明治四十一年十二月に創立され昭和三年を以て早くも創立二十周年に達したので三年十二月十二日記念祝賀會を擧行した。當日は田中首相、中橋商相、久原遞相、藤田商工會議所會頭等の祝辭あり、終つて協會功勞者竝に所屬會社に於ける永年勤續者の表彰及び記念品授與が行はれた。協會功勞者としては

片岡　直溫、玉木爲三郎、中濱東一郎、矢野　恒太、松本　蒸治
藤村　義苗、甲能　順、北里柴雄男、清水文之輔、鈴木萬次郎

の十名が擧げられ、また永年勤續者としては最高三十八年の山下恒雄(明治)を始めとして總勢八百三十一名（三十年以上二十五名、二十五年以上六十六名、二十年以上二百三十四名、十五年以上五百六名）に上り、生保業の隆昌と共に强記された。

生保協會はまた二十周年記念事業の一つとして『生命保險史』を編纂することゝなり編纂委員會が組織され、玉木爲三郎が委員長となつて專心之に當つた。

これに先立つては、八月一日、生保協會關西支部を設立し、十月十五日、大阪市中ノ島中央公會堂に發會式を擧げ、御大典記念事業としては遞信省と協同の下にラヂオ體操を案出し、十一月一日より實施する等協會としては曾てなき華々しさを見せてゐた。

金解禁前後の種々相

整理緊縮の投影　昭和四年六月、濱口內閣がその成立と同時に、國民に呼びかけた產業の合理化は、宛ら燎原の火の如く全國を風靡し、この整理緊縮の聲に脅かされた經濟界は、金解禁の思惑と相俟つてより一層不振不況の度合を强め、各種の事業を萎靡衰退せしめた。然るに生保會社四十一社は、斯る停滯の渦中に處して尙新契約十四億一千三百萬圓を擧げ、前年の十三億二千三百萬圓に比較して九千萬圓の增加を示してゐる。然し之を以て生保界のみは一般財界の萎靡沈衰を他所目に好況を辿つてゐると即斷するはあまりに皮相の觀察であつて、一步を進めて契約の配分を見るに、前記新契約の五割は所謂五大會社の取得するところで、他の三十六社の新契約高は一社平均二千萬圓にも足らぬ有樣である。また業績の內容等を精査すれば、斯業の前途には既に幾多の障害が橫はり、企業合理化に伴ふ財界の不安は如實に保險界に投映してゐるのである。特に十月以後は整理緊縮の影響も加はり、更に重要な投資物件たる有價證券の價格は激落して、尠からず當業者を苦惱せしめた。

昭和四年は概觀して斯の如き時代であるから、募集に、資產運用に、決算に、其他亦混沌たる種々相を現出してゐる。

諮問機關・留萌町債　年初、諮問機關設置の問題が話題に上り、當業者中には業法改正を機として規定中に加ふべしと稱へる者もあつたが、主務省の意嚮動かず、一部には諮問機關は常置の必要なしと唱へるものもあつて、それ以上の進展を見せなかつた。曩に紛擾を重ねた例の留萌町債は、大藏省預金部運用委員會の決議で北海道地方債二百四十九萬四千圓を五ヶ年間据置後十ヶ年償還、利率年四分八厘の條件を以て預金部が引受け、北海道廳をして留萌町に代つて貸付金の元本を返還することになつたので、

業者は多少不滿ながら大正十四年來、手を燒いてゐる借金が戻ると喜んでゐたが、糠喜びに終つて北海道會に上提の結果は、議員の反對に遭つて握り潰され、又も逆轉の運命に遭つた。

徴兵四社の協調破る　徴兵保險の四社は前年四社協調の紳士協約をなして同一歩調を保つてゐたが、投資物たる歌舞伎座を繞る第一徴兵對日本徴兵の百萬圓爭奪に端を發して曩の協調は直ちに破れてしまつた。

事件の梗概といふのは大正十五年一月十三日日本徴兵は歌舞伎座に對し一百萬圓也を利率年割にて毎年切換へ（其都度手數料として五厘徴收）にて貸借契約を締結した。爾後昭和二年一月に一回切換へ（爾三年一月にはその内一部の償却金として金十萬圓也を日本徴兵に返濟し、殘り九十萬圓を引續き借受けることにした。處が歌舞伎座では其後同建物の增築其他の入費を來したので相當な資金が必要の爲め、更に十萬圓を借入れなければならないことになり、二年一月に從來の九十萬圓に、更に十萬圓を加へて元々通り一百萬圓の借入れとすることになつてゐたが、歌舞伎座では百萬圓の一割即ち十萬圓、それに切換手數料として五厘即ち五千圓、合計十萬五千圓を毎年支拂ふ勘定になるが、同座にとりては可成り苦痛であり、それに最近頃に金利の低下してゐる時に一割の高利を課せられることは非常に不利益なことであると云ふので之を他に借換を行ふべく某有力者を通じて奔走せしめた、その結果として之が借換先を第一徴兵になすべく交涉を開始した。一方この交涉を受けた第一徴兵では百萬圓全部を一ケ所に貸出すことは投資上面白くないと云ふので、同社の姉妹會社たる蓬萊生命と分擔して貸付を行ふことになつた。而して之が利率は年八分で、しかも切換期間は（切換手數料五厘）三年と云ふので先きの日本徴兵のそれに比すると實に好條件で日本徴兵が全部で一割五厘に比し、第一徴兵は八分五厘、その差は二分、金額にして二萬圓と云ふ少なからざる開きを生じるのである、それに第一徴兵は三年切換故に益々都合がよろしい。そこで兩者の交涉は日ならずして纏つた。之が恰度前年の十一月上旬であつた。處が當時日本徴兵では同座に貸付けたる一割は最近の金利安の場合に於ては餘り高利の懸ひがあるから、之を今少し引下げて年利八分となし、切換は從前通り毎年とし（切換事に五厘の手數料を徴收す）歌舞伎座側の好條件として主の當時同座に申込んだ。然しそれにしても第一徴兵側の條件がよくそれに又其の時は既に第一徴兵側との契約が大體纏つてゐたので同座側ではそれに應ぜず、同時に當年限りを以つて貸借關係を斷つべく申出た、之が爲に日本徴兵では第一徴兵に對し大いに憤慨し徴兵四社の協調がありながら之を無視して貸付先を奪ふが如きは言語同斷だと同月末頃日本徴兵主催で四社會合を招集し、四社の協調に反し斯くの如き行動に出たるとの理由を訊したが、その間に第一徴兵、歌舞伎座の契約が締結され、同年一月八日貸借の證書が作成され、登記手續の段どりになつたのである。同時に第一徴兵は日本徴兵に對し電話をもつて既に同座との貸借契約は成つたと云ふことを傳へて遂に反目するに至つた。

新種保險・外務取締　同業對立の激化は勢ひ商品の改善を誘致して經營者は保險種類の改善と選擇に頭を惱したが、その結果は新種保險時代を現出した。その主なるものは日本醫師の滿壽保險、日本生命の每年配當付保險、國華徴兵の愛育保險、安田生命の昭和終身竝に昭和養老保險、壽の相愛保險、明治の倍額支拂保險等であつたが、このほか申請計劃中のものは、三井、蓬萊、常磐、富國、太陽の五社があり、獨自のものとしては河合良成一派の團體保險專門會社があつた。

外務員取締問題は監督官廳の懲戒であるか、生保協會の主張であるか、それとも會社の希望であるか、その識別は確かでないが、兎も角も五月に入つて急速に表面化した。固よりこの急速に運んだ所以のものは、多年に亘つて激化された新契約獲得競爭が近年の財界不

況に際會して一層深刻化し、掠奪、替玉、根據なき配當表等、凡そ目的の爲には手段を選ばぬ底の惡風潮を一掃するにあつた。元々百弊の因をなすものは、無責任なる經營者の極端なる高配、低料の經營策にあるが、之に就ては俵商相も九月十二日生保協會の歡迎會席上に於て

「不正競爭の如きは畢竟無理なる競爭が主因で、秘鍋なる高率配當の如きは特に留意されんことを望む。徒らに體面のみを考へてやることは經營の合理化に存するのみならず業界將來のため芳しい結果でなく圓滿なる進展を期さんが爲には減資減配も決行すべきである」

と演說して戒めてゐる。

生保協會では未だ主務省の手を借らずに自治的に外野の廓清を期すべく四年十二月、募集に關する取締規約案を可決して、翌年三月一日から之を實施した。

更新と轉落　かゝる慌しき中に、共濟は安田生命と改稱し、前年膳立の成つた萬歲生命は六月、日華生命に併合され後に名稱を日華萬歲と改めた。浪華財閥の恒星がまた一つ墜ちて加島屋は銀行を捨てゝ大同生命の城寨に立籠り、日本生命は七月四十周年祝賀會を東西に開催した。第一生命は六億（三月）千代田生命は七億（六月）三井生命は一億（六月）明治生命は七億（九月）と相次いで活況を呈し、常磐生命は創業以來の吉田榮右を辭任せしめて改革を目さして躍進し、池田龍一沒後（一月）の日淸生命は望月軍四郎が社長となり、腹臣の吉田秀人（取締役）をして縱橫に振舞はしめた。日本醫師は實吉安純去り、新に八木逸郎社長となつて共に更生を急いだ。富士生命は三年三月、藤田から岩田の手に移つて挽回を圖つたが支へ切れず、更に新潟の中野貫太郎一派に轉々していつた。然しこの一派には中村猪三郎がゐて約定を果さぬので後に（五年三月）實權は又岩田の手に歸した。

保險部と朝鮮簡保　四月には中松眞卿の後を承けて福田庸雄保險部長となり、また曩に（三月一日）保險部から下つて共保生命に入つた住野良三は、入社後幾何も經たぬのに會社に其の姿を見せず、歐米行の旅行券まで下附されてゐたがそれさへ一蹴して樣々な風評のうちを何等の釋明もせず默々と去つて行つた。

朝鮮簡易保險は總督施政二十周年記念日なる十月一日を下して實施されたが、初日既に五百萬圓の新契約を擧げて異常なる好調子を見せた。朝鮮の簡易保險は既に大正三年頃より創設計劃があり、後に竹內友治郎、遠藤達なども熱心な唱導者であつたが、中でも遠藤は朝鮮生命まで買收して普通保險まで實施する計劃を樹てたことさへあつたが、機熟せずにゐたのを山本犀藏が遞信局長に就任以來、これ又熱心に運んだので遂に開業に至つたものである。

堤淸六の失脚は八千代生命を大きく施廻して終に保險金二割削減の後日華萬歲に包括移轉されたが八千代の沒落は金解禁の豫告と共に昭和四年掉尾の事件であつた。

證券値下りの打撃　昭和五年劈頭、豫てより喧しく論議されてゐた金解禁が斷行された。斷行後の我が經濟界の不振は世界的不況の影響と、我國特殊の事情とに因由して深刻を極め極端なる金融業者の自衛策は反つて金融界を緩漫に導き、放資難に遭遇する有樣であつた。從つて有價證券就中株式の値下りは未曾有

の混亂を呈し事業不振其他の理由と縺れ合つて一層惡化した。

この所有有價證券價格の急激なる値下りは流石に會社にとつて大打撃となり、大多數の會社は孰れも折柄の決算に當つて四苦八苦の難關に立ち悲鳴をあげた。

斯くて三月半ば、各社の決算は大體終了したが、證券値下りを唯一の理由、不可避的原因として、契約者の利益配當、及び株主配當等の大幅の引下が相次いで發表された。即ち商工省が財界不況と、有價證券値下りに對應し、會社の内容の健實を期する上に株主配當、基金配當、契約者配當を極力抑制せしむる方針を採つた爲、年末決算の生保會社三十三社中、前期より配當の下らなかつたものは僅かに九社で、殘り二十四社は株主又は契約者配當の兩者、又はその一方を減配又は無配にしてゐる。この内譯は株主配當を減じたもの九社、契約者配當を減じたもの七社、株主配當を無配としたもの八社契約者配當を無配としたもの五社で、中でも最も甚しいものは、當期二百九十六萬圓の評價損を計上した仁壽生命が、高く標榜した四分五厘の高率配當を、一擧に三分減じて一分五厘に激減し、同時に株主配當も前期より一割減じて五分としたことであつた。國光は契約者配當を二分から一分五厘に落し、共保、有隣、日本教育、大正日本共立、横濱、八千代、常磐の八社は株主配當を無配とした。

また有價證券の値下りは後半に至つて公債に累を及ぼして下落したが、公債總額一億五千萬圓を所有する四十社は、株式の暴落と共に一層の痛手であつた。

而して左様な有價證券暴落による評價損を埋めるために、監督官廳も遂に弱小生保會社に對して責任準備金の流用、即ちチルメル式控除の擴大によつて、支出を小ならしめ、評價損と鈎合ひを保たしめることを認めざるを得なかつた。

井上藏相の懇談　さて新春來の財界不況は、益々深刻化して好轉の氣配がないので政府もその轉換策に窮し、財界各方面の有力者の意見を聽することゝなり、井上藏相は、六月二十七日正午、保險會社の代表者を藏相官邸に招き俵商相も列席の下に懇談するところつあたが、席上井上藏相は、

「財界は今や一般から恐怖の念を以て見られてゐるやうだが、この無意味なる恐怖心を除去せねば有價證券も安定出來ない。現在でも取引所が思惑で行つた事で別に何等根據あつての事ではない。生命保險は數億の證券を有することゝて、是等證券低下は直ちに會社の損失を招來する地位にあるから、此際見込の立つた株に對して投資しては如何か」

井上準之助

といふにあつたが、これに對して保險業者側は

「保險會社の立場からすれば、現實に株式投資を爲さうとすれば之が萬一の値下りが懸念され之が低落は直ちに業績上に響くところ極めて大であるから自然躊躇せざるを得ない譯であるが、證券の帳簿價格は適當な認定を以て緩和されたい」

と述べた。當日出席した保險會社側の代表者は、門野幾之進（千代田）弘世助太郎（日本）藤田讓（明治）矢野恒太（第一）朝吹常吉（帝國）原邦造（愛國）四條隆英（安田）望月軍四郎（日清）石井徹（太平）の九名である。

目覺しき金融界への進出

生保證券會社　その後有價證券の値下りは姑息な緩和策では到底救ひ難くなつたので矢野恒太、原邦造等を中心に證券投資會社の設立說が急轉直下進捗し、賛成會社十七社を得たので、九月五日午前十一時より丸ノ内日本倶樂部に發起人會を開き、原邦造より現在に於ける財界の實情及び生保業者の實情、所有有價證券値下りの影響等を述べたる上、この際斯業界一致の歩調で進むには證券投資會社の設立が最も適切なる旨を強調して出席者の賛成を得た。而して九月十五日には次の加盟會社三十二社を得るに至つた、

〔發起會社〕日本、日本醫師、日華、日清、東洋、千代田、片倉、太平太陽、第一、大同、安田、福徳、國光、帝國、愛國、共保、有隣、明治、仁壽、常國（徴兵）

〔賛成會社〕蓬萊、東海、常磐、横濱、大正、富士、福壽、三井、住友第一（徴兵、日本（徴兵）

而して右各社に株の割當を終り、十月一日第一回拂込をなし、資本金五千萬圓に對する一千二百五十萬圓の拂込を終了し、創立總會を生保協會に開催、矢野恒太議長席に着き、原邦造より經過報告あり同月七日次いで五選に依り役員の選擧を行ひ次の如くに決した。

取締役（會長）原　邦造　同　堀井卯之助
同　矢野恒太　同　四條隆英
同　藤田讓　監査役　木村雄次
同　朝吹常吉　同　弘世助太郎

斯くて事務所を東京海上ビル八階に移し、事業を開始した。

同　河合良成　同　清水文之輔

事業要綱案

一、名　稱　生保證券株式會社
一、目　的　本會社ノ營業範圍ハ株式ノ所有實買並ニ之ニ附帶スル業務ニ限ルコト
一、存續期間　設立ノ日ヨリ十年
一、發起人　本會社ノ發起人ハ生命保險會社ノ取締役タルコト
一、株　主　本會社ノ株式引受人ハ發起人ヲ除ク外生命保險會社タルコト發起人ニ限リ本會社ノ株式壹百株ヲ引受セシムルコト
一、株式ノ移轉　本會社ノ株式ノ實買讓渡ハ取締役會ノ承認ヲ要スルコト
一、重役會　本會社ノ重要ナル業務ノ執行ニ付テハ總メ重役會一致ノ決議ヲ要スルコト
一、出資會社　出資會社ニ對シテハ毎月一回必ス本會社ノ財産並ニ營業ノ狀況ヲ報告スルコト
出資會社ヨリ本會社ノ業務ニ關シ隨時其希望ヲ提出シ得ルコト
出資會社ノ社長、專務、常務又ハ取締役支配人ノ職ニアル者ハ本會社ノ重役會ニ出席シテ本會社ノ業務ニ關シ其意見ヲ述フルコトヲ得ルコト

「五日會」生る　生保業者の金融界進出はこれのみに止まらなかつた。十一月五日、銀行、信託、保險を打つて一丸と爲した『五日會』が生れ出た。參集した人々には、

銀行側　馬場（勸銀）池田（三井）森（安田）佐々木（第一）星埜（川崎第百）
信託側　米山（三井）各務（三菱）
保險側　弘世（日本）矢野（第一）門野（千代田）藤田（明治）朝吹（帝國）四條（安田）

等であつたが折柄の不況を契機に財界人が一堂に會したことは、

世人注目の的となり、又義には生保證券をつくり、今また金融資本の第一線に乘出した生保業者の飛躍と意氣は大したものであつた。

いま一つ生保界の新勢力に演關を有つ事柄がある。即ちそれは政友會經濟調査隊のうち、東京金融班は三土忠造を筆頭に堀切善兵衛、山崎達也、外六名は八月十六日生保協會を訪問し『財界不況と生保界の影響と其推移』につき、意見を聽きに來た。曾ては特殊部落扱ひを受けて顧みられなかつたのに、政黨領袖の狂奔は時節柄とは云へ蓋し實界の偉力發揮に因るものと云へる。

小兒保險問題　小兒保險は小泉遞相が經濟好轉策として五大項目を揭げた中の一項であつて、愈々その實施の意肚が明瞭となつた。そこで徵兵三社（日本徵兵は歌舞伎座貸付問題で第一徵兵と確執、單獨行動）では直ちに緊急會合を重ね、先づ七月十七日反對の陳情書を提出、阻止運動に入つたが、後には生保協會も動き九月十日反對の陳情書を手交し、日本徵兵は少し遲れて十一月四日請願書を、徵兵三社は更に再度の陳情書を提出して必至の反對運動を續けた。この間に簡易保險當局では、早くも小兒保險の創始理由竝に要綱を發表し、文書に於て民間業者の主張に對し一々論駁して讓らず、また商工省は監督の立場上、遞信局に向つて橫槍を入れる等、小兒保險問題は彌が上にも騷がしき場面を展開して來たが終に年內に埒あかず翌年に持越された。

駿豆相の震災　駿、豆、相の三州に大震災が起つたのは十一月二十六日であつた。震央に近い三島、伊東、網代、熱海を包含する伊豆半島北部は被害最も多く二十七日夜內務省發表に依れば死者二百五十九名、負傷者三百五十一名に上つたが、震災直後生命保險及簡易保險は次のやうな應急對策を採つた。

生保協會では二十七日の木曜會に於て特別取扱をなすこととし翌二十八日の理事會に於て協議、新たに左の如く決定した。

一、昭和五年十一月二十六日現在に於て保險料拂込猶豫期間內にある保險契約者に對しては其の猶豫期間を二ケ月延長す。

二、昭和五年十一月二十六日乃至昭和六年一月二十五日の間に保險料拂込期日ある保險契約者に對しては其拂込期日を二ケ月延期すること。

三、昭和六年一月二十六日乃至同年三月二十四日の間に保險料拂込期日を同年三月二十五日迄延期すること。

地域

静岡縣
　田方郡　一圓
　駿東郡　鷲林村以南にして長泉村以南の各市町村

神奈川縣
　足柄下郡　箱根町、湯本町、元箱根村

簡易保險局はその契約は件數に於て約五萬件以上と見られてゐるが、之が爲め同局では同地契約者の非常特別事務取扱及び同罹災民の救護をなすべく二十七日非常事務取扱所を四ケ所救護班を三ケ所急設して大いに努めた。契約者に對しては保險金の卽時拂及び貸付金の非常貸付等を行つたがまた救護班は三ケ所に設置し四醫學博士之を擔當し、各班に看護婦數名、書記二名を配置した。

非常事務取扱所
　三島町、大仁町、韮山町、箱根町

救護班
　三島町、第一班　篠原、吉田博士
　韮山町　第二班　伊藤博士
　大仁町　第三班　佐藤博士

兼業改正・萬國アク會　保險業法の改正は、昭和二年に於ても一部の修正があつたが、斯業の現況に照せばまだ不備不便の點あるを免れぬので、業者は九月十日商工大臣俵孫一宛に業法改正希望の上申書を提出した。そのうち特記すべきは

（一）不正競爭の取締規定を設くること、（二）所有有價證券の評價に就き特例を設け公社債に付ては「所謂アモーチゼーション」、株式に付ては相當期間の平均價格に依り得ること

の二項をその主題としてゐた。

第九回萬國アクチュアリー會は六月十六日より一週間、瑞典ストツクホルムに開かれたが、商工省よりは保險事務官立花俊一が派遣さるゝことゝなり、個人としては法學博士三浦義道が列席した。日本アクチュアリー會は、四月の例會にて左の通り決議し、三浦博士を通じて之を國際會議に申出づることゝなつた。

本邦に於て國際アクチュアリー會議開催に關する決議

日本アクチュアリー會は國際アクチュアリー會議を近き將來日本に於て開催することに付本年六月ストツクホルムに開催せらるゝ國際アクチュアリー會議を機とし、右の意思を常置委員會に申出でて成るべく早く我邦に於て之を開催することの實現を期すること。

一當年度に於ける主なる問題としては、簡易保險は二十億圓を突破したが更に疲疾條項を擴充して規則改正をなし、遞信省令第三十號を以て八月一日から實施した。

募集取締・其他　生保協會の募集取締規則は三月一日から實施されたが、實施の實効を期すべく特に募集取締審査部まで設けて（審査顧問　下村宏、岡實、松本烝治、穗積重遠、石川文吾、森莊三郎、福田庸雄）萬遺漏なきを期したが、何といつても同業の寄合ひとて、よし非行が摘發されても嚴罰主義を採り得ず竟には匙を投げて主務當局に取締規則の實施を要望する以外に途はなかつた。主務省の保險部長は福田庸雄が鑛山局長に轉じ大塚健治その後を繼ぎ、第一生命は一月末契約高七億に進み、安田生命は安田善五郎退いて前商工次官四條隆英が社長となつた。三井生命は當年から契約者三分配當を始め、日本生命は普通保險約款を改正して五月一日より實施し、日華萬歲生命は八千代移轉に伴ふ增資竝に社名改稱を七月二十一日可決し主務省に認可申請した。

鈴木萬次郎

明治生命は一月早々から保險金倍額支拂特約の新種を開始し、太平生命は二十周年記念事業として健康增進部を新設、太平ビルの竣工と共に診療所を開始した。又愛國生命の創立者として業界の功勞者であつた鈴木萬次郎は今春の總選擧に打つて出で見事當選の榮を荷つたが、數日後に起たず、二月二十六日逝去した。同じく生保界の先覺者として業界に學界に幾多の功績を遺した森村金造は、前年來京都に病を養つてゐたが三月五日遂に不歸の客となり、更に常磐生命は新制度の下に更生の意氣凄じく其第一步を踏出した處で（八月）實權者志村源太郎の逝去に遭ひ、同社の未來に一抹の暗影を投じたのみならず、常磐生命が資產運用の新規軸として計劃した百貨店『常磐』を頓挫せしむるに至つたのは、この年十月であつた。

小兒保險の實施　小兒保險は民間業者の猛烈な反對を浴びて昭和六年に持越されたが、簡易保險當局はそれ等反對の聲を押切つて二月二十六日政府案として衆議院に提出した。同院（三月八日）では久山知之、上野基三の兩名が反對意見を述べたが及ばず、直ちに貴族院へ廻付された。上院では高橋琢也長廣舌をふるひ次いで根津嘉一郎、太田清藏の兩名も必至の意氣で反對の論鋒を向けたが、その甲斐なく同月二十五日の本會議に於て次の如き希望決議の下に通過するに至つた。

一、保險料月額一圓以上の種類を設けざること
一、保險料は月額一圓及び五十錢の外更に三十錢の一種を設くること
一、保險金額二百八十圓を限度とし將來これを增額せんとする時は特に帝國議會の協贊を求むること

前年七月上旬小泉遞相が五大政策の中で發表して以來、民間當業者は反對運動に寧日なく、これが陳情も一再にして止まらなかつたが、遂に戰利あらず僅に希望條件を附したに過ぎなかつた。斯くて小兒保險の實施に關する簡易生命保險令の改正は、勅令第百三十八號を以て六月二十日官報にて公布され、簡易保險局の計劃通り十月一日より實施され年來の希望は達せられた。

取締規則・弱體保險・其他　保險募集取締規則は、曩に商工省より發表した要綱に基き、生命保險會社協會が審議を進めたが、大分紛糾されて官民の意見が一致したので確定案成り、七月三十一日商工省令第七號を以て公布せられ、八月十五日より實施された。取締規則制定の要旨は次の通り

近時生命並に徵兵保險事業の隆盛となるに伴ひ同業者間の競爭益々劇甚を加へ保險契約者の募集勸誘に從事する所謂保險外務員にして不正不當の印刷物を使用し又は不穩當なる手段を弄して保險契約の獲得を圖る等其弊續出し一般契約者の福利を阻害するのみならず保險事業の堅實なる發展を妨げること尠なからず依て之が弊害を防止する爲新に保險募集取締規則を設け來る八月十五日より之を施行すること、せり

弱體保險は昭和五年末に至り本調査資料蒐集が略完了に近づいたので一應蒐集事務を打切り、集積せる資料の分類、觀察に着手した。時偶々瑞西ユニオン再保險會社（ミユンヘン再保會社と姉妹）の支配人グリス・ハーバーが四月來朝して、專らこれが創始勸說に努力する一方共同經營の計劃を慫慂したので、我國の弱體保險實現を促進する機運をつくつた。生保協會ではグリス・ハーバーの意見に依つて各社にその贊否を諮つたところ各社は逡巡して應ずる氣色はなかつたのに東洋生命のみ率先して贊成し、ミユンヘン再保險會社と假契約を取交はし後に主務省に之が認可申請をなした。

また協會の本問題に對する調査は漸次完了に近づいたが、七年十月には委員長岩間六郎が國光生命の破綻から責を負ふて辭任するに至つたので、玉木爲三郎がその衝に當り、八年二月『弱體保險資料調査報告書』を刊行して第一期の任務を終つた。

商工省が過ぐる昭和二年度より繼續事業とせる標準死亡表は五年末にその基本調査を終つた。從來我國の生保會社は英國十七會社表アメリカ經驗表、および統計局第二表、其他の國民表で、日本人の經驗死亡表は日本三會社表に限られてゐた。同表は信賴すべき生命表には違ひないが、三會社の經驗表にすぎず、契約件數も多くはないので十九會社の經驗より成る商工省の新經驗表の價値は遙かに高い

わけであり、やがて之が法定數又は標準死亡表となるべき運命をも荷ふものであつた。而して業界の統制は愈々緊要に、合同機運は本年に入つて更に激しくなつた。即ち横濱生命は板谷系より鈴木系へ移り、福德生命は松方、川崎の凋落と共に、東京川崎家の實勢下に加へられ、氣息奄々の東華生命が愛國生命に併合さるゝなど、弱肉强食の理法は、歲華流るゝまゝに擴大强化するのみであつた。

斯るうちにも我邦の生命保險契約高は三月を以て官民併せて愈々百億圓を突破した。明治十四年に斯業創設されて實に五十年、幾多の難關に遭遇したが、兎も角、財界に確實なる地步を占めて、米、英に亞いで世界第三位の保險國を誇るに至つたのである。

明暗二つの投影　六年五月には又保險國營論が擡頭し、民政黨の國政改革調査會は賴母木桂吉の私案として保險國營を持出し、同黨の財政整理委員會に移して審議にかゝつたが、國營思想の抱懷者は獨り民政黨に限らなかつた。

生命保險信託は數年前から實行されてゐたが、當業者の不熱心から一般大衆も之を利用する者が尠かつた。爰に於て兩者の提携となり、生保、信託の兩理事長がその提携の必要なる所以を力說したのを潮時として兩來步調を一に發展策を講じたのである。

仁壽生命は、その指標とする年拂保險料の四分五厘配當を割つて險路に立つたので、下郷寅太郎一派去り下郷傳平再び社長となつて、經營の矢面に立ち生保證券會社は第一回株主總會にて四分の配當をなし、千代田生命は約款の寬大化を圖つて勇躍を試み、六月迄には契約高九億圓を越えた。明治生命は八月より延長保險を實施し常磐生命ビルは美松百貨店の成立に依つて一應經營の苦惱を去り、國光生命も改正約款を十一月より實施した。共同生命を解散の悲運に誘つた玉屋時次郎に懲役二年と八十四萬圓の辯濟命令が下つたのは恰度この頃で、それ以前には保險部移管問題が起つたが、紛糾の結果は小田原評議に終つてしまつた。

この年、他界する者多く近藤德治治郎（福壽專務）は四月、俣野景藏（明治監査役）は五月、篠原昌治（簡易保險局契約課長）は五月、北里柴三郎（日本醫師相談役）は六月、田中重藏（安田取締役）は九月、相次いで逝つたが何れも業界人としては古參株のみである。

下半期に移つて不況は更に深刻化し、歲末迫つて若槻內閣は犬養內閣にかはり、金再禁止を斷行し、明暗二つの實相を描いて終末したが、斯界は一般の不況と同一律に劣勢の跡を歷々と見せてゐた。

非常時の萬聲　昭和七年の非常時經濟は、さらに保險界の重壓となつて面白からざる幾多の事象を展開した。その第一は契約成績の惡化で、一月以降八月までは二、三の兩月を除くほか一齊に前年に劣る數字を示し、五大會社と雖も帝國一社を除いては減少を辿る慘めさであつた。新契約の不振に伴れて他方失效解約の激增を誘つたので、一層の不振となつたが、而もその厖大なる解約の主要部分をなすものが業者の最も恐れる所謂『短期解約』であつたことは特に注目される現象である。たゞ下半期に至つてインフレと低金利政策、爲替安、對滿洲人氣等の好轉に依つて株式を始め、公社債が昂騰した爲、昭和四年以來、證券の暴落に累されて苦み拔いてゐた業者は、こゝで一息ぬくことが出來た。然し乍らこの評價

金を別にしてはやはり減退を辿るばかりなので、この新契約方面の行詰りは各社を焦慮せしめ、必然の勢として契約の獲得競爭を一層激成し、それと同時に他面にはその打開策として新種保險の發賣、及び約款改正策が行はれた。即ち第一生命の癈疾條項、共保の福利保險、常磐の福兒保險、東海の生存分配金付養老保險、日本及び帝國の保險金分割拂等が實施されたのを始めとして太平の幸福養老保險、第一徴兵の戰友共濟保險等が計劃されたが、これ皆苦境打開の方策に過ぎなかつた。斯かる結果は根津嘉一郎による太平生命の買收、片倉生命の大安生命併合、戰友共濟の第一徴兵へ包括移轉等となつて現はれたが、兎も角經營不如意の會社は何れかの形式で併合を急がねばならなかつた。

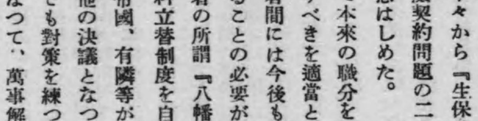
昭和二年九月二十九日
朝日新聞
各新聞社休業
無期延期の爲め人民
負擔增加の爲め新聞紙に增稅を課し一般に
賣ること、なつて居る
記
國光生命保險相互會社保險金清減
其他營業狀態に關係ある一切の事業
以上

國光の失態暴露

また國光生命は例の失態暴露（會社綴一六八頁、國光生命參照）後、業界空前の記事差止命令の裡に經營者の更迭をなしたる如き、暗澹默移の中にも久しかりし泰平の夢を破る警報で慌しきものがあつた。

保險界共同の問題としては、解約ブローカーの擡頭、均等利廻評價の陳情、金錢債務調停法の對策、北海道の凶作と水害に依る對策等が輻輳し、その都度對策が講ぜられ、また久しく鳴りを鎭めてゐた團體保險問題は、今春、その發起人の一人たる中島久萬吉が商相となるに及んで遽かに表面化し、官民對立の論爭まで展開された。

滿洲事變を導火線として、軍國謳歌の聲高まるや、日本生命は慰問班を送り、帝國生命は愛國機、富國徴兵は『富國號』の海陸二機を獻納して銃後の聲援をなし、徴兵四社は歩調を一にして生保協會に加盟した。日本生命の設置にかゝる『日生病院』は七月開院し、又それに先立つては富國徴兵が契約高二億圓に達した。第一生命は八月、最高保險金額を二十萬圓に引上げ、九月には契約高十億圓を越へて千代田を抜き、門野幾之進は三月、貴族院議員となつた。この間、園琢磨（三井社長）は三月狙撃され、實吉安純（日本醫師相談役）は三月、下郷寅太郎（前仁壽社長）は四月、田中安七（日本共立常務）は十二月逝去したが、昭和七年も師走に入つてから、渦まく合同機運は遂に主務當局を動かし、合併に必要なる保險業法改正の段取まで漕ぎつけたのである。

昭和七年末の成績

昭和七年中に各社が獲得した新契約の總額は十五億九千六百萬圓を算し、レコードを作つた。そして十二月末現在契約高は八十七億九千六百萬圓に達した。之に簡易生命の契約高二十三億七千八百萬圓を加へると一百一億七千四百萬圓となり、更に之に在内地外國生命保險會社の契約高二億二千四百萬圓を加へると實に一百三億九千八百萬圓の巨額となる。之が生保業創始以來五十一年半の成績でその發達は誠に驚嘆に値ひする。而して民間生保會社だけの運轉資産として計上されてゐる資産の總高は十八億四百萬圓に上り、全國銀行資力の約六分の一に當つてゐる。我國の事業は概ね官邊の保護によつて育成發達を遂げたものであるに拘はらず、獨り生命保險業は何等の保護なくして巢立ち、そし

て獨力で育つたのである。同じ保險業でも、海上保險は政府の保護を受けたことに想到すると、これは特記すべき點である。

なほ本邦生保業の發達は、外國生保會社を退却せしめつゝあることで、現在新規契約をとりつゝある會社は二社に減じ、契約高の伸展も漸次鈍つたことである。たとへば昭和六年末の契約高二億四千三百萬圓なるに對し、七年末のそれは一千九百萬圓減の二億二千四百萬圓である。

生保證券・八幡問題

その新春早々から『生保證券』の解散と八幡製鐵所保險契約問題の二つを掲げた昭和八年の保險界はまた多彩多難なるを想はしめた。

生保證券は既に株價が回復して本來の職分を果したから、この際一應現物償還の形式により解散すべきを適當と認めるといふ理由の下に二月七日解散したが、同業者間には今後も共同投資の目的の下にシンヂケート式の機關を設けることの必要が說へられ、『共同投資團』なるものが組織された。後者の所謂『八幡問題』は製鐵所の生保契約に當つては、各社が保險料立替制度を自制するといふことに依つて前年落着してゐたのに、帝國、有隣等が申合せを裏切つたといふので再び縺れ出し陰名その他の決議となつて紛爭の渦を捲き起すに至り、これに就ては主務省でも對策を練つた結果、團體募集には特に變通の途を講ずることになつて、萬事解決した。

業法實施・各社の動靜

保險業法改正案は、株式、相互、交互の合併を可能ならしむること、及び相互會社の合併、保險契約の移轉、竝に解散の決議方法を簡便ならしむること

河合良成

をその目標として二月十六日の貴族院に上程され、中島商相より提案理由の說明をなして二十三日通過、更に三月十一日衆議院を通過し、六月十七日商工省令第四號を以て公布、即日より實施された。

今年も初頭から經營者の交代頻發し、先づ富士生命が岩田三平の債權者たる北海道銀行が、昨冬來、積極的に働きかけた爲、三月岩田系より矢吹省三を社長とする一派に移り。日本共立生命は社長藤井善助より『近江屋』の前川一門に、横濱生命は鈴木寅彦の失脚を轉機に山中勇へ、壽生命は岸本兼太郎から愛國生命へ、夫々轉向し業界の統制は愈々軌道へ乘つたかに思へた。

袈で業界の主なる記錄を摘記するに大谷嘉兵衛（常磐社長）は二月相州鎌倉に逝き、中京保險界の先達富田重助は五月十五日長逝し、早稻田大學教授末高信は商學博士の學位を得た。

帝國生命は、最高保險金額を二十萬圓に引上げ、日華生命は落調の影强く遂に年度末契約高二億圓を割つて一億九千餘圓臺に落ちて挽回を策する時も時、專務の河合良成は渦卷く合同機運をよそに共第一線から遠ざかつたが、曾ての合同策士だけに皮肉な運命であつた。

また滿洲國の保險計劃は愈々成案を得たとあるが、未だその全貌を現はすに至らず、三井生命は陸軍將校養老保險の新種類を六月より實施して愈々飛躍の陣を目さした。

さて、こゝに一つ合同機運の最も大きな現れとして最近起つた五相互生命保險の問題は、大阪生命に次ぐ大合同たるを失はなかつた。

五相互生命急轉直下の合同

合同の端緒　八年春東海、蓬萊、國光、中央の四社は日本醫師共濟生命に保險契約を包括移轉し、その終了を待つて日本醫師共濟は商號を昭和生命保險相互會社と改稱することゝなつた。この計劃は大阪生命以來の大がゝりな大合同で生命保險史上に特筆大書されねばならぬ事件である。いま合同の發端から實現までの經緯を述べるに、事の起りは國光生命に胚胎する。國光は七年九月二十九日の評議員會にて四百八十八萬圓の損失金を暴露し、そして其れを塡補すべく保險金二割削減の失態を招來して責任重役の引責辭職は同社を危機に導いたので、暉道文藝氏が愛國生命側から入つて專務となり、專ら救治策に當つたが、本年三月頃までに整理の結果は自力更生を許さざる事情の下に置かれた。そこで暉道專務は生保協會の玉木專務理事を通じて第一、千代田兩强大相互會社に契約讓渡の話を持かけたが兩社とも之を受け容れなかつた。この拒否がやがて五社合同の導火線となつたもので、爾來、醫師共濟の八木、國光の暉道の兩者は必至となつて大合同の計劃をめぐらし、一方には業界の統制に躍起となつてゐる主務當局にも呼びかけて用意周到の策戰で事を進めたのである。

中島商相乘出す　そして主務省との連衡なるを待つて個々の會社に當り鮮かな誘導の機運を先づ以て釀生した。その結果が主務省の乘出しとなり、中島商相は六月九日午後二時商相官邸に前田（中央）暉道（國光）八木（日本醫師）松方、仲宗根（東海）太田、武末（蓬萊）等の五社代表を招致し、主務省側よりは中島商相、岩切政務次官、松村參與官、石井生命保險課長列席の下に生保界の現狀と、斯業統制の建前を說いて極力五社合同を慫慂したそれに對して、八木日本醫師共濟生命社長は五社を代表して簡單に『我々は大臣の御趣旨に副ひます』と答へ同三時半散會した。其の後、商工省保險部では次の如き聲明書を發表した。

相互會社の合同は年來の宿題なりしも、種々の事情に依り今日迄其の實現を見ることを得ざりしは甚だ遺憾とする所なりしが、最近漸く其の機運熟すると共に、近く實施を見るべき保險業法の改正に依り、其の實行容易と爲るべきを以て、玆に事業の合理化を圖り會社の基礎を堅實ならしむる爲め當局より敢て右合同に參同せんことを希望するに至れる次第なり。幸にして五社首腦者熱議の結果業界合理化促進の爲め合同を爲すことに略意見の一致を見たり。

中島久萬吉

尙、合同の形式（合併か包括移轉か）條件等に付ては互讓の精神を以て其の協定に付五社首腦者は最善の努力を爲すことゝせり、本合同の目的は一に五社契約者の利益の擁護增進に存し、本合同完成の曉は契約高約二億數千萬圓資產六千數百萬圓に上り業界有數の會社と爲り充分に事業の統制及合理化を爲し得べく其の基礎益々鞏固なるに至るべし。

なほ右五社側では保險業法改正法が六月十七日施行され、新たに總代會の決議權が認められたので、三十日一齊に五社の臨時評議員會を開き、日本醫師共濟に對する各社の包括移轉、昭和生命に對する社員總代及びその豫備員互選、昭和生命に入るべき各社重役の件を附議したが、五社の六月末の契約高は次の通り

醫師共濟	七九、三四、六四四	中　央	二三、九四四、四六
東　海	五二、八七九、三六九	國　光	三九、四四〇、四三
蓬　萊	二六、〇五二、九二四		

となつてゐたが、整理して引繼いだ實數は無論この數字より落ちてゐるものと思はねばなるまい。

昭和生命樹立の趣旨　而して同月十四日五相互代表者間に保險契約移轉に關する契約書を取交はし、調印を了したが、五社では『昭和生命』樹立の趣意書を次の如く發表した。

生命保險事業の大勢に鑑みまして經營の合理化促進を計る爲め、中島商工大臣閣下幹旋の下に、下記五社が合同する事とし、社員總代會又は評議員會の決議を求むる事になりました。

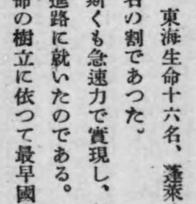
八木逸郎

今回の合同は保險事業史上全く前例のない劃期的のもので其目的は專ら契約者各位の福利增進を計るに在りまして此の合同完成の曉には一躍して本邦有數の大會社となり、事業の基礎は愈々鞏固になるのであります。今回の手續は便宜上日本醫師共濟生命保險相互會社と改稱し如上の趣旨に則つて定款の改正をすることゝし之に合同各社の契約を包括移轉することになりますが、其實質は玆に述べました通りに外なりません。然も尙ほ從來の包括移轉の實例とは全く其趣を異にし、苟も契約者各位の權益を損傷することのないのは勿論依然相互會社の社員として契約者各位の受けられる利益は之に因つて益々增大することゝ信じて疑はないのであります。要するに各會社は相互會社本來の趣旨に則りまして只管契約者各位の福利增進を目的として經營して來たのでありますが、今回の合同に因つてより遠かにより大きく其目的が達成せられますことを確信致しまして愛に小我を拾て大我に就き、斯業の大勢に順應して益々契約者各位に貢獻すべく決意致しました次第であります。

而して新陣容の役員には

取締役社長	八木　逸郎（日醫）	取締役	北島　多一（日醫）
取締役	暉道　文藝（國光）	相談役	原　邦造（國光）
同	武末祐三郎（蓬萊）	同	松方　五郎（東海）
同	仲宗根玄愷（東海）	同	太田　清藏（蓬萊）
監査役	林　暉（日醫）	同	金杉英五郎（日醫）
同	中山　壽彥（日醫）	同	笹川三男三（日醫）
同	前田　靑莎（東海）		

の十三名が就任し、更に昭和生命の新評議員に就ては、現在各社の有する評議員中よりその人選を行つたが、新會社評議員は總數百名で之が比率は日本醫師五十名、東海生命十六名、蓬萊生命十四名、國光生命十一名、中央生命九名の割であつた。

さしもに至難な大合同は、斯くも急速力で實現し、新生『昭和生命』は七月一日を期してその進路に就いたのである。

國光の記事解禁　さて昭和生命の樹立に依つて最早國光生命は記事禁止命令を必要としなくなつたので、七月八日、遂に記事の解禁をなしたが、十一ヶ月振に見る國光生命は缺損額實に四百八十八萬圓に上り、輕からざる當路重役の所業と共に今更の如く唖然たらざるを得なかつた。記事解禁と同時に商工省保險部から事件の概要として次の如く發表した。

昭和七年九月國光生命保險相互會社に就き其の事業の狀態、財產の情況等に付實地檢査を施行せる處契約高一億餘圓と稱せるは七千六百餘萬圓に過ぎざるのみならず負債として積立つべき責任準備金二千三百餘萬圓に對

會社及統計篇

（附）簡易生命及郵便年金

會社及統計篇目次

生保事業の總括成績……三頁
（內國）生命保險會社總括成績
累年對照表……四
（內國）生命保險會社總括成績表……八
（生命保險會社協會調査）（內國、生命保險會社總括成績表（曆年調）……九
生命保險各社成績累年對照表
明治生命保險株式會社……一〇
帝國生命保險株式會社……一一
日本生命保險株式會社……一八
太陽生命保險株式會社……二三
安田生命保險株式會社……二六
日本共立生命保險株式會社……三〇
有隣生命保險株式會社……三四
仁壽生命保險株式會社……三七
共保生命保險株式會社……四三
日本教育生命保險株式會社……四六
愛國生命保險株式會社……五〇
第一徵兵保險株式會社……五四
東洋生命保險株式會社……五八
大同生命保險株式會社……六二
第一生命保險相互會社……六六
千代田生命保險相互會社……七〇
日清生命保險株式會社……七四
日本生命保險株式會社……七六
住友生命保險株式會社……七九
國光生命保險相互會社……八二
壽生命保險株式會社……八四
富士生命保險株式會社……八七
太平生命保險株式會社……九〇
東海生命保險相互會社……九三
蓬萊生命保險相互會社……九五
日本徵兵保險株式會社……九八
福德生命保險株式會社……一〇〇
常磐生命保險株式會社……一〇二
大正生命保險株式會社……一〇五
中央生命保險相互會社……一〇七
大安生命保險株式會社……一〇九
三井生命保險株式會社……一一一
日華生命保險株式會社……一一五
日本醫師共濟生命保險相互會社……一一六
片倉生命保險株式會社……一一八
國華徵兵保險株式會社……一二〇
富國徵兵保險相互會社……一二一
簡易生命保險事業成績表……一二三
同特別會計累年比較表……一二四
郵便年金事業成績累年比較表……一二四
（內國）生命保險會社地方別契約高……一二五
簡易生命保險地方別契約高……一二五
生命保險各社沿革史
明治生命保險株式會社……一二六
帝國生命保險株式會社……一二八
日本生命保險株式會社……一三一

し資產上約四百八十萬圓の缺陷あるを發見せるを以て九月十四日已むなく其社の定款第三十五條に依り各契約者の保險金額を二割削減すべきことを命令せり（將來の保險料亦從て二割減額と爲る）國光生命に右の如き重大の缺陷を存せしこと及保險金額を削減するの已むなきに至れることは同社の契約者及一般保險業界に於て毫も豫知することを得ざりしものにして從て右の事實が廣く報道せらるゝときは一般保險業界に衝動を與へ不安の念を抱かしむる虞ありと認めたるを以て其の影響の甚大なるべきを慮り新聞記事の揭載禁止方を取計うに至れる次第なり尙約四百八十萬圓の缺損を生ぜるに至れる原因は當社は年々缺損を出し居れるにも拘らず解約の防止と新契約の獲得の爲假空の資產を設定して契約者配當其の他資金の社外流出を繼續せるにあり

國光生命保險相互會社に於ては九月三十日評議員會を開き保險金額の削減を爲し各契約者に此の旨通知すると共に契約者の利便の爲に削減額に相當する額の補足契約を從來と略同額の保險料にて締結するの手段を講ずると共に一方極力業態の整理回復を圖り本年三月末に於ける實績は左の通りにして今や契約者に何等の不安を與ふることなきに至れり

契約高	件數	七萬、四九七	件
	金額	四八、六七三、三九九	円
總責產		一五、六三八、六八九	円
責任準備金		一八、三七三、三三	

大安・壽併呑さる

連年募り行く慌しい合同機運は斯くて愈々奔流的實相を描きつゝ弱小五相互會社の社名を一時に沒したのみならず、やがては、大安、壽の兩社をも、その途づれとして、今や保險界は再整理時代の核心を衝いたかの觀がある。

大安、片倉の兩社は本年三月三十一日、臨時株主總會の決議に基き義に兩社より決議の認可を申請中の處、七月一月附を以て次の如く認可あつたが、移轉契約の要旨左の如し。

一、大安生命ノ保險契約ハ全部ヲ包括シテ片倉生命ニ移轉スルコト、但シ保險金額並將來ノ變更ヲナサス

一、大安生命ノ保險契約ニ基ク債務ニ關スル諸積立金ニ相當スル財產ヲ片倉生命ニ移轉スルコト

一、包括移轉後ハ舊大安生命ノ普通養老保險及特種養老保險ノ各普通保險約款ニ定メタル利益配當條項ヲ削除スルコト

この決議認可後大安生命は保險業法の規定に依り最短二ケ月の異議申出期間を設けて移轉契約の要旨及兩社の貸借對照表を公告し、その期間內に法定の異議申出なきときは更に兩社より保險契約包括移轉の認可の申請を爲すものである。

昭和八年三月三十一日現在兩社保險契約高左の如し。

大安生命保險株式會社	一四、三七六	件
片倉生命保險株式會社	八九、六三〇	
	一一、一七六、八九四	円
	八六、七〇七、三六九	

愛國、壽兩生命は本年四月三十日の臨時總會に於て保險契約包括移轉決議に基き、爰に兩社よりその認可を申請中であつたに對し審議の結果十九日附で認可された。その移轉契約の要旨左の如し。

一、壽生命の保險契約の全部を包括して愛國生命に移轉すること但保險金額並將來の保險料の變更をなさず

一、壽生命の保險契約に基く債務に屬する諸積立金に相當する財產を愛國生命に移轉すること

一、壽生命より移轉を受けたる保險契約に付ては移轉後之を一團として特殊計算を行ひ利益配當を爲すこと

この決議認可後壽生命は保險業法の規定に依り最短二ケ月の異議申出期間を設けて移轉契約の要旨及兩社の貸借對照表を公告し、その期間內に法定の異議申出なきときは更に兩社より保險契約包括移轉の認可の申請を爲すものである。

昭和八年四月三十日現在兩社保險契約高左の如し。

壽生命	一七、〇四〇件	一九、三九九、九三三圓
愛國生命	一三八、九六〇件	一三五、九八〇、九三五圓

壽生命保險株式會社……一九五
片倉生命保險株式會社……一九六
國華徵兵保險株式會社……一九七
富國徵兵保險相互會社……一九八
附
國民保險事業會計 事業沿革史……一〇〇
解散會社沿革略記
日東保生會社……二〇三
大日本生命保險株式會社……二〇六
東京生命保險會社……二〇八
日本共同生命保險會社……二〇九
萬世生命保險株式會社……二一〇
酒家生命保險株式會社……二一〇
帷養生命保險株式會社……二一〇
海國生命保險株式會社……二一一
內國生命保險株式會社……二一一
東洋保險株式會社……二一二
大東生命保險株式會社……二一二
共同生命保險株式會社……二一二
佛教生命保險株式會社……二一二
北陸生命保險株式會社……二一四
明敎生命保險株式會社……二一四
內國生存保險合資會社……二一五
倭生命保險株式會社……二一五
大阪生命保險株式會社……二一五
博愛生命保險株式會社……二一六
東亞生命保險株式會社……二一六
日本生命保險株式會社……二一七
護國生命保險株式會社……二一八
浪花生命保險合資會社……二一八
日本共同保險株式會社……二一九
日宗生命保險株式會社……二一九
日本生存保險株式會社……二一九
禪徒生命保險株式會社……二二〇
帝國徵兵保險合資會社……二二一
六條生命保險株式會社……二二一
北海生命保險株式會社……二二二
皇國生命保險合資會社……二二三
山口徵兵保險合資會社……二二三
東北生命保險株式會社……二二三
共救生命保險合資會社……二二三
日東生命保險株式會社……二二四
東京生命保險株式會社……二二四
大日本兵役保險會社……二二四
水難生命保險株式會社……二二四
中外生命保險相互會社……二二四
萬歲生命保險株式會社……二二五
神國生命保險株式會社……二二五
國際生命保險株式會社……二二六
旭日生命保險株式會社……二二六
八千代生命保險株式會社……二二六
東華生命保險株式會社……二二七
戰友共濟生命保險株式會社……二二七
發起計劃後消滅會社
愛親生命保險相互會社……二二三
日本相互保險會社……二二三
帝國生產保險會社……二二三
成田生命保險株式會社……二二三
富國生命保險相互會社……二二三
明治徵兵婚資保險株式會社……二二三
亞細亞生命保險相互會社……二二四
日本商工生命保險株式會社……二二四
中外生命保險株式會社……二二五
同仁生命保險株式會社……二二五
神戶生命保險株式會社……二二五
新日本生命保險株式會社……二二五
職役保險株式會社……二二五
帝國健康保險株式會社……二二五
大帝國生命保險株式會社……二二五
東海徵兵保險株式會社……二二五
帝都生命保險株式會社……二二六
壽生命保險株式會社……二二六
千歲生命保險株式會社……二二六
萬代生命保險相互會社……二二六
永壽生命保險株式會社……二二六
大和生命保險株式會社……二二六
中外生命保險株式會社……二二六
浪華生命保險株式會社……二二六
國民生命保險株式會社……二二六
友愛生命保險株式會社……二二六
惠美壽生命保險株式會社……二二六
朝日生命保險株式會社(第二次)……二二六
解散會社成績累年對照表
大日本生命保險株式會社……二二七
萬世生命保險株式會社……二二七
酒家生命保險株式會社……二二七
海國生命保險株式會社……二二六
內國生命保險株式會社……二二六
大東生命保險株式會社……二二六
共同生命保險株式會社……二二七
佛教生命保險株式會社……二二七
日東生命保險株式會社……二二七
朝日生命保險株式會社……二二七
護國生命保險株式會社……二二八
日本共同保險株式會社……二二八
日宗生命保險株式會社……二二八
日本生存保險株式會社……二二八
禪徒生命保險株式會社……二二八
六條生命保險株式會社……二二八
北海生命保險株式會社……二二八
皇國生命保險合資會社……二二八
東北生命保險株式會社……二二八
日東生命保險株式會社……二二八
萬歲生命保險株式會社……二二八
神國生命保險株式會社……二二八
旭日生命保險株式會社……二二八
國際生命保險株式會社……二二八
八千代生命保險株式會社……二二八
戰友共濟生命保險株式會社……二二八
東華生命保險株式會社……二二八

生保事業の總括成績

次頁に掲ぐるところの『（內國）生命保險會社總括成績表・其の一』によれば、昭和七年度末現在契約高は八十七億圓以上を算してゐるが、それは昭和七年中に決算した各社事業年度末現在契約高であるから、同一時期における現在契約高ではない。それ故、統計上、曆年法（各月末—また年末）による計數が欲しいのであるが、幸に生命保險會社協會では明治四十四年から契約高の增減及び收支の概要につき月別統計をつくつてゐる。八頁以下掲ぐるところの計數はそれで、同表によると、昭和七年十二月末日現在契約高は八十七億九千六百萬圓を算してゐることが知れる。

なほ、我が生命保險の全體的成績を見んとせば、簡易生命、郵便年金のほかに、外國生命保險會社の本邦內における營業成績をも見なければならぬ。ところで、簡易生命と郵便年金の事業成績は本篇の附錄として、第一二三乃至四頁に掲げてあるから、爰に在內地外國生保會社の成績概要を掲げる。

サテ然らば、內國生保會社に簡易生命、郵便年金及び外國生保會社の分を合算した契約高はどうかといふに、次に表示の如く、昭和七年十二月末日現在の計數は百十四億一千六百萬圓を算し、世界第三位は動かぬ地位だ。

（在內地）外國生命保險會社事業成績累年對照表

年度	收入保險料	支拂保險金	年末現在契約
	千円	千円	千円
明治37	1,382	237	24,243
38	1,562	240	27,383
39	1,834	207	32,393
40	1,947	361	32,912
41	2,182	445	38,615
42	2,727	434	47,284
43	3,136	674	53,850
44	3,395	735	59,225
大正 1	3,737	779	65,135
2	3,843	1,035	66,605
3	3,064	758	51,881
4	3,090	701	52,797
5	3,489	865	59,080
6	4,975	1,061	68,589
7	3,092	1,647	78,418
8	5,183	1,804	89,494
9	5,705	1,565	99,051
10	6,147	1,619	107,444
11	6,668	2,535	113,152
12	7,002	5,167	123,172
13	8,172	3,527	133,318
14	8,201	3,074	143,905
昭和 1	9,542	3,486	154,542
2	9,661	3,515	173,911
3	11,069	3,944	196,692
4	12,443	4,308	222,963
5	12,419	5,404	239,064
6	14,793	5,993	243,412
7	12,454	6,257	223,772

なほ統計不備の明治時代の參考資料として岩間氏調査「保險漫錄」所載の統計を爰に收錄した。

次に注意したいのは、明治十四年乃至二十年は明治生命一社であるに拘らず、その統計中、契約成績の計數が、總括成績表のそれと各社別統計表のそれ、卽ち明治生命の分と一致しないことである。之は明治生命が決算年度（曆年に同じ）によつたに反し帝國統計年鑑は明治生命の開業の日から起算して滿一ケ年（各年とも其年七月十日より翌年七月九日）の數字を採つたからで、同樣の仕方は明治三十二年まで續いてゐる。そしてそれは、二十二年九月開業の日本生命、同十月開業の大日本生命其他にも適用され、契約高は各々開業の時から滿一ケ年を區ぎつて示した。それ故計數が符合しないのだが、なほ一言附加へなければならぬことは、次頁所揭總括表新契約の計數中、初期の分は、統計年鑑に揭げてない數字だが、編者において、統計年鑑の「備考」に見ゆる「結約人員又は金額は前年末日現在に其年の結約人員又は金額を加算」とあるにより、其年結約金額又は人員より、前年末日現在高を差引いて計算した。その計數は不正確と認めるけれども、別に方法がないから試みにさうしたまでのことだ。讀者之を諒せよ。

生命保險各年末現在契約高對照表（單位百萬圓）

年次	內國生命	簡易生命	郵便年金	外國生命	合計
明治44	680.1	—	—	59.2	739.3
大正 1	834.8	—	—	65.1	899.9
2	1,023.0	—	—	66.6	1,089.6
3	1,136.3	—	—	51.9	1,188.2
4	1,127.4	—	—	52.5	1,179.9
5	1,184.6	17.3	—	59.1	1,261.0
6	1,366.4	50.1	—	68.6	1,485.1
7	1,679.6	90.1	—	78.4	1,848.1
8	2,222.1	142.6	—	89.5	2,454.2
9	2,684.2	195.0	—	99.1	2,978.3
10	3,039.2	330.3	—	107.4	3,476.9
11	3,453.6	439.3	—	113.2	4,006.1
12	3,792.2	573.1	—	123.2	4,498.5
13	4,364.0	765.4	—	133.3	5,262.7
14	5,073.4	1,006.3	—	143.9	6,223.6
昭和 1	5,658.7	1,223.8	5.5	154.5	7,042.5
2	6,062.9	1,430.9	15.6	173.9	7,683.3
3	6,607.0	1,698.9	13.0	196.7	8,515.6
4	7,272.0	1,919.4	13.1	223.0	9,427.5
5	7,751.7	2,090.2	14.7	239.1	10,095.7
6	8,319.7	2,243.3	16.2	243.4	10,822.6
7	8,795.5	2,378.4	18.1	223.8	11,415.8

（備考）1. 內國生命は生命保險會社協會調、其他は官廳統計
2. 本表には朝鮮生命及び朝鮮簡易生命を含まぬ。

生命保險會社總括成績累年對照表 （國內） 其ノ一

（會社）統計・總括成績

（備考）本表（以下四圖共）は明治十年迄は帝國統計年鑑、以後は逐年報告による。但し×斷は新契約中明治二十年迄は結約人員よりものにつき參考の計算せるもの外くは假算を異へ。

年次	社數	新契約 件	新契約 千圓	復活 件	復活 千圓	死亡 件	死亡 千圓	滿期 件	滿期 千圓	解約其他消滅 件	解約其他消滅 千圓	年度末現在 件	年度末現在 千圓
明治一四年	一	××	一、四四〇	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
一五	一	××	一、四四〇										
一六	一	××	一、四四〇										
一七	一	××	一、四四〇										
一八	一	××	一、四四〇										
一九	一	××	一、四四〇										
二〇	一	一、四四〇	一、四四〇										
二一	一	一、四四〇	一、四四〇										
二二	一	一、四四〇	一、四四〇										
二三	一	一、四四〇	一、四四〇										
二四	一	一、四四〇	一、四四〇										
二五	一	一、四四〇	一、四四〇										
二六	一	一、四四〇	一、四四〇										
二七	一	一、四四〇	一、四四〇										
二八	一	一、四四〇	一、四四〇										
二九	一	一、四四〇	一、四四〇										
三〇	一	一、四四〇	一、四四〇										
三一	一	一、四四〇	一、四四〇										
三二	一	一、四四〇	一、四四〇										
三三	一	一、四四〇	一、四四〇										
三四	一	一、四四〇	一、四四〇										
三五	一	一、四四〇	一、四四〇										
三六	一	一、四四〇	一、四四〇										
三七	一	一、四四〇	一、四四〇										
三八	一	一、四四〇	一、四四〇										
三九	一	一、四四〇	一、四四〇										
四〇	一	一、四四〇	一、四四〇										
四一	一	一、四四〇	一、四四〇										
四二	一	一、四四〇	一、四四〇										
四三	一	一、四四〇	一、四四〇										
四四	一	一、四四〇	一、四四〇										
四五	一	一、四四〇	一、四四〇										
大正元年	一	一、四四〇	一、四四〇										
二	一	一、四四〇	一、四四〇										
三	一	一、四四〇	一、四四〇										
四	一	一、四四〇	一、四四〇										
五	一	一、四四〇	一、四四〇										
六	一	一、四四〇	一、四四〇										
七	一	一、四四〇	一、四四〇										
八	一	一、四四〇	一、四四〇										
九	一	一、四四〇	一、四四〇										
一〇	一	一、四四〇	一、四四〇										
一一	一	一、四四〇	一、四四〇										
一二	一	一、四四〇	一、四四〇										
一三	一	一、四四〇	一、四四〇										
一四	一	一、四四〇	一、四四〇										
昭和元年	一	一、四四〇	一、四四〇										
二	一	一、四四〇	一、四四〇										
三	一	一、四四〇	一、四四〇										
四	一	一、四四〇	一、四四〇										
五	一	一、四四〇	一、四四〇										
六	一	一、四四〇	一、四四〇										
七	一	一、四四〇	一、四四〇										

生命保險會社總括成績累年對照表 （國內） 其ノ二

（會社）統計・總括成績

年次	未拂込保金及ビ基金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
明治一四年	一、〇〇〇	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
一五	一、〇〇〇										
一六	一、〇〇〇										
一七	一、〇〇〇										
一八	一、〇〇〇										
一九	一、〇〇〇										
二〇	一、〇〇〇										
二一	一、〇〇〇										
二二	一、〇〇〇										
二三	一、〇〇〇										
二四	一、〇〇〇										
二五	一、〇〇〇										
二六	一、〇〇〇										
二七	一、〇〇〇										
二八	一、〇〇〇										
二九	一、〇〇〇										
三〇	一、〇〇〇										
三一	一、〇〇〇										
三二	一、〇〇〇										
三三	一、〇〇〇										
三四	一、〇〇〇										
三五	一、〇〇〇										
三六	一、〇〇〇										
三七	一、〇〇〇										
三八	一、〇〇〇										
三九	一、〇〇〇										
四〇	一、〇〇〇										
四一	一、〇〇〇										
四二	一、〇〇〇										
四三	一、〇〇〇										
四四	一、〇〇〇										
四五	一、〇〇〇										
大正元年	一、〇〇〇										
二	一、〇〇〇										
三	一、〇〇〇										
四	一、〇〇〇										
五	一、〇〇〇										
六	一、〇〇〇										
七	一、〇〇〇										
八	一、〇〇〇										
九	一、〇〇〇										
一〇	一、〇〇〇										
一一	一、〇〇〇										
一二	一、〇〇〇										
一三	一、〇〇〇										
一四	一、〇〇〇										
昭和元年	一、〇〇〇										
二	一、〇〇〇										
三	一、〇〇〇										
四	一、〇〇〇										
五	一、〇〇〇										
六	一、〇〇〇										
七	一、〇〇〇										

其ノ三　表照對年累績成括總社會險保命生（國內）

負債之部

年次	株金又ハ基金	責任準備金	積立金諸	支拂備金（又ハ特別準備金）	合計（其他共）	利益又ハ剰餘金處分	剰餘金（又ハ積立金其他特別準備金又ハ其他社員ノ貯金）	重役賞與其他	合計（其他共）
明治一四年	一〇〇、〇〇〇								
一五	一〇〇、〇〇〇								
一六	一〇〇、〇〇〇								
一七	一〇〇、〇〇〇								
一八	一〇〇、〇〇〇								
一九	一〇〇、〇〇〇								
二〇	一〇〇、〇〇〇								
二一	一〇〇、〇〇〇								
二二	一〇〇、〇〇〇								
二三	一〇〇、〇〇〇								
二四	四〇〇、〇〇〇								
二五	四〇〇、〇〇〇								
二六	四〇〇、〇〇〇								
二七	四〇〇、〇〇〇								
二八	四〇〇、〇〇〇								
二九	四〇〇、〇〇〇								
三〇	四〇〇、〇〇〇								
三一	四〇〇、〇〇〇								
三二	四〇〇、〇〇〇								
三三	四〇〇、〇〇〇								
三四	四〇〇、〇〇〇								
三五	四〇〇、〇〇〇								
三六	四〇〇、〇〇〇								
三七	四〇〇、〇〇〇								
三八	四〇〇、〇〇〇								
三九	四〇〇、〇〇〇								
四〇	四〇〇、〇〇〇								
四一	四〇〇、〇〇〇								
四二	四〇〇、〇〇〇								
四三	四〇〇、〇〇〇								
大正元年	四〇〇、〇〇〇								
二	四〇〇、〇〇〇								
三	四〇〇、〇〇〇								
四	四〇〇、〇〇〇								
五	四〇〇、〇〇〇								
六	四〇〇、〇〇〇								
七	四〇〇、〇〇〇								
八	四〇〇、〇〇〇								
九	四〇〇、〇〇〇								
一〇	四〇〇、〇〇〇								
一一	四〇〇、〇〇〇								
一二	四〇〇、〇〇〇								
一三	四〇〇、〇〇〇								
一四	四〇〇、〇〇〇								
昭和元年	四〇〇、〇〇〇								
二	四〇〇、〇〇〇								
三	四〇〇、〇〇〇								
四	四〇〇、〇〇〇								
五	四〇〇、〇〇〇								
六	四〇〇、〇〇〇								
七	四〇〇、〇〇〇								

其ノ四　表照對年累績成括總社會險保命生（國內）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產賃貸料其他	合計（其他共）	支拂保險金	特約定期金其他	契約者又ハ社員ノ利益配當金	事業費	財產賃貸料其他	合計（其他共）
明治一四年	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
一五	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
一六	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
一七	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
一八	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
一九	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
二〇	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
二一	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
二二	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
二三	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
二四	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
二五	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
二六	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
二七	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
二八	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
二九	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
三〇	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
三一	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
三二	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
三三	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
三四	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
三五	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
三六	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
三七	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
三八	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
三九	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
四〇	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
四一	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
四二	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
四三	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
大正元年	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
二	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
三	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
四	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
五	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
六	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
七	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
八	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
九	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
一〇	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
一一	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
一二	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
一三	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
一四	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
昭和元年	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
二	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
三	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
四	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
五	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
六	一、〇〇〇			一、〇〇〇						
七	一、〇〇〇			一、〇〇〇						

生命保險會社總括成績表（內國）

（昭和六年一月一日以降ハ「傳染病保險」ノミニ關スル數字ヲ含ム）

年次	資本總額	拂込資本額	新契約	期末契約	收入保險料	支拂保險金	營業費	責任準備金	利益金	損失金
	圓	圓	件	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
明治一四年										
一五	100,000	100,000	1,784	1,784	11,784	—	7,848	3,936	—	—
一六	100,000	100,000	1,784	3,568	23,568	—	15,696	7,872	—	—
一七	100,000	100,000	1,784	5,352	35,352	—	23,544	11,808	—	—
一八	100,000	100,000	1,784	7,136	47,136	—	31,392	15,744	—	—
一九	100,000	100,000	1,784	8,920	58,920	—	39,240	19,680	—	—
二〇	100,000	100,000	1,784	10,704	70,704	—	47,088	23,616	—	—
二一	100,000	100,000	1,784	12,488	82,488	—	54,936	27,552	—	—
二二	100,000	100,000	1,784	14,272	94,272	—	62,784	31,488	—	—
二三	100,000	100,000	1,784	16,056	106,056	—	70,632	35,424	—	—
二四	100,000	100,000	1,784	17,840	117,840	—	78,480	39,360	—	—
二五	100,000	100,000	1,784	19,624	129,624	—	86,328	43,296	—	—
二六	100,000	100,000	1,784	21,408	141,408	—	94,176	47,232	—	—
二七	100,000	100,000	1,784	23,192	153,192	—	102,024	51,168	—	—
二八	100,000	100,000	1,784	24,976	164,976	—	109,872	55,104	—	—
二九	100,000	100,000	1,784	26,760	176,760	—	117,720	59,040	—	—
三〇	100,000	100,000	1,784	28,544	188,544	—	125,568	62,976	—	—
三一	100,000	100,000	1,784	30,328	200,328	—	133,416	66,912	—	—
三二	100,000	100,000	1,784	32,112	212,112	—	141,264	70,848	—	—
三三	100,000	100,000	1,784	33,896	223,896	—	149,112	74,784	—	—
三四	100,000	100,000	1,784	35,680	235,680	—	156,960	78,720	—	—

生命保險會社總括成績表（內國）

（社會協調會保險會社ノ「傳染病保險」ノミニ關スル數字ヲ含ム）

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約
	件	圓	圓	件	圓	件
明治四四年						
大正元年	三三、二九八	四三、八六四	二、一七九、四四八	九、六四二	二、一七九、四四八	一、〇一〇
二	四四、八六四	六六、八四四	三、三四八、九四四	一、四八二	三、三四八、九四四	一、五五二
三	六六、八四四	八八、八四四	四、四四八、九四四	一、九八二	四、四四八、九四四	二、〇五二
四	八八、八四四	一一〇、八四四	五、五四八、九四四	二、四八二	五、五四八、九四四	二、五五二
昭和元年	一一〇、八四四	一三二、八四四	六、六四八、九四四	二、九八二	六、六四八、九四四	三、〇五二
二	一三二、八四四	一五四、八四四	七、七四八、九四四	三、四八二	七、七四八、九四四	三、五五二
三	一五四、八四四	一七六、八四四	八、八四八、九四四	三、九八二	八、八四八、九四四	四、〇五二
四	一七六、八四四	一九八、八四四	九、九四八、九四四	四、四八二	九、九四八、九四四	四、五五二
五	一九八、八四四	二二〇、八四四	一一、〇四八、九四四	四、九八二	一一、〇四八、九四四	五、〇五二
六	二二〇、八四四	二四二、八四四	一二、一四八、九四四	五、四八二	一二、一四八、九四四	五、五五二
七	二四二、八四四	二六四、八四四	一三、二四八、九四四	五、九八二	一三、二四八、九四四	六、〇五二
八	二六四、八四四	二八六、八四四	一四、三四八、九四四	六、四八二	一四、三四八、九四四	六、五五二
九	二八六、八四四	三〇八、八四四	一五、四四八、九四四	六、九八二	一五、四四八、九四四	七、〇五二

保險會社總括成績表（曆年によるもの）

年次	選擇變更の減	年末現在	純增加	收入保險料	支拂保險金	滿期金	合計	解約返戻金
	件	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
明治四四年								
大正元年	九、六四二	九、六四二	九、六四二	九、六四二	九、六四二	九、六四二	九、六四二	九、六四二
二	一、四八二	一、四八二	一、四八二	一、四八二	一、四八二	一、四八二	一、四八二	一、四八二
三	一、九八二	一、九八二	一、九八二	一、九八二	一、九八二	一、九八二	一、九八二	一、九八二
四	二、四八二	二、四八二	二、四八二	二、四八二	二、四八二	二、四八二	二、四八二	二、四八二
昭和元年	二、九八二	二、九八二	二、九八二	二、九八二	二、九八二	二、九八二	二、九八二	二、九八二
二	三、四八二	三、四八二	三、四八二	三、四八二	三、四八二	三、四八二	三、四八二	三、四八二
三	三、九八二	三、九八二	三、九八二	三、九八二	三、九八二	三、九八二	三、九八二	三、九八二
四	四、四八二	四、四八二	四、四八二	四、四八二	四、四八二	四、四八二	四、四八二	四、四八二
五	四、九八二	四、九八二	四、九八二	四、九八二	四、九八二	四、九八二	四、九八二	四、九八二
六	五、四八二	五、四八二	五、四八二	五、四八二	五、四八二	五、四八二	五、四八二	五、四八二
七	五、九八二	五、九八二	五、九八二	五、九八二	五、九八二	五、九八二	五、九八二	五、九八二
八	六、四八二	六、四八二	六、四八二	六、四八二	六、四八二	六、四八二	六、四八二	六、四八二
九	六、九八二	六、九八二	六、九八二	六、九八二	六、九八二	六、九八二	六、九八二	六、九八二

明治生命保險

年次	新契約		復活		果加變更の增		死亡		滿期		解約其他消滅		年末現在	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
明治一四年	八六	二四、三〇〇											八六	二四、三〇〇
一五	二二〇	六一、〇〇〇											三〇六	八五、三〇〇
一六	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
一七	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
一八	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
一九	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
二〇	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
二一	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
二二	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
二三	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
二四	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
二五	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
二六	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
二七	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
二八	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
二九	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
三〇	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
三一	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
三二	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
三三	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
三四	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
三五	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
三六	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
三七	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
三八	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
三九	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
四〇	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
四一	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
四二	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
四三	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
四四	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
四五	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
四六	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
四七	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
四八	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
四九	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
五〇	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
五一	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
五二	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
五三	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
五四	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
五五	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
五六	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
五七	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
五八	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
五九	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
六〇	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
六一	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
六二	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
六三	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
六四	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
六五	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
六六	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
六七	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
六八	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
六九	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
七〇	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
七一	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
七二	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
七三	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
七四	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
七五	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
七六	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇
七七	三一四	八七、二〇〇					一一	三、〇〇〇					六〇九	一六九、五〇〇

株式會社（十二月決算）

年次	資産之部										負債之部									
	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計(其他共)	資本金	積立金	保險金積立金	保險料積立金	未經過保險料	未拂保險金	假受金	代理店預	合計(其他共)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治一四年																				
一五																				
一六																				
一七																				
一八																				
一九																				
二〇																				
二一																				
二二																				
二三																				
二四																				
二五																				
二六																				
二七																				
二八																				
二九																				
三〇																				
三一																				
三二																				
三三																				
三四																				
三五																				
三六																				
三七																				
三八																				
三九																				
四〇																				
四一																				
四二																				
四三																				
四四																				
四五																				
四六																				
四七																				
四八																				
四九																				
五〇																				
五一																				
五二																				
五三																				
五四																				
五五																				
五六																				
五七																				
五八																				
五九																				
六〇																				
六一																				
六二																				
六三																				
六四																				
六五																				
六六																				
六七																				
六八																				
六九																				
七〇																				
七一																				
七二																				
七三																				
七四																				
七五																				
七六																				
七七																				

明治生命保険

負債之部

年次	株金	法定準備金	その他	責任準備金	払戻備金	契約者配當準備金	合計（其他共）
明治一四年	円	円	円	円	円	円	円
一五	100,000						100,000
一六	100,000						100,000
一七	100,000						100,000
一八	100,000						100,000
一九	100,000						100,000
二〇	100,000						100,000
二一	100,000						100,000
二二	100,000						100,000
二三	100,000						100,000
二四	100,000						100,000
二五	100,000						100,000
二六	100,000						100,000
二七	100,000						100,000
二八	100,000						100,000
二九	100,000						100,000
三〇	100,000						100,000
三一	100,000						100,000
三二	100,000						100,000
三三	100,000						100,000
三四	100,000						100,000
三五	100,000						100,000
三六	100,000						100,000
三七	100,000						100,000
三八	100,000						100,000
三九	100,000						100,000
四〇	100,000						100,000
四一	100,000						100,000
四二	100,000						100,000
四三	100,000						100,000
大正元年	100,000						100,000
二	100,000						100,000
三	100,000						100,000
四	100,000						100,000
五	100,000						100,000
六	100,000						100,000
七	100,000						100,000
八	100,000						100,000
九	100,000						100,000
一〇	100,000						100,000
一一	100,000						100,000
一二	100,000						100,000
一三	100,000						100,000
一四	100,000						100,000
昭和元年	100,000						100,000
二	100,000						100,000
三	100,000						100,000
四	100,000						100,000
五	100,000						100,000
六	100,000						100,000
七	100,000						100,000

【備考】 ×自明治十四年至明治三十二年間の利益金は現在と一致せしむべく支出殘金より支出四四、八一五圓を加算す。

利益金處分

年次	利益金	法定準備金	その他	株主配當	契約者配當	重役賞與其他	合計（其他共）
明治一四年	円	円	円	円	円	円	円
一五	4,107,000			10,000			10,000
一六	4,107,000			10,000			10,000
一七	4,107,000			10,000			10,000
一八	4,107,000			10,000			10,000
一九	4,107,000			10,000			10,000
二〇	4,107,000			10,000			10,000
二一	4,107,000			10,000			10,000
二二	4,107,000			10,000			10,000
二三	4,107,000			10,000			10,000
二四	4,107,000			10,000			10,000
二五	4,107,000			10,000			10,000
二六	4,107,000			10,000			10,000
二七	4,107,000			10,000			10,000
二八	4,107,000			10,000			10,000
二九	4,107,000			10,000			10,000
三〇	4,107,000			10,000			10,000
三一	4,107,000			10,000			10,000
三二	4,107,000			10,000			10,000
三三	4,107,000			10,000			10,000
三四	4,107,000			10,000			10,000
三五	4,107,000			10,000			10,000
三六	4,107,000			10,000			10,000
三七	4,107,000			10,000			10,000
三八	4,107,000			10,000			10,000
三九	4,107,000			10,000			10,000
四〇	4,107,000			10,000			10,000
四一	4,107,000			10,000			10,000
四二	4,107,000			10,000			10,000
四三	4,107,000			10,000			10,000
大正元年	4,107,000			10,000			10,000
二	4,107,000			10,000			10,000
三	4,107,000			10,000			10,000
四	4,107,000			10,000			10,000
五	4,107,000			10,000			10,000
六	4,107,000			10,000			10,000
七	4,107,000			10,000			10,000
八	4,107,000			10,000			10,000
九	4,107,000			10,000			10,000
一〇	4,107,000			10,000			10,000
一一	4,107,000			10,000			10,000
一二	4,107,000			10,000			10,000
一三	4,107,000			10,000			10,000
一四	4,107,000			10,000			10,000
昭和元年	4,107,000			10,000			10,000
二	4,107,000			10,000			10,000
三	4,107,000			10,000			10,000
四	4,107,000			10,000			10,000
五	4,107,000			10,000			10,000
六	4,107,000			10,000			10,000
七	4,107,000			10,000			10,000

株式會社（十二月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財産評價益其他	合計（其他共）
明治一四年	円	円	円	円
一五	11,111			11,111
一六	11,111			11,111
一七	11,111			11,111
一八	11,111			11,111
一九	11,111			11,111
二〇	11,111			11,111
二一	11,111			11,111
二二	11,111			11,111
二三	11,111			11,111
二四	11,111			11,111
二五	11,111			11,111
二六	11,111			11,111
二七	11,111			11,111
二八	11,111			11,111
二九	11,111			11,111
三〇	11,111			11,111
三一	11,111			11,111
三二	11,111			11,111
三三	11,111			11,111
三四	11,111			11,111
三五	11,111			11,111
三六	11,111			11,111
三七	11,111			11,111
三八	11,111			11,111
三九	11,111			11,111
四〇	11,111			11,111
四一	11,111			11,111
四二	11,111			11,111
四三	11,111			11,111
大正元年	11,111			11,111
二	11,111			11,111
三	11,111			11,111
四	11,111			11,111
五	11,111			11,111
六	11,111			11,111
七	11,111			11,111
八	11,111			11,111
九	11,111			11,111
一〇	11,111			11,111
一一	11,111			11,111
一二	11,111			11,111
一三	11,111			11,111
一四	11,111			11,111
昭和元年	11,111			11,111
二	11,111			11,111
三	11,111			11,111
四	11,111			11,111
五	11,111			11,111
六	11,111			11,111
七	11,111			11,111

支出之部

年次	支拂保險金解約還戻金其他	滿期配當金其他	契約者利益配當金	事業費	財産評價損其他	合計（其他共）
明治一四年	円	円	円	円	円	円
一五	100,000			1,111		101,111
一六	100,000			1,111		101,111
一七	100,000			1,111		101,111
一八	100,000			1,111		101,111
一九	100,000			1,111		101,111
二〇	100,000			1,111		101,111
二一	100,000			1,111		101,111
二二	100,000			1,111		101,111
二三	100,000			1,111		101,111
二四	100,000			1,111		101,111
二五	100,000			1,111		101,111
二六	100,000			1,111		101,111
二七	100,000			1,111		101,111
二八	100,000			1,111		101,111
二九	100,000			1,111		101,111
三〇	100,000			1,111		101,111
三一	100,000			1,111		101,111
三二	100,000			1,111		101,111
三三	100,000			1,111		101,111
三四	100,000			1,111		101,111
三五	100,000			1,111		101,111
三六	100,000			1,111		101,111
三七	100,000			1,111		101,111
三八	100,000			1,111		101,111
三九	100,000			1,111		101,111
四〇	100,000			1,111		101,111
四一	100,000			1,111		101,111
四二	100,000			1,111		101,111
四三	100,000			1,111		101,111
大正元年	100,000			1,111		101,111
二	100,000			1,111		101,111
三	100,000			1,111		101,111
四	100,000			1,111		101,111
五	100,000			1,111		101,111
六	100,000			1,111		101,111
七	100,000			1,111		101,111
八	100,000			1,111		101,111
九	100,000			1,111		101,111
一〇	100,000			1,111		101,111
一一	100,000			1,111		101,111
一二	100,000			1,111		101,111
一三	100,000			1,111		101,111
一四	100,000			1,111		101,111
昭和元年	100,000			1,111		101,111
二	100,000			1,111		101,111
三	100,000			1,111		101,111
四	100,000			1,111		101,111
五	100,000			1,111		101,111
六	100,000			1,111		101,111
七	100,000			1,111		101,111

帝國生命保險

年次	新契約		復活		累加變更の增		死亡		滿期		解約其他消滅		年末現在	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
明治一一年	一、〇五九	三、〇〇〇、〇〇〇											一、〇五九	三、〇〇〇、〇〇〇
一二	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											二、四〇四	六、〇〇〇、〇〇〇
一三	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											三、七四九	九、〇〇〇、〇〇〇
一四	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											五、〇九四	一二、〇〇〇、〇〇〇
一五	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											六、四三九	一五、〇〇〇、〇〇〇
一六	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											七、七八四	一八、〇〇〇、〇〇〇
一七	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											九、一二九	二一、〇〇〇、〇〇〇
一八	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											一〇、四七四	二四、〇〇〇、〇〇〇
一九	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											一一、八一九	二七、〇〇〇、〇〇〇
二〇	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											一三、一六四	三〇、〇〇〇、〇〇〇
二一	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											一四、五〇九	三三、〇〇〇、〇〇〇
二二	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											一五、八五四	三六、〇〇〇、〇〇〇
二三	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											一七、一九九	三九、〇〇〇、〇〇〇
二四	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											一八、五四四	四二、〇〇〇、〇〇〇
二五	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											一九、八八九	四五、〇〇〇、〇〇〇
二六	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											二一、二三四	四八、〇〇〇、〇〇〇
二七	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											二二、五七九	五一、〇〇〇、〇〇〇
二八	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											二三、九二四	五四、〇〇〇、〇〇〇
二九	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											二五、二六九	五七、〇〇〇、〇〇〇
三〇	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											二六、六一四	六〇、〇〇〇、〇〇〇
三一	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											二七、九五九	六三、〇〇〇、〇〇〇
三二	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											二九、三〇四	六六、〇〇〇、〇〇〇
三三	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											三〇、六四九	六九、〇〇〇、〇〇〇
三四	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											三一、九九四	七二、〇〇〇、〇〇〇
三五	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											三三、三三九	七五、〇〇〇、〇〇〇
大正元	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											三四、六八四	七八、〇〇〇、〇〇〇
二	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											三六、〇二九	八一、〇〇〇、〇〇〇
三	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											三七、三七四	八四、〇〇〇、〇〇〇
四	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											三八、七一九	八七、〇〇〇、〇〇〇
五	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											四〇、〇六四	九〇、〇〇〇、〇〇〇
六	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											四一、四〇九	九三、〇〇〇、〇〇〇
七	一、三四五	三、〇〇〇、〇〇〇											四二、七五四	九六、〇〇〇、〇〇〇

株式會社（十二月決算）

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治一一年											
一二											
一三											
一四											
一五											
一六											
一七											
一八											
一九											
二〇											
二一											
二二											
二三											
二四											
二五											
二六											
二七											
二八											
二九											
三〇											
三一											
三二											
三三											
三四											
三五											
大正元											
二											
三											
四											
五											
六											
七											
八											
九											
一〇											
一一											
一二											
一三											
一四											
昭和元											
二											
三											
四											
五											
六											
七											

【備考】×　明治廿二、廿三年の兩年度は各々六月十二月の二季決算なりしを本表には合算十二月決算として掲上

帝國生命保險

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	特定配當準備金	支拂備金	契約者配當準備金（合計（其他共））
	円	円	円	円	円	円
明治一一年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
一二年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
一三年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
一四年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
一五年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
一六年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
一七年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
一八年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
一九年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
二〇年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
二一年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
二二年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
二三年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
二四年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
二五年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
二六年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
二七年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
二八年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
二九年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
三〇年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
三一年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
三二年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
三三年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
三四年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
三五年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
三六年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
三七年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
三八年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
三九年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
四〇年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
四一年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
四二年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
四三年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
四四年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
大正元年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
二年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
三年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
四年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
五年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
六年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
七年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
八年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
九年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
一〇年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
一一年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
一二年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
一三年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
一四年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
昭和元年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
二年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
三年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
四年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
五年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
六年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			
七年	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			

利益處分

年次	利益金（合計（其他共））	法定準備金其他	株主配當	契約者配當	重役賞與其他
	円	円	% 円	円	円
明治一一年	一、一四〇	一一〇	八 八〇〇	一、一四〇	一、一四〇
一二年	一〇、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一〇、一四〇	一〇、一四〇
一三年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
一四年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
一五年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
一六年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
一七年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
一八年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
一九年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
二〇年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
二一年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
二二年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
二三年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
二四年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
二五年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
二六年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
二七年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
二八年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
二九年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
三〇年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
三一年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
三二年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
三三年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
三四年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
三五年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
三六年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
三七年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
三八年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
三九年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
四〇年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
四一年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
四二年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
四三年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
四四年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
大正元年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
二年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
三年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
四年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
五年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
六年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
七年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
八年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
九年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
一〇年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
一一年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
一二年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
一三年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
一四年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
昭和元年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
二年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
三年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
四年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
五年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
六年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇
七年	一一、一四〇	一、一〇〇	八 八〇〇	一一、一四〇	一一、一四〇

【備考】×明治廿二、三の兩年は各々六月、十二月の二季決算なりしを本表中利益處分欄には合算十二月決算として揭上

株式會社（十二月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）
	円	円	円	円
明治一一年	一、一四〇	一一〇		
一二年	一〇、一四〇	一、一〇〇		
一三年	一一、一四〇	一、一〇〇		
一四年	一一、一四〇	一、一〇〇		
一五年	一一、一四〇	一、一〇〇		
一六年	一一、一四〇	一、一〇〇		
一七年	一一、一四〇	一、一〇〇		
一八年	一一、一四〇	一、一〇〇		
一九年	一一、一四〇	一、一〇〇		
二〇年	一一、一四〇	一、一〇〇		
二一年	一一、一四〇	一、一〇〇		
二二年	一一、一四〇	一、一〇〇		
二三年	一一、一四〇	一、一〇〇		
二四年	一一、一四〇	一、一〇〇		
二五年	一一、一四〇	一、一〇〇		
二六年	一一、一四〇	一、一〇〇		
二七年	一一、一四〇	一、一〇〇		
二八年	一一、一四〇	一、一〇〇		
二九年	一一、一四〇	一、一〇〇		
三〇年	一一、一四〇	一、一〇〇		
三一年	一一、一四〇	一、一〇〇		
三二年	一一、一四〇	一、一〇〇		
三三年	一一、一四〇	一、一〇〇		
三四年	一一、一四〇	一、一〇〇		
三五年	一一、一四〇	一、一〇〇		
三六年	一一、一四〇	一、一〇〇		
三七年	一一、一四〇	一、一〇〇		
三八年	一一、一四〇	一、一〇〇		
三九年	一一、一四〇	一、一〇〇		
四〇年	一一、一四〇	一、一〇〇		
四一年	一一、一四〇	一、一〇〇		
四二年	一一、一四〇	一、一〇〇		
四三年	一一、一四〇	一、一〇〇		
四四年	一一、一四〇	一、一〇〇		
大正元年	一一、一四〇	一、一〇〇		
二年	一一、一四〇	一、一〇〇		
三年	一一、一四〇	一、一〇〇		
四年	一一、一四〇	一、一〇〇		
五年	一一、一四〇	一、一〇〇		
六年	一一、一四〇	一、一〇〇		
七年	一一、一四〇	一、一〇〇		
八年	一一、一四〇	一、一〇〇		
九年	一一、一四〇	一、一〇〇		
一〇年	一一、一四〇	一、一〇〇		
一一年	一一、一四〇	一、一〇〇		
一二年	一一、一四〇	一、一〇〇		
一三年	一一、一四〇	一、一〇〇		
一四年	一一、一四〇	一、一〇〇		
昭和元年	一一、一四〇	一、一〇〇		
二年	一一、一四〇	一、一〇〇		
三年	一一、一四〇	一、一〇〇		
四年	一一、一四〇	一、一〇〇		
五年	一一、一四〇	一、一〇〇		
六年	一一、一四〇	一、一〇〇		
七年	一一、一四〇	一、一〇〇		

支出之部

年次	支拂保險金	解約返戻金其他	特定配當金其他	契約者配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円
明治一一年	一、一四〇						
一二年	一〇、一四〇						
一三年	一一、一四〇						
一四年	一一、一四〇						
一五年	一一、一四〇						
一六年	一一、一四〇						
一七年	一一、一四〇						
一八年	一一、一四〇						
一九年	一一、一四〇						
二〇年	一一、一四〇						
二一年	一一、一四〇						
二二年	一一、一四〇						
二三年	一一、一四〇						
二四年	一一、一四〇						
二五年	一一、一四〇						
二六年	一一、一四〇						
二七年	一一、一四〇						
二八年	一一、一四〇						
二九年	一一、一四〇						
三〇年	一一、一四〇						
三一年	一一、一四〇						
三二年	一一、一四〇						
三三年	一一、一四〇						
三四年	一一、一四〇						
三五年	一一、一四〇						
三六年	一一、一四〇						
三七年	一一、一四〇						
三八年	一一、一四〇						
三九年	一一、一四〇						
四〇年	一一、一四〇						
四一年	一一、一四〇						
四二年	一一、一四〇						
四三年	一一、一四〇						
四四年	一一、一四〇						
大正元年	一一、一四〇						
二年	一一、一四〇						
三年	一一、一四〇						
四年	一一、一四〇						
五年	一一、一四〇						
六年	一一、一四〇						
七年	一一、一四〇						
八年	一一、一四〇						
九年	一一、一四〇						
一〇年	一一、一四〇						
一一年	一一、一四〇						
一二年	一一、一四〇						
一三年	一一、一四〇						
一四年	一一、一四〇						
昭和元年	一一、一四〇						
二年	一一、一四〇						
三年	一一、一四〇						
四年	一一、一四〇						
五年	一一、一四〇						
六年	一一、一四〇						
七年	一一、一四〇						

【備考】×明治廿二、廿三の兩年は各々六月十二月の二季決算なりしを本表には合算十二月決算として揭上

日本生命保險

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
	件	件	円	件	件	件	件
明治二二年	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
二三	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
二四	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
二五	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
二六	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
二七	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
二八	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
二九	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
三〇	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
三一	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
三二	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
三三	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
三四	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
三五	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
三六	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
三七	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
三八	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
三九	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
四〇	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
四一	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
四二	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
四三	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
四四	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
四五	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
四六	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
四七	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
四八	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
四九	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
五〇	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
五一	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
五二	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
五三	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
五四	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
五五	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
五六	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
五七	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
五八	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
五九	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
六〇	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
六一	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
六二	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
六三	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
六四	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
六五	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
六六	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
六七	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
六八	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
六九	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
七〇	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
七一	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
七二	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
七三	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
七四	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
七五	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
七六	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇
七七	一、四八〇	一	一、〇〇〇	一	一	一	一、四八〇

株式會社 (十二月決算)

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産之部	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計(其他共)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治二二年	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二三	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二四	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二五	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二六	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二七	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二八	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二九	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三〇	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三一	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三二	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三三	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三四	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三五	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三六	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三七	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三八	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三九	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四〇	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四一	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四二	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四三	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四四	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四五	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四六	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四七	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四八	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四九	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五〇	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五一	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五二	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五三	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五四	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五五	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五六	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五七	一、四八〇、〇〇〇	一、四八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

日本生命保險

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	特定配當準備金	支拂備金	契約者配當準備金	合計（其他共）
明治一二年	円	円	円	円	円	円	円
一三	200,000	1,000	2,000				203,000
一四	200,000	1,000	2,000				203,000
一五	200,000	1,000	2,000				203,000
一六	200,000	1,000	2,000				203,000
一七	400,000	1,000	2,000				403,000
一八	400,000	1,000	2,000				403,000
一九	400,000	1,000	2,000				403,000
二〇	400,000	1,000	2,000				403,000
二一	800,000	1,000	2,000				803,000
二二	800,000	1,000	2,000				803,000
二三	800,000	1,000	2,000				803,000
二四	800,000	1,000	2,000				803,000
二五	800,000	1,000	2,000				803,000
二六	800,000	1,000	2,000				803,000
二七	800,000	1,000	2,000				803,000
二八	800,000	1,000	2,000				803,000
二九	800,000	1,000	2,000				803,000
三〇	800,000	1,000	2,000				803,000
三一	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
三二	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
三三	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
三四	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
三五	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
三六	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
三七	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
三八	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
三九	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
四〇	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
四一	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
四二	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
四三	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
四四	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
四五	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
四六	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000
四七	1,400,000	1,000	2,000				1,403,000

利益處分

年次	利益金	株主配當	契約者配當	積立金其他	合計（其他共）
明治一二年	円	%	円	円	円
一三	1,000	10.0			1,000
一四	1,000	10.0			1,000
一五	1,000	10.0			1,000
一六	1,000	10.0			1,000
一七	1,000	10.0			1,000
一八	1,000	10.0			1,000
一九	1,000	10.0			1,000
二〇	1,000	10.0			1,000
二一	1,000	10.0			1,000
二二	1,000	10.0			1,000
二三	1,000	10.0			1,000
二四	1,000	10.0			1,000
二五	1,000	10.0			1,000
二六	1,000	10.0			1,000
二七	1,000	10.0			1,000
二八	1,000	10.0			1,000
二九	1,000	10.0			1,000
三〇	1,000	10.0			1,000
三一	1,000	10.0			1,000
三二	1,000	10.0			1,000
三三	1,000	10.0			1,000
三四	1,000	10.0			1,000
三五	1,000	10.0			1,000
三六	1,000	10.0			1,000
三七	1,000	10.0			1,000
三八	1,000	10.0			1,000
三九	1,000	10.0			1,000
四〇	1,000	10.0			1,000
四一	1,000	10.0			1,000
四二	1,000	10.0			1,000
四三	1,000	10.0			1,000
四四	1,000	10.0			1,000
四五	1,000	10.0			1,000
四六	1,000	10.0			1,000
四七	1,000	10.0			1,000

株式會社（十二月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產賃貸料其他	合計（其他共）
明治一二年	円	円	円	円
一三	1,000			1,000
一四	1,000			1,000
一五	1,000			1,000
一六	1,000			1,000
一七	1,000			1,000
一八	1,000			1,000
一九	1,000			1,000
二〇	1,000			1,000
二一	1,000			1,000
二二	1,000			1,000
二三	1,000			1,000
二四	1,000			1,000
二五	1,000			1,000
二六	1,000			1,000
二七	1,000			1,000
二八	1,000			1,000
二九	1,000			1,000
三〇	1,000			1,000
三一	1,000			1,000
三二	1,000			1,000
三三	1,000			1,000
三四	1,000			1,000
三五	1,000			1,000
三六	1,000			1,000
三七	1,000			1,000
三八	1,000			1,000
三九	1,000			1,000
四〇	1,000			1,000
四一	1,000			1,000
四二	1,000			1,000
四三	1,000			1,000
四四	1,000			1,000
四五	1,000			1,000
四六	1,000			1,000
四七	1,000			1,000

支出之部

年次	支拂保險金	解約還戻金其他	配當金其他	契約者配當金	事業費	財產賃貸其他	合計（其他共）
明治一二年	円	円	円	円	円	円	円
一三	1,000				1,000		1,000
一四	1,000				1,000		1,000
一五	1,000				1,000		1,000
一六	1,000				1,000		1,000
一七	1,000				1,000		1,000
一八	1,000				1,000		1,000
一九	1,000				1,000		1,000
二〇	1,000				1,000		1,000
二一	1,000				1,000		1,000
二二	1,000				1,000		1,000
二三	1,000				1,000		1,000
二四	1,000				1,000		1,000
二五	1,000				1,000		1,000
二六	1,000				1,000		1,000
二七	1,000				1,000		1,000
二八	1,000				1,000		1,000
二九	1,000				1,000		1,000
三〇	1,000				1,000		1,000
三一	1,000				1,000		1,000
三二	1,000				1,000		1,000
三三	1,000				1,000		1,000
三四	1,000				1,000		1,000
三五	1,000				1,000		1,000
三六	1,000				1,000		1,000
三七	1,000				1,000		1,000
三八	1,000				1,000		1,000
三九	1,000				1,000		1,000
四〇	1,000				1,000		1,000
四一	1,000				1,000		1,000
四二	1,000				1,000		1,000
四三	1,000				1,000		1,000
四四	1,000				1,000		1,000
四五	1,000				1,000		1,000
四六	1,000				1,000		1,000
四七	1,000				1,000		1,000

太陽生命保險

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	確定配當準備金	支拂備金	契約者配當準備金	合計其（他共）
明治二六年	100,000	円	円	円	円	円	円
二七	100,000						
二八	100,000						
二九	100,000						
三〇	100,000				不詳		不詳
三一	100,000						
三二	100,000						
三三	100,000						
三四	100,000				不詳		不詳
三五	100,000		2,000		1,000		3,000
三六	100,000		2,000		1,000		3,000
三七	100,000		2,000		1,000		3,000
三八	100,000		2,000		1,000		3,000
三九	100,000		2,000		1,000		3,000
四〇	100,000		2,000		1,000		3,000
四一	100,000		2,000		1,000		3,000
四二	100,000		2,000		1,000		3,000
四三	100,000		2,000		1,000		3,000
四四	100,000		2,000		1,000		3,000
大正元	100,000		2,000		1,000		3,000
二	100,000		2,000		1,000		3,000
三	100,000		2,000		1,000		3,000
四	100,000		2,000		1,000		3,000
五	100,000		2,000		1,000		3,000
六	100,000		2,000		1,000		3,000
七	100,000		2,000		1,000		3,000
八	100,000		2,000		1,000		3,000
九	100,000		2,000		1,000		3,000
一〇	100,000		2,000		1,000		3,000
昭和一	100,000		2,000		1,000		3,000
二	100,000		2,000		1,000		3,000
三	100,000		2,000		1,000		3,000
四	100,000		2,000		1,000		3,000
五	100,000		2,000		1,000		3,000
六	100,000		2,000		1,000		3,000
七	100,000		2,000		1,000		3,000

利益處分

年次	利益金	法定準備金其他	株主配當	契約者配當	退役賞與其他
明治二六年	円	円	%	円	円
二七	不詳				
二八	不詳				
二九	不詳				
三〇	不詳				
三一	不詳				
三二	不詳				
三三	不詳				
三四	不詳				
三五	不詳				
三六	不詳				
三七	不詳				
三八	不詳				
三九	不詳				
四〇	不詳				
四一	不詳				
四二	不詳				
四三	不詳				
四四	不詳				
大正元	不詳				
二	不詳				
三	不詳				
四	不詳				
五	不詳				
六	不詳				
七	不詳				
八	不詳				
九	不詳				
一〇	不詳				
昭和一	不詳				
二	不詳				
三	不詳				
四	不詳				
五	不詳				
六	不詳				
七	不詳				

株式會社（十二月決算）

資産之部

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
明治二六年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
二七											
二八											
二九											
三〇		不詳		不詳			不詳			不詳	不詳
三一											
三二											
三三											
三四		不詳		不詳			不詳			不詳	不詳
三五		二、〇〇〇		二六、五七〇			九、五三〇	一、七〇〇	一、一〇〇	一、七〇〇	四五、五〇〇
三六		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
三七		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
三八		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
三九		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
四〇		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
四一		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
四二		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
四三		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
四四		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
大正元		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
二		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
三		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
四		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
五		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
六		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
七		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
八		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
九		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
一〇		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
昭和一		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
二		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
三		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
四		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
五		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
六		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
七		一、六、九七〇	四、九二〇	二、九二〇			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇

太陽生命保險

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
	件 円	件 円	円	件 円	件 円	件 円	件 円
明治二六年	三八 三五、〇〇〇						三八 三五、〇〇〇
二七	三五 三五、〇〇〇						七三 七〇、〇〇〇
二八	三五 三五、〇〇〇						一〇八 一〇五、〇〇〇
二九	三五 三五、〇〇〇						一四三 一四〇、〇〇〇
三〇	三五 三五、〇〇〇						一七八 一七五、〇〇〇
三一	三〇 三〇、〇〇〇						二〇八 二〇五、〇〇〇
三二	三〇 三〇、〇〇〇						二三八 二三五、〇〇〇
三三	三〇 三〇、〇〇〇						二六八 二六五、〇〇〇
三四	三〇 三〇、〇〇〇						二九八 二九五、〇〇〇
三五	三〇 三〇、〇〇〇						三二八 三二五、〇〇〇
三六	三〇 三〇、〇〇〇						三五八 三五五、〇〇〇
三七	三〇 三〇、〇〇〇						三八八 三八五、〇〇〇
三八	三〇 三〇、〇〇〇						四一八 四一五、〇〇〇
三九	三〇 三〇、〇〇〇						四四八 四四五、〇〇〇
四〇	三〇 三〇、〇〇〇						四七八 四七五、〇〇〇
四一	三〇 三〇、〇〇〇						五〇八 五〇五、〇〇〇
四二	三〇 三〇、〇〇〇						五三八 五三五、〇〇〇
四三	三〇 三〇、〇〇〇						五六八 五六五、〇〇〇
四四	三〇 三〇、〇〇〇						五九八 五九五、〇〇〇
四五	三〇 三〇、〇〇〇						六二八 六二五、〇〇〇
大正元	三〇 三〇、〇〇〇						六五八 六五五、〇〇〇
二	三〇 三〇、〇〇〇						六八八 六八五、〇〇〇
三	三〇 三〇、〇〇〇						七一八 七一五、〇〇〇
四	三〇 三〇、〇〇〇						七四八 七四五、〇〇〇
五	三〇 三〇、〇〇〇						七七八 七七五、〇〇〇
六	三〇 三〇、〇〇〇						八〇八 八〇五、〇〇〇
七	三〇 三〇、〇〇〇						八三八 八三五、〇〇〇
八	三〇 三〇、〇〇〇						八六八 八六五、〇〇〇
九	三〇 三〇、〇〇〇						八九八 八九五、〇〇〇
一〇	三〇 三〇、〇〇〇						九二八 九二五、〇〇〇
一一	三〇 三〇、〇〇〇						九五八 九五五、〇〇〇
一二	三〇 三〇、〇〇〇						九八八 九八五、〇〇〇
一三	三〇 三〇、〇〇〇						一〇一八 一〇一五、〇〇〇
一四	三〇 三〇、〇〇〇						一〇四八 一〇四五、〇〇〇
一五	三〇 三〇、〇〇〇						一〇七八 一〇七五、〇〇〇
昭和二年	三〇 三〇、〇〇〇						一一〇八 一一〇五、〇〇〇
三	三〇 三〇、〇〇〇						一一三八 一一三五、〇〇〇
四	三〇 三〇、〇〇〇						一一六八 一一六五、〇〇〇
五	三〇 三〇、〇〇〇						一一九八 一一九五、〇〇〇
六	三〇 三〇、〇〇〇						一二二八 一二二五、〇〇〇
七	三〇 三〇、〇〇〇						一二五八 一二五五、〇〇〇

株式會社（十二月決算）

年次	收入之部 收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）	支出之部 支拂保險金	解約還戻金其他	積立配當金其他	契約者利益配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治二六年	一、六一〇	不詳	不詳	不詳	一、〇〇〇				不詳	不詳	不詳
二七	五、六八〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
二八	一〇、八九〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
二九	一六、一〇〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
三〇	二一、三一〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
三一	二六、五二〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
三二	三一、七三〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
三三	三六、九四〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
三四	四二、一五〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
三五	四七、三六〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
三六	五二、五七〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
三七	五七、七八〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
三八	六二、九九〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
三九	六八、二〇〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
四〇	七三、四一〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
四一	七八、六二〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
四二	八三、八三〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
四三	八九、〇四〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
四四	九四、二五〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
四五	九九、四六〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
大正元	一〇四、六七〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
二	一〇九、八八〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
三	一一五、〇九〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
四	一二〇、三〇〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
五	一二五、五一〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
六	一三〇、七二〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
七	一三五、九三〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
八	一四一、一四〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
九	一四六、三五〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
一〇	一五一、五六〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
一一	一五六、七七〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
一二	一六一、九八〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
一三	一六七、二〇〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
一四	一七二、四一〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
一五	一七七、六二〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
昭和二年	一八二、八三〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
三	一八八、〇四〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
四	一九三、二五〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
五	一九八、四六〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
六	二〇三、六七〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳
七	二〇八、八八〇	不詳		不詳	一、〇〇〇				不詳		不詳

【備考】×大正三年より同五年までの收入諸利息には手數料及雜益を含む

安田生命保險

年次	新契約 件	新契約 円	復活 件	復活 円	累加變更の增	死亡 件	死亡 円	滿期 件	滿期 円	解約其他消滅 件	解約其他消滅 円	年末現在 件	年末現在 円
明治二十七年	四、〇四七	一、四八〇、〇〇〇											
二十八年	九、八〇〇	二、九八〇、〇〇〇											
二十九年	一〇、二四八	三、一八〇、〇〇〇											
三十年	一一、九〇九	三、六八〇、〇〇〇											
三十一年	一二、三五二	三、八八〇、〇〇〇											
三十二年	一二、一三七	三、八三〇、〇〇〇											
三十三年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
三十四年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
三十五年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
三十六年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
三十七年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
三十八年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
三十九年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
四十年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
四十一年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
四十二年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
四十三年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
四十四年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
大正元年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
二年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
三年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
四年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
五年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
六年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
七年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
八年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
九年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
十年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
十一年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
十二年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
十三年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
十四年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
昭和元年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
二年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
三年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
四年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
五年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
六年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											
七年	一二、一三二	三、八三〇、〇〇〇											

株式會社 （十二月決算）

年次	未拂込株金 円	預貯金 円	貸付金 円	有價證券 円	不動產 円	未收利息 円	未收保險料 円	假拂金 円	代理店貸 円	現金 円	合計（其他共） 円
明治二十七年											
二十八年											
二十九年											
三十年											
三十一年											
三十二年											
三十三年											
三十四年											
三十五年											
三十六年											
三十七年											
三十八年											
三十九年											
四十年											
四十一年											
四十二年											
四十三年											
四十四年											
大正元年											
二年											
三年											
四年											
五年											
六年											
七年											
八年											
九年											
十年											
十一年											
十二年											
十三年											
十四年											
昭和元年											
二年											
三年											
四年											
五年											
六年											
七年											

安田生命保険

（會社）統計・安田生命

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	積立配當準備金	支拂備金	契約者配當準備金	合計（其他共）
明治二七年	円	円	円	円	円	円	円
二八							
二九							
三〇							
三一							
三二							
三三							
三四							
三五							
三六							
三七							
三八							
三九							
四〇							
四一							
四二							
四三							
四四							
大正元							
二							
三							
四							
五							
六							
七							
八							
九							
一〇							
一一							
一二							
一三							
一四							
昭和元							
二							
三							
四							
五							
六							
七							

利益處分

年次	株金	法定準備金其他	利益金	株主配當	契約者配當	還元賞與其他	合計（其他共）
明治二七年	円	円	円	円	円	円	円
二八							
二九							
三〇							
三一							
三二							
三三							
三四							
三五							
三六							
三七							
三八							
三九							
四〇							
四一							
四二							
四三							
四四							
大正元							
二							
三							
四							
五							
六							
七							
八							
九							
一〇							
一一							
一二							
一三							
一四							
昭和元							
二							
三							
四							
五							
六							
七							

（會社）統計・安田生命

株式會社（十二月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	有價證券其他	合計（其他共）
明治二七年	円	円	円	円
二八				
二九				
三〇				
三一				
三二				
三三				
三四				
三五				
三六				
三七				
三八				
三九				
四〇				
四一				
四二				
四三				
四四				
大正元				
二				
三				
四				
五				
六				
七				
八				
九				
一〇				
一一				
一二				
一三				
一四				
昭和元				
二				
三				
四				
五				
六				
七				

支出之部

年次	支拂保險金	契約者還元金其他	買入有價證券金其他	事業費	有價證券償還其他	合計（其他共）
明治二七年	円	円	円	円	円	円
二八						
二九						
三〇						
三一						
三二						
三三						
三四						
三五						
三六						
三七						
三八						
三九						
四〇						
四一						
四二						
四三						
四四						
大正元						
二						
三						
四						
五						
六						
七						
八						
九						
一〇						
一一						
一二						
一三						
一四						
昭和元						
二						
三						
四						
五						
六						
七						

【備考】×大正二年度の支拂保險金には前年度に屬する返戻金を含む

日本共立生命

年次	新契約 件	新契約 円	復活 件	復活 円	累加變更の增減 円	死亡 件	滿期 円	滿期 此期分合死亡件數 件	滿期 此期分合死亡滿金額 円	解約其他消滅 件	解約其他消滅 円	年末現在 件	年末現在 円
明治二七年	一、九五六	三、七五六、四五五											
二八年	二、七五八	五、二八五、一〇五											
二九年	二、八五五	五、四八〇、一〇五											
三〇年	二、〇八〇	四、〇〇〇、〇〇〇											
三一年	二、一一七	四、〇〇〇、〇〇〇											
三二年	二、一九六	四、〇〇〇、〇〇〇											
三三年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
三四年	二、一二五	四、〇〇〇、〇〇〇											
三五年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											
三六年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
×三七年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											
×三八年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
×三九年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											
×四〇年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
×四一年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											
四二年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
四三年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											
四四年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
大正元年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											
二年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
三年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											
四年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
五年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											
六年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
七年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											
八年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
九年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											
一〇年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
一一年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											
一二年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
一三年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											
一四年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
昭和元年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											
二年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
三年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											
四年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
五年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											
六年	二、一四六	四、〇〇〇、〇〇〇											
七年	二、一四九	四、〇〇〇、〇〇〇											

【備考】×明治三十八年十月十六日新契約締結停止、同四十年十月十八日解除

保險株式會社（六月決算）

年次	永未拂込株金 円	預貯金 円	貸付金 円	有價證券 円	不動産 円	未收利息 円	未收保險料 円	假拂金 円	代理店貸 円	現金 円	合計（其他共） 円
明治二一年	七〇、〇〇〇										
二二年	七〇、〇〇〇										
二三年	七〇、〇〇〇										
二四年	七〇、〇〇〇										
二五年	七〇、〇〇〇										
二六年	七〇、〇〇〇										
二七年	七〇、〇〇〇										
二八年	七〇、〇〇〇										
二九年	七〇、〇〇〇										
三〇年	七〇、〇〇〇										
三一年	七〇、〇〇〇										
三二年	七〇、〇〇〇										
三三年	七〇、〇〇〇										
三四年	七〇、〇〇〇										
三五年	七〇、〇〇〇										
三六年	七〇、〇〇〇										
三七年	七〇、〇〇〇										
三八年	七〇、〇〇〇										
三九年	七〇、〇〇〇										
四〇年	七〇、〇〇〇										
四一年	七〇、〇〇〇										
四二年	七〇、〇〇〇										
四三年	七〇、〇〇〇										
四四年	七〇、〇〇〇										
大正元年	七〇、〇〇〇										
二年	七〇、〇〇〇										
三年	七〇、〇〇〇										
四年	七〇、〇〇〇										
五年	七〇、〇〇〇										
六年	七〇、〇〇〇										
七年	七〇、〇〇〇										
八年	七〇、〇〇〇										
九年	七〇、〇〇〇										
一〇年	七〇、〇〇〇										
一一年	七〇、〇〇〇										
一二年	七〇、〇〇〇										
一三年	七〇、〇〇〇										
一四年	七〇、〇〇〇										
昭和元年	七〇、〇〇〇										
二年	七〇、〇〇〇										
三年	七〇、〇〇〇										
四年	七〇、〇〇〇										
五年	七〇、〇〇〇										
六年	七〇、〇〇〇										
七年	七〇、〇〇〇										

資産之部

日本共立生命

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	積立配當金等	支拂備金	契約者配當積金	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円
明治二七年	100,000						
二八	100,000						
二九	100,000						
三〇	100,000						
三一	100,000						
三二	100,000						
三三	100,000						
三四	100,000						
三五	100,000						
三六	100,000						
三七	100,000						
三八	100,000						
三九	100,000						
四〇	100,000						
四一	100,000						
四二	100,000						
四三	100,000						
四四	100,000						
大正元年	100,000						
二	100,000						
三	100,000						
四	100,000						
五	100,000						
六	100,000						
七	100,000						
八	100,000						
九	100,000						
一〇	100,000						
一一	100,000						
一二	100,000						
一三	100,000						
一四	100,000						
昭和二年	100,000						
三	100,000						
四	100,000						
五	100,000						
六	100,000						
七	100,000						

利益處分

年次	利益金	株主配當	繰入責任準備金	積立金其他	合計（其他共）
	円	円	円	円	円
明治二七年	不詳				不詳
二八	損一、八一九				
二九	損四、六二九				
三〇	損一、九八一				
三一	損一、八一五				
三二	損一、八一五				
三三	損一、八一五				
三四	損一、八一五				
三五	損一、八一五				
三六	損一、八一五				
三七	損一、八一五				
三八	損一、八一五				
三九	損一、八一五				
四〇	損一、八一五				
四一	損一、八一五				
四二	損一、八一五				
四三	損一、八一五				
四四	損一、八一五				
大正元年	損一、八一五				
二	損一、八一五				
三	損一、八一五				
四	損一、八一五				
五	損一、八一五				
六	損一、八一五				
七	損一、八一五				
八	損一、八一五				
九	損一、八一五				
一〇	損一、八一五				
一一	損一、八一五				
一二	損一、八一五				
一三	損一、八一五				
一四	損一、八一五				
昭和二年	損一、八一五				
三	損一、八一五				
四	損一、八一五				
五	損一、八一五				
六	損一、八一五				
七	損一、八一五				

【備考】×大正五年利益金一八、八二二圓の内前年度繰越不足金一五、三七一圓を塡補し殘額三、四五一圓は社内保留とす。

保險株式會社（六月算決）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產賃貸其他	合計（其他共）
	円	円	円	円
明治二七年	八、六五二			
二八	八、九七〇			
二九	一、六〇八			
三〇	二、一四九			
三一	二、一四九	不詳		不詳
三二	二、一四九			
三三	二、一四九			
三四	二、一四九			
三五	二、一四九			
三六	二、一四九			
三七	八、三四〇			
三八	六、七四九			
三九	一、八四〇			
四〇	一、九三五			
四一	一、九三五			
四二	一、九三五			
四三	一、九三五			
四四	一、九三五			
大正元年	一、九三五			
二	一、九三五			
三	三、九一二			
四	三、九一二			
五	三、九一二			
六	三、九一二			
七	三、九一二			
八	三、九一二			
九	三、九一二			
一〇	三、九一二			
一一	三、九一二			
一二	三、九一二			
一三	三、九一二			
一四	三、九一二			
昭和二年	三、九一二			
三	三、九一二			
四	三、九一二			
五	三、九一二			
六	三、九一二			
七	三、九一二			

支出之部

年次	支拂保險金	解約返戻金其他	契約者利益配當金	事業費	合計（其他共）
	円	円	円	円	円
明治二七年	一、四八一			七、六五〇	
二八	二、〇〇一			一四、三五〇	
二九	一、九八一			一一、九八一	
三〇	二、一四九			一一、九八一	
三一	二、一四九	不詳		不詳	不詳
三二	二、一四九			一一、九八一	
三三	二、一四九			一一、九八一	
三四	二、一四九			一一、九八一	
三五	二、一四九			一一、九八一	
三六	二、一四九			一一、九八一	
三七	二、一四九			一一、九八一	
三八	二、一四九			一一、九八一	
三九	二、一四九			一一、九八一	
四〇	二、一四九			一一、九八一	
四一	二、一四九			一一、九八一	
四二	二、一四九			一一、九八一	
四三	二、一四九			一一、九八一	
四四	二、一四九			一一、九八一	
大正元年	二、一四九			一一、九八一	
二	二、一四九			一一、九八一	
三	二、一四九			一一、九八一	
四	二、一四九			一一、九八一	
五	二、一四九			一一、九八一	
六	二、一四九			一一、九八一	
七	二、一四九			一一、九八一	
八	二、一四九			一一、九八一	
九	二、一四九			一一、九八一	
一〇	二、一四九			一一、九八一	
一一	二、一四九			一一、九八一	
一二	二、一四九			一一、九八一	
一三	二、一四九			一一、九八一	
一四	二、一四九			一一、九八一	
昭和二年	二、一四九			一一、九八一	
三	二、一四九			一一、九八一	
四	二、一四九			一一、九八一	
五	二、一四九			一一、九八一	
六	二、一四九			一一、九八一	
七	二、一四九			一一、九八一	

有隣生命保險

年次	新契約		復活		累加變更の增		死亡		滿期		解約其他消滅		年末現在	
	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓
明治二一年	一、七七二	三一〇、〇〇〇					九	一、〇〇〇					一、六八三	三〇〇、〇〇〇
二二	一、八六四	三一〇、〇〇〇					九	一、〇〇〇					三、五四八	六一〇、〇〇〇
二三	一、七四八	三一〇、〇〇〇					一〇	一、〇〇〇					五、二八六	九一〇、〇〇〇
二四	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					七、二〇七	一、二一〇、〇〇〇
二五	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					九、一二八	一、五一〇、〇〇〇
二六	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					一一、〇五四	一、八一〇、〇〇〇
二七	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					一二、九七六	二、一一〇、〇〇〇
二八	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					一四、八九八	二、四一〇、〇〇〇
二九	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					一六、八二〇	二、七一〇、〇〇〇
三〇	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					一八、七四二	三、〇一〇、〇〇〇
三一	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					二〇、六六四	三、三一〇、〇〇〇
三二	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					二二、五八六	三、六一〇、〇〇〇
三三	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					二四、五〇八	三、九一〇、〇〇〇
三四	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					二六、四三〇	四、二一〇、〇〇〇
三五	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					二八、三五二	四、五一〇、〇〇〇
三六	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					三〇、二七四	四、八一〇、〇〇〇
三七	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					三二、一九六	五、一一〇、〇〇〇
三八	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					三四、一一八	五、四一〇、〇〇〇
三九	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					三六、〇四〇	五、七一〇、〇〇〇
四〇	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					三七、九六二	六、〇一〇、〇〇〇
四一	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					三九、八八四	六、三一〇、〇〇〇
大正元年	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					四一、八〇六	六、六一〇、〇〇〇
二	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					四三、七二八	六、九一〇、〇〇〇
三	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					四五、六五〇	七、二一〇、〇〇〇
四	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					四七、五七二	七、五一〇、〇〇〇
五	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					四九、四九四	七、八一〇、〇〇〇
六	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					五一、四一六	八、一一〇、〇〇〇
七	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					五三、三三八	八、四一〇、〇〇〇
八	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					五五、二六〇	八、七一〇、〇〇〇
九	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					五七、一八二	九、〇一〇、〇〇〇
一〇	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					五九、一〇四	九、三一〇、〇〇〇
一一	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					六一、〇二六	九、六一〇、〇〇〇
一二	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					六二、九四八	九、九一〇、〇〇〇
一三	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					六四、八七〇	一〇、二一〇、〇〇〇
一四	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					六六、七九二	一〇、五一〇、〇〇〇
昭和元年	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					六八、七一四	一〇、八一〇、〇〇〇
二	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					七〇、六三六	一一、一一〇、〇〇〇
三	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					七二、五五八	一一、四一〇、〇〇〇
四	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					七四、四八〇	一一、七一〇、〇〇〇
五	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					七六、四〇二	一二、〇一〇、〇〇〇
六	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					七八、三二四	一二、三一〇、〇〇〇
七	一、九三二	三一〇、〇〇〇					一一	一、〇〇〇					八〇、二四六	一二、六一〇、〇〇〇

【備考】當社は大正六年三月決算を十二月決算に改む。△印の新契約は神國生命合併高

株式會社（十二月決算）

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
明治二一年	七〇、〇〇〇	一、二七〇、〇〇〇	九、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
二二	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
二三	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
二四	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
二五	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
二六	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
二七	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
二八	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
二九	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
三〇	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
三一	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
三二	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
三三	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
三四	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
三五	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
三六	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
三七	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
三八	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
三九	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
四〇	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
四一	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
大正元年	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
二	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
三	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
四	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
五	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
六	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇
七	〃	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇、〇〇〇

有隣生命保險

負債之部

年次	一株金額	法定準備金其他	責任準備金	特定配當準備金	支拂備金	契約者配當準備金	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円
明治二八年	100						
二九	100						
三〇	100						
三一	100						
三二	100						
三三	100						
三四	100						
三五	100						
三六	100						
三七	100						
三八	100						
三九	100						
四〇	100						
四一	100						
四二	100						
四三	100						
四四	100						
大正元	100						
二	100						
三	100						
四	100						
五	100						
六	100						
七	100						
八	100						
九	100						
一〇	100						
一一	100						
一二	100						
一三	100						
一四	100						
昭和二	100						
三	100						
四	100						
五	100						
六	100						
七	100						

利益處分

年次	株主配當	契約者配當	還元其他	利益金	法定準備金其他	株主配當	契約者配當	還元其他	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治二八年									
二九									
三〇									
三一									
三二									
三三									
三四									
三五									
三六									
三七									
三八									
三九									
四〇									
四一									
四二									
四三									
四四									
大正元									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
一〇									
一一									
一二									
一三									
一四									
昭和二									
三									
四									
五									
六									
七									

【備考】明治二十九年の利益金八、五四八圓は前年度事業費の不足を塡補す

株式會社（十二月決算）

收入之部

年次	一株金額	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）
	円	円	円	円	円
明治二八年	七五	一、〇〇〇	九四		一、〇九四
二九	六四	一、二七八	一、一六一		二、四三九
三〇	六四	一、二八〇	一、九二一		三、二〇一
三一	六四	一、二八〇	二、八八一		四、一六一
三二	六四	一、二八〇	三、八四一		五、一二一
三三	六四	一、二八〇	四、八〇一		六、〇八一
三四	六四	一、二八〇	五、七六一		七、〇四一
三五	六四	一、二八〇	六、七二一		八、〇〇一
三六	六四	一、二八〇	七、六八一		八、九六一
三七	六四	一、二八〇	八、六四一		九、九二一
三八	六四	一、二八〇	九、六〇一		一〇、八八一
三九	六四	一、二八〇	一〇、五六一		一一、八四一
四〇	六四	一、二八〇	一一、五二一		一二、八〇一
四一	六四	一、二八〇	一二、四八一		一三、七六一
四二	六四	一、二八〇	一三、四四一		一四、七二一
四三	六四	一、二八〇	一四、四〇一		一五、六八一
四四	六四	一、二八〇	一五、三六一		一六、六四一
大正元	六四	一、二八〇	一六、三二一		一七、六〇一
二	六四	一、二八〇	一七、二八一		一八、五六一
三	六四	一、二八〇	一八、二四一		一九、五二一
四	六四	一、二八〇	一九、二〇一		二〇、四八一
五	六四	一、二八〇	二〇、一六一		二一、四四一
六	六四	一、二八〇	二一、一二一		二二、四〇一
七	六四	一、二八〇	二二、〇八一		二三、三六一
八	六四	一、二八〇	二三、〇四一		二四、三二一
九	六四	一、二八〇	二四、〇〇一		二五、二八一
一〇	六四	一、二八〇	二四、九六一		二六、二四一
一一	六四	一、二八〇	二五、九二一		二七、二〇一
一二	六四	一、二八〇	二六、八八一		二八、一六一
一三	六四	一、二八〇	二七、八四一		二九、一二一
一四	六四	一、二八〇	二八、八〇一		三〇、〇八一
昭和二	六四	一、二八〇	二九、七六一		三一、〇四一
三	六四	一、二八〇	三〇、七二一		三二、〇〇一
四	六四	一、二八〇	三一、六八一		三二、九六一
五	六四	一、二八〇	三二、六四一		三三、九二一
六	六四	一、二八〇	三三、六〇一		三四、八八一
七	六四	一、二八〇	三四、五六一		三五、八四一

支出之部

年次	支拂保險金	解約還戻金其他	滿期配當金其他	契約者配當金	事業費	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円
明治二八年	九九	六七			一、〇一二	一、〇七九
二九	一、二八〇	三、八四一			一、一二一	五、二四二
三〇	一、二八〇	三、八四一			一、二三〇	五、三五一
三一	一、二八〇	三、八四一			一、三四〇	五、四六一
三二	一、二八〇	三、八四一			一、四五〇	五、五七一
三三	一、二八〇	三、八四一			一、五六〇	五、六八一
三四	一、二八〇	三、八四一			一、六七〇	五、七九一
三五	一、二八〇	三、八四一			一、七八〇	五、八九一
三六	一、二八〇	三、八四一			一、八九〇	六、〇〇一
三七	一、二八〇	三、八四一			一、九九〇	六、一〇一
三八	一、二八〇	三、八四一			二、一〇〇	六、二一一
三九	一、二八〇	三、八四一			二、二一〇	六、三二一
四〇	一、二八〇	三、八四一			二、三二〇	六、四三一
四一	一、二八〇	三、八四一			二、四三〇	六、五四一
四二	一、二八〇	三、八四一			二、五四〇	六、六五一
四三	一、二八〇	三、八四一			二、六五〇	六、七六一
四四	一、二八〇	三、八四一			二、七六〇	六、八七一
大正元	一、二八〇	三、八四一			二、八七〇	六、九八一
二	一、二八〇	三、八四一			二、九八〇	七、〇九一
三	一、二八〇	三、八四一			三、〇九〇	七、二〇一
四	一、二八〇	三、八四一			三、二〇〇	七、三一一
五	一、二八〇	三、八四一			三、三一〇	七、四二一
六	一、二八〇	三、八四一			三、四二〇	七、五三一
七	一、二八〇	三、八四一			三、五三〇	七、六四一
八	一、二八〇	三、八四一			三、六四〇	七、七五一
九	一、二八〇	三、八四一			三、七五〇	七、八六一
一〇	一、二八〇	三、八四一			三、八六〇	七、九七一
一一	一、二八〇	三、八四一			三、九七〇	八、〇八一
一二	一、二八〇	三、八四一			四、〇八〇	八、一九一
一三	一、二八〇	三、八四一			四、一九〇	八、三〇一
一四	一、二八〇	三、八四一			四、三〇〇	八、四一一
昭和二	一、二八〇	三、八四一			四、四一〇	八、五二一
三	一、二八〇	三、八四一			四、五二〇	八、六三一
四	一、二八〇	三、八四一			四、六三〇	八、七四一
五	一、二八〇	三、八四一			四、七四〇	八、八五一
六	一、二八〇	三、八四一			四、八五〇	八、九六一
七	一、二八〇	三、八四一			四、九六〇	九、〇七一

仁壽生命保險

年次	新契約		復活		累加變更の增		死亡		滿期		解約其他消滅		年末現在	
	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓
明治二一	九、六三三	一、一八六、三五一					二八	六、八五〇					九、六三三	一、一八六、三五一
二二	九、二三三	一、一七二、一〇〇					二八	六、七〇〇					一八、八六六	二、三五八、四五一
二三	一〇、一八八	一、二三一、七五〇					三八	九、二五一					二八、七五四	三、五九〇、二〇一
二四	九、六二二	一、一七八、一〇〇					三八	九、二五一					三八、二〇五	四、七六八、三〇一
二五	一〇、三四一	一、二六一、八五〇					四八	一一、六五〇					四八、二九六	五、九一八、五〇一
二六	一〇、七二三	一、三一九、二五〇					四八	一一、六五〇					五八、三六一	七、二二六、一〇一
二七	一一、〇一〇	一、三五一、〇〇〇					五八	一三、一五〇					六八、三一三	八、五三三、九五一
二八	一一、三一二	一、三八一、〇〇〇					六八	一四、六五〇					七八、九七五	九、九〇〇、三〇一
二九	一一、三五五	一、四三一、〇〇〇					六八	一四、六五〇					八九、二六二	一一、三一六、六五一
三〇	一一、三七六	一、四五一、〇〇〇					七八	一六、一五〇					一〇〇、四三二	一二、七五一、五〇一
三一	一一、三九七	一、四七一、〇〇〇					七八	一六、一五〇					一一一、六二六	一四、二〇六、三五一
三二	一一、四一八	一、四九一、〇〇〇					八八	一七、六五〇					一二二、八五六	一五、六七九、七〇一
三三	一一、四三九	一、五一一、〇〇〇					八八	一七、六五〇					一三四、〇八七	一七、一五二、〇五一
三四	一一、四六〇	一、五三一、〇〇〇					九八	一九、一五〇					一四五、三一八	一八、六二二、九〇一
三五	一一、四八一	一、五五一、〇〇〇					九八	一九、一五〇					一五六、五五一	二〇、一〇四、七五一
三六	一一、五〇二	一、五七一、〇〇〇					一〇八	二〇、六五〇					一六七、七九五	二一、五八四、一〇一
三七	一一、五二三	一、五九一、〇〇〇					一〇八	二〇、六五〇					一七九、〇四〇	二三、一六七、四五一
三八	一一、五四四	一、六一一、〇〇〇					一一八	二二、一五〇					一九〇、二八六	二四、七五五、三〇一
三九	一一、五六五	一、六三一、〇〇〇					一一八	二二、一五〇					二〇一、五三一	二六、三四一、一五一
四〇	一一、五八六	一、六五一、〇〇〇					一二八	二三、六五〇					二一二、七七五	二七、九二七、六〇一
四一	一一、六〇七	一、六七一、〇〇〇					一二八	二三、六五〇					二二四、〇一九	二九、五一四、〇五一
四二	一一、六二八	一、六九一、〇〇〇					一三八	二五、一五〇					二三五、二六四	三一、一〇〇、九〇一
四三	一一、六四九	一、七一一、〇〇〇					一三八	二五、一五〇					二四六、五〇九	三二、六八六、七五一
大正元	一一、六七〇	一、七三一、〇〇〇					一四八	二六、六五〇					二五七、七五四	三四、三一一、一〇一
二	一一、六九一	一、七五一、〇〇〇					一四八	二六、六五〇					二六八、九九七	三五、九三五、五五一
三	一一、七一二	一、七七一、〇〇〇					一五八	二八、一五〇					二八〇、二四〇	三七、五五八、四〇一
四	一一、七三三	一、七九一、〇〇〇					一五八	二八、一五〇					二九一、四八三	三九、二一一、二五一
五	一一、七五四	一、八一一、〇〇〇					一六八	二九、六五〇					三〇二、七二六	四〇、八八一、六〇一
六	一一、七七五	一、八三一、〇〇〇					一六八	二九、六五〇					三一四、〇六九	四二、五六三、九五一
七	一一、七九六	一、八五一、〇〇〇					一七八	三一、一五〇					三二五、四一二	四四、二四三、八〇一
八	一一、八一七	一、八七一、〇〇〇					一七八	三一、一五〇					三三六、七五五	四五、九二六、六五一
九	一一、八三八	一、八九一、〇〇〇					一八八	三二、六五〇					三四八、一〇八	四七、六一五、一〇一
一〇	一一、八五九	一、九一一、〇〇〇					一八八	三二、六五〇					三五九、五〇一	四九、三〇七、五五一
一一	一一、八八〇	一、九三一、〇〇〇					一九八	三四、一五〇					三七〇、九九四	五一、〇〇四、四〇一
一二	一一、九〇一	一、九五一、〇〇〇					一九八	三四、一五〇					三八二、七九七	五二、七〇一、二五一
一三	一一、九二二	一、九七一、〇〇〇					二〇八	三五、六五〇					三九四、六〇〇	五四、四〇六、一〇一
一四	一一、九四三	一、九九一、〇〇〇					二〇八	三五、六五〇					四〇六、四〇三	五六、一四一、九五一
一五	一一、九六四	二、〇一一、〇〇〇					二一八	三七、一五〇					四一八、二四六	五七、九一五、八〇一
昭和元	一一、九八五	二、〇三一、〇〇〇					二一八	三七、一五〇					四三〇、〇九一	五九、七〇九、六五一
二	一二、〇〇六	二、〇五一、〇〇〇					二二八	三八、六五〇					四四一、九三九	六一、五二二、一〇一
三	一二、〇二七	二、〇七一、〇〇〇					二二八	三八、六五〇					四五三、七八七	六三、三五五、五五一
四	一二、〇四八	二、〇九一、〇〇〇					二三八	四〇、一五〇					四六五、六四九	六五、二〇六、四〇一
五	一二、〇六九	二、一一一、〇〇〇					二三八	四〇、一五〇					四七七、五一二	六七、〇七二、二五一
六	一二、〇九〇	二、一三一、〇〇〇					二四八	四一、六五〇					四八九、三七五	六八、九三八、一〇一
七	一二、一一一	二、一五一、〇〇〇					二四八	四一、六五〇					五〇一、二三八	七〇、八〇四、九五一

株式會社 （十二月決算）

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
明治二一	五、〇〇〇、〇〇〇	九五、一〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
二二	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
二三	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
二四	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
二五	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
二六	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
二七	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
二八	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
二九	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
三〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
三一	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
三二	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
三三	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
三四	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
三五	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
三六	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
三七	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
三八	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
三九	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
四〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
四一	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
四二	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
四三	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
大正元	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
二	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
三	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
四	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
五	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
六	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇
七	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一二、三四七、一〇〇

仁壽生命保險

負債之部

年次	株金	法定準備金	責任準備金	積立金	支拂備金	契約者配當準備金	合計（其他共）
明治二八	円	円	円	円	円	円	円
二九	100,000						100,000
三〇	100,000						100,000
三一	100,000						100,000
三二	100,000						100,000
三三	100,000						100,000
三四	100,000						100,000
三五	100,000						100,000
三六	100,000						100,000
三七	100,000						100,000
三八	100,000						100,000
三九	100,000						100,000
四〇	100,000						100,000
四一	100,000						100,000
四二	100,000						100,000
四三	100,000						100,000
四四	100,000						100,000
大正元	100,000						100,000
二	100,000						100,000
三	100,000						100,000
四	100,000						100,000
五	100,000						100,000
六	100,000						100,000
七	100,000						100,000
八	100,000						100,000
九	100,000						100,000
一〇	100,000						100,000
一一	100,000						100,000
一二	100,000						100,000
一三	100,000						100,000
昭和元	100,000						100,000
二	100,000						100,000
三	100,000						100,000
四	100,000						100,000
五	100,000						100,000
六	100,000						100,000
七	100,000						100,000

利益處分

年次	株主配當	契約者配當	合計（其他共）
明治二八	円	円	円
二九	6,000		6,000
三〇	6,000		6,000
三一	6,000		6,000
三二	6,000		6,000
三三	6,000		6,000
三四	6,000		6,000
三五	6,000		6,000
三六	6,000		6,000
三七	6,000		6,000
三八	6,000		6,000
三九	6,000		6,000
四〇	6,000		6,000
四一	6,000		6,000
四二	6,000		6,000
四三	6,000		6,000
四四	6,000		6,000
大正元	6,000		6,000
二	6,000		6,000
三	6,000		6,000
四	6,000		6,000
五	6,000		6,000
六	6,000		6,000
七	6,000		6,000
八	6,000		6,000
九	6,000		6,000
一〇	6,000		6,000
一一	6,000		6,000
一二	6,000		6,000
一三	6,000		6,000
昭和元	6,000		6,000
二	6,000		6,000
三	6,000		6,000
四	6,000		6,000
五	6,000		6,000
六	6,000		6,000
七	6,000		6,000

株式會社（十二月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）
明治二八	円	円	円	円
二九	1,987			1,987
三〇	2,058			2,058
三一	2,129			2,129
三二	2,200			2,200
三三	2,271			2,271
三四	2,342			2,342
三五	2,413			2,413
三六	2,484			2,484
三七	2,555			2,555
三八	2,626			2,626
三九	2,697			2,697
四〇	2,768			2,768
四一	2,839			2,839
四二	2,910			2,910
四三	2,981			2,981
四四	3,052			3,052
大正元	3,123			3,123
二	3,194			3,194
三	3,265			3,265
四	3,336			3,336
五	3,407			3,407
六	3,478			3,478
七	3,549			3,549
八	3,620			3,620
九	3,691			3,691
一〇	3,762			3,762
一一	3,833			3,833
一二	3,904			3,904
一三	3,975			3,975
昭和元	4,046			4,046
二	4,117			4,117
三	4,188			4,188
四	4,259			4,259
五	4,330			4,330
六	4,401			4,401
七	4,472			4,472

支出之部

年次	支拂保險金	解約返戻金其他	積立配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
明治二八	円	円	円	円	円	円
二九	1,234			1,234		1,234
三〇	1,305			1,305		1,305
三一	1,376			1,376		1,376
三二	1,447			1,447		1,447
三三	1,518			1,518		1,518
三四	1,589			1,589		1,589
三五	1,660			1,660		1,660
三六	1,731			1,731		1,731
三七	1,802			1,802		1,802
三八	1,873			1,873		1,873
三九	1,944			1,944		1,944
四〇	2,015			2,015		2,015
四一	2,086			2,086		2,086
四二	2,157			2,157		2,157
四三	2,228			2,228		2,228
四四	2,299			2,299		2,299
大正元	2,370			2,370		2,370
二	2,441			2,441		2,441
三	2,512			2,512		2,512
四	2,583			2,583		2,583
五	2,654			2,654		2,654
六	2,725			2,725		2,725
七	2,796			2,796		2,796
八	2,867			2,867		2,867
九	2,938			2,938		2,938
一〇	3,009			3,009		3,009
一一	3,080			3,080		3,080
一二	3,151			3,151		3,151
一三	3,222			3,222		3,222
昭和元	3,293			3,293		3,293
二	3,364			3,364		3,364
三	3,435			3,435		3,435
四	3,506			3,506		3,506
五	3,577			3,577		3,577
六	3,648			3,648		3,648
七	3,719			3,719		3,719

共保生命保險

年次	新契約		復活		累加變更の增		死亡		滿期		解約其他消滅		年末現在	
	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓
明治二九年	一二八	一二七、八〇〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	一一七	一〇一、八〇〇
三〇年	一四一	一二一、七八〇					八	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二五七	二二二、五八〇
三一年	一五〇	一二一、五〇〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	三九二	三三三、〇八〇
三二年	一五一	一二一、五〇〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	五二八	四四三、五八〇
三三年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	六七二	五五七、三九〇
三四年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	八一六	六七〇、二九〇
三五年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	九六〇	七八二、〇九〇
三六年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	一、一〇四	八九四、八九〇
三七年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	一、二四八	一、〇〇七、六九〇
三八年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	一、三九二	一、一二〇、四九〇
三九年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	一、五三六	一、二三三、二九〇
四〇年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	一、六八〇	一、三四五、〇九〇
四一年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	一、八二四	一、四五六、八九〇
四二年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	一、九六八	一、五六八、六九〇
四三年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	二、一一二	一、六八〇、四九〇
大正元年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	二、二五六	一、七九二、二九〇
二年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	二、四〇〇	一、九〇四、〇九〇
三年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	二、五四四	二、〇一五、八九〇
四年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	二、六八八	二、一二七、六九〇
五年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	二、八三二	二、二三九、四九〇
六年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	二、九七六	二、三五一、二九〇
七年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	三、一二〇	二、四六三、〇九〇
八年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	三、二六四	二、五七四、八九〇
九年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	三、四〇八	二、六八六、六九〇
一〇年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	三、五五二	二、七九八、四九〇
一一年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	三、六九六	二、九一〇、二九〇
一二年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	三、八四〇	三、〇二二、〇九〇
一三年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	三、九八四	三、一三三、八九〇
一四年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	四、一二八	三、二四五、六九〇
昭和二年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	四、二七二	三、三五七、四九〇
三年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	四、四一六	三、四六九、二九〇
四年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	四、五六〇	三、五八一、〇九〇
五年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	四、七〇四	三、六九二、八九〇
六年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	四、八四八	三、八〇四、六九〇
七年	一五八	一二一、八一〇					一四	一、二〇〇			一	一、〇〇〇	四、九九二	三、九一六、四九〇

株式會社 （九月決算）

年次	資本金	預貯金	貸付金	有價證券	不動產	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
明治二八年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
二九年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
三〇年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
三一年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
三二年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
三三年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
三四年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
三五年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
三六年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
三七年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
三八年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
三九年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
四〇年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
四一年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
四二年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
四三年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
大正元年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
二年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
三年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
四年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
五年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
六年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
七年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
八年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
九年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
一〇年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
一一年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
一二年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
一三年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
一四年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
昭和二年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
三年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
四年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
五年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
六年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									
七年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇									

共保生命保險

負債之部

年次	株金	積立金	責任準備金	繰延配當準備金	支拂備金	未拂金	合計（其他共）
明治二八年	円	円	円	円	円	円	円
二九							
三〇							
三一							
三二							
三三							
三四							
三五							
三六							
三七							
三八							
三九							
四〇							
四一							
四二							
四三							
四四							
大正元年							
二							
三							
四							
五							
六							
七							
八							
九							
一〇							
一一							
一二							
一三							
一四							
昭和元年							
二							
三							
四							
五							
六							
七							

利益處分

年次	株主配當	利益金	合計（其他共）	重役賞與其他
明治二八年	%	円	円	円
二九				
三〇				
三一				
三二				
三三				
三四				
三五				
三六				
三七				
三八				
三九				
四〇				
四一				
四二				
四三				
四四				
大正元年				
二				
三				
四				
五				
六				
七				
八				
九				
一〇				
一一				
一二				
一三				
一四				
昭和元年				
二				
三				
四				
五				
六				
七				

【備考】重役賞與其他欄の括弧内は眞宗本派本願寺（寄贈せし金額。

株式會社（九月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入濟利息	財產賃貸料其他	合計（其他共）
明治二八年	円	円	円	円
二九				
三〇				
三一				
三二				
三三				
三四				
三五				
三六				
三七				
三八				
三九				
四〇				
四一				
四二				
四三				
四四				
大正元年				
二				
三				
四				
五				
六				
七				
八				
九				
一〇				
一一				
一二				
一三				
一四				
昭和元年				
二				
三				
四				
五				
六				
七				

支出之部

年次	支拂保險金	契約滿期金其他	清算ノ爲金其他	契約者利益配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
明治二八年	円	円	円	円	円	円	円
二九							
三〇							
三一							
三二							
三三							
三四							
三五							
三六							
三七							
三八							
三九							
四〇							
四一							
四二							
四三							
四四							
大正元年							
二							
三							
四							
五							
六							
七							
八							
九							
一〇							
一一							
一二							
一三							
一四							
昭和元年							
二							
三							
四							
五							
六							
七							

日本教育生命

年次	新契約		復活		累加變更の增		死亡		滿期		解約其他消滅		年末現在	
	件	圓	件	圓	圓		件	圓	件	圓	件	圓	件	圓
明治二九年	一、二一六	二、一四〇、〇〇〇												
三〇	一、三一七	二、三八〇、〇〇〇												
三一	一、五一〇	二、七五〇、〇〇〇												
三二	一、九六五	三、五三〇、〇〇〇												
三三	二、一七二	三、九一〇、〇〇〇												
三四	二、一七六	三、九一〇、〇〇〇												
三五	二、九四七	五、三〇〇、〇〇〇												
三六	三、一七三	五、七一〇、〇〇〇												
三七	三、四〇四	六、一三〇、〇〇〇												
三八	三、六一二	六、五〇〇、〇〇〇												
三九	三、九一〇	七、〇三八、〇〇〇												
四〇	四、一八四	七、五三一、〇〇〇												
四一	四、四五八	八、〇二四、〇〇〇												
四二	四、七〇〇	八、四六〇、〇〇〇												
四三	四、九四一	八、八九四、〇〇〇												
四四	五、二一三	九、三八四、〇〇〇												
大正元年	五、〇九一	九、一六四、〇〇〇												
二	五、三〇〇	九、五四〇、〇〇〇												
三	五、四九二	九、八八五、六〇〇												
四	五、八一二	一〇、四六一、六〇〇												
五	六、一二一	一一、〇一七、八〇〇												
六	六、四〇四	一一、五二七、二〇〇												
七	六、六九九	一二、〇四五、二〇〇												
八	六、九八二	一二、五六七、六〇〇												
九	七、二六五	一三、〇七七、〇〇〇												
十	七、五四八	一三、五八六、四〇〇												
十一	七、八二九	一四、〇九二、二〇〇												
十二	八、一〇九	一四、五九六、二〇〇												
十三	八、三九一	一五、一〇四、〇〇〇												
十四	八、六七二	一五、六〇九、六〇〇												
昭和元年	八、九五一	一六、一一一、八〇〇												
二	九、二四〇	一六、六三二、〇〇〇												
三	九、五二九	一七、一四五、二〇〇												
四	九、八一八	一七、六七二、四〇〇												
五	一〇、一一九	一八、二一四、二〇〇												
六	一〇、四一七	一八、七五三、〇〇〇												
七	一〇、七一二	一九、二八一、六〇〇												

保險株式會社（十二月決算）

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
明治二九年	二、〇〇〇、〇〇〇	七五、一〇〇	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
三〇	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
三一	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
三二	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
三三	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
三四	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
三五	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
三六	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
三七	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
三八	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
三九	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
四〇	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
四一	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
四二	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
四三	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
四四	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
大正元年	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
二	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
三	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
四	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
五	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
六	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
七	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
八	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
九	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
十	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
十一	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
十二	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
十三	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
十四	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
昭和元年	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
二	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
三	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
四	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
五	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
六	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳
七	二、〇〇〇、〇〇〇	不詳	不詳	不詳				不詳	不詳	不詳	不詳

日本教育生命

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	積立配當準備金	支拂備金	契約者配當準備金	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円
明治二九年	300,000	不詳	1,000	—	—	—	不詳
三〇	300,000	不詳	2,000	—	—	—	不詳
三一	300,000	不詳	8,000	—	—	—	不詳
三二	300,000	不詳	18,000	—	—	—	不詳
三三	300,000	不詳	29,000	—	—	—	不詳
三四	300,000	不詳	41,000	—	—	—	不詳
三五	300,000	不詳	54,000	—	—	—	不詳
三六	300,000	不詳	68,000	—	—	—	不詳
三七	300,000	不詳	82,000	—	—	—	不詳
三八	300,000	不詳	97,000	—	—	—	不詳
三九	300,000	不詳	112,000	—	—	—	不詳
四〇	300,000	不詳	128,000	—	—	—	不詳
四一	300,000	不詳	144,000	—	—	—	不詳
四二	300,000	不詳	160,000	—	—	—	不詳
四三	300,000	不詳	177,000	—	—	—	不詳
大正元年	300,000	不詳	194,000	—	—	—	不詳
二	300,000	不詳	211,000	—	—	—	不詳
三	300,000	不詳	228,000	—	—	—	不詳
四	300,000	不詳	245,000	—	—	—	不詳
五	300,000	不詳	262,000	—	—	—	不詳
六	300,000	不詳	279,000	—	—	—	不詳
七	300,000	不詳	296,000	—	—	—	不詳
八	300,000	不詳	313,000	—	—	—	不詳
九	300,000	不詳	330,000	—	—	—	不詳
一〇	300,000	不詳	347,000	—	—	—	不詳
一一	300,000	不詳	364,000	—	—	—	不詳
一二	300,000	不詳	381,000	—	—	—	不詳
一三	300,000	不詳	398,000	—	—	—	不詳
昭和元年	300,000	不詳	415,000	—	—	—	不詳
二	300,000	不詳	432,000	—	—	—	不詳
三	300,000	不詳	449,000	—	—	—	不詳
四	300,000	不詳	466,000	—	—	—	不詳
五	300,000	不詳	483,000	—	—	—	不詳
六	300,000	不詳	500,000	—	—	—	不詳
七	300,000	不詳	517,000	—	—	—	不詳

利益處分

年次	法定準備金其他	株主配當	契約者配當	積立配當準備金	合計（其他共）
	円	%	円	円	円
明治二九年	不詳	0.0	—	—	不詳
三〇	不詳	0.0	—	—	不詳
三一	不詳	0.0	—	—	不詳
三二	不詳	0.0	—	—	不詳
三三	不詳	0.0	—	—	不詳
三四	不詳	0.0	—	—	不詳
三五	不詳	0.0	—	—	不詳
三六	不詳	0.0	—	—	不詳
三七	不詳	0.0	—	—	不詳
三八	不詳	0.0	—	—	不詳
三九	不詳	0.0	—	—	不詳
四〇	不詳	0.0	—	—	不詳
四一	不詳	0.0	—	—	不詳
四二	不詳	0.0	—	—	不詳
四三	不詳	0.0	—	—	不詳
大正元年	不詳	0.0	—	—	不詳
二	不詳	0.0	—	—	不詳
三	不詳	0.0	—	—	不詳
四	不詳	0.0	—	—	不詳
五	不詳	0.0	—	—	不詳
六	不詳	0.0	—	—	不詳
七	不詳	0.0	—	—	不詳
八	不詳	0.0	—	—	不詳
九	不詳	0.0	—	—	不詳
一〇	不詳	0.0	—	—	不詳
一一	不詳	0.0	—	—	不詳
一二	不詳	0.0	—	—	不詳
一三	不詳	0.0	—	—	不詳
昭和元年	不詳	0.0	—	—	不詳
二	不詳	0.0	—	—	不詳
三	不詳	0.0	—	—	不詳
四	不詳	0.0	—	—	不詳
五	不詳	0.0	—	—	不詳
六	不詳	0.0	—	—	不詳
七	不詳	0.0	—	—	不詳

保險株式會社（十二月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產賃貸料其他	合計（其他共）
	円	円	円	円
明治二九年	1,000	不詳	—	不詳
三〇	2,000	不詳	—	不詳
三一	8,000	不詳	—	不詳
三二	18,000	不詳	—	不詳
三三	29,000	不詳	—	不詳
三四	41,000	不詳	—	不詳
三五	54,000	不詳	—	不詳
三六	68,000	不詳	—	不詳
三七	82,000	不詳	—	不詳
三八	97,000	不詳	—	不詳
三九	112,000	不詳	—	不詳
四〇	128,000	不詳	—	不詳
四一	144,000	不詳	—	不詳
四二	160,000	不詳	—	不詳
四三	177,000	不詳	—	不詳
大正元年	194,000	不詳	—	不詳
二	211,000	不詳	—	不詳
三	228,000	不詳	—	不詳
四	245,000	不詳	—	不詳
五	262,000	不詳	—	不詳
六	279,000	不詳	—	不詳
七	296,000	不詳	—	不詳
八	313,000	不詳	—	不詳
九	330,000	不詳	—	不詳
一〇	347,000	不詳	—	不詳
一一	364,000	不詳	—	不詳
一二	381,000	不詳	—	不詳
一三	398,000	不詳	—	不詳
昭和元年	415,000	不詳	—	不詳
二	432,000	不詳	—	不詳
三	449,000	不詳	—	不詳
四	466,000	不詳	—	不詳
五	483,000	不詳	—	不詳
六	500,000	不詳	—	不詳
七	517,000	不詳	—	不詳

支出之部

年次	支拂保險金	契約還戻金其他	滿期配當金其他	契約買戻社員配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円
明治二九年	—	—	—	—	不詳	—	不詳
三〇	—	—	—	—	不詳	—	不詳
三一	—	—	—	—	不詳	—	不詳
三二	—	—	—	—	不詳	—	不詳
三三	—	—	—	—	不詳	—	不詳
三四	—	—	—	—	不詳	—	不詳
三五	—	—	—	—	不詳	—	不詳
三六	—	—	—	—	不詳	—	不詳
三七	—	—	—	—	不詳	—	不詳
三八	—	—	—	—	不詳	—	不詳
三九	—	—	—	—	不詳	—	不詳
四〇	—	—	—	—	不詳	—	不詳
四一	—	—	—	—	不詳	—	不詳
四二	—	—	—	—	不詳	—	不詳
四三	—	—	—	—	不詳	—	不詳
大正元年	—	—	—	—	不詳	—	不詳
二	—	—	—	—	不詳	—	不詳
三	—	—	—	—	不詳	—	不詳
四	—	—	—	—	不詳	—	不詳
五	—	—	—	—	不詳	—	不詳
六	—	—	—	—	不詳	—	不詳
七	—	—	—	—	不詳	—	不詳
八	—	—	—	—	不詳	—	不詳
九	—	—	—	—	不詳	—	不詳
一〇	—	—	—	—	不詳	—	不詳
一一	—	—	—	—	不詳	—	不詳
一二	—	—	—	—	不詳	—	不詳
一三	—	—	—	—	不詳	—	不詳
昭和元年	—	—	—	—	不詳	—	不詳
二	—	—	—	—	不詳	—	不詳
三	—	—	—	—	不詳	—	不詳
四	—	—	—	—	不詳	—	不詳
五	—	—	—	—	不詳	—	不詳
六	—	—	—	—	不詳	—	不詳
七	—	—	—	—	不詳	—	不詳

愛國生命保險

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
明治三〇年	八、六二一件	円	円	一、一件	円	円	二、九六一、〇〇〇円
三一	一、一四四、〇〇〇			一、一			二、九八八、〇〇〇
三二	一、三八八、〇〇〇			一、一			三、〇八八、〇〇〇
三三	一、九〇〇、〇〇〇			一、一			三、二八八、〇〇〇
三四	二、〇〇〇、〇〇〇			一、一			三、四八八、〇〇〇
三五	一、八〇〇、〇〇〇			一、一			三、六八八、〇〇〇
三六	一、七〇〇、〇〇〇			一、一			三、八八八、〇〇〇
三七	一、七〇〇、〇〇〇			一、一			四、〇八八、〇〇〇
三八	一、七〇〇、〇〇〇			一、一			四、二八八、〇〇〇
三九	一、七〇〇、〇〇〇			一、一			四、四八八、〇〇〇
四〇	一、九〇〇、〇〇〇			一、一			四、六八八、〇〇〇
四一	二、〇〇〇、〇〇〇			一、一			四、八八八、〇〇〇
四二	二、〇〇〇、〇〇〇			一、一			五、〇八八、〇〇〇
四三	二、〇〇〇、〇〇〇			一、一			五、二八八、〇〇〇
四四	二、〇〇〇、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
大正元	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
二	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
三	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
四	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
五	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
六	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
七	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
八	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
九	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
一〇	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
一一	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
一二	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
一三	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
一四	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
昭和元	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
二	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
三	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
四	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
五	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
六	一、五、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇
七	二、七六八、〇〇〇			一、一			五、四八八、〇〇〇

株式會社 （十二月決算）

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
明治三〇年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
三一	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
三二	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
三三	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
三四	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
三五	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
三六	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
三七	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
三八	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
三九	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
四〇	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
四一	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
四二	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
四三	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
四四	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
大正元	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
二	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
三	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
四	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
五	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
六	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
七	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
八	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
九	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
一〇	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
一一	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
一二	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
一三	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
一四	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
昭和元	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
二	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
三	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
四	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
五	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
六	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一
七	三、〇〇〇、〇〇〇	九、一六六	一、九二五、〇〇〇	三、一九、一八八	一、一、一一一			一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一	一、一、一一一

資産之部

愛國生命保險

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	將來配當準備金	支拂備金	契約者配當金積立金	合計（其他共）
明治三〇年	円	円	円	円	円	円	円
三一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇	二、一四二		一、〇一〇		一、〇〇〇、〇〇〇
三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、七〇〇	四、三一〇		一、七四〇		一、〇〇〇、〇〇〇
三三	一、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
三四	一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
三五	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
三六	一、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
三七	一、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
三八	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
三九	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
四〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
四一	一、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
四二	一、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
四三	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
四四	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
大正元	一、〇〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
二	一、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
三	一、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
四	一、〇〇〇、〇〇〇	一九、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
五	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
六	一、〇〇〇、〇〇〇	二一、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
七	一、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	一〇、五〇〇		二、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇

利益處分

年次	利益金	法定準備金其他	株主配當	契約者配當	積立金其他	合計（其他共）
明治三〇年	円	円	%	円	円	円
三一	一、一〇〇	一、一〇〇	六・〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、一〇〇
三二	一、六四〇	一、六四〇	六・〇	一、〇〇〇	六四〇	一、六四〇
三三	二、三一〇	二、三一〇	六・〇	一、〇〇〇	一、三一〇	二、三一〇
三四	二、五〇〇	二、五〇〇	六・〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	二、五〇〇
三五	二、六六〇	二、六六〇	六・〇	一、〇〇〇	一、六六〇	二、六六〇
三六	二、八二〇	二、八二〇	六・〇	一、〇〇〇	一、八二〇	二、八二〇
三七	二、九八〇	二、九八〇	六・〇	一、〇〇〇	一、九八〇	二、九八〇
三八	三、一四〇	三、一四〇	六・〇	一、〇〇〇	二、一四〇	三、一四〇
三九	三、三〇〇	三、三〇〇	六・〇	一、〇〇〇	二、三〇〇	三、三〇〇
四〇	三、四六〇	三、四六〇	六・〇	一、〇〇〇	二、四六〇	三、四六〇
四一	三、六二〇	三、六二〇	六・〇	一、〇〇〇	二、六二〇	三、六二〇
四二	三、七八〇	三、七八〇	六・〇	一、〇〇〇	二、七八〇	三、七八〇
四三	三、九四〇	三、九四〇	六・〇	一、〇〇〇	二、九四〇	三、九四〇
四四	四、一〇〇	四、一〇〇	六・〇	一、〇〇〇	三、一〇〇	四、一〇〇
大正元	四、二六〇	四、二六〇	六・〇	一、〇〇〇	三、二六〇	四、二六〇
二	四、四二〇	四、四二〇	六・〇	一、〇〇〇	三、四二〇	四、四二〇
三	四、五八〇	四、五八〇	六・〇	一、〇〇〇	三、五八〇	四、五八〇
四	四、七四〇	四、七四〇	六・〇	一、〇〇〇	三、七四〇	四、七四〇
五	四、九〇〇	四、九〇〇	六・〇	一、〇〇〇	三、九〇〇	四、九〇〇
六	五、〇六〇	五、〇六〇	六・〇	一、〇〇〇	四、〇六〇	五、〇六〇
七	五、二二〇	五、二二〇	六・〇	一、〇〇〇	四、二二〇	五、二二〇

株式會社 （十二月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價損益其他	合計（其他共）
明治三〇年	円	円	円	円
三一	三、三六〇	一、七〇〇	八	五、〇六八
三二	三、九〇〇	二、〇〇〇		五、九〇〇
三三	四、四四〇	二、三〇〇		六、七四〇
三四	四、九八〇	二、五〇〇		七、四八〇
三五	五、五二〇	二、七〇〇		八、二二〇
三六	六、〇六〇	二、九〇〇		八、九六〇
三七	六、六〇〇	三、一〇〇		九、七〇〇
三八	七、一四〇	三、三〇〇		一〇、四四〇
三九	七、六八〇	三、五〇〇		一一、一八〇
四〇	八、二二〇	三、七〇〇		一一、九二〇
四一	八、七六〇	三、九〇〇		一二、六六〇
四二	九、三〇〇	四、一〇〇		一三、四〇〇
四三	九、八四〇	四、三〇〇		一四、一四〇
四四	一〇、三八〇	四、五〇〇		一四、八八〇
大正元	一〇、九二〇	四、七〇〇		一五、六二〇
二	一一、四六〇	四、九〇〇		一六、三六〇
三	一二、〇〇〇	五、一〇〇		一七、一〇〇
四	一二、五四〇	五、三〇〇		一七、八四〇
五	一三、〇八〇	五、五〇〇		一八、五八〇
六	一三、六二〇	五、七〇〇		一九、三二〇
七	一四、一六〇	五、九〇〇		二〇、〇六〇
八	一四、七〇〇	六、一〇〇		二〇、八〇〇
九	一五、二四〇	六、三〇〇		二一、五四〇
一〇	一五、七八〇	六、五〇〇		二二、二八〇
一一	一六、三二〇	六、七〇〇		二三、〇二〇
一二	一六、八六〇	六、九〇〇		二三、七六〇
一三	一七、四〇〇	七、一〇〇		二四、五〇〇
一四	一七、九四〇	七、三〇〇		二五、二四〇
昭和元	一八、四八〇	七、五〇〇		二五、九八〇
二	一九、〇二〇	七、七〇〇		二六、七二〇
三	一九、五六〇	七、九〇〇		二七、四六〇
四	二〇、一〇〇	八、一〇〇		二八、二〇〇
五	二〇、六四〇	八、三〇〇		二八、九四〇
六	二一、一八〇	八、五〇〇		二九、六八〇
七	二一、七二〇	八、七〇〇		三〇、四二〇

支出之部

年次	支拂保險金	解約還戻金其他	配當金其他	契約者利益配當金	事業費	財產評價損益其他	合計（其他共）
明治三〇年	円	円	円	円	円	円	円
三一	一、一				三、六六		五、〇六八
三二	一、〇〇〇				四、九〇〇		五、九〇〇
三三	一、〇〇〇				五、七四〇		六、七四〇
三四	一、〇〇〇				六、四八〇		七、四八〇
三五	一、〇〇〇				七、二二〇		八、二二〇
三六	一、〇〇〇				七、九六〇		八、九六〇
三七	一、〇〇〇				八、七〇〇		九、七〇〇
三八	一、〇〇〇				九、四四〇		一〇、四四〇
三九	一、〇〇〇				一〇、一八〇		一一、一八〇
四〇	一、〇〇〇				一〇、九二〇		一一、九二〇
四一	一、〇〇〇				一一、六六〇		一二、六六〇
四二	一、〇〇〇				一二、四〇〇		一三、四〇〇
四三	一、〇〇〇				一三、一四〇		一四、一四〇
四四	一、〇〇〇				一三、八八〇		一四、八八〇
大正元	一、〇〇〇				一四、六二〇		一五、六二〇
二	一、〇〇〇				一五、三六〇		一六、三六〇
三	一、〇〇〇				一六、一〇〇		一七、一〇〇
四	一、〇〇〇				一六、八四〇		一七、八四〇
五	一、〇〇〇				一七、五八〇		一八、五八〇
六	一、〇〇〇				一八、三二〇		一九、三二〇
七	一、〇〇〇				一九、〇六〇		二〇、〇六〇
八	一、〇〇〇				一九、八〇〇		二〇、八〇〇
九	一、〇〇〇				二〇、五四〇		二一、五四〇
一〇	一、〇〇〇				二一、二八〇		二二、二八〇
一一	一、〇〇〇				二二、〇二〇		二三、〇二〇
一二	一、〇〇〇				二二、七六〇		二三、七六〇
一三	一、〇〇〇				二三、五〇〇		二四、五〇〇
一四	一、〇〇〇				二四、二四〇		二五、二四〇
昭和元	一、〇〇〇				二四、九八〇		二五、九八〇
二	一、〇〇〇				二五、七二〇		二六、七二〇
三	一、〇〇〇				二六、四六〇		二七、四六〇
四	一、〇〇〇				二七、二〇〇		二八、二〇〇
五	一、〇〇〇				二七、九四〇		二八、九四〇
六	一、〇〇〇				二八、六八〇		二九、六八〇
七	一、〇〇〇				二九、四二〇		三〇、四二〇

第一徴兵保険

年次	新契約		復活		累加変更の増		死亡		満期		解約其他消滅		年末現在	
	件	円	件	円	円	件	円	件	円	件	円	件	円	
明治三二年	三、三五一	三、八〇〇、一〇〇												
三三	三、四八〇	三、九〇〇、一〇〇												
三四	三、八一一	四、二〇〇、一〇〇												
三五	三、一一一	三、四〇〇、一〇〇												
三六	六、三〇七	七、〇〇〇、一〇〇												
三七	七、三五八	八、〇〇〇、一〇〇												
三八	六、七八九	七、六〇〇、一〇〇												
三九	七、五〇二	八、四〇〇、一〇〇												
四〇	六、二〇九	七、〇〇〇、一〇〇												
四一	七、九〇二	八、八〇〇、一〇〇												
四二	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
四三	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
四四	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
大正元年	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
二	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
三	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
四	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
五	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
六	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
七	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
八	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
九	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
一〇	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
一一	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
一二	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
昭和元年	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
二	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
三	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
四	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
五	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
六	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										
七	一、一四一	一、二七〇、〇〇〇	九二	一〇二、〇〇〇										

【備考】昭和七年分に二つの決算計数を掲出せるは（1）従来の四月決算のものと（2）決算期改正により八年四月決算の分を十二月に決算せるがためである。（以下三表同じ）

株式會社

（和七年(1)迄四月決算 和七年(2)より十二月決算）

資産之部

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動產	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治三二年	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
三三	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
三四	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
三五	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
三六	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
三七	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
三八	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
三九	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
四〇	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
四一	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
四二	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
四三	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
四四	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
大正元年	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
二	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
三	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
四	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
五	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
六	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
七	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
八	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
九	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
一〇	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
一一	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
一二	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
昭和元年	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
二	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
三	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
四	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
五	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
六	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一
七	三、〇〇〇	一、一四一								不詳	五、一四一

第一徵兵保險

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	繼続保険準備金	支拂備金	契約者配當準備金	合計（其他共）
明治三三年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
三四	300,000						
三五	300,000						
三六	300,000						
三七	300,000						
三八	300,000						
三九	300,000						
四〇	300,000						
四一	300,000						
四二	300,000						
四三	300,000						
四四	300,000						
大正元	300,000						
二	300,000						
三	300,000						
四	300,000						
五	300,000						
六	300,000						
七	300,000						
八	300,000						
九	300,000						
一〇	300,000						
一一	300,000						
一二	300,000						
昭和元	300,000						
二	300,000						
三	300,000						
四	300,000						
五	300,000						
六	300,000						
七	(1)300,000						

【備考】明治三十三年利益金一〇、一五七圓の内前年度不足額九、八九九圓を填補し殘額二五八圓は社内保留とす。

利益處分

年次	利益金	法定準備金其他	株主配當	契約者配當	積立金其他	合計（其他共）
明治三三年	千円	千円	千円	千円	千円	千円
三四	不詳					
三五	不詳					
三六	不詳					
三七	不詳					
三八	不詳					
三九	不詳					
四〇	不詳					
四一	不詳					
四二	不詳					
四三	不詳					
四四	不詳					
大正元	不詳					
二	不詳					
三	不詳					
四	不詳					
五	不詳					
六	不詳					
七	不詳					
八	不詳					
九	不詳					
一〇	不詳					
一一	不詳					
一二	不詳					
昭和元	不詳					
二	不詳					
三	不詳					
四	不詳					
五	不詳					
六	不詳					
七	不詳					

株式會社

（昭和七年(1)迄四月決算　昭和七年(2)より十二月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）
明治三三年	千円	千円	千円	千円
三四				
三五				
三六				
三七				
三八				
三九				
四〇				
四一				
四二				
四三				
四四				
大正元				
二				
三				
四				
五				
六				
七				
八				
九				
一〇				
一一				
一二				
昭和元				
二				
三				
四				
五				
六				
七				

支出之部

年次	支拂保險金	徵兵猶戻令ニ戻保險料	契約者ニ配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
明治三三年	千円	千円	千円	千円	千円	千円
三四						
三五						
三六						
三七						
三八						
三九						
四〇						
四一						
四二						
四三						
四四						
大正元						
二						
三						
四						
五						
六						
七						
八						
九						
一〇						
一一						
一二						
昭和元						
二						
三						
四						
五						
六						
七						

【備考】契約者利益配當欄の括弧内は確定配當金なり

東洋生命保險

年次	新契約		復活		累加變更の增		死亡		滿期		解約其他消滅		年末現在	
	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓
明治三三年	四九七	一〇二、七〇〇					二	一、〇〇〇			九	一、八〇〇	四八六	九九、九〇〇
三四	一、〇八八	二四四、一〇〇					一	一、〇〇〇			四	七、〇〇〇	一、五四〇	三三五、〇〇〇
三五	八一二	一七四、〇〇〇					二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二、三二九	五〇七、〇〇〇
三六	一、二六	二三〇、〇〇〇					七	七、〇〇〇			六	六、〇〇〇	三、三四二	七二四、〇〇〇
三七	一、三四二	二八〇、〇〇〇					一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	四、三四二	九〇二、〇〇〇
三八	三、〇七	六四一、九八〇					一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	七、三四二	一、五〇二、〇〇〇
三九	三、八三	七九八、八〇〇					一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	一〇、三四二	二、一〇二、〇〇〇
四〇	一、九八一	四〇八、九九〇					一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	一二、三四二	二、五一二、〇〇〇
四一	二、八一二	五八七、三〇〇					一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	一四、三四二	三、〇一二、〇〇〇
四二	二、六一三	五四五、七〇〇					一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	一六、三四二	三、五一二、〇〇〇
四三	五、二五	一、〇九二、九〇〇					二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	一九、三四二	四、〇一二、〇〇〇
四四	五、二五	一、〇九二、九〇〇					二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二二、三四二	四、五一二、〇〇〇
大正元	四、一〇八	八六九、六〇〇	一三	九、九〇〇	一〇、三〇〇	三一、四〇〇	二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二五、三四二	五、〇一二、〇〇〇
二	一、九八一	四一七、六〇〇	六三	二一、七〇〇			一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二五、三四二	五、〇一二、〇〇〇
三	二、六一三	五四五、七〇〇	六二	二一、三〇〇			一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二五、三四二	五、〇一二、〇〇〇
四	一、九八一	四一七、六〇〇	一三	四、七〇〇			一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二五、三四二	五、〇一二、〇〇〇
五	二、六一三	五四五、七〇〇	一七	五、八〇〇			一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二五、三四二	五、〇一二、〇〇〇
六	二、六一三	五四五、七〇〇	一七	五、八〇〇			一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二五、三四二	五、〇一二、〇〇〇
七	二、六一三	五四五、七〇〇	一七	五、八〇〇			一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二五、三四二	五、〇一二、〇〇〇

株式會社 （十二月決算）

年次	資産之部										負債										資本金	利益金								
	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）	未拂保險金	未拂解約返戻金	未拂配當金	未拂利息	未拂年金	未拂給付金	未拂割戻金	未拂假拂金	合計（其他共）										
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓									
明治三三年																														
三四																														
三五																														
三六																														
三七																														
三八																														
三九																														
四〇																														
四一																														
四二																														
四三																														
四四																														
大正元																														
二																														
三																														
四																														
五																														
六																														
七																														

【備考】大正七、八、十年の假拂金には本社敷地買入假拂及新築假拂を加算せり

東洋生命保險

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	特定配當準備金	支拂備金	未經過保險料	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円
明治三三年	1,000,000						
三四	1,000,000						
三五	1,000,000						
三六	1,000,000						
三七	1,000,000						
三八	1,000,000						
三九	1,000,000						
四〇	1,000,000						
四一	1,000,000						
四二	3,000,000				不詳		不詳
四三	3,000,000						
四四	3,000,000						
大正元年	3,000,000						
二	3,000,000						
三	3,000,000						
四	3,000,000						
五	3,000,000						
六	3,000,000						
七	3,000,000						
八	3,000,000						
九	3,000,000						
一〇	3,000,000						
一一	3,000,000						
一二	3,000,000						
一三	3,000,000						
昭和元年	3,000,000						
二	3,000,000						
三	3,000,000						
四	3,000,000						
五	3,000,000						
六	3,000,000						
七	3,000,000						

【備考】大正九年利益金一二〇、八九三圓に失効保險契約者前年度配當金一、三〇一圓加算せり

利益處分

年次	利益金	株主配當	契約者配當	建設費其他	合計（其他共）
	円	円	円	円	円
明治三三年					
三四					
三五					
三六					
三七					
三八					
三九					
四〇					
四一					
四二	不詳				不詳
四三					
四四					
大正元年					
二					
三					
四					
五					
六					
七					
八					
九					
一〇					
一一					
一二					
一三					
昭和元年					
二					
三					
四					
五					
六					
七					

株式會社 （十二月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）
	円	円	円	円
明治三三年				
三四				
三五				
三六				
三七				
三八				
三九				
四〇		不詳		不詳
四一				
四二				
四三				
四四				
大正元年				
二				
三				
四				
五				
六				
七				
八				
九				
一〇				
一一				
一二				
一三				
昭和元年				
二				
三				
四				
五				
六				
七				

支出之部

年次	支拂保險金	解約返戻金其他	諸定配當金其他	契約者利益配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円
明治三三年							
三四							
三五							
三六							
三七							
三八							
三九							
四〇							
四一							
四二							
四三							
四四							
大正元年							
二							
三							
四							
五							
六							
七							
八							
九							
一〇							
一一							
一二							
一三							
昭和元年							
二							
三							
四							
五							
六							
七							

大同生命保險

年次	新契約		復活		累加變更の增		死亡		滿期		解約其他消滅		年末現在	
	△件	△円	△件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
明治三六年	九二	二、六三八、四三五	—	—	九	一〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
三七	一、六二八	四、二七八、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
三八	一、七二一	四、五二一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
三九	二、一〇九	五、六六六、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
四〇	二、一九八	五、八四二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
四一	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
四二	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
四三	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
四四	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
大正元	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
二	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
三	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
四	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
五	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
昭和元	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
二	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
三	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
四	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
五	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
六	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
七	二、九八一	七、四五二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	一	一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇

【備考】明治三十五年七月　朝日、護國、北海の三社を合併し、大同生命を設立す、△印は即ち其引繼高。

株式會社　（六月決算）

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
	円	円	円	円	之	円	円	円	円	円	円
明治三六年	一、六〇〇、〇〇〇	二〇三、二四八	六八、二五五	一四、八三四	部	一、三五六	一、二三五	二、三六九	六、三五〇	七四、一二一	三七九、一三八
三七	一、六〇〇、〇〇〇	一八六、九一九	七三、一二〇	一二、三四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
三八	一、六〇〇、〇〇〇	二三九、七〇八	九一、一二〇	一二、三四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
三九	一、六〇〇、〇〇〇	二九三、一一九	九八、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
四〇	一、六〇〇、〇〇〇	二一〇、五二九	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
四一	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
四二	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
四三	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
四四	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
大正元	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
二	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
三	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
四	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
五	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
昭和元	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
二	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
三	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
四	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
五	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
六	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八
七	一、六〇〇、〇〇〇	二一八、八一八	一〇五、四四一	一四、八四〇		一、四一四	一、一四〇	一、九三〇	七、一四〇	八四、一二一	三七九、一三八

大同生命保險

負債之部

年次	株金	法定準備金共積	責任準備金	保證割戻準備金	支拂備金	契約者配當金	配當金積立金	其他共
明治三六年	円	円	円	円	円	円	円	円
三七	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
三八	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
三九	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
四〇	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
四一	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
四二	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
四三	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
四四	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
大正元	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
二	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
三	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
四	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
五	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
六	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
七	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
八	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
九	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
一〇	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
一一	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
一二	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
一三	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
一四	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
昭和元	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
二	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
三	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
四	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
五	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
六	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000
七	2,000,000	11,000	1,000,000	—	7,000	1,000	—	9,000

年次	合計（其他共）	利益金	株主配當	割戻金	其他共
明治三六年	円	円	%	円	円
三七	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
三八	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
三九	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
四〇	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
四一	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
四二	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
四三	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
四四	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
大正元	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
二	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
三	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
四	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
五	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
六	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
七	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
八	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
九	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
一〇	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
一一	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
一二	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
一三	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
一四	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
昭和元	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
二	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
三	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
四	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
五	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
六	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000
七	9,000	1,000	5.0	10,000	1,000

株式會社 （六月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產賃貸料其他	合計（其他共）
明治三六年	円	円	円	円
三七	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
三八	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
三九	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
四〇	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
四一	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
四二	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
四三	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
四四	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
大正元	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
二	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
三	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
四	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
五	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
六	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
七	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
八	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
九	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
一〇	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
一一	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
一二	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
一三	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
一四	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
昭和元	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
二	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
三	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
四	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
五	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
六	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000
七	3,000,000	2,000	7,000	3,009,000

支出之部

年次	拂保險金	解約返戻金共積	保險契約特別配當	契約者配當金	事業費	財產賃貸其他	合計（其他共）
明治三六年	円	円	円	円	円	円	円
三七	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
三八	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
三九	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
四〇	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
四一	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
四二	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
四三	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
四四	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
大正元	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
二	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
三	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
四	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
五	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
六	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
七	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
八	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
九	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
一〇	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
一一	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
一二	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
一三	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
一四	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
昭和元	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
二	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
三	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
四	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
五	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
六	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000
七	9,000	—	—	—	3,000	—	12,000

第一生命保險

年次	新契約		復活		累加變更の增		死亡		滿期		解約其他消滅		年末現在	
	件	圓	件	圓	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	
明治三六年	九四四	一、一八二、三五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九四四	一、一八二、三五〇	
三七	一、〇一六	一、三五九、七四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、九五八	二、五四二、〇九〇	
三八	九六七	一、二六〇、一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、九二五	三、八〇二、一九〇	
三九	一、一四九	一、四九八、二〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四、〇七四	五、三〇〇、三九〇	
四〇	一、一七二	一、五二八、九〇〇	三	四、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	五、二四九	六、八三二、二九〇	
四一	一、一七二	一、五二八、九〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	六、四二二	八、三六一、一九〇	
四二	一、三一六	一、七一〇、八〇〇	四	五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	七、七四二	一〇、〇七六、九九〇	
四三	一、四〇八	一、八三〇、四〇〇	一	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	九、一五一	一一、九〇八、三九〇	
四四	一、九一三	二、四八六、九〇〇	三	三、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一一、〇六四	一四、三九八、二九〇	
大正元	二、三四〇	三、〇四二、〇〇〇	八	一〇、〇〇〇	一、三五二	六	七、八一二	—	—	—	—	一三、四〇四	一七、四四二、四七八	
二	二、五二〇	三、二七六、〇〇〇	一二	一五、〇〇〇	一、六四四	一九	二四、七〇〇	—	—	—	—	一五、九二一	二〇、六一四、四二二	
三	二、九三九	三、八一七、〇〇〇	一四	一七、〇〇〇	一、九二三	二三	二九、九〇〇	—	—	—	—	一八、八五二	二四、四一二、四二二	
四	二、八一〇	三、六五三、〇〇〇	一一	一三、〇〇〇	一、八三八	二二	二八、六〇〇	—	—	—	—	二一、六八二	二八、〇六五、四二二	
五	二、六一〇	三、三九三、〇〇〇	一〇	一二、〇〇〇	一、七〇八	二一	二六、六〇〇	—	—	—	—	二四、二九二	三一、四四五、四二二	
六	二、四一〇	三、一三三、〇〇〇	九	一一、〇〇〇	一、五七八	二〇	二四、七〇〇	—	—	—	—	二六、七〇二	三四、六二五、四二二	
七	二、二一〇	二、八七三、〇〇〇	八	九、〇〇〇	一、四四八	一八	二二、七〇〇	—	—	—	—	二九、〇〇二	三七、五二五、四二二	

相互會社

（八月決算）

年次	未拂込基金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）	
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
明治三六年	一、〇〇〇、〇〇〇	三五、六三〇	—	二二、九二一	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇〇、〇〇〇	明治三六年
三七	一、〇〇〇、〇〇〇	七八、九九〇	一、四二〇	四四、三五〇	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇〇、〇〇〇	三七
三八	一、〇〇〇、〇〇〇	一二三、九二〇	九、三〇〇	四四、三五〇	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇〇、〇〇〇	三八
三九	一、〇〇〇、〇〇〇	一三三、九二〇	二三、三〇〇	四四、三五〇	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇〇、〇〇〇	三九
四〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一四三、九二〇	三三、三〇〇	四四、三五〇	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇〇、〇〇〇	四〇
四一	一、〇〇〇、〇〇〇	一五三、九二〇	四三、三〇〇	四四、三五〇	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇〇、〇〇〇	四一
四二	一、〇〇〇、〇〇〇	一六三、九二〇	五三、三〇〇	四四、三五〇	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇〇、〇〇〇	四二
四三	一、〇〇〇、〇〇〇	一七三、九二〇	六三、三〇〇	四四、三五〇	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇〇、〇〇〇	四三
四四	一、〇〇〇、〇〇〇	一八三、九二〇	七三、三〇〇	四四、三五〇	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇〇、〇〇〇	四四
大正元	一、〇一〇、〇〇〇	一九三、九二〇	八三、三〇〇	四四、三五〇	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇一、〇〇〇	大正元
二	一、〇二〇、〇〇〇	二〇三、九二〇	九三、三〇〇	四四、三五〇	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇二、〇〇〇	二
三	一、〇三〇、〇〇〇	二一三、九二〇	一〇三、三〇〇	四四、三五〇	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇三、〇〇〇	三
四	一、〇四〇、〇〇〇	二二三、九二〇	一一三、三〇〇	四四、三五〇	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇四、〇〇〇	四
五	一、〇五〇、〇〇〇	二三三、九二〇	一二三、三〇〇	四四、三五〇	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇五、〇〇〇	五
六	一、〇六〇、〇〇〇	二四三、九二〇	一三三、三〇〇	四四、三五〇	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇六、〇〇〇	六
七	一、〇七〇、〇〇〇	二五三、九二〇	一四三、三〇〇	四四、三五〇	一、九二〇	一、一六二	二、三四五	—	—	三二、九二五	一〇七、〇〇〇	七

當社は代理店を有たぬ

第一生命保險

負債之部

年次	基金	法定準備金其他	責任準備金	資定配當準備金	支拂備金	社員配當金	合計（其他共）
明治三六年	円 100,000	円	円	円	円	円	円
三七	100,000						
三八	100,000						
三九	100,000						
四〇	100,000						
四一	100,000						
四二	100,000						
四三	100,000						
四四	100,000						
大正元	100,000						
二	100,000						
三	100,000						
四	100,000						
五	100,000						
六	100,000						
七	100,000						
八	100,000						
九	100,000						
一〇	100,000						
一一	100,000						
一二	100,000						
一三	100,000						
一四	100,000						
昭和元	100,000						
二	100,000						
三	100,000						
四	100,000						
五	100,000						
六	100,000						
七	100,000						

剩餘金處分

年次	剩餘金	法定準備金其他	基金配當其他	社員配當	資定配當準備金	合計（其他共）
明治三六年	円	円	%	円	円	円
三七						
三八						
三九						
四〇						
四一						
四二						
四三						
四四						
大正元						
二						
三						
四						
五						
六						
七						
八						
九						
一〇						
一一						
一二						
一三						
一四						
昭和元						
二						
三						
四						
五						
六						
七						

【備考】一、相互會社にては利益金を剩餘金といひ、保險加入者を社員といふ。されば相互會社にあつては社員配當は契約者利益分配といふに同じ。

二、相互會社の基金は株式會社の株金に相當するものであるが、實質は借入資本金にして、年々の利益より基金償却積立金をつくり償却するものとす。而して基金を償却し了れば、別に基金に相當すべきものを、積立基金又は基本或は基金積立金等の名稱にて設置す。

相互會社（八月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）
明治三六年	円	円	円	円
三七				
三八				
三九				
四〇				
四一				
四二				
四三				
四四				
大正元				
二				
三				
四				
五				
六				
七				
八				
九				
一〇				
一一				
一二				
一三				
一四				
昭和元				
二				
三				
四				
五				
六				
七				

支出之部

年次	支拂保險金	契約滿期金其他	資定配當金其他	社員配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
明治三六年	円	円	円	円	円	円	円
三七							
三八							
三九							
四〇							
四一							
四二							
四三							
四四							
大正元							
二							
三							
四							
五							
六							
七							
八							
九							
一〇							
一一							
一二							
一三							
一四							
昭和元							
二							
三							
四							
五							
六							
七							

千代田生命保險

年次	新契約		復活		累加變更の増		死亡		滿期		解約其他消滅		年末現在	
	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓	件	圓
明治三七年	三、〇五五	二、六四三、〇〇〇												
三八	五、〇五〇	四、五四〇、〇〇〇												
三九	五、三三〇	四、七三三、〇〇〇												
四〇	六、三三三	五、六三三、〇〇〇												
四一	七、三五〇	六、三五〇、〇〇〇												
四二	八、〇四五	七、二四五、〇〇〇	一三	一一、七〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二、一一一	一、八九九、九〇〇
四三	七、八三一	七、〇四九、〇〇〇	一四	一二、六〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二、三二四	二、〇九二、六〇〇
四四	八、八〇一	七、九二一、〇〇〇	一四	一二、六〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二、五二七	二、二七五、二〇〇
大正元	九、一八六	八、二六七、〇〇〇	一五	一三、五〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二、七三一	二、四五八、七〇〇
二	一〇、〇八八	九、〇七九、二〇〇	一六	一四、四〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二、九三五	二、六四二、一〇〇
三	一一、〇二七	九、九二四、三〇〇	一七	一五、三〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	三、一三九	二、八二六、四〇〇
四	一一、九三一	一〇、七三七、九〇〇	一八	一六、二〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	三、三四五	三、〇一一、六〇〇
五	一二、七〇三	一一、四三二、七〇〇	一九	一七、一〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	三、五五一	三、二〇五、八〇〇
六	一三、四七〇	一二、一二三、〇〇〇	二〇	一八、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	三、七六一	三、四〇五、八〇〇
七	一四、三三〇	一二、八九七、〇〇〇	二一	一八、九〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	三、九七一	三、六〇五、八〇〇

相互會社 （十二月決算）

年次	未拂込基金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
明治三七年	三〇、〇〇〇	七三、一一七	一〇、〇〇〇	六七、四三五	二、〇〇〇	九六八	一、三三一	二、三四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一八五、八〇二
三八	三〇、〇〇〇	九二、一三五	一〇、〇〇〇	八一、一四一	二、〇〇〇	一、一三二	一、三三一	二、三四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇二、〇九一
三九	三〇、〇〇〇	一一三、六三五	一〇、〇〇〇	九一、一四一	二、〇〇〇	一、一三二	一、三三一	二、三四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二二四、〇九一
四〇	三〇、〇〇〇	一三四、六三五	一〇、〇〇〇	一〇一、一四一	二、〇〇〇	一、一三二	一、三三一	二、三四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二四五、〇九一
四一	三〇、〇〇〇	一五五、六三五	一〇、〇〇〇	一一一、一四一	二、〇〇〇	一、一三二	一、三三一	二、三四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二六五、〇九一
四二	三〇、〇〇〇	一七五、六三五	一〇、〇〇〇	一二一、一四一	二、〇〇〇	一、一三二	一、三三一	二、三四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二八五、〇九一
四三	三〇、〇〇〇	一九五、六三五	一〇、〇〇〇	一三一、一四一	二、〇〇〇	一、一三二	一、三三一	二、三四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇五、〇九一
四四	三〇、〇〇〇	二一五、六三五	一〇、〇〇〇	一四一、一四一	二、〇〇〇	一、一三二	一、三三一	二、三四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三二五、〇九一
大正元	三〇、〇〇〇	二三五、六三五	一〇、〇〇〇	一五一、一四一	二、〇〇〇	一、一三二	一、三三一	二、三四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三四五、〇九一
二	三〇、〇〇〇	二五五、六三五	一〇、〇〇〇	一六一、一四一	二、〇〇〇	一、一三二	一、三三一	二、三四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三六五、〇九一
三	三〇、〇〇〇	二七五、六三五	一〇、〇〇〇	一七一、一四一	二、〇〇〇	一、一三二	一、三三一	二、三四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三八五、〇九一
四	三〇、〇〇〇	二九五、六三五	一〇、〇〇〇	一八一、一四一	二、〇〇〇	一、一三二	一、三三一	二、三四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四〇五、〇九一
五	三〇、〇〇〇	三一五、六三五	一〇、〇〇〇	一九一、一四一	二、〇〇〇	一、一三二	一、三三一	二、三四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四二五、〇九一
六	三〇、〇〇〇	三三五、六三五	一〇、〇〇〇	二〇一、一四一	二、〇〇〇	一、一三二	一、三三一	二、三四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四四五、〇九一
七	三〇、〇〇〇	三五五、六三五	一〇、〇〇〇	二一一、一四一	二、〇〇〇	一、一三二	一、三三一	二、三四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四六五、〇九一

千代田生命保險

負債之部

年次	基金	法定準備金其他	責任準備金	積立配當準備金	支拂備金	計算上保險金	計算上配當金	合計（其他共）
明治三七年	円	円	円	円	円	円	円	円
三八	五〇〇、〇〇〇	一、〇三五	三六、一三三		一、〇〇〇			三七、一六八
三九	五〇〇、〇〇〇	一、九二七	六四、四〇〇		二、〇〇〇			六六、三二七
四〇	五〇〇、〇〇〇	二、七一一	一、〇八、九一七		三、〇〇〇			一、一一、六二八
四一	五〇〇、〇〇〇	三、五九	一、四七、七五九		四、〇〇〇			一、五一、三六八
四二	五〇〇、〇〇〇	四、四〇二	一、八七、二五六		五、〇〇〇			一、九二、六五八
四三	五〇〇、〇〇〇	五、〇〇四	二、二六、八〇〇		六、〇〇〇			二、三二、八〇四
四四	五〇〇、〇〇〇	五、六二八	二、六五、九八一		七、〇〇〇			二、七一、六〇九
大正元	五〇〇、〇〇〇	六、二五一	三、〇四、一二二		八、〇〇〇			三、一一、三七三
二	五〇〇、〇〇〇	六、八八一	三、四三、九七一		九、〇〇〇			三、五一、八五二
三	五〇〇、〇〇〇	七、五一六	三、八三、九〇八		一〇、〇〇〇			三、九二、四二四
四	五〇〇、〇〇〇	八、二〇一	四、二四、〇九二		一一、〇〇〇			四、三三、二九三
五	五〇〇、〇〇〇	八、九〇一	四、六四、二八一		一二、〇〇〇			四、七四、一八二
（消却）	一〇〇、〇〇〇	七、八五一	四、九五、一三二		一三、〇〇〇			五、〇六、九八三
六	四〇〇、〇〇〇	九、七一一	五、三〇、八九二		一四、〇〇〇			五、四四、六〇三
七	四〇〇、〇〇〇	一〇、五一一	五、六五、九〇八		一五、〇〇〇			五、八一、四一九
八	四〇〇、〇〇〇	一一、三九一	六、〇一、三〇八		一六、〇〇〇			六、一八、六九九
九	四〇〇、〇〇〇	一二、二九一	六、四〇、二〇二		一七、〇〇〇			六、五七、四九三
一〇	四〇〇、〇〇〇	一三、二一一	六、八〇、一〇二		一八、〇〇〇			六、九七、三一三
一一	四〇〇、〇〇〇	一四、一九一	七、二〇、〇〇二		一九、〇〇〇			七、三七、一九三
一二	四〇〇、〇〇〇	一五、一九一	七、六〇、〇〇二		二〇、〇〇〇			七、七七、一九三
一三	四〇〇、〇〇〇	一六、一九一	八、〇〇、〇〇二		二一、〇〇〇			八、一七、一九三
一四	四〇〇、〇〇〇	一七、一九一	八、四〇、〇〇二		二二、〇〇〇			八、五七、一九三
昭和元	四〇〇、〇〇〇	一八、一九一	八、八〇、〇〇二		二三、〇〇〇			八、九七、一九三
二	四〇〇、〇〇〇	一九、一九一	九、二〇、〇〇二		二四、〇〇〇			九、三七、一九三
三	四〇〇、〇〇〇	二〇、一九一	九、六〇、〇〇二		二五、〇〇〇			九、七七、一九三
四	四〇〇、〇〇〇	二一、一九一	一〇、〇〇、〇〇二		二六、〇〇〇			一〇、一七、一九三
五	四〇〇、〇〇〇	二二、一九一	一〇、四〇、〇〇二		二七、〇〇〇			一〇、五七、一九三
六	四〇〇、〇〇〇	二三、一九一	一〇、八〇、〇〇二		二八、〇〇〇			一〇、九七、一九三
七	四〇〇、〇〇〇	二四、一九一	一一、二〇、〇〇二		二九、〇〇〇			一一、三七、一九三

剩餘金處分

年次	剩餘金	法定準備金其他	積金積當其他	計算配當準備	積立賞與其他	合計（其他共）
明治三七年	円	円	円	円	円	円
三八	一、九二一	八、〇一八	一、九二一			一〇、九三九
三九	二、七一六	一〇、〇九〇	二、七一六			一五、五二二
四〇	三、五一一	一二、一六二	三、五一一			一九、二八四
四一	四、四〇六	一四、二三四	四、四〇六			二三、〇四六
四二	五、三〇一	一六、三〇六	五、三〇一			二六、九〇八
四三	六、二〇六	一八、三七八	六、二〇六			三〇、七九〇
四四	七、一一一	二〇、四五〇	七、一一一			三四、六七二
大正元	八、〇一六	二二、五二二	八、〇一六			三八、五五四
二	八、九二一	二四、六〇六	八、九二一			四二、四四八
三	九、八二六	二六、六九〇	九、八二六			四六、三四二
四	一〇、七三一	二八、七七四	一〇、七三一			五〇、二三六
五	一一、六三六	三〇、八五八	一一、六三六			五四、一三〇
（消却）	一二、五四一	三二、九四二	一二、五四一			五八、〇二四
六	一三、四四六	三五、〇二六	一三、四四六			六一、九一八
七	一四、三五一	三七、一一〇	一四、三五一			六五、八一二
八	一五、二五六	三九、一九四	一五、二五六			六九、七〇六
九	一六、一六一	四一、二七八	一六、一六一			七三、六〇〇
一〇	一七、〇六六	四三、三六二	一七、〇六六			七七、四九四
一一	一七、九七一	四五、四四六	一七、九七一			八一、三八八
一二	一八、八七六	四七、五三〇	一八、八七六			八五、二八二
一三	一九、七八一	四九、六一四	一九、七八一			八九、一七六
一四	二〇、六八六	五一、六九八	二〇、六八六			九三、〇七〇
昭和元	二一、五九一	五三、七八二	二一、五九一			九六、九六四
二	二二、四九六	五五、八六六	二二、四九六			一〇〇、八五八
三	二三、四〇一	五七、九五〇	二三、四〇一			一〇四、七五二
四	二四、三〇六	六〇、〇三四	二四、三〇六			一〇八、六四六
五	二五、二一一	六二、一一八	二五、二一一			一一二、五四〇
六	二六、一一六	六四、二〇二	二六、一一六			一一六、四三四
七	二七、〇二一	六六、二八六	二七、〇二一			一二〇、三二八

【備考】社員配當は加入者配當其他第一相互の備考參照のこと。

相互會社（十二月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）
明治三七年	円	円	円	円
三八	一二、六〇	三、一三	一、〇三五	一六、七八
三九	三三、六一	六、九四	一、九二七	四二、四八
四〇	四七、九二	一〇、八四	二、七一一	六一、四八
四一	六一、九二	一四、七五	三、五九	七九、七六
四二	七五、九二	一八、六六	四、四〇二	九八、九六
四三	九〇、〇二	二二、六〇	五、〇〇四	一一七、六六
四四	一〇四、一二	二六、五八	五、六二八	一三六、三八
大正元	一一八、二二	三〇、五四	六、二五一	一五五、〇八
二	一三二、三二	三四、五〇	六、八八一	一七三、七三
三	一四六、四二	三八、四六	七、五一六	一九二、四四
四	一六〇、五二	四二、四二	八、二〇一	二一一、一五
五	一七四、六二	四六、三八	八、九〇一	二二九、九一
（消却）	一八八、七二	五〇、三四	七、八五一	二四六、九一
六	二〇二、八二	五四、三〇	九、七一一	二六六、八三
七	二一七、〇二	五八、二六	一〇、五一一	二八六、八三
八	二三一、二二	六二、二二	一一、三九一	三〇六、八三
九	二四五、四二	六六、一八	一二、二九一	三二六、八三
一〇	二五九、六二	七〇、一四	一三、二一一	三四六、八三
一一	二七三、八二	七四、一〇	一四、一九一	三六六、八三
一二	二八八、〇二	七八、〇六	一五、一九一	三八六、八三
一三	三〇二、二二	八二、〇二	一六、一九一	四〇六、八三
一四	三一六、四二	八五、九八	一七、一九一	四二六、八三
昭和元	三三〇、六二	八九、九四	一八、一九一	四四六、八三
二	三四五、〇二	九三、九〇	一九、一九一	四六六、八三
三	三五九、二二	九七、八六	二〇、一九一	四八六、八三
四	三七三、四二	一〇一、八二	二一、一九一	五〇六、八三
五	三八七、六二	一〇五、七八	二二、一九一	五二六、八三
六	四〇一、八二	一〇九、七四	二三、一九一	五四六、八三
七	四一六、〇二	一一三、七〇	二四、一九一	五六六、八三

支出之部

年次	支拂保險金	解約還戻金其他	積立配當金其他	社員共益配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
明治三七年	円	円	円	円	円	円	円
三八	一、〇〇〇	—	—	—	九、七八	—	一〇、七八
三九	二、〇〇〇	一、〇四	—	—	一三、八一	—	一六、八五
四〇	三、〇〇〇	一、九二	—	—	一八、〇一	—	二三、〇三
四一	四、〇〇〇	二、八一	—	—	二二、二五	—	二八、〇六
四二	五、〇〇〇	三、七〇	—	—	二六、四九	—	三五、一九
四三	六、〇〇〇	四、六〇	—	—	三〇、七三	—	四一、三三
四四	七、〇〇〇	五、五一	—	—	三四、九七	—	四七、四八
大正元	八、〇〇〇	六、四二	—	—	三九、二一	—	五三、六三
二	九、〇〇〇	七、三三	—	—	四三、四五	—	五九、七八
三	一〇、〇〇〇	八、二四	—	—	四七、六九	—	六五、九三
四	一一、〇〇〇	九、一五	—	—	五一、九三	—	七二、〇八
五	一二、〇〇〇	一〇、〇六	—	—	五六、一七	—	七八、二三
（消却）	一三、〇〇〇	一〇、九七	—	—	六〇、四一	—	八四、三八
六	一四、〇〇〇	一一、八八	—	—	六四、六五	—	九〇、五三
七	一五、〇〇〇	一二、七九	—	—	六八、八九	—	九六、六八
八	一六、〇〇〇	一三、七〇	—	—	七三、一三	—	一〇二、八三
九	一七、〇〇〇	一四、六一	—	—	七七、三七	—	一〇九、〇〇
一〇	一八、〇〇〇	一五、五二	—	—	八一、六一	—	一一五、一八
一一	一九、〇〇〇	一六、四三	—	—	八五、八五	—	一二一、三四
一二	二〇、〇〇〇	一七、三四	—	—	九〇、〇九	—	一二七、五〇
一三	二一、〇〇〇	一八、二五	—	—	九四、三三	—	一三三、六八
一四	二二、〇〇〇	一九、一六	—	—	九八、五七	—	一三九、八四
昭和元	二三、〇〇〇	二〇、〇七	—	—	一〇二、八一	—	一四六、〇八
二	二四、〇〇〇	二〇、九八	—	—	一〇七、〇五	—	一五二、三三
三	二五、〇〇〇	二一、八九	—	—	一一一、二九	—	一五八、五八
四	二六、〇〇〇	二二、八〇	—	—	一一五、五三	—	一六四、八三
五	二七、〇〇〇	二三、七一	—	—	一一九、七七	—	一七一、〇八
六	二八、〇〇〇	二四、六二	—	—	一二四、〇一	—	一七七、三三
七	二九、〇〇〇	二五、五三	—	—	一二八、二五	—	一八三、五八

【備考】社員配當は加入者配當其他第一相互の備考參照のこと。

日清生命保険

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
明治四〇年	三、六三二件						三、六三二件
四一	八、四〇一						八、四〇一
四二	七、一九二						七、一九二
四三	六、九七九						六、九七九
四四	七、四〇〇						七、四〇〇
大正元	八、一〇〇						八、一〇〇
二	八、八〇〇						八、八〇〇
三	一〇、一〇〇						一〇、一〇〇
四	八、八〇〇						八、八〇〇
五	八、八〇〇						八、八〇〇
六	九、一〇〇						九、一〇〇
七	九、五〇〇						九、五〇〇
八	一〇、一〇〇						一〇、一〇〇
九	一〇、一〇〇						一〇、一〇〇
一〇	一一、一〇〇						一一、一〇〇
一一	一一、一〇〇						一一、一〇〇
一二	一一、一〇〇						一一、一〇〇
一三	一一、一〇〇						一一、一〇〇
一四	一一、一〇〇						一一、一〇〇
昭和元	一一、一〇〇						一一、一〇〇
二	一一、一〇〇						一一、一〇〇
三	一一、一〇〇						一一、一〇〇
四	一一、一〇〇						一一、一〇〇
五	一一、一〇〇						一一、一〇〇
六	一一、一〇〇						一一、一〇〇
七	一一、一〇〇						一一、一〇〇

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
明治四〇年	七、〇〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円
四一	七、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
四二	七、〇〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
四三	七、〇〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
四四	七、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
大正元	七、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
二	七、〇〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
三	七、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
四	七、〇〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
五	七、〇〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
六	七、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
七	七、〇〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇
八	七、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇
九	七、〇〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
一〇	七、〇〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇
一一	七、〇〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
一二	七、〇〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇
一三	七、〇〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇
一四	七、〇〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
昭和元	七、〇〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇
二	七、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
三	七、〇〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇
四	七、〇〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇
五	七、〇〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇
六	七、〇〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇
七	七、〇〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇

株式會社（十二月決算）

年次	株金	法定準備金	責任準備金	確定配當準備金	支拂備金	其他準備金	合計（其他共）	利益金	法定準備金其他	株主配當	剩餘金	其他處分
明治四〇年	一、〇〇〇、〇〇〇円											
四一	一、〇〇〇、〇〇〇											
四二	一、〇〇〇、〇〇〇											
四三	一、〇〇〇、〇〇〇											
四四	一、〇〇〇、〇〇〇											
大正元	一、〇〇〇、〇〇〇											
二	一、〇〇〇、〇〇〇											
三	一、〇〇〇、〇〇〇											
四	一、〇〇〇、〇〇〇											
五	一、〇〇〇、〇〇〇											
六	一、〇〇〇、〇〇〇											
七	一、〇〇〇、〇〇〇											
八	一、〇〇〇、〇〇〇											
九	一、〇〇〇、〇〇〇											
一〇	一、〇〇〇、〇〇〇											
一一	一、〇〇〇、〇〇〇											
一二	一、〇〇〇、〇〇〇											
一三	一、〇〇〇、〇〇〇											
一四	一、〇〇〇、〇〇〇											
昭和元	一、〇〇〇、〇〇〇											
二	一、〇〇〇、〇〇〇											
三	一、〇〇〇、〇〇〇											
四	一、〇〇〇、〇〇〇											
五	一、〇〇〇、〇〇〇											
六	一、〇〇〇、〇〇〇											
七	一、〇〇〇、〇〇〇											

【備考】× 明治四十年度損失金一一、六九一圓は欵支差引不足金六九、五二二圓に設立費消却金四、九五二圓を加算せるものなり。

明治四十一年度の利益金中前年度損失金一一、六九一圓を塡補し、殘額を社内保留とす。

日清生命保險株式會社（十二月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價替其他	合計（其他共）	支拂保險金	解約還戻金其他	買約者利益配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
明治四〇年	七三、三三四	一、七一九		七五、〇五三	八、九九二	一、〇〇〇		一、七一九		一〇、七一一
四一	二五六、〇一二	六、四五八		二六二、四七〇	一、三八〇	六六〇		七、〇八九		九、一二九
四二	三八〇、四一九	一三、八六八		三九四、二八七	一、九九〇	一、一〇〇		九、九一一		一三、〇〇一
四三	四四〇、七八九	二一、九八八		四六二、七七七	二、六四〇	一、六五〇		一一、八八一		一六、一七一
四四	五一〇、一一七	三〇、八八一		五四〇、九九八	三、三〇〇	二、二〇〇		一三、八六八		一九、三六八
大正元	五七八、八四九	四一、一七四		六一九、〇二三	四、二九〇	二、七五〇		一五、八四六		二二、八八六
二	六四〇、九九八	五二、八八一		六九三、八七九	五、二八〇	三、三〇〇		一七、八二四		二六、四〇四
三	七一〇、一一七	六五、九八八		七七六、一〇五	六、六〇〇	四、四〇〇		一九、八〇二		三〇、八〇二
四	七八〇、一三四	八一、一七四		八六一、三〇八	八、二五〇	五、五〇〇		二二、〇〇〇		三五、七五〇
五	八五一、一五二	九八、八八一		九五〇、〇三三	九、九〇〇	六、六〇〇		二四、一七九		四〇、六七九
六	九二一、一七一	一一七、九八八		一、〇三九、一六〇	一一、五五〇	七、七〇〇		二六、三五八		四五、六〇八
七	九九二、一九〇	一三八、一七四		一、一三〇、三六四	一三、二〇〇	八、八〇〇		二八、五三八		五〇、五三八
八	一、〇六二、二〇八	一五八、四五八		一、二二〇、六六六	一四、八五〇	九、九〇〇		三〇、七一八		五五、四六八
九	一、一三二、二二六	一七九、一七四		一、三一一、四〇〇	一六、五〇〇	一一、〇〇〇		三二、八九八		六〇、三九八
一〇	一、二〇二、二四四	二〇一、八八一		一、四〇四、一二五	一八、一五〇	一二、一〇〇		三五、〇七八		六五、三二八
一一	一、二七二、二六二	二二五、一七四		一、四九七、四三六	一九、八〇〇	一三、二〇〇		三七、二五八		七〇、二五八
一二	一、三四二、二八〇	二四八、四五八		一、五九〇、七三八	二一、四五〇	一四、三〇〇		三九、四三八		七五、一八八
一三	一、四一二、二九八	二七二、一七四		一、六八四、四七二	二三、一〇〇	一五、四〇〇		四一、六一八		八〇、一一八
一四	一、四八二、三一六	二九五、八八一		一、七七八、一九七	二四、七五〇	一六、五〇〇		四三、八〇二		八五、〇五二
大正元	一、五五二、三三四	三一九、六〇四		一、八七一、九三八	二六、四〇〇	一七、六〇〇		四五、九八八		八九、九八八
二	一、六二二、三五二	三四三、三一七		一、九六五、六六九	二八、〇五〇	一八、七〇〇		四八、一七四		九五、〇二四
三	一、六九二、三七〇	三六七、〇三〇		二、〇五九、四〇〇	二九、七〇〇	一九、八〇〇		五〇、三五八		一〇〇、〇五八
四	一、七六二、三八八	三九〇、七四三		二、一五三、一三一	三一、三五〇	二〇、九〇〇		五二、五四三		一〇五、一九三
五	一、八三二、四〇六	四一四、四五六		二、二四六、八六二	三三、〇〇〇	二二、〇〇〇		五四、七二八		一一〇、三二八
六	一、九〇二、四二四	四三八、一八一		二、三四〇、六〇五	三四、六五〇	二三、一〇〇		五六、九一三		一一五、四六三
七	一、九七二、四四二	四六一、九〇六		二、四三四、三四八	三六、三〇〇	二四、二〇〇		五九、一〇八		一二〇、六〇八
八	二、〇四二、四六〇	四八五、六三一		二、五二八、〇九一	三七、九五〇	二五、三〇〇		六一、三〇三		一二五、七五三
九	二、一一二、四七八	五〇九、三五六		二、六二一、八三四	三九、六〇〇	二六、四〇〇		六三、四九八		一三〇、八九八
一〇	二、一八二、四九六	五三三、〇八一		二、七一五、五七七	四一、二五〇	二七、五〇〇		六五、六九三		一三六、〇四三
一一	二、二五二、五一四	五五六、八〇六		二、八〇九、三二〇	四二、九〇〇	二八、六〇〇		六七、八八八		一四一、二八八
一二	二、三二二、五三二	五八〇、五三一		二、九〇三、〇六三	四四、五五〇	二九、七〇〇		七〇、〇八三		一四六、五三三
一三	二、三九二、五五〇	六〇四、二五六		二、九九六、八〇六	四六、二〇〇	三〇、八〇〇		七二、二七八		一五一、七七八
一四	二、四六二、五六八	六二七、九八一		三、〇九〇、五四九	四七、八五〇	三一、九〇〇		七四、四七三		一五七、〇二三
昭和元	二、五三二、五八六	六五一、七〇四		三、一八四、二九〇	四九、五〇〇	三三、〇〇〇		七六、六六八		一六二、二六八
二	二、六〇二、六〇四	六七五、四三一		三、二七八、〇三五	五一、一五〇	三四、一〇〇		七八、八六三		一六七、五一三
三	二、六七二、六二二	六九九、一五六		三、三七一、七七八	五二、八〇〇	三五、二〇〇		八一、〇五八		一七二、九五八
四	二、七四二、六四〇	七二二、九八一		三、四六五、六二一	五四、四五〇	三六、三〇〇		八三、二五三		一七八、四〇三
五	二、八一二、六五八	七四七、〇三一		三、五五九、六八九	五六、一〇〇	三七、四〇〇		八五、四四八		一八三、九四八
六	二、八八二、六七六	七七一、〇八一		三、六五三、七五七	五七、七五〇	三八、五〇〇		八七、六四三		一八九、四九三
七	二、九五二、六九四	七九五、一三一		三、七四七、八二五	五九、四〇〇	三九、六〇〇		八九、八三八		一九五、〇三八
八	三、〇二二、七一二	八一九、一八一		三、八四一、八九三	六一、〇五〇	四〇、七〇〇		九二、〇三三		二〇〇、七八三
九	三、〇九二、七三〇	八四三、二三一		三、九三五、九六一	六二、七〇〇	四一、八〇〇		九四、二二八		二〇六、七二八
一〇	三、一六二、七四八	八六七、二八一		四、〇三〇、〇二九	六四、三五〇	四二、九〇〇		九六、四二三		二一二、六七三
一一	三、二三二、七六六	八九一、三三一		四、一二四、〇九七	六六、〇〇〇	四四、〇〇〇		九八、六一八		二一八、六一八
一二	三、三〇二、七八四	九一五、三八一		四、二一八、一六五	六七、六五〇	四五、一〇〇		一〇〇、八一三		二二四、六六三
一三	三、三七二、八〇二	九三九、四三一		四、三一二、二三三	六九、三〇〇	四六、二〇〇		一〇三、〇〇八		二三〇、七〇八
一四	三、四四二、八二〇	九六三、四八一		四、四〇六、三〇一	七〇、九五〇	四七、三〇〇		一〇五、二〇三		二三六、七五三
昭和元	三、五一二、八三八	九八七、五三一		四、五〇〇、三六九	七二、六〇〇	四八、四〇〇		一〇七、四九八		二四二、八九八
二	三、五八二、八五六	一、〇一一、五八一		四、五九四、四三七	七四、二五〇	四九、五〇〇		一〇九、七九三		二四九、〇四三
三	三、六五二、八七四	一、〇三五、六三一		四、六八八、五〇五	七五、九〇〇	五〇、六〇〇		一一二、〇八八		二五五、一八八
四	三、七二二、八九二	一、〇五九、六八一		四、七八二、五七三	七七、五五〇	五一、七〇〇		一一四、三七三		二六一、三二三
五	三、七九二、九一〇	一、〇八三、七三一		四、八七六、六四一	七九、二〇〇	五二、八〇〇		一一六、六五八		二六七、四五八
六	三、八六二、九二八	一、一〇七、八八一		四、九七〇、七〇九	八〇、八五〇	五三、九〇〇		一一八、九四三		二七三、六九三
七	三、九三二、九四六	一、一三一、九八一		五、〇六四、八二七	八二、五〇〇	五五、〇〇〇		一二一、二二八		二七九、七二八
八	四、〇〇二、九六四	一、一五六、一八一		五、一五九、一四五	八四、一五〇	五六、一〇〇		一二三、五一三		二八五、八六三
九	四、〇七二、九八二	一、一八〇、三八一		五、二五三、三六三	八五、八〇〇	五七、二〇〇		一二五、八〇八		二九二、〇〇八
一〇	四、一四二、九九八	一、二〇四、五八一		五、三四七、五八九	八七、四五〇	五八、三〇〇		一二八、一〇三		二九八、一五三
一一	四、二一三、〇一四	一、二二八、八八一		五、四四二、八九五	八九、一〇〇	五九、四〇〇		一三〇、四九八		三〇四、三九八
一二	四、二八三、〇三〇	一、二五三、二八一		五、五三七、三一一	九〇、七五〇	六〇、五〇〇		一三二、八九三		三一〇、六四三
一三	四、三五三、〇四六	一、二七七、七三一		五、六三一、七七七	九二、四〇〇	六一、六〇〇		一三五、二八八		三一六、八八八
一四	四、四二三、〇六二	一、三〇二、一八一		五、七二五、二四三	九四、〇五〇	六二、七〇〇		一三七、六七三		三二三、一二三
昭和元	四、四九三、〇七八	一、三二六、六八一		五、八一九、七五九	九五、七〇〇	六三、八〇〇		一四〇、〇五八		三二九、五五八
二	四、五六三、〇九四	一、三五一、二三一		五、九一四、三二五	九七、三五〇	六四、九〇〇		一四二、四四三		三三五、九九三
三	四、六三三、一一〇	一、三七五、七八一		六、〇〇八、八九一	九九、〇〇〇	六六、〇〇〇		一四四、八二八		三四二、四二八
四	四、七〇三、一二六	一、四〇〇、三三一		六、一〇三、四五七	一〇〇、六五〇	六七、一〇〇		一四七、二一三		三四八、九六三
五	四、七七三、一四二	一、四二四、八八一		六、一九八、〇二三	一〇二、三〇〇	六八、二〇〇		一四九、六〇八		三五五、五〇八
六	四、八四三、一五八	一、四四九、四三一		六、二九二、五八九	一〇三、九五〇	六九、三〇〇		一五二、〇〇三		三六二、二五三
七	四、九一三、一七四	一、四七三、九八一		六、三八七、一五五	一〇五、六〇〇	七〇、四〇〇		一五四、三九八		三六八、九九八
八	四、九八三、一九〇	一、四九八、五三一		六、四八一、七二一	一〇七、二五〇	七一、五〇〇		一五六、七九三		三七五、七四三
九	五、〇五三、二〇六	一、五二三、〇八一		六、五七六、二八七	一〇八、九〇〇	七二、六〇〇		一五九、一八八		三八二、四八八
一〇	五、一二三、二二二	一、五四七、六三一		六、六七〇、八五三	一一〇、五五〇	七三、七〇〇		一六一、五八三		三八九、二三三
一一	五、一九三、二三八	一、五七二、一八一		六、七六五、四一九	一一二、二〇〇	七四、八〇〇		一六三、九七八		三九五、九七八
一二	五、二六三、二五四	一、五九六、七三一		六、八六〇、〇八五	一一三、八五〇	七五、九〇〇		一六六、三七三		四〇二、七二三
一三	五、三三三、二七〇	一、六二一、二八一		六、九五四、七五一	一一五、五〇〇	七七、〇〇〇		一六八、七六八		四〇九、四六八
一四	五、四〇三、二八六	一、六四五、八三一		七、〇四九、一一七	一一七、一五〇	七八、一〇〇		一七一、一六三		四一六、二一三
昭和元	五、四七三、三〇二	一、六七〇、三八一		七、一四三、六八三	一一八、八〇〇	七九、二〇〇		一七三、五五八		四二二、九五八
二	五、五四三、三一八	一、六九四、九三一		七、二三八、二四九	一二〇、四五〇	八〇、三〇〇		一七五、九五三		四二九、七〇三
三	五、六一三、三三四	一、七一九、四八一		七、三三三、八一五	一二二、一〇〇	八一、四〇〇		一七八、三四八		四三六、四四八
四	五、六八三、三五〇	一、七四四、〇三一		七、四二七、三八一	一二三、七五〇	八二、五〇〇		一八〇、七四三		四四三、一九三
五	五、七五三、三六六	一、七六八、五八一		七、五二二、〇四七	一二五、四〇〇	八三、六〇〇		一八三、一三八		四四九、九三八
六	五、八二三、三八二	一、七九三、一三一		七、六一六、七一三	一二七、〇五〇	八四、七〇〇		一八五、五三三		四五六、六八三
七	五、八九三、三九八	一、八一七、六八一		七、七一一、〇七九	一二八、七〇〇	八五、八〇〇		一八七、九二八		四六三、四二八
八	五、九六三、四一四	一、八四二、二三一		七、八〇五、六四五	一三〇、三五〇	八六、九〇〇		一九〇、三二三		四七〇、一七三
九	六、〇三三、四三〇	一、八六六、七八一		七、九〇〇、二一一	一三二、〇〇〇	八八、〇〇〇		一九二、七一八		四七六、九一八
一〇	六、一〇三、四四六	一、八九一、三三一		七、九九五、〇七七	一三三、六五〇	八九、一〇〇		一九五、一一三		四八三、六六三
一一	六、一七三、四六二	一、九一五、八八一		八、〇八九、三四三	一三五、三〇〇	九〇、二〇〇		一九七、五〇八		四九〇、四〇八
一二	六、二四三、四七八	一、九四〇、四三一		八、一八三、九〇九	一三六、九五〇	九一、三〇〇		一九九、九〇三		四九七、一五三
一三	六、三一三、四九四	一、九六五、〇八一		八、二七八、五七五	一三八、六〇〇	九二、四〇〇		二〇二、二九八		五〇三、八九八
一四	六、三八三、五一〇	一、九八九、七三一		八、三七三、二四一	一四〇、二五〇	九三、五〇〇		二〇四、六九三		五一〇、六四三
昭和元	六、四五三、五二六	二、〇一四、三八一		八、四六八、九〇七	一四一、九〇〇	九四、六〇〇		二〇七、〇八八		五一七、三八八
二	六、五二三、五四二	二、〇三九、〇三一		八、五六二、五七三	一四三、五五〇	九五、七〇〇		二〇九、四八三		五二四、一三三
三	六、五九三、五五八	二、〇六三、六八一		八、六五七、二三九	一四五、二〇〇	九六、八〇〇		二一一、八七八		五三〇、八七八
四	六、六六三、五七四	二、〇八八、三三一		八、七五一、九〇五	一四六、八五〇	九七、九〇〇		二一四、二七三		五三七、六二三
五	六、七三三、五九〇	二、一一二、九八一		八、八四六、五七一	一四八、五〇〇	九九、〇〇〇		二一六、六六八		五四四、三六八
六	六、八〇三、六〇六	二、一三七、六三一		八、九四一、二三七	一五〇、一五〇	一〇〇、一〇〇		二一九、〇六三		五五一、一一三
七	六、八七三、六二二	二、一六二、二八一		九、〇三五、九〇三	一五一、八〇〇	一〇一、二〇〇		二二一、四五八		五五七、八五八
八	六、九四三、六三八	二、一八六、九三一		九、一三〇、五六九	一五三、四五〇	一〇二、三〇〇		二二三、八五三		五六四、六〇三
九	七、〇一三、六五四	二、二一一、五八一		九、二二五、二三五	一五五、一〇〇	一〇三、四〇〇		二二六、二四八		五七一、三四八
一〇	七、〇八三、六七〇	二、二三六、二三一		九、三一九、九〇一	一五六、七五〇	一〇四、五〇〇		二二八、六四三		五七八、〇九三
一一	七、一五三、六八六	二、二六〇、八八一		九、四一四、五六七	一五八、四〇〇	一〇五、六〇〇		二三一、〇三八		五八四、八三八
一二	七、二二三、七〇二	二、二八五、五三一		九、五〇八、二三三	一六〇、〇五〇	一〇六、七〇〇		二三三、四三三		五九一、五八三
一三	七、二九三、七一八	二、三一〇、一八一		九、六〇一、八九九	一六一、七〇〇	一〇七、八〇〇		二三五、八二八		五九八、三二八
一四	七、三六三、七三四	二、三三四、八三一		九、六九八、五六五	一六三、三五〇	一〇八、九〇〇		二三八、二二三		六〇五、〇七三
昭和元	七、四三三、七五〇	二、三五九、四八一		九、七九三、二三一	一六五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇		二四〇、六一八		六一一、八一八
二	七、五〇三、七六六	二、三八四、〇三一		九、八八七、七九七	一六六、六五〇	一一一、一〇〇		二四三、〇一三		六一八、五六三
三	七、五七三、七八二	二、四〇八、五八一		九、九八二、三六三	一六八、三〇〇	一一二、二〇〇		二四五、四〇八		六二五、三〇八
四	七、六四三、七九八	二、四三三、一三一		一〇、〇七七、〇三一	一六九、九五〇	一一三、三〇〇		二四七、八〇三		六三二、〇五三
五	七、七一三、八一四	二、四五七、六八一		一〇、一七一、七二九	一七一、六〇〇	一一四、四〇〇		二五〇、一九八		六三八、七九八
六	七、七八三、八三〇	二、四八二、二三一		一〇、二六六、四六一	一七三、二五〇	一一五、五〇〇		二五二、五九三		六四五、五四三
七	七、八五三、八四六	二、五〇六、七八一		一〇、三六一、二二七	一七四、九〇〇	一一六、六〇〇		二五四、九八八		六五二、二八八
八	七、九二三、八六二	二、五三一、三三一		一〇、四五六、〇二五	一七六、五五〇	一一七、七〇〇		二五七、三七三		六五九、〇二三
九	七、九九三、八七八	二、五五五、八八一		一〇、五五一、七九三	一七八、二〇〇	一一八、八〇〇		二五九、七六八		六六五、七六八
一〇	八、〇六三、八九四	二、五八〇、四三一		一〇、六四七、五八九	一七九、八五〇	一一九、九〇〇		二六二、一六三		六七二、五一三
一一	八、一三三、九一〇	二、六〇四、九八一		一〇、七四三、四〇九	一八一、五〇〇	一二一、〇〇〇		二六四、五五八		六七九、二五八
一二	八、二〇三、九二六	二、六二九、五三一		一〇、八三九、二三三	一八三、一五〇	一二二、一〇〇		二六六、九五三		六八五、九〇三
一三	八、二七三、九四二	二、六五四、〇八一		一〇、九三四、九五一	一八四、八〇〇	一二三、二〇〇		二六九、三四八		六九二、六四八
一四	八、三四三、九五八	二、六七八、六三一		一一、〇三〇、六六五	一八六、四五〇	一二四、三〇〇		二七一、七四三		六九九、三九三
昭和元	八、四一三、九七四	二、七〇三、一八一		一一、一二六、三六九	一八八、一〇〇	一二五、四〇〇		二七四、一三八		七〇六、一三八
二	八、四八三、九九〇	二、七二七、七三一		一一、二二二、〇七三	一八九、七五〇	一二六、五〇〇		二七六、五三三		七一二、八八三
三	八、五五四、〇〇六	二、七五二、二八一		一一、三一八、〇八九	一九一、四〇〇	一二七、六〇〇		二七八、九二八		七一九、六二八
四	八、六二四、〇二二	二、七七六、八三一		一一、四一四、一〇五	一九三、〇五〇	一二八、七〇〇		二八一、三二三		七二六、三七三
五	八、六九四、〇三八	二、八〇一、三八一		一一、五一〇、一二九	一九四、七〇〇	一二九、八〇〇		二八三、七一八		七三三、一一八
六	八、七六四、〇五四	二、八二五、九三一		一一、六〇六、一五五	一九六、三五〇	一三〇、九〇〇		二八六、一一三		七三九、八六三
七	八、八三四、〇七〇	二、八五〇、四八一		一一、七〇二、一八一	一九八、〇〇〇	一三二、〇〇〇		二八八、五〇八		七四六、六〇八
八	八、九〇四、〇八六	二、八七五、〇三一		一一、七九九、一一七	一九九、六五〇	一三三、一〇〇		二九〇、九〇三		七五三、三五三
九	八、九七四、一〇二	二、八九九、五八一		一一、八九六、〇八三	二〇一、三〇〇	一三四、二〇〇		二九三、二九八		七六〇、〇九八
一〇	九、〇四四、一一八	二、九二四、一三一		一一、九九二、〇四九	二〇三、〇五〇	一三五、三〇〇		二九五、六九三		七六六、八四三
一一	九、一一四、一三四	二、九四八、六八一		一二、〇八七、九八五	二〇四、八〇〇	一三六、四〇〇		二九八、〇八八		七七三、五八八
一二	九、一八四、一五〇	二、九七三、二三一		一二、一八四、三八一	二〇六、五五〇	一三七、七〇〇		三〇〇、四八三		七八〇、三三三
一三	九、二五四、一六六	二、九九七、七八一		一二、二八〇、七一七	二〇八、二〇〇	一三八、八〇〇		三〇二、八七八		七八七、〇七八
一四	九、三二四、一八二	三、〇二二、三三一		一二、三七七、〇五三	二〇九、八五〇	一三九、九〇〇		三〇五、二七三		七九三、八二三
昭和元	九、三九四、一九八	三、〇四六、八八一		一二、四七三、三七九	二一一、五〇〇	一四一、〇〇〇		三〇七、六六八		八〇〇、五六八
二	九、四六四、二一四	三、〇七一、四三一		一二、五六九、六四五	二一三、一五〇	一四二、一〇〇		三一〇、〇六三		八〇七、三一三
三	九、五三四、二三〇	三、〇九五、九八一		一二、六六五、九一一	二一四、八〇〇	一四三、二〇〇		三一二、四五八		八一四、一五八
四	九、六〇四、二四六	三、一二〇、五三一		一二、七六二、一七七	二一六、四五〇	一四四、三〇〇		三一四、八五三		八二〇、九〇三
五	九、六七四、二六二	三、一四五、〇八一		一二、八五八、四四三	二一八、一〇〇	一四五、四〇〇		三一七、二四八		八二七、七四八
六	九、七四四、二七八	三、一六九、六三一		一二、九五四、七二九	二一九、七五〇	一四六、五〇〇		三一九、六四三		八三四、五九三
七	九、八一四、二九四	三、一九四、一八一		一三、〇五一、〇一五	二二一、四〇〇	一四七、六〇〇		三二二、〇三八		八四一、四三八
八	九、八八四、三一〇	三、二一八、七三一		一三、一四七、三〇一	二二三、〇五〇	一四八、七〇〇		三二四、四三三		八四八、二八三
九	九、九五四、三二六	三、二四三、二八一		一三、二四三、五八七	二二四、七〇〇	一四九、八〇〇		三二六、八二八		八五五、一二八
一〇	一〇、〇二四、三四二	三、二六七、八三一		一三、三四〇、〇七三	二二六、三五〇	一五〇、九〇〇		三二九、二二三		八六一、九七三
一一	一〇、〇九四、三五八	三、二九二、三八一		一三、四三六、五三九	二二八、〇〇〇	一五二、〇〇〇		三三一、六一八		八六八、八一八
一二	一〇、一六四、三七四	三、三一六、九三一		一三、五三三、〇〇五	二二九、六五〇	一五三、一〇〇		三三四、〇一三		八七五、六六三
一三	一〇、二三四、三九〇	三、三四一、四八一		一三、六二九、四七一	二三一、三〇〇	一五四、二〇〇		三三六、四〇八		八八二、五〇八
一四	一〇、三〇四、四〇六	三、三六六、〇三一		一三、七二六、四三七	二三三、〇五〇	一五五、三〇〇		三三八、八〇三		八八九、三五三
昭和元	一〇、三七四、四二二	三、三九〇、五八一		一三、八二四、四〇三	二三四、八〇〇	一五六、四〇〇		三四一、一九八		八九六、二九八
二	一〇、四四四、四三八	三、四一五、一三一		一三、九二三、三六九	二三六、五五〇	一五七、七〇〇		三四三、五八三		九〇三、三三三
三	一〇、五一四、四五四	三、四三九、六八一		一四、〇二四、二三五	二三八、二〇〇	一五八、八〇〇		三四五、九七八		九一〇、一七八
四	一〇、五八四、四七〇	三、四六四、二三一		一四、一二四、一〇一	二三九、八五〇	一五九、九〇〇		三四八、三七三		九一七、〇二三
五	一〇、六五四、四八六	三、四八八、七八一		一四、二二四、九六七	二四一、五〇〇	一六一、〇〇〇		三五〇、七六八		九二三、八六八
六	一〇、七二四、五〇二	三、五一三、三三一		一四、三二六、〇三三	二四三、一五〇	一六二、一〇〇		三五三、一六三		九三〇、七一三
七	一〇、七九四、五一八	三、五三七、八八一		一四、四二七、一〇九	二四四、八〇〇	一六三、二〇〇		三五五、五五八		九三七、五五八
八	一〇、八六四、五三四	三、五六二、四三一		一四、五二八、一六五	二四六、四五〇	一六四、三〇〇		三五七、九五三		九四四、四〇三
九	一〇、九三四、五五〇	三、五八六、九八一		一四、六二九、二三一	二四八、一〇〇	一六五、四〇〇		三六〇、三四八		九五一、二四八
一〇	一一、〇〇四、五六六	三、六一一、五三一		一四、七三〇、二九七	二四九、七五〇	一六六、五〇〇		三六二、七四三		九五八、〇九三
一一	一一、〇七四、五八二	三、六三六、〇八一		一四、八三一、三六三	二五一、四〇〇	一六七、六〇〇		三六五、一三八		九六四、九三八
一二	一一、一四四、五九八	三、六六〇、六三一		一四、九三二、四二九	二五三、〇五〇	一六八、七〇〇		三六七、五三三		九七一、七八三
一三	一一、二一四、六一四	三、六八五、一八一		一五、〇三三、四九五	二五四、七〇〇	一六九、八〇〇		三六九、九二八		九七八、六二八
一四	一一、二八四、六三〇	三、七〇九、七三一		一五、一三四、五六一	二五六、三五〇	一七〇、九〇〇		三七二、三二三		九八五、四七三
昭和元	一一、三五四、六四六	三、七三四、二八一		一五、二三五、六二七	二五八、〇〇〇	一七二、〇〇〇		三七四、六六八		九九二、三一八
二	一一、四二四、六六二	三、七五八、八三一		一五、三三六、六九三	二五九、六五〇	一七三、一〇〇		三七七、〇一三		九九九、一六三
三	一一、四九四、六七八	三、七八三、三八一		一五、四三七、七五九	二六一、三〇〇	一七四、二〇〇		三七九、四五八		一〇〇六、〇一八
四	一一、五六四、六九四	三、八〇七、九三一		一五、五三八、八二五	二六三、〇五〇	一七五、三〇〇		三八一、八五三		一〇一二、八七三
五	一一、六三四、七一〇	三、八三二、四八一		一五、六四〇、八九一	二六四、八〇〇	一七六、四〇〇		三八四、二四八		一〇一九、七二八
六	一一、七〇四、七二六	三、八五七、〇三一		一五、七四三、九五七	二六六、五五〇	一七七、七〇〇		三八六、六四三		一〇二六、五九三
七	一一、七七四、七四二	三、八八一、五八一		一五、八四七、〇二三	二六八、二〇〇	一七八、八〇〇		三八九、〇三八		一〇三三、四三八
八	一一、八四四、七五八	三、九〇六、一三一		一五、九五〇、〇八九	二六九、八五〇	一七九、九〇〇		三九一、四三三		一〇四〇、二八三
九	一一、九一四、七七四	三、九三〇、六八一		一六、〇五三、一五五	二七一、五〇〇	一八一、〇〇〇		三九三、八二八		一〇四七、一二八
一〇	一一、九八四、七九〇	三、九五五、二三一		一六、一五六、二二一	二七三、一五〇	一八二、一〇〇		三九六、二二三		一〇五三、九七三
一一	一二、〇五四、八〇六	三、九七九、七八一		一六、二五九、二八七	二七四、八〇〇	一八三、二〇〇		三九八、六一八		一〇六〇、八一八
一二	一二、一二四、八二二	四、〇〇四、三三一		一六、三六二、三五三	二七六、四五〇	一八四、三〇〇		四〇一、〇一三		一〇六七、六六三
一三	一二、一九四、八三八	四、〇二八、八八一		一六、四六五、四一九	二七八、一〇〇	一八五、四〇〇		四〇三、四〇八		一〇七四、五〇八
一四	一二、二六四、八五四	四、〇五三、四三一		一六、五六八、四八五	二七九、七五〇	一八六、五〇〇		四〇五、八〇三		一〇八一、三五三
昭和元	一二、三三四、八七〇	四、〇七七、九八一		一六、六七一、五五一	二八一、四〇〇	一八七、六〇〇		四〇八、一九八		一〇八八、二九八
二	一二、四〇四、八八六	四、一〇二、

橫濱生命保險株式

負債之部

年次	株金	法定準備金及其他	責任準備金	生存分配準備金	支拂備金	未經過保險料	利益金	株主配當	翌期繰越金
明治四〇年	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二、六八、一四二円	三、三八、九二二円	一、一七、三八二円	一、二六、八七六円	一、二七、一八二円	一〇、〇〇〇円	一、三五〇円
四一	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇	二、九八、一四八	三、六九、八四二	一、一七、三八二	一、三五、三五二	一、三七、一八二	一〇、〇〇〇	一、三五〇
四二	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇	三、一八、一四八	四、一八、八四二	一、一七、三八二	一、四三、三五二	一、四五、一八二	一〇、〇〇〇	一、三五〇
四三	一、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇	三、三八、一四八	四、三八、八四二	一、一七、三八二	一、五一、三五二	一、五三、一八二	一〇、〇〇〇	一、三五〇
四四	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、五八、一四八	四、五八、八四二	一、一七、三八二	一、五九、三五二	一、六一、一八二	一〇、〇〇〇	一、三五〇
大正元	一、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	三、七八、一四八	四、七八、八四二	一、一七、三八二	一、六七、三五二	一、六九、一八二	一〇、〇〇〇	一、三五〇
二	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	三、九八、一四八	四、九八、八四二	一、一七、三八二	一、七五、三五二	一、七七、一八二	一〇、〇〇〇	一、三五〇
三	一、〇〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	四、一八、一四八	五、一八、八四二	一、一七、三八二	一、八三、三五二	一、八五、一八二	一〇、〇〇〇	一、三五〇
四	一、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	四、三八、一四八	五、三八、八四二	一、一七、三八二	一、九一、三五二	一、九三、一八二	一〇、〇〇〇	一、三五〇
五	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四、五八、一四八	五、五八、八四二	一、一七、三八二	一、九九、三五二	二、〇一、一八二	一〇、〇〇〇	一、三五〇
六	一、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	四、七八、一四八	五、七八、八四二	一、一七、三八二	二、〇七、三五二	二、〇九、一八二	一〇、〇〇〇	一、三五〇
七	一、〇〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇	四、九八、一四八	五、九八、八四二	一、一七、三八二	二、一五、三五二	二、一七、一八二	一〇、〇〇〇	一、三五〇

支出之部

年次	救入保險料	救入諸利息	解約還付金及其他	生存分配金	契約者配當金	事業費	財產諸損失其他	合計（其他共）	支拂保險金	解約還付金及其他	生存分配金	契約者配當金	事業費	財產諸損失其他	合計（其他共）
明治四〇年	二六、八七六円	一、八五円	一、七五円			一、三三円		一三、一三七円							
四一	三五、三五二	一、八五	一、七五			一、三三		一三、一三七							
四二	四三、三五二	一、八五	一、七五			一、三三		一三、一三七							
四三	五一、三五二	一、八五	一、七五			一、三三		一三、一三七							
四四	五九、三五二	一、八五	一、七五			一、三三		一三、一三七							
大正元	六七、三五二	一、八五	一、七五			一、三三		一三、一三七							
二	七五、三五二	一、八五	一、七五			一、三三		一三、一三七							
三	八三、三五二	一、八五	一、七五			一、三三		一三、一三七							
四	九一、三五二	一、八五	一、七五			一、三三		一三、一三七							
五	九九、三五二	一、八五	一、七五			一、三三		一三、一三七							
六	二、〇七、三五二	一、八五	一、七五			一、三三		一三、一三七							
七	二、一五、三五二	一、八五	一、七五			一、三三		一三、一三七							

會社（十二月決算）

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
明治四〇年	一、二九、一三〇円						一、二九、一三〇円
四一	一、〇一、〇〇〇						二、三〇、一三〇
四二	一、〇一、〇〇〇						三、三一、一三〇
四三	一、〇一、〇〇〇						四、三二、一三〇
四四	一、〇一、〇〇〇						五、三三、一三〇
大正元	一、〇一、〇〇〇						六、三四、一三〇
二	一、〇一、〇〇〇						七、三五、一三〇
三	一、〇一、〇〇〇						八、三六、一三〇
四	一、〇一、〇〇〇						九、三七、一三〇
五	一、〇一、〇〇〇						一〇、三八、一三〇
六	一、〇一、〇〇〇						一一、三九、一三〇
七	一、〇一、〇〇〇						一二、四〇、一三〇

住友生命保險株式會社（十二月決算）

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
明治四〇年	八五六件						八五六件
四一	一、〇八〇						一、九三六
四二	一、〇〇〇						二、九三六
四三	一、〇〇〇						三、九三六
四四	一、〇〇〇						四、九三六
大正元	七六〇						五、六九六
二	一、〇〇〇						六、六九六
三	一、〇〇〇						七、六九六
四	一、〇〇〇						八、六九六
五	一、〇〇〇						九、六九六
六	一、〇〇〇						一〇、六九六
七	一、〇〇〇						一一、六九六

住友生命保險

資産之部

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
明治四〇年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
四一											
四二											
四三											
四四											
大正元											
二											
三											
四											
五											
六											
七											
昭和八											
九											
一〇											
一一											
一二											
一三											
元											
二											
三											
四											
五											
六											
七											

負債之部

年次	株金	法定準備金	責任準備金	積立配當準備金	支拂備金	契約者配當金	合計（其他共）
明治四〇年	円	円	円	円	円	円	円
四一							
四二							
四三							
四四							
大正元							
二							
三							
四							
五							
六							
七							
昭和八							
九							
一〇							
一一							
一二							
一三							
元							
二							
三							
四							
五							
六							
七							

利益處分

年次	利益金	法定準備金其他	株主配當	契約者配當	重役賞與其他
明治四〇年	円	円	%	円	円
四一					
四二					
四三					
四四					
大正元					
二					
三					
四					
五					
六					
七					
昭和八					
九					
一〇					
一一					
一二					
一三					
元					
二					
三					
四					
五					
六					
七					

株式會社（十二月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）
明治四〇年	円	円	円	円
四一				
四二				
四三				
四四				
大正元				
二				
三				
四				
五				
六				
七				
昭和八				
九				
一〇				
一一				
一二				
一三				
一四				
元				
二				
三				
四				
五				
六				
七				

支出之部

年次	支拂保險金	解約返戻金其他	積立配當金其他	契約者利息配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
明治四〇年	円	円	円	円	円	円	円
四一							
四二							
四三							
四四							
大正元							
二							
三							
四							
五							
六							
七							
昭和八							
九							
一〇							
一一							
一二							
一三							
一四							
元							
二							
三							
四							
五							
六							
七							

國光生命保險

年次	新契約		復活		累加變更の增		死亡		滿期		解約其他消滅		年末現在	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
明治四一年	一、六二九	一、三四八、〇〇〇					二	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	一、六二八	一、三四七、〇〇〇
四二	一、四八三	一、二一八、〇〇〇					一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	三、一〇九	二、五六四、〇〇〇
四三	一、二〇一	一、〇一〇、〇〇〇					一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	四、三〇八	三、五七四、〇〇〇
大正四元	八七〇	七三一、〇〇〇					一	一、〇〇〇			一	一、〇〇〇	五、一七六	四、三〇四、〇〇〇
二	一、一四八	九八八、〇〇〇					二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	六、三二一	五、二八五、〇〇〇
三	一、一四八	九八八、〇〇〇					二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	七、四七五	六、二六九、〇〇〇
四五六	一、七四八	一、四八八、〇〇〇					二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	九、二二二	七、七五四、〇〇〇
七	一、七四八	一、四八八、〇〇〇					二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	一〇、九七六	九、二四一、〇〇〇
八九〇一	二、三一〇	二、〇〇二、〇〇〇					二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	一二、二八三	一〇、二四〇、〇〇〇
一一	二、三一〇	二、〇〇二、〇〇〇					二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	一三、五九二	一一、二四〇、〇〇〇
一二	二、三一〇	二、〇〇二、〇〇〇					二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	一四、九〇一	一二、二四〇、〇〇〇
大正元	二、三一〇	二、〇〇二、〇〇〇					二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	一六、二一九	一三、二四〇、〇〇〇
二	二、三一〇	二、〇〇二、〇〇〇					二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	一七、五三八	一四、二四〇、〇〇〇
三	二、三一〇	二、〇〇二、〇〇〇					二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	一八、八五七	一五、二四〇、〇〇〇
四五六	二、三一〇	二、〇〇二、〇〇〇					二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二〇、一七六	一六、二四〇、〇〇〇
七	二、三一〇	二、〇〇二、〇〇〇					二	二、〇〇〇			一	一、〇〇〇	二一、四九五	一七、二四〇、〇〇〇

資産之部

年次	未拂込基金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治四一年	三〇〇、〇〇〇	一、八一二	二六、六五〇	一、一七九、九〇〇						九、〇〇〇	一、二一七、三六二
四二	三〇〇、〇〇〇	一、九一八	一、一二八、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇						九、〇〇〇	三、〇五九、九二六
四三	三〇〇、〇〇〇	一、九一八	一、一二八、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇						九、〇〇〇	三、〇五九、九二六
大正四元	三〇〇、〇〇〇	一、九一八	一、一二八、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇						九、〇〇〇	三、〇五九、九二六
二	三〇〇、〇〇〇	一、九一八	一、一二八、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇						九、〇〇〇	三、〇五九、九二六
三	三〇〇、〇〇〇	一、九一八	一、一二八、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇						九、〇〇〇	三、〇五九、九二六
四五六	三〇〇、〇〇〇	一、九一八	一、一二八、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇						九、〇〇〇	三、〇五九、九二六
七	三〇〇、〇〇〇	一、九一八	一、一二八、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇						九、〇〇〇	三、〇五九、九二六
八九〇一	三〇〇、〇〇〇	一、九一八	一、一二八、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇						九、〇〇〇	三、〇五九、九二六
一一	三〇〇、〇〇〇	一、九一八	一、一二八、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇						九、〇〇〇	三、〇五九、九二六
一二	三〇〇、〇〇〇	一、九一八	一、一二八、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇						九、〇〇〇	三、〇五九、九二六
大正元	三〇〇、〇〇〇	一、九一八	一、一二八、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇						九、〇〇〇	三、〇五九、九二六
二	三〇〇、〇〇〇	一、九一八	一、一二八、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇						九、〇〇〇	三、〇五九、九二六
三	三〇〇、〇〇〇	一、九一八	一、一二八、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇						九、〇〇〇	三、〇五九、九二六
四五六	三〇〇、〇〇〇	一、九一八	一、一二八、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇						九、〇〇〇	三、〇五九、九二六
七	三〇〇、〇〇〇	一、九一八	一、一二八、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇						九、〇〇〇	三、〇五九、九二六

相互會社（六月決算）

負債之部

年次	基金	法定準備金其他責任準備金	特定保險準備金	支拂備金	社員配當準備金	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円
明治四一年	三〇〇、〇〇〇	六、八〇〇				三〇七、〇〇〇
四二	三〇〇、〇〇〇	一〇、二〇〇				三一〇、二〇〇
四三	三〇〇、〇〇〇	一三、六〇〇				三一三、六〇〇
大正四元	三〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇				三一七、〇〇〇
二	三〇〇、〇〇〇	二〇、四〇〇				三二〇、四〇〇
三	三〇〇、〇〇〇	二三、八〇〇				三二三、八〇〇
四五六	三〇〇、〇〇〇	二七、二〇〇				三二七、二〇〇
七	三〇〇、〇〇〇	三〇、六〇〇				三三〇、六〇〇
八九〇一	三〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇				三三四、〇〇〇
一一	三〇〇、〇〇〇	三七、四〇〇				三三七、四〇〇
一二	三〇〇、〇〇〇	四〇、八〇〇				三四〇、八〇〇
大正元	三〇〇、〇〇〇	四四、二〇〇				三四四、二〇〇
二	三〇〇、〇〇〇	四七、六〇〇				三四七、六〇〇
三	三〇〇、〇〇〇	五一、〇〇〇				三五一、〇〇〇
四五六	三〇〇、〇〇〇	五四、四〇〇				三五四、四〇〇
七	三〇〇、〇〇〇	五七、八〇〇				三五七、八〇〇

剩餘金處分

年次	基金利當其他	社員配當	責任準備金其他
	円	円	円
明治四一年			
四二			
四三			
大正四元			
二			
三			
四五六			
七			
八九〇一			
一一			
一二			
大正元			
二			
三			
四五六			
七			

國光生命保險相互會社（六月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益金	合計（其他共）
明治四一年	円	円	円	円
四二				
四三				
四四				
大正元				
二				
三				
四				
五				
六				
七				
八				
九				
一〇				
一一				
一二				
一三				
一四				
昭和元				
二				
三				
四				
五				
六				
七				

支出之部

年次	支拂保險金	解約還戻金其他	買入有價證券其他	事業費	財產評價損金其他	合計（其他共）
明治四一年	円	円	円	円	円	円
四二						
四三						
四四						
大正元						
二						
三						
四						
五						
六						
七						
八						
九						
一〇						
一一						
一二						
一三						
一四						
昭和元						
二						
三						
四						
五						
六						
七						

福壽

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	契約其他消滅	年末現在
明治四一年	件	件	円	件	件	件	円
四二							
四三							
四四							
大正元							
二							
三							
四							
五							
六							
七							
八							
九							
一〇							
一一							
一二							
一三							
一四							
昭和元							
二							
三							
四							
五							
六							
七							
八							

生命保險株式會社（十二月決算）

資產之部

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動產	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
明治四一年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
四二											
四三											
四四											
大正元											
二											
三											
四											
五											
六											
七											
八											
九											
一〇											
一一											
一二											
一三											
一四											
昭和元											
二											
三											
四											
五											
六											
七											

福壽生命保險株式

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	責任準備金	支拂備金	支拂備金	契約者配當	契約者配當	繰延税金其他	繰延税金其他
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治四一年	五〇、〇〇〇、〇〇〇									
四二	五〇、〇〇〇、〇〇〇									
四三	五〇、〇〇〇、〇〇〇									
四四	五〇、〇〇〇、〇〇〇									
大正元	五〇、〇〇〇、〇〇〇	九五								
二	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
三	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
四	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
五	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
六	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
七	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
八	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
九	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
一〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
一一	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
一二	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
一三	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
昭和一年	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
二	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
三	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
四	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
五	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
六	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
七	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								
八	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一六								

利益處分

年次	株金	法定準備金其他	株主配當	株主配當	繰延税金其他	繰延税金其他	合計（其他共）	合計（其他共）
	円	円	%	円	円	円	円	円
明治四一年	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
四二	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
四三	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
四四	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
大正元	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
二	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
三	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
四	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
五	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
六	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
七	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
八	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
九	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
一〇	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
一一	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
一二	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
一三	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
昭和一年	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
二	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
三	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
四	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
五	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
六	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
七	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一
八	三、〇〇〇、〇〇〇		六	三、〇〇〇、〇〇〇			九、一	九、一

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）	支拂保險金	解約返戻金其他	責任準備金其他	契約者利益配當金其他	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治四一年	一、二〇〇	三、三八二		四、五八二					一、八九六		一、八九六
四二	五、一〇二	七、三七八		一二、四八〇					二、一八二		二、一八二
四三	一、九二九	八、八二一		一〇、七五〇					二、三五九		二、三五九
四四	三、七二一	八、九五八		一二、六七九					二、三五九		二、三五九
大正元	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
二	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
三	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
四	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
五	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
六	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
七	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
八	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
九	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
一〇	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
一一	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
一二	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
一三	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
昭和一年	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
二	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
三	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
四	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
五	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
六	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
七	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九
八	三、〇〇〇	八、九五八		一一、九五八					二、三五九		二、三五九

富士生命保險株式會社（十二月決算）

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
	件	円	円	件	件	円	円
明治四二年	一、八六六	二、三三三、三〇〇		一		一、二〇〇	一、一九八、八〇〇
四三	六、〇八〇	三、九八〇、二〇〇		一		一、二〇〇	五、一七七、〇〇〇
四四	七、四七四	四、九八〇、二〇〇		一		一、二〇〇	九、一五三、八〇〇
大正元	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	一〇、二九七、六〇〇
二	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	一一、四四一、四〇〇
三	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	一二、五八五、二〇〇
四	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	一三、七二九、〇〇〇
五	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	一四、八七二、八〇〇
六	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	一六、〇一六、六〇〇
七	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	一七、一六〇、四〇〇
八	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	一八、三〇四、二〇〇
九	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	一九、四四八、〇〇〇
一〇	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	二〇、五九一、八〇〇
一一	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	二一、七三五、六〇〇
一二	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	二二、八七九、四〇〇
一三	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	二四、〇二三、二〇〇
昭和一年	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	二五、一六七、〇〇〇
二	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	二六、三一〇、八〇〇
三	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	二七、四五四、六〇〇
四	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	二八、五九八、四〇〇
五	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	二九、七四二、二〇〇
六	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	三〇、八八六、〇〇〇
七	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	三二、〇二九、八〇〇
八	二、〇一七	一、三四五、〇〇〇		一		一、二〇〇	三三、一七三、六〇〇

會社（十二月決算）

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
	件	円	円	件	件	円	円
明治四一年	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	一、一九八、八〇〇
四二	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	二、三九七、六〇〇
四三	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	三、五九六、四〇〇
四四	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	四、七九五、二〇〇
大正元	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	五、九九四、〇〇〇
二	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	七、一九二、八〇〇
三	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	八、三九一、六〇〇
四	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	九、五九〇、四〇〇
五	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	一〇、七八九、二〇〇
六	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	一一、九八八、〇〇〇
七	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	一三、一八六、八〇〇
八	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	一四、三八五、六〇〇
九	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	一五、五八四、四〇〇
一〇	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	一六、七八三、二〇〇
一一	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	一七、九八二、〇〇〇
一二	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	一九、一八〇、八〇〇
一三	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	二〇、三七九、六〇〇
昭和一年	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	二一、五七八、四〇〇
二	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	二二、七七七、二〇〇
三	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	二三、九七六、〇〇〇
四	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	二五、一七四、八〇〇
五	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	二六、三七三、六〇〇
六	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	二七、五七二、四〇〇
七	一、一〇〇	一、三二〇、〇〇〇		一		一、二〇〇	二八、七七一、二〇〇

富士生命保險

資産之部

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
明治四二年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
四三											
四四											
大正元											
二											
三											
四											
五											
六											
七											
八											
九											
一〇											
一一											
一二											
昭和一											
二											
三											
四											
五											
六											
七											
八											

負債之部

年次	株金	法定準備金	責任準備金	積立配當準備金	支拂備金	契約者配當準備（合計（其他共））
明治四二年	円	円	円	円	円	円
四三						
四四						
大正元						
二						
三						
四						
五						
六						
七						
八						
九						
一〇						
一一						
一二						
昭和一						
二						
三						
四						
五						
六						
七						
八						

利益處分

年次	利益金	法定準備金其他	株主配當	契約者配當	重役賞與其他
明治四二年	円	円	%	円	円
四三					
四四					
大正元					
二					
三					
四					
五					
六					
七					
八					
九					
一〇					
一一					
一二					
昭和一					
二					
三					
四					
五					
六					
七					
八					

株式會社（十二月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）
明治四二年	円	円	円	円
四三				
四四				
大正元				
二				
三				
四				
五				
六				
七				
八				
九				
一〇				
一一				
一二				
昭和一				
二				
三				
四				
五				
六				
七				

支出之部

年次	支拂保險金	解約返戻金其他	積立配當金其他	契約者用益配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
明治四二年	円	円	円	円	円	円	円
四三							
四四							
大正元							
二							
三							
四							
五							
六							
七							
八							
九							
一〇							
一一							
一二							
昭和一							
二							
三							
四							
五							
六							
七							

太平生命保險

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
明治四二年	一七、一二六件	件	円	件	件	件	一、一四一
四三年	三、七五五	四	三、九〇〇	六	二	八	三、一四四
大正四年	七、一〇一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一八	一	一	七、一二八
元年	八、一三二、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二八	一	一	八、一四一
二	八、一八一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一	一	一	八、一五一
三	八、一八一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一	一	一	八、一五一
四	八、一八一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一	一	一	八、一五一
五	八、一八一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一	一	一	八、一五一
六	八、一八一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一	一	一	八、一五一
七	八、一八一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一	一	一	八、一五一
昭和元年	八、一八一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一	一	一	八、一五一
二	八、一八一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一	一	一	八、一五一
三	八、一八一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一	一	一	八、一五一
四	八、一八一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一	一	一	八、一五一
五	八、一八一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一	一	一	八、一五一
六	八、一八一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一	一	一	八、一五一
七	八、一八一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一	一	一	八、一五一

資産之部

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
明治四二年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
四三年	三、七五〇、〇〇〇	六、七一〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
大正四年	三、七五〇、〇〇〇	一七、九〇一	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
元年	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
二	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
三	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
四	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
五	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
六	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
七	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
昭和元年	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
二	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
三	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
四	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
五	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
六	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
七	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
八	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
九	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇
一〇	三、七五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八一四、五八〇

株式會社 （十二月決算）

負債之部

年次	株金	法定準備金共他	責任準備金	特定準備金	支拂備金	契約者配當金	合計（其他共）
明治四二年	円	円	円	円	円	円	円
四三年	三、〇〇〇、〇〇〇	—	四三、四三九	—	二六、〇〇〇	—	三、〇七〇、四三九
大正四年	三、〇〇〇、〇〇〇	—	一八六、三五〇	—	二、〇〇〇	—	三、一九〇、三五〇
元年	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三六〇、九〇〇	—	二、〇〇〇	—	三、三六四、九〇〇
二	三、〇〇〇、〇〇〇	—	五三九、四五〇	—	二、〇〇〇	—	三、五四一、四五〇
三	三、〇〇〇、〇〇〇	—	七一七、〇〇〇	—	二、〇〇〇	—	三、七一九、〇〇〇
四	三、〇〇〇、〇〇〇	—	八九四、五五〇	—	二、〇〇〇	—	三、八九六、五五〇
五	三、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇七二、六〇〇	—	二、〇〇〇	—	四、〇七四、六〇〇
六	三、〇〇〇、〇〇〇	—	一、二四九、九〇〇	—	二、〇〇〇	—	四、二五一、九〇〇
七	三、〇〇〇、〇〇〇	—	一、四二六、八五〇	—	二、〇〇〇	—	四、四二八、八五〇
昭和元年	三、〇〇〇、〇〇〇	—	一、六〇三、八〇〇	—	二、〇〇〇	—	四、六〇五、八〇〇
二	三、〇〇〇、〇〇〇	—	一、七八〇、七五〇	—	二、〇〇〇	—	四、七八二、七五〇
三	三、〇〇〇、〇〇〇	—	一、九五七、七〇〇	—	二、〇〇〇	—	四、九五九、七〇〇
四	三、〇〇〇、〇〇〇	—	二、一三四、六五〇	—	二、〇〇〇	—	五、一三六、六五〇
五	三、〇〇〇、〇〇〇	—	二、三一一、六〇〇	—	二、〇〇〇	—	五、三一三、六〇〇
六	三、〇〇〇、〇〇〇	—	二、四八八、五五〇	—	二、〇〇〇	—	五、四九〇、五五〇
七	三、〇〇〇、〇〇〇	—	二、六六五、五〇〇	—	二、〇〇〇	—	五、六六七、五〇〇
八	三、〇〇〇、〇〇〇	—	二、八四二、四五〇	—	二、〇〇〇	—	五、八四四、四五〇
九	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三、〇一九、四〇〇	—	二、〇〇〇	—	六、〇二一、四〇〇
一〇	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三、一九六、三五〇	—	二、〇〇〇	—	六、一九八、三五〇

利益處分

年次	利益金	法定準備金其他	株主配當	契約者配當	重役賞與其他
明治四二年	円	円	%	円	円
四三年	三、〇七〇、四三九	九、八三九	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
大正四年	三、一九〇、三五〇	一二、三五〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
元年	三、三六四、九〇〇	一四、九〇〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
二	三、五四一、四五〇	一七、四五〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
三	三、七一九、〇〇〇	一九、〇〇〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
四	三、八九六、五五〇	二一、五五〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
五	四、〇七四、六〇〇	二四、六〇〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
六	四、二五一、九〇〇	二六、九〇〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
七	四、四二八、八五〇	二八、八五〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
昭和元年	四、六〇五、八〇〇	三〇、八〇〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
二	四、七八二、七五〇	三二、七五〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
三	四、九五九、七〇〇	三四、七〇〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
四	五、一三六、六五〇	三六、六五〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
五	五、三一三、六〇〇	三八、六〇〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
六	五、四九〇、五五〇	四〇、五五〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
七	五、六六七、五〇〇	四二、五〇〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
八	五、八四四、四五〇	四四、四五〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
九	六、〇二一、四〇〇	四六、四〇〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—
一〇	六、一九八、三五〇	四八、三五〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	—

收入之部

太平生命保險株式會社（十二月決算）

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）	支拂保險金	解約還戻金其他	買約者利益配當金	事業費	計算評價損其他	合計（其他共）
明治四二年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
四三	一二八、三五二	三、一七一		一三一、五二三	一、四〇〇			一、九一九		三、三一九
四四	一四〇、〇三五	三、五九八		一四三、六三三	一、八〇〇			二、一六〇		三、九六〇
大正元	一六六、八四二	四、一一二		一七〇、九五四	一、八〇〇			二、一六〇		三、九六〇
二	一八七、八二一	四、六九三		一九二、五一四	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
三	二〇一、〇五九	五、〇三三		二〇六、〇九二	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
四	二一五、九八〇	五、三九五		二二一、三七五	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
五	二三〇、九〇一	五、七七二		二三六、六七三	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
六	二四六、一一九	六、一五三		二五二、二七二	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
七	二六三、三三三	六、五八三		二六九、九一六	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
八	二八一、五二九	七、〇三八		二八八、五六七	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
九	二九九、七四八	七、四九三		三〇七、二四一	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
一〇	三一八、一二一	七、九五三		三二六、〇七四	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
一一	三三六、五一〇	八、四一二		三四四、九二二	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
一二	三五五、〇九〇	八、八七二		三六三、九六二	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
一三	三七三、六七〇	九、三四一		三八三、〇一一	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
昭和元年	三九二、三〇一	九、八〇七		四〇二、一〇八	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
二	四一一、一〇一	一〇、二七七		四二一、三七八	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
三	四三〇、一〇一	一〇、七五二		四四〇、八五三	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
四	四四九、一〇一	一一、二二七		四六〇、三二八	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
五	四六八、一〇一	一一、七〇二		四七九、八〇三	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
六	四八七、一〇一	一二、一七七		四九九、二七八	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇
七	五〇六、一〇一	一二、六五二		五一八、七五三	二、一〇〇			二、五二〇		四、六二〇

東海

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
明治四三年	件	件	円	件	件	件	千円
四四	四、五二七	一、三三	二、九一〇	一、四八	一	一、三三	一〇、一一八
大正元	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	一〇、九二九
二	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	一一、七四〇
三	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	一二、五五一
四	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	一三、三六二
五	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	一四、一七三
六	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	一四、九八四
七	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	一五、七九五
八	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	一六、六〇六
九	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	一七、四一七
一〇	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	一八、二二八
一一	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	一九、〇三九
一二	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	一九、八五〇
一三	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	二〇、六六一
昭和元年	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	二一、四七二
二	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	二二、二八三
三	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	二三、〇九四
四	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	二三、九〇五
五	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	二四、七一六
六	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	二五、五二七
七	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	二六、三三八
八	一、九〇一	九三	一、〇〇〇	七九	一	一、三三	二七、一四九

資產之部

生命保險相互會社（十二月決算）

年次	未拂込基金	預貯金	貸付金	有價證券	不動產	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
明治四三年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大正元	三五、〇〇〇	六九、八二一	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	一二八、三五二
四	三五、〇〇〇	八一、一五五	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	一四〇、〇三五
五	三五、〇〇〇	九二、四八八	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	一五二、八四二
六	三五、〇〇〇	一〇三、八二一	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	一六六、八四二
七	三五、〇〇〇	一一五、一五五	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	一七九、八二一
八	三五、〇〇〇	一二六、四八八	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	一九二、五一四
九	三五、〇〇〇	一三七、八二一	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	二〇六、〇九二
一〇	三五、〇〇〇	一四九、一五五	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	二二一、三七五
一一	三五、〇〇〇	一六〇、四八八	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	二三六、六七三
一二	三五、〇〇〇	一七一、八二一	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	二五二、二七二
一三	三五、〇〇〇	一八三、一五五	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	二六九、九一六
昭和元年	三五、〇〇〇	一九四、四八八	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	二八八、五六七
二	三五、〇〇〇	二〇五、八二一	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	三〇七、二四一
三	三五、〇〇〇	二一七、一五五	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	三二六、〇七四
四	三五、〇〇〇	二二八、四八八	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	三四四、九二二
五	三五、〇〇〇	二三九、八二一	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	三六三、九六二
六	三五、〇〇〇	二五一、一五五	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	三八三、〇一一
七	三五、〇〇〇	二六二、四八八	一、一九八	一〇、〇八〇	二、八八〇			一、四四〇	一、四四〇	一、〇〇〇	四〇二、一〇八

東海生命保險相互

負債之部

年次	基金	責任準備金（法定準備金其他）	支拂備金（社員配當準備金）	合計（其他共）	剩餘金（法定準備金其他）	基金配當其他（社員配當）	積立金其他	合計（其他共）
明治四三年	円	円	円	円	円	円	円	円
四四	300,000	1,000		1,000	2,000	1,000		3,000
大正元	300,000	6,000	1,000	7,000	2,000	1,000		3,000
二	300,000	14,000	3,000	17,000	2,000	1,000		3,000
三	300,000	25,000	5,000	30,000	2,000	1,000		3,000
四	300,000	40,000	8,000	48,000	2,000	1,000		3,000
五	300,000	60,000	12,000	72,000	2,000	1,000		3,000
六	300,000	85,000	17,000	102,000	2,000	1,000		3,000
七	300,000	115,000	23,000	138,000	2,000	1,000		3,000
八	300,000	150,000	30,000	180,000	2,000	1,000		3,000
九	300,000	190,000	38,000	228,000	2,000	1,000		3,000
一〇	300,000	235,000	47,000	282,000	2,000	1,000		3,000
一一	300,000	285,000	57,000	342,000	2,000	1,000		3,000
一二	300,000	340,000	68,000	408,000	2,000	1,000		3,000
一三	300,000	400,000	80,000	480,000	2,000	1,000		3,000
昭和元	300,000	465,000	93,000	558,000	2,000	1,000		3,000
二	300,000	535,000	107,000	642,000	2,000	1,000		3,000
三	300,000	610,000	122,000	732,000	2,000	1,000		3,000
四	300,000	690,000	138,000	828,000	2,000	1,000		3,000
五	300,000	775,000	155,000	930,000	2,000	1,000		3,000
六	300,000	865,000	173,000	1,038,000	2,000	1,000		3,000
七	300,000	960,000	192,000	1,152,000	2,000	1,000		3,000

支出之部

年次	敎入保險料	敎入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）	支拂保險金	解約返戻金其他	配當金其他	社員利益配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
明治四三年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
四四	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
大正元	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
二	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
三	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
四	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
五	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
六	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
七	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
八	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
九	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
一〇	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
一一	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
一二	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
一三	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
昭和元	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
二	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
三	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
四	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
五	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
六	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000
七	1,000	1,000		2,000					1,000		1,000

【備考】大正四年度剰餘金の欄に不足×として揭記せるものは不足金一六五、二九六圓にして、うち法定準備及び社員配當として合計四六、〇八五圓を塡補したるにつき差引不足金は一一九、二一一圓

會社（十二月決算）

年次	新契約 件	新契約 円	復活 件	復活 円	累加變更の增 件	累加變更の增 円	死亡 件	死亡 円	滿期 件	滿期 円	解約其他消滅 件	解約其他消滅 円	年末現在 件	年末現在 円
明治四一年														
四二														
大正元														
二														
三														
四														
五														
六														
七														
八														
九														
一〇														
一一														
一二														
一三														
昭和元														
二														
三														
四														
五														
六														
七														

蓬萊生命保險相互會社（六月決算）

年次	新契約 件	新契約 円	復活 件	復活 円	累加變更の增 件	累加變更の增 円	死亡 件	死亡 円	滿期 件	滿期 円	解約其他消滅 件	解約其他消滅 円	年末現在 件	年末現在 円
明治四一年														
四二														
大正元														
二														
三														
四														
五														
六														
七														
八														
九														
一〇														
一一														
一二														
一三														
昭和元														
二														
三														
四														
五														
六														
七														

蓬萊生命保險

資産之部

年次	未拂込基金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
明治四四年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大正元	三七五、〇〇〇	七、四〇〇	八、八一〇	九八、一二五	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
二	三七五、〇〇〇	九、一三〇	九八、一二五	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
三	三七五、〇〇〇	一一、八四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
四	三七五、〇〇〇	一四、八四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
五	三七五、〇〇〇	一九、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
六	三七五、〇〇〇	二四、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
七	三七五、〇〇〇	二九、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
八	三七五、〇〇〇	三四、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
九	三七五、〇〇〇	三九、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
一〇	三七五、〇〇〇	四四、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
一一	三七五、〇〇〇	四九、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
一二	三七五、〇〇〇	五四、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
一三	三七五、〇〇〇	五九、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
一四	三七五、〇〇〇	六四、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
昭和元年	三七五、〇〇〇	六九、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
二	三七五、〇〇〇	七四、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
三	三七五、〇〇〇	七九、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
四	三七五、〇〇〇	八四、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
五	三七五、〇〇〇	八九、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
六	三七五、〇〇〇	九四、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇
七	三七五、〇〇〇	九九、七四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇	一、一二〇

負債之部

剩餘金處分

年次	基金	法定準備金其他	責任準備金	特定配當準備金	支拂備金	社員保證準備金	合計（其他共）	剩餘金	法定準備金其他	基金配當其他	社員配當	重役賞與其他
明治四四年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円	円
大正元	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
二	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
三	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
四	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
五	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
六	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
七	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
八	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
九	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
一〇	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
一一	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
一二	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
一三	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
一四	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
昭和元年	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
二	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
三	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
四	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
五	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
六	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
七	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
八	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇
九	三七五、〇〇〇	一、四三〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	一、一二〇	六四、四四〇	一、一三〇	一、一二〇	〇・八	一、一二〇	一、一二〇

相互會社（六月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產賃貸料其他	合計（其他共）
明治四四年	円	円	円	円
大正元	八二、七〇一	一、六一	—	八四、三六二
二	九六、八一〇	六、九一一	一、一二〇	一〇四、八四一
三	一一四、一一一	一一、八四〇	一、一二〇	一二七、一一一
四	一三一、四一二	一四、八四〇	一、一二〇	一四七、三七二
五	一四七、七一三	一九、七四〇	一、一二〇	一六八、五七三
六	一六四、〇一一	二四、七四〇	一、一二〇	一九〇、二七一
七	一八〇、三一三	二九、七四〇	一、一二〇	二一一、一七三
八	一九六、六一四	三四、七四〇	一、一二〇	二三二、四七四
九	二一二、九一五	三九、七四〇	一、一二〇	二五三、七七五
一〇	二二九、二一六	四四、七四〇	一、一二〇	二七五、〇七六
一一	二四五、五一七	四九、七四〇	一、一二〇	二九六、三七七
一二	二六一、八一八	五四、七四〇	一、一二〇	三一七、六七八
一三	二七八、一一九	五九、七四〇	一、一二〇	三三八、九七九
一四	二九四、四二〇	六四、七四〇	一、一二〇	三六〇、二八〇
昭和元年	三一〇、七二一	六九、七四〇	一、一二〇	三八一、五八一
二	三二七、〇二二	七四、七四〇	一、一二〇	四〇二、八八二
三	三四三、三二三	七九、七四〇	一、一二〇	四二四、一八三
四	三五九、六二四	八四、七四〇	一、一二〇	四四五、四八四
五	三七五、九二五	八九、七四〇	一、一二〇	四六六、七八五
六	三九二、二二六	九四、七四〇	一、一二〇	四八八、〇八六
七	四〇八、五二七	九九、七四〇	一、一二〇	五〇九、三八七

支出之部

事業費

年次	支拂保險金	解約返戻金其他	營業配當金其他	社員利益配當金	財產評價損其他	合計（其他共）
明治四四年	円	円	円	円	円	円
大正元	一、〇〇〇	—	—	—	一、四三〇	一、四三〇
二	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
三	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
四	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
五	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
六	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
七	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
八	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
九	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
一〇	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
一一	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
一二	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
一三	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
一四	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
昭和元年	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
二	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
三	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
四	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
五	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
六	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇
七	一、〇〇〇	一、一二〇	—	—	一、四三〇	一、四三〇

日本徵兵保險

年次新契約

年次	件	金額
明治四四年	一、九五二	二、六三一、〇〇〇
大正元年	一、九五二	二、六三一、〇〇〇
二	二、〇一四	二、七一四、〇〇〇
三	二、一四一	二、八九一、〇〇〇
四	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
五	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
六	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
七	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
八	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
九	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
一〇	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
一一	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
一二	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
一三	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
一四	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
昭和元年	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
二	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
三	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
四	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
五	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
六	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
七	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
八	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇
九	二、二〇七	三、〇〇七、〇〇〇

年次復活

年次	件	金額
明治四四年	—	—
大正元年	—	—
二	—	—
三	—	—
四	—	—
五	—	—
六	—	—
七	—	—
八	—	—
九	—	—
一〇	—	—
一一	—	—
一二	—	—
一三	—	—
一四	—	—
昭和元年	—	—
二	—	—
三	—	—
四	—	—
五	—	—
六	—	—
七	—	—
八	—	—
九	—	—

累加變更の增

年次	件	金額
明治四四年	—	—
大正元年	—	—
二	—	—
三	—	—
四	—	—
五	—	—
六	—	—
七	—	—
八	—	—
九	—	—
一〇	—	—
一一	—	—
一二	—	—
一三	—	—
一四	—	—
昭和元年	—	—
二	—	—
三	—	—
四	—	—
五	—	—
六	—	—
七	—	—
八	—	—
九	—	—

滿期

年次	件	金額
明治四四年	—	—
大正元年	—	—
二	—	—
三	—	—
四	—	—
五	—	—
六	—	—
七	—	—
八	—	—
九	—	—
一〇	—	—
一一	—	—
一二	—	—
一三	—	—
一四	—	—
昭和元年	—	—
二	—	—
三	—	—
四	—	—
五	—	—
六	—	—
七	—	—
八	—	—
九	—	—

解約其他消滅

年次	件	金額
明治四四年	—	—
大正元年	—	—
二	—	—
三	—	—
四	—	—
五	—	—
六	—	—
七	—	—
八	—	—
九	—	—
一〇	—	—
一一	—	—
一二	—	—
一三	—	—
一四	—	—
昭和元年	—	—
二	—	—
三	—	—
四	—	—
五	—	—
六	—	—
七	—	—
八	—	—
九	—	—

年末現在

年次	件	金額
明治四四年	一、九五二	二、六三一、〇〇〇
大正元年	三、九五九	五、三四五、〇〇〇
二	五、九七三	八、〇五九、〇〇〇
三	七、九一四	一〇、六八〇、〇〇〇
四	一〇、一二一	一三、六八七、〇〇〇
五	一二、三二八	一六、六九四、〇〇〇
六	一四、五三五	一九、七〇一、〇〇〇
七	一六、七四二	二二、七〇八、〇〇〇
八	一八、九四九	二五、七一五、〇〇〇
九	二一、一五六	二八、七二二、〇〇〇
一〇	二三、三六三	三一、七二九、〇〇〇
一一	二五、五七〇	三四、七三六、〇〇〇
一二	二七、七七七	三七、七四三、〇〇〇
一三	二九、九八四	四〇、七五〇、〇〇〇
一四	三二、一九一	四三、七五七、〇〇〇
昭和元年	三四、三九八	四六、七六四、〇〇〇
二	三六、六〇五	四九、七七一、〇〇〇
三	三八、八一二	五二、七七八、〇〇〇
四	四一、〇一九	五五、七八五、〇〇〇
五	四三、二二六	五八、七九二、〇〇〇
六	四五、四三三	六一、七九九、〇〇〇
七	四七、六四〇	六四、八〇六、〇〇〇
八	四九、八四七	六七、八一三、〇〇〇
九	五二、〇五四	七〇、八二〇、〇〇〇

負債之部

年次未拂込株金

年次	金額
明治四四年	七、三五〇、〇〇〇
大正元年	七、三五〇、〇〇〇
二	七、三五〇、〇〇〇
三	七、三五〇、〇〇〇
四	七、三五〇、〇〇〇
五	七、三五〇、〇〇〇
六	七、三五〇、〇〇〇
七	七、三五〇、〇〇〇
八	七、三五〇、〇〇〇
九	七、三五〇、〇〇〇
一〇	七、三五〇、〇〇〇
一一	七、三五〇、〇〇〇
一二	七、三五〇、〇〇〇
一三	七、三五〇、〇〇〇
一四	七、三五〇、〇〇〇
昭和元年	七、三五〇、〇〇〇
二	七、三五〇、〇〇〇
三	七、三五〇、〇〇〇
四	七、三五〇、〇〇〇
五	七、三五〇、〇〇〇
六	七、三五〇、〇〇〇
七	七、三五〇、〇〇〇
八	七、三五〇、〇〇〇
九	七、三五〇、〇〇〇

預貯金

年次	金額
明治四四年	一、九五二
大正元年	三、九〇四
二	五、八五六
三	七、八〇八
四	九、七六〇
五	一一、七一二
六	一三、六六四
七	一五、六一六
八	一七、五六八
九	一九、五二〇
一〇	二一、四七二
一一	二三、四二四
一二	二五、三七六
一三	二七、三二八
一四	二九、二八〇
昭和元年	三一、二三二
二	三三、一八四
三	三五、一三六
四	三七、〇八八
五	三九、〇四〇
六	四〇、九九二
七	四二、九四四
八	四四、八九六
九	四六、八四八

貸付金

年次	金額
明治四四年	—
大正元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—
一〇	—
一一	—
一二	—
一三	—
一四	—
昭和元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—

有價證券

年次	金額
明治四四年	一、九五二、〇〇〇
大正元年	三、九〇四、〇〇〇
二	五、八五六、〇〇〇
三	七、八〇八、〇〇〇
四	九、七六〇、〇〇〇
五	一一、七一二、〇〇〇
六	一三、六六四、〇〇〇
七	一五、六一六、〇〇〇
八	一七、五六八、〇〇〇
九	一九、五二〇、〇〇〇
一〇	二一、四七二、〇〇〇
一一	二三、四二四、〇〇〇
一二	二五、三七六、〇〇〇
一三	二七、三二八、〇〇〇
一四	二九、二八〇、〇〇〇
昭和元年	三一、二三二、〇〇〇
二	三三、一八四、〇〇〇
三	三五、一三六、〇〇〇
四	三七、〇八八、〇〇〇
五	三九、〇四〇、〇〇〇
六	四〇、九九二、〇〇〇
七	四二、九四四、〇〇〇
八	四四、八九六、〇〇〇
九	四六、八四八、〇〇〇

不動產

年次	金額
明治四四年	—
大正元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—
一〇	—
一一	—
一二	—
一三	—
一四	—
昭和元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—

未收利息

年次	金額
明治四四年	—
大正元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—
一〇	—
一一	—
一二	—
一三	—
一四	—
昭和元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—

未收保險料

年次	金額
明治四四年	—
大正元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—
一〇	—
一一	—
一二	—
一三	—
一四	—
昭和元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—

假拂金

年次	金額
明治四四年	三、六二一
大正元年	七、二四二
二	一〇、八六三
三	一四、四八四
四	一八、一〇五
五	二一、七二六
六	二五、三四七
七	二八、九六八
八	三二、五八九
九	三六、二一〇
一〇	三九、八三一
一一	四三、四五二
一二	四七、〇七三
一三	五〇、六九四
一四	五四、三一五
昭和元年	五七、九三六
二	六一、五五七
三	六五、一七八
四	六八、七九九
五	七二、四二〇
六	七六、〇四一
七	七九、六六二
八	八三、二八三
九	八六、九〇四

代理店貸

年次	金額
明治四四年	一、九五二
大正元年	三、九〇四
二	五、八五六
三	七、八〇八
四	九、七六〇
五	一一、七一二
六	一三、六六四
七	一五、六一六
八	一七、五六八
九	一九、五二〇
一〇	二一、四七二
一一	二三、四二四
一二	二五、三七六
一三	二七、三二八
一四	二九、二八〇
昭和元年	三一、二三二
二	三三、一八四
三	三五、一三六
四	三七、〇八八
五	三九、〇四〇
六	四〇、九九二
七	四二、九四四
八	四四、八九六
九	四六、八四八

現金

年次	金額
明治四四年	一、九五二
大正元年	三、九〇四
二	五、八五六
三	七、八〇八
四	九、七六〇
五	一一、七一二
六	一三、六六四
七	一五、六一六
八	一七、五六八
九	一九、五二〇
一〇	二一、四七二
一一	二三、四二四
一二	二五、三七六
一三	二七、三二八
一四	二九、二八〇
昭和元年	三一、二三二
二	三三、一八四
三	三五、一三六
四	三七、〇八八
五	三九、〇四〇
六	四〇、九九二
七	四二、九四四
八	四四、八九六
九	四六、八四八

合計（其他共）

年次	金額
明治四四年	一、九五二
大正元年	三、九〇四
二	五、八五六
三	七、八〇八
四	九、七六〇
五	一一、七一二
六	一三、六六四
七	一五、六一六
八	一七、五六八
九	一九、五二〇
一〇	二一、四七二
一一	二三、四二四
一二	二五、三七六
一三	二七、三二八
一四	二九、二八〇
昭和元年	三一、二三二
二	三三、一八四
三	三五、一三六
四	三七、〇八八
五	三九、〇四〇
六	四〇、九九二
七	四二、九四四
八	四四、八九六
九	四六、八四八

株式會社（十二月決算）

負債之部

年次株金

年次	金額
明治四四年	五〇〇、〇〇〇
大正元年	五〇〇、〇〇〇
二	五〇〇、〇〇〇
三	五〇〇、〇〇〇
四	五〇〇、〇〇〇
五	五〇〇、〇〇〇
六	五〇〇、〇〇〇
七	五〇〇、〇〇〇
八	五〇〇、〇〇〇
九	五〇〇、〇〇〇
一〇	五〇〇、〇〇〇
一一	五〇〇、〇〇〇
一二	五〇〇、〇〇〇
一三	五〇〇、〇〇〇
一四	五〇〇、〇〇〇
昭和元年	五〇〇、〇〇〇
二	五〇〇、〇〇〇
三	五〇〇、〇〇〇
四	五〇〇、〇〇〇
五	五〇〇、〇〇〇
六	五〇〇、〇〇〇
七	五〇〇、〇〇〇
八	五〇〇、〇〇〇
九	五〇〇、〇〇〇

法定準備金

年次	金額
明治四四年	—
大正元年	—
二	—
三	八、〇〇〇
四	八、〇〇〇
五	八、〇〇〇
六	八、〇〇〇
七	八、〇〇〇
八	八、〇〇〇
九	八、〇〇〇
一〇	八、〇〇〇
一一	八、〇〇〇
一二	八、〇〇〇
一三	八、〇〇〇
一四	八、〇〇〇
昭和元年	八、〇〇〇
二	八、〇〇〇
三	八、〇〇〇
四	八、〇〇〇
五	八、〇〇〇
六	八、〇〇〇
七	八、〇〇〇
八	八、〇〇〇
九	八、〇〇〇

責任準備金

年次	金額
明治四四年	一〇、一〇一
大正元年	二〇、二〇二
二	三〇、三〇三
三	四〇、四〇四
四	五〇、五〇五
五	六〇、六〇六
六	七〇、七〇七
七	八〇、八〇八
八	九〇、九〇九
九	一〇一、〇一〇
一〇	一一一、一一一
一一	一二一、二一二
一二	一三一、三一三
一三	一四一、四一四
一四	一五一、五一五
昭和元年	一六一、六一六
二	一七一、七一七
三	一八一、八一八
四	一九一、九一九
五	二〇一、〇二〇
六	二一一、一二一
七	二二一、二二二
八	二三一、三二三
九	二四一、四二四

積立配當金

年次	金額
明治四四年	—
大正元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—
一〇	—
一一	—
一二	—
一三	—
一四	—
昭和元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—

支拂備金

年次	金額
明治四四年	—
大正元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—
一〇	—
一一	—
一二	—
一三	—
一四	—
昭和元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—

契約者配當金

年次	金額
明治四四年	—
大正元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—
一〇	—
一一	—
一二	—
一三	—
一四	—
昭和元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—

其他負債

年次	金額
明治四四年	—
大正元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—
一〇	—
一一	—
一二	—
一三	—
一四	—
昭和元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—

合計（其他共）

年次	金額
明治四四年	五一〇、一〇一
大正元年	五二〇、二〇二
二	五三〇、三〇三
三	五四〇、四〇四
四	五五〇、五〇五
五	五六〇、六〇六
六	五七〇、七〇七
七	五八〇、八〇八
八	五九〇、九〇九
九	六〇一、〇一〇
一〇	六一一、一一一
一一	六二一、二一二
一二	六三一、三一三
一三	六四一、四一四
一四	六五一、五一五
昭和元年	六六一、六一六
二	六七一、七一七
三	六八一、八一八
四	六九一、九一九
五	七〇一、〇二〇
六	七一一、一二一
七	七二一、二二二
八	七三一、三二三
九	七四一、四二四

利益處分

年次利益金

年次	金額
明治四四年	—
大正元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—
一〇	—
一一	—
一二	—
一三	—
一四	—
昭和元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—

株主配當

年次	%	金額
明治四四年	—	—
大正元年	—	—
二	—	—
三	—	—
四	—	—
五	—	—
六	—	—
七	—	—
八	—	—
九	—	—
一〇	—	—
一一	—	—
一二	—	—
一三	—	—
一四	—	—
昭和元年	—	—
二	—	—
三	—	—
四	—	—
五	—	—
六	—	—
七	—	—
八	—	—
九	—	—

契約者配當

年次	金額
明治四四年	—
大正元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—
一〇	—
一一	—
一二	—
一三	—
一四	—
昭和元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—

其他處分

年次	金額
明治四四年	—
大正元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—
一〇	—
一一	—
一二	—
一三	—
一四	—
昭和元年	—
二	—
三	—
四	—
五	—
六	—
七	—
八	—
九	—

日本徵兵保險株式會社（十二月決算）

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產賃貸料其他	合計（其他共）	支拂保險金	拂戻保險料	解約返戻金其他	契約者配當金	事業費	財產賃貸其他	合計（其他共）
明治四四年	一四、七九一	一、七四一		一六、五三六							
大正元年	一五、一四一	一、八一一		一七、三五二							
二	一三、〇八一	二、〇五一		一五、一三二							
三	一三、七五一	二、三五一		一六、一〇二							
四	一四、〇八一	二、六一一		一六、六九二							
五	一四、八五六	二、九一一		一七、七六七							
六	一四、三三一	三、一四一		一七、四七二							
七	一四、六二〇	三、三五一		一七、九七一							
八	一五、〇一一	三、五一一		一八、五二二							
九	一五、四一一	三、七一一		一九、一二二							
一〇	一五、八一一	三、九一一		一九、七二二							
一一	一六、二一一	四、一一一		二〇、三二二							
一二	一六、六一一	四、三一一		二〇、九二二							
一三	一七、〇一一	四、五一一		二一、五二二							
昭和元年	一七、四一一	四、七一一		二二、一二二							
二	一七、八一一	四、九一一		二二、七二二							
三	一八、二一一	五、一一一		二三、三二二							
四	一八、六一一	五、三一一		二三、九二二							
五	一九、〇一一	五、五一一		二四、五二二							
六	一九、四一一	五、七一一		二五、一二二							
七	一九、八一一	五、九一一		二五、七二二							

福德生命

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
大正元年	一、三五七件	円	円	一件	円	件	一、二三〇、〇〇〇円
二	一、四一九						
三	一、四八〇						
四	一、六四七						
五	一、八五二						
六	一、九八二						
七	二、〇一九						
八	二、〇三八						
九	二、〇四七						
一〇	二、〇七九						
一一	二、一一六						
一二	二、一四八						
一三	二、一七六						
昭和元年	二、二〇四						
二	二、二三四						
三	二、二六四						
四	二、二九四						
五	二、三二四						
六	二、三五四						
七	二、三八四						

保險株式會社（十二月決算）

資產之部

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動產	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
大正元年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
二	三七五、〇〇〇	三一、三一一	三、一〇〇	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
三	三七五、〇〇〇	三二、一一一	二、〇〇〇	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
四	三七五、〇〇〇	三二、九一一	四、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
五	三七五、〇〇〇	三三、八一一	八、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
六	三七五、〇〇〇	三四、七一一	一二、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
七	三七五、〇〇〇	三五、六一一	一六、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
八	三七五、〇〇〇	三六、五一一	二〇、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
九	三七五、〇〇〇	三七、四一一	二五、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
一〇	三七五、〇〇〇	三八、三一一	三〇、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
一一	三七五、〇〇〇	三九、二一一	三五、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
一二	三七五、〇〇〇	四〇、一一一	四〇、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
一三	三七五、〇〇〇	四一、〇一一	四五、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
昭和元年	三七五、〇〇〇	四一、九一一	五〇、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
二	三七五、〇〇〇	四二、八一一	五五、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
三	三七五、〇〇〇	四三、七一一	六〇、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
四	三七五、〇〇〇	四四、六一一	六五、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
五	三七五、〇〇〇	四五、五一一	七〇、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
六	三七五、〇〇〇	四六、四一一	七五、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
七	三七五、〇〇〇	四七、三一一	八〇、九一一	三五、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九一一	八、九一一	一、〇二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇

福德生命保險株式會社 （十二月決算）

負債之部

年次	株金	法定準備金	特定配當準備金	責任準備金	配當準備金	支拂備金	契約者配當準備金	合計（其他共）
大正元年	円 300,000	円	円	円 1,100	円	円 2,100	円	円 3,200
二	300,000			1,100		2,100		3,200
三	300,000			1,100		2,100		3,200
四	300,000			1,100		2,100		3,200
五	300,000			1,100		2,100		3,200
六	300,000			1,100		2,100		3,200
七	300,000			1,100		2,100		3,200
八	300,000			1,100		2,100		3,200
九	300,000			1,100		2,100		3,200
一〇	300,000			1,100		2,100		3,200
一一	300,000			1,100		2,100		3,200
一二	300,000			1,100		2,100		3,200
一三	300,000			1,100		2,100		3,200
一四	300,000			1,100		2,100		3,200
昭和元年	300,000			1,100		2,100		3,200
二	300,000			1,100		2,100		3,200
三	300,000			1,100		2,100		3,200
四	300,000			1,100		2,100		3,200
五	300,000			1,100		2,100		3,200
六	300,000			1,100		2,100		3,200
七	300,000			1,100		2,100		3,200

年次	繰入保險料	繰入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）	支拂保險金	解約還戻金其他	特約者割戻配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
大正元年	円 1,100	円 2,100	円	円 3,200	円	円	円	円	円	円
二	1,100	2,100		3,200						
三	1,100	2,100		3,200						
四	1,100	2,100		3,200						
五	1,100	2,100		3,200						
六	1,100	2,100		3,200						
七	1,100	2,100		3,200						
八	1,100	2,100		3,200						
九	1,100	2,100		3,200						
一〇	1,100	2,100		3,200						
一一	1,100	2,100		3,200						
一二	1,100	2,100		3,200						
一三	1,100	2,100		3,200						
一四	1,100	2,100		3,200						
昭和元年	1,100	2,100		3,200						
二	1,100	2,100		3,200						
三	1,100	2,100		3,200						
四	1,100	2,100		3,200						
五	1,100	2,100		3,200						
六	1,100	2,100		3,200						
七	1,100	2,100		3,200						

利益處分

年次	利益金	法定準備金其他	株主配當	累加配當準備金	繰入責任準備金	合計（其他共）
大正元年	円	円	円	円	円	円
二						
三						
四						
五						
六						
七						
八						
九						
一〇						
一一						
一二						
一三						
一四						
昭和元年						
二						
三						
四						
五						
六						
七						

常磐生命保險株式會社 （十二月決算）

新契約

年次	新契約	件	円
大正二年		件	円
三			
四			
五			
六			
七			
八			
九			
一〇			
一一			
一二			
一三			
一四			
昭和元年			
二			
三			
四			
五			
六			
七			

資産之部

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動產	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
大正二年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
三											
四											
五											
六											
七											
八											
九											
一〇											
一一											
一二											
一三											
一四											
昭和元年											
二											
三											
四											
五											
六											
七											

增減之部

年次	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
大正二年	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円
三					
四					
五					
六					
七					
八					
九					
一〇					
一一					
一二					
一三					
一四					
昭和元年					
二					
三					
四					
五					
六					
七					

常磐生命保險株式會社 （十二月決算）

負債之部

年次	株金	法定準備金及其他	責任準備金	積立配當金	契約者配當準備金	支拂備金	契約者配當金	利益金	合計（其他共）
大正二年	1,000,000		110,000						1,110,000
三	1,000,000		307,000						1,307,000
四	1,000,000		507,000						1,507,000
五	1,000,000		707,000						1,707,000
六	1,000,000		907,000						1,907,000
昭和七	1,000,000		1,107,000						2,107,000
八	1,000,000		1,307,000						2,307,000
九	1,000,000		1,507,000						2,507,000
一〇	1,000,000		1,707,000						2,707,000
一一	1,000,000		1,907,000						2,907,000
一二	1,000,000		2,107,000						3,107,000
一三	1,000,000		2,307,000						3,307,000
一四	1,000,000		2,507,000						3,507,000
元	1,000,000		2,707,000						3,707,000
二	1,000,000		2,907,000						3,907,000
三	1,000,000		3,107,000						4,107,000
四	1,000,000		3,307,000						4,307,000
五	1,000,000		3,507,000						4,507,000
六	1,000,000		3,707,000						4,707,000
七	1,000,000		3,907,000						4,907,000

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）
大正二年	1,110,000	7,000		1,117,000
三	1,307,000	11,000		1,318,000
四	1,507,000	15,000		1,522,000
五	1,707,000	19,000		1,726,000
六	1,907,000	23,000		1,930,000
昭和七	2,107,000	27,000		2,134,000
八	2,307,000	31,000		2,338,000
九	2,507,000	35,000		2,542,000
一〇	2,707,000	39,000		2,746,000
一一	2,907,000	43,000		2,950,000
一二	3,107,000	47,000		3,154,000
一三	3,307,000	51,000		3,358,000
一四	3,507,000	55,000		3,562,000
元	3,707,000	59,000		3,766,000
二	3,907,000	63,000		3,970,000
三	4,107,000	67,000		4,174,000
四	4,307,000	71,000		4,378,000
五	4,507,000	75,000		4,582,000
六	4,707,000	79,000		4,786,000
七	4,907,000	83,000		4,990,000

支出之部

年次	支拂保險金	解約返戻金其他	滿期配當金	契約者配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）	利益金	株主配當	契約者配當金	積立配當金其他	合計（其他共）
大正二年	1,000				110,000		111,000					
三	1,000				131,000		132,000					
四	1,000				152,000		153,000					
五	1,000				173,000		174,000					
六	1,000				194,000		195,000					
昭和七	1,000				215,000		216,000					
八	1,000				236,000		237,000					
九	1,000				257,000		258,000					
一〇	1,000				278,000		279,000					
一一	1,000				299,000		300,000					
一二	1,000				320,000		321,000					
一三	1,000				341,000		342,000					
一四	1,000				362,000		363,000					
元	1,000				383,000		384,000					
二	1,000				404,000		405,000					
三	1,000				425,000		426,000					
四	1,000				446,000		447,000					
五	1,000				467,000		468,000					
六	1,000				488,000		489,000					
七	1,000				509,000		510,000					

大正生命保險株式會社 （十二月決算）

年末現在

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅
大正二年	1,000					
三	1,000					
四	1,000					
五	1,000					
六	1,000					
昭和七	1,000					
八	1,000					
九	1,000					
一〇	1,000					
一一	1,000					
一二	1,000					
一三	1,000					
一四	1,000					
元	1,000					
二	1,000					
三	1,000					
四	1,000					
五	1,000					
六	1,000					
七	1,000					

資產之部

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動產	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
大正二年											
三											
四											
五											
六											
昭和七											
八											
九											
一〇											
一一											
一二											
一三											
一四											
元											
二											
三											
四											
五											
六											
七											

大正生命保險株式會社 （十二月決算）

負債之部

年次	株金	積立金及其他諸積立金	責任準備金	積立配當準備金	支拂備金	契約者配當準備金	小計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円
大正二年	2,000,000						
三	2,000,000						
四	2,000,000						
五	2,000,000	1,000					
昭和七	2,000,000	3,000					
八	2,000,000	3,000					
九	2,000,000	3,000					
一〇	2,000,000	3,000					
一一	2,000,000	3,000					
一二	2,000,000	3,000					
一三	2,000,000	3,000					
一四	2,000,000	3,000					
元	2,000,000	3,000					
二	2,000,000	3,000					
三	2,000,000	3,000					
四	2,000,000	3,000					
五	2,000,000	3,000					
六	2,000,000	3,000					
七	2,000,000	3,000					

年次	利益金	法定準備金其他	株主配當	契約者配當	重役賞與其他
	円	円	%	円	円
大正二年	210,000		7	140,000	
三	210,000		7	140,000	
四	210,000		7	140,000	
五	210,000		7	140,000	
昭和七	210,000		7	140,000	
八	210,000		7	140,000	
九	210,000		7	140,000	
一〇	210,000		7	140,000	
一一	210,000		7	140,000	
一二	210,000		7	140,000	
一三	210,000		7	140,000	
一四	210,000		7	140,000	
元	210,000		7	140,000	
二	210,000		7	140,000	
三	210,000		7	140,000	
四	210,000		7	140,000	
五	210,000		7	140,000	
六	210,000		7	140,000	
七	210,000		7	140,000	

收入之部

年次	收入保險料（收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）	支拂保險金	解約返戻金其他	滿期保險金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大正二年	1,000								
三	2,000								
四	3,000								
五	4,000								
昭和七	5,000								
八	6,000								
九	7,000								
一〇	8,000								
一一	9,000								
一二	10,000								
一三	11,000								
一四	12,000								
元	13,000								
二	14,000								
三	15,000								
四	16,000								
五	17,000								
六	18,000								
七	19,000								

中央生命保險相互會社 （十二月決算）

資産之部

年次	未拂込基金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大正二年	500,000										
三	500,000										
四	500,000										
五	500,000										
六	500,000										
七	500,000										
八	500,000										
九	500,000										
一〇	500,000										
一一	500,000										
一二	500,000										
一三	500,000										
一四	500,000										
元	500,000										
二	500,000										
三	500,000										
四	500,000										
五	500,000										
六	500,000										
七	500,000										

年末現在

年次	新契約		復活		累加變更の增		死亡		滿期		解約其他消滅		預貯金中に合まる	
	件	円	件	円		円	件	円	件	円	件	円		円
大正二年	2,000	1,000,000												
三	2,000	1,000,000												
四	2,000	1,000,000												
五	2,000	1,000,000												
昭和七	2,000	1,000,000												
八	2,000	1,000,000												
九	2,000	1,000,000												
一〇	2,000	1,000,000												
一一	2,000	1,000,000												
一二	2,000	1,000,000												
一三	2,000	1,000,000												
一四	2,000	1,000,000												
元	2,000	1,000,000												
二	2,000	1,000,000												
三	2,000	1,000,000												
四	2,000	1,000,000												
五	2,000	1,000,000												
六	2,000	1,000,000												
七	2,000	1,000,000												

中央生命保險相互會社 （十二月決算）

負債之部

年次	基金	法定準備金其他	責任準備金	特定配當準備金	支拂備金	社員配當	合計（其他共）
大正二年	円	円	円	円	円	円	円
三							
四							
五							
昭和六							
七							
八							
九							
一〇							
一一							
一二							
一三							
一四							
元							
二							
三							
四							
五							
六							
七							

剩餘金處分

年次	剩餘金	法定準備金其他	基金配當其他	社員配當	重役賞與其他	合計（其他共）
大正二年	円	%	円	円	円	円
三						
四						
五						
昭和六						
七						
八						
九						
一〇						
一一						
一二						
一三						
一四						
元						
二						
三						
四						
五						
六						
七						

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產賃貸料其他	合計（其他共）	支拂保險金	解約還付金其他	買入證券金其他	社員利益配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
大正二年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
三											
四											
五											
昭和六											
七											
八											
九											
一〇											
一一											
一二											
一三											
一四											
元											
二											
三											
四											
五											
六											
七											

大安生命保險株式會社 （十二月決算）

資產之部

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動產	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
大正三年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
四											
五											
六											
七											
八											
九											
一〇											
一一											
一二											
一三											
一四											
元											
二											
三											
四											
五											
六											
七											

年末現在

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
大正三年	件	件	円	件	円	件	円
四							
五							
六							
七							
八							
九							
一〇							
一一							
一二							
一三							
一四							
元							
二							
三							
四							
五							
六							
七							

大安生命保險株式會社　（十二月決算）

負債之部

年次	株金（拂込金額を含む）	責任準備金	積立配當準備金	支拂備金	契約者配當準備金	合計（其他共）
大正三年	円	円	円	円	円	円
四年						
五年						
六年						
七年						
八年						
九年						
一〇年						
一一年						
一二年						
昭和元年						
二年						
三年						
四年						
五年						
六年						
七年						

利益處分

年次	利益金（法定準備金其他）	株主配當	契約者配當	重役賞與其他
大正三年	円	円	円	円
四年				
五年				
六年				
七年				
八年				
九年				
一〇年				
一一年				
一二年				
昭和元年				
二年				
三年				
四年				
五年				
六年				
七年				

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價損共他	合計（其他共）
大正三年	円	円	円	円
四年				
五年				
六年				
七年				
八年				
九年				
一〇年				
一一年				
一二年				
昭和元年				
二年				
三年				
四年				
五年				
六年				
七年				

支出之部

年次	支拂保險金	解約返戻金其他	滿期契約者配當金	事業費	財產評價損共他	合計（其他共）
大正三年	円	円	円	円	円	円
四年						
五年						
六年						
七年						
八年						
九年						
一〇年						
一一年						
一二年						
昭和元年						
二年						
三年						
四年						
五年						
六年						
七年						

三井生命保險株式會社　（十二月決算）

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
大正三年	件	件	円	件	円	件	円
四年							
五年							
六年							
七年							
八年							
九年							
一〇年							
一一年							
一二年							
昭和元年							
二年							
三年							
四年							
五年							
六年							
七年							

資產之部

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動產	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
大正三年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
四年											
五年											
六年											
七年											
八年											
九年											
一〇年											
一一年											
一二年											
昭和元年											
二年											
三年											
四年											
五年											
六年											
七年											

三井生命保險株式會社 （十二月決算）

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	國定準備金	支拂備金	契約者配當金準備	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円
大正三年	三〇〇、〇〇〇		一、四八九、〇〇〇		一、〇〇〇		一、七八九、〇〇〇
四年	三〇〇、〇〇〇		一、七二〇、〇〇〇		一、〇〇〇		二、〇二〇、〇〇〇
五年	三〇〇、〇〇〇		二、〇一〇、〇〇〇		一、〇〇〇		二、三一〇、〇〇〇
六年	三〇〇、〇〇〇		二、三〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		二、六〇〇、〇〇〇
七年	三〇〇、〇〇〇		二、六〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		二、九〇〇、〇〇〇
八年	三〇〇、〇〇〇		二、九〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		三、二〇〇、〇〇〇
九年	三〇〇、〇〇〇		三、二〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		三、五〇〇、〇〇〇
一〇年	三〇〇、〇〇〇		三、五〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		三、八〇〇、〇〇〇
一一年	三〇〇、〇〇〇		三、八〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		四、一〇〇、〇〇〇
一二年	三〇〇、〇〇〇		四、一〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		四、四〇〇、〇〇〇
一三年	三〇〇、〇〇〇		四、四〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		四、七〇〇、〇〇〇
一四年	三〇〇、〇〇〇		四、七〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		五、〇〇〇、〇〇〇
昭和元年	三〇〇、〇〇〇		五、〇〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		五、三〇〇、〇〇〇
二年	三〇〇、〇〇〇		五、三〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		五、六〇〇、〇〇〇
三年	三〇〇、〇〇〇		五、六〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		五、九〇〇、〇〇〇
四年	三〇〇、〇〇〇		五、九〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		六、二〇〇、〇〇〇
五年	三〇〇、〇〇〇		六、二〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		六、五〇〇、〇〇〇
六年	三〇〇、〇〇〇		六、五〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		六、八〇〇、〇〇〇
七年	三〇〇、〇〇〇		六、八〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇		七、一〇〇、〇〇〇

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	計算基礎に於ける利率	合計（其他共）	支拂保險金	解約返戻金其他	滿期保險金其他	契約者利益配當金	事業費	計算基礎に於ける費率	合計（其他共）
	円	円		円	円	円	円	円	円		円
大正三年	三、九三一、〇七六	一、四二九、〇二一		五、三六〇、〇九七	一、九五五、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、一八〇、〇〇〇		五、八五五、〇〇〇
四年	四、一七〇、八四四	一、六二〇、〇〇〇		五、七九〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		六、〇〇〇、〇〇〇
五年	四、四一〇、八四四	一、八二〇、〇〇〇		六、二三〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		六、一〇〇、〇〇〇
六年	四、六五〇、八四四	二、〇二〇、〇〇〇		六、六七〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		六、二〇〇、〇〇〇
七年	四、八九〇、八四四	二、二二〇、〇〇〇		七、一一〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		六、三〇〇、〇〇〇
八年	五、一三〇、八四四	二、四二〇、〇〇〇		七、五五〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		六、四〇〇、〇〇〇
九年	五、三七〇、八四四	二、六二〇、〇〇〇		七、九九〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		六、五〇〇、〇〇〇
一〇年	五、六一〇、八四四	二、八二〇、〇〇〇		八、四三〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		六、六〇〇、〇〇〇
一一年	五、八五〇、八四四	三、〇二〇、〇〇〇		八、八七〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		六、七〇〇、〇〇〇
一二年	六、〇九〇、八四四	三、二二〇、〇〇〇		九、三一〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		六、八〇〇、〇〇〇
一三年	六、三三〇、八四四	三、四二〇、〇〇〇		九、七五〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		六、九〇〇、〇〇〇
一四年	六、五七〇、八四四	三、六二〇、〇〇〇		一〇、一九〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		七、〇〇〇、〇〇〇
昭和元年	六、八一〇、八四四	三、八二〇、〇〇〇		一〇、六三〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		七、一〇〇、〇〇〇
二年	七、〇五〇、八四四	四、〇二〇、〇〇〇		一一、〇七〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		七、二〇〇、〇〇〇
三年	七、二九〇、八四四	四、二二〇、〇〇〇		一一、五一〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		七、三〇〇、〇〇〇
四年	七、五三〇、八四四	四、四二〇、〇〇〇		一一、九五〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		七、四〇〇、〇〇〇
五年	七、七七〇、八四四	四、六二〇、〇〇〇		一二、三九〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		七、五〇〇、〇〇〇
六年	八、〇一〇、八四四	四、八二〇、〇〇〇		一二、八三〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		七、六〇〇、〇〇〇
七年	八、二五〇、八四四	五、〇二〇、〇〇〇		一三、二七〇、八四四	二、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇		七、七〇〇、〇〇〇

日華生命保險株式會社 （十二月決算）

年次	新契約	復活	增加變更の果	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
	件	件	円	件	件	件	円
大正三年	二、九四九						
四年	三、二九〇						
五年	三、六二〇						
六年	四、〇〇〇						
七年	四、二〇〇						
八年	四、四〇〇						
九年	四、六〇〇						
一〇年	四、八〇〇						
一一年	五、〇〇〇						
一二年	五、二〇〇						
一三年	五、四〇〇						
一四年	五、六〇〇						
昭和元年	五、八〇〇						
二年	六、〇〇〇						
三年	六、二〇〇						
四年	六、四〇〇						
五年	六、六〇〇						
六年	六、八〇〇						
七年	七、〇〇〇						

【備考】△印新契約の昭和四年分は萬歳生命合併分、同昭和五年の分は八千代生命包括移轉の分。

資産之部

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大正三年	二、九四九、〇〇〇	三、六六〇、〇〇〇	一、六五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
四年	三、二九〇、〇〇〇	四、一六〇、〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
五年	三、六二〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	二、〇五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
六年	四、〇〇〇、〇〇〇	五、一六〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
七年	四、二〇〇、〇〇〇	五、六六〇、〇〇〇	二、四五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
八年	四、四〇〇、〇〇〇	六、一六〇、〇〇〇	二、六五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
九年	四、六〇〇、〇〇〇	六、六六〇、〇〇〇	二、八五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇年	四、八〇〇、〇〇〇	七、一六〇、〇〇〇	三、〇五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一一年	五、〇〇〇、〇〇〇	七、六六〇、〇〇〇	三、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一二年	五、二〇〇、〇〇〇	八、一六〇、〇〇〇	三、四五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一三年	五、四〇〇、〇〇〇	八、六六〇、〇〇〇	三、六五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一四年	五、六〇〇、〇〇〇	九、一六〇、〇〇〇	三、八五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
昭和元年	五、八〇〇、〇〇〇	九、六六〇、〇〇〇	四、〇五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
二年	六、〇〇〇、〇〇〇	一〇、一六〇、〇〇〇	四、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
三年	六、二〇〇、〇〇〇	一〇、六六〇、〇〇〇	四、四五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
四年	六、四〇〇、〇〇〇	一一、一六〇、〇〇〇	四、六五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
五年	六、六〇〇、〇〇〇	一一、六六〇、〇〇〇	四、八五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
六年	六、八〇〇、〇〇〇	一二、一六〇、〇〇〇	五、〇五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
七年	七、〇〇〇、〇〇〇	一二、六六〇、〇〇〇	五、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

日華生命保險株式會社（十二月決算）

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	積立保險金	支拂備金	契約者配當準備金	合計（其他共）
大正三年	円	円	円	円	円	円	円
四	2,000,000		1,178,978		1,000		1,179,978
五	2,000,000		1,178,978		1,000		1,179,978
七	2,000,000		1,178,978		1,000		1,179,978
八	2,000,000		1,178,978		1,000		1,179,978
九	2,000,000		1,178,978		1,000		1,179,978
一〇	2,000,000		1,178,978		1,000		1,179,978
一一	2,000,000		1,178,978		1,000		1,179,978
一二	2,000,000		1,178,978		1,000		1,179,978
昭和元年	2,000,000		1,178,978		1,000		1,179,978
二	2,000,000		1,178,978		1,000		1,179,978
三	2,000,000		1,178,978		1,000		1,179,978
四	2,000,000		1,178,978		1,000		1,179,978
五	2,000,000		1,178,978		1,000		1,179,978
六	2,000,000		1,178,978		1,000		1,179,978
七	2,000,000		1,178,978		1,000		1,179,978

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）	支拂保險金	解約返戻金其他	積立金戻入	契約者配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
大正三年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
四	1,178,978			1,178,978					1,000		1,000
五	1,178,978			1,178,978					1,000		1,000
七	1,178,978			1,178,978					1,000		1,000
八	1,178,978			1,178,978					1,000		1,000
九	1,178,978			1,178,978					1,000		1,000
一〇	1,178,978			1,178,978					1,000		1,000
一一	1,178,978			1,178,978					1,000		1,000
一二	1,178,978			1,178,978					1,000		1,000
昭和元年	1,178,978			1,178,978					1,000		1,000
二	1,178,978			1,178,978					1,000		1,000
三	1,178,978			1,178,978					1,000		1,000
四	1,178,978			1,178,978					1,000		1,000
五	1,178,978			1,178,978					1,000		1,000
六	1,178,978			1,178,978					1,000		1,000
七	1,178,978			1,178,978					1,000		1,000

利益處分

年次	株主配當	契約者配當	積立保險金	合計（其他共）
大正三年	円	円	円	円
四				
五				
七				
八				
九				
一〇				
一一				
一二				
昭和元年				
二				
三				
四				
五				
六				
七				

日本醫師共濟生命保險相互會社（十二月決算）

資産之部

年次	未拂込基金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
大正八年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
九											
一〇											
一一											
一二											
一三											
一四											
昭和元年											
二											
三											
四											
五											
六											
七											

亡之部

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
大正八年	件	件	円	件	件	件	件
九							
一〇							
一一							
一二							
一三							
一四							
昭和元年							
二							
三							
四							
五							
六							
七							

日本醫師共濟生命保險相互會社（十二月決算）

負債之部

年次	基金	社員拂込金	責任準備金	積立金	支拂備金	社員配當金	剩餘金	社員配當準備金	合計（其他共）
大正八年	円	円	円	円	円	円	円	円	円
九	300,000	—	3,112,115	—	4,200	—	7,676	—	3,123,991
一〇	300,000	—	6,476,200	—	11,300	—	14,000	—	6,501,500
一一	300,000	—	7,743,300	—	13,700	—	17,000	—	7,774,000
一二	300,000	—	12,112,900	—	21,600	—	26,000	—	12,160,500
一三	300,000	—	14,112,900	—	25,600	—	30,000	—	14,168,500
一四	300,000	—	16,112,900	—	29,600	—	34,000	—	16,176,500
昭和元年	300,000	—	18,112,900	—	33,600	—	38,000	—	18,184,500
二	300,000	—	20,112,900	—	37,600	—	42,000	—	20,192,500
三	300,000	—	22,112,900	—	41,600	—	46,000	—	22,200,500
四	300,000	—	24,112,900	—	45,600	—	50,000	—	24,208,500
五	300,000	—	26,112,900	—	49,600	—	54,000	—	26,216,500
六	300,000	—	28,112,900	—	53,600	—	58,000	—	28,224,500
七	300,000	—	30,112,900	—	57,600	—	62,000	—	30,232,500

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）	支拂保險金	解約返戻金其他	社員利益配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
大正八年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
九	3,112,115	11,876	—	3,123,991	—	—	—	1,200	—	1,200
一〇	3,363,785	137,715	—	3,501,500	—	—	—	2,300	—	2,300
一一	1,267,100	5,900	—	1,273,000	—	—	—	500	—	500
一二	3,336,600	151,400	—	3,488,000	—	—	—	2,000	—	2,000
一三	2,008,000	56,000	—	2,064,000	—	—	—	1,000	—	1,000
一四	2,008,000	56,000	—	2,064,000	—	—	—	1,000	—	1,000
昭和元年	2,008,000	56,000	—	2,064,000	—	—	—	1,000	—	1,000
二	2,008,000	56,000	—	2,064,000	—	—	—	1,000	—	1,000
三	2,008,000	56,000	—	2,064,000	—	—	—	1,000	—	1,000
四	2,008,000	56,000	—	2,064,000	—	—	—	1,000	—	1,000
五	2,008,000	56,000	—	2,064,000	—	—	—	1,000	—	1,000
六	2,008,000	56,000	—	2,064,000	—	—	—	1,000	—	1,000
七	2,008,000	56,000	—	2,064,000	—	—	—	1,000	—	1,000

剩餘金處分

年次	剩餘金	基金配當其他	社員配當	積立金	社員配當準備金	合計（其他共）
大正八年	円	%	円	円	円	円
九	7,676	0.0	—	7,676	—	7,676
一〇	14,000	0.0	—	14,000	—	14,000
一一	17,000	0.0	—	17,000	—	17,000
一二	26,000	0.0	—	26,000	—	26,000
一三	30,000	0.0	—	30,000	—	30,000
一四	34,000	0.0	—	34,000	—	34,000
昭和元年	38,000	0.0	—	38,000	—	38,000
二	42,000	0.0	—	42,000	—	42,000
三	46,000	0.0	—	46,000	—	46,000
四	50,000	0.0	—	50,000	—	50,000
五	54,000	0.0	—	54,000	—	54,000
六	58,000	0.0	—	58,000	—	58,000
七	62,000	0.0	—	62,000	—	62,000

壽生命保險株式會社（十二月決算）

資產之部

年次	未拂込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動產	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
大正九年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一〇	1,200,000	1,200	—	12,900	—	—	—	7,200	1,200	1,200	1,223,700
一一	1,300,000	1,300	—	13,900	—	—	—	7,700	1,300	1,300	1,325,400
一二	1,400,000	1,400	—	14,900	—	—	—	8,200	1,400	1,400	1,427,300
一三	1,500,000	1,500	—	15,900	—	—	—	8,700	1,500	1,500	1,529,000
昭和元年	1,600,000	1,600	—	16,900	—	—	—	9,200	1,600	1,600	1,630,900
二	1,700,000	1,700	—	17,900	—	—	—	9,700	1,700	1,700	1,732,600
三	1,800,000	1,800	—	18,900	—	—	—	10,200	1,800	1,800	1,834,500
四	1,900,000	1,900	—	19,900	—	—	—	10,700	1,900	1,900	1,936,200
五	2,000,000	2,000	—	20,900	—	—	—	11,200	2,000	2,000	2,038,100
六	2,100,000	2,100	—	21,900	—	—	—	11,700	2,100	2,100	2,139,800
七	2,200,000	2,200	—	22,900	—	—	—	12,200	2,200	2,200	2,241,700

收入之部

年次	新契約	復活	果加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
大正九年	件	件	円	件	件	件	件
一〇	1,200	120	—	12	10	8	1,310
一一	1,300	130	—	13	11	9	1,417
一二	1,400	140	—	14	12	10	1,524
一三	1,500	150	—	15	13	11	1,631
昭和元年	1,600	160	—	16	14	12	1,738
二	1,700	170	—	17	15	13	1,845
三	1,800	180	—	18	16	14	1,952
四	1,900	190	—	19	17	15	2,059
五	2,000	200	—	20	18	16	2,166
六	2,100	210	—	21	19	17	2,273
七	2,200	220	—	22	20	18	2,380

壽生命保險株式會社 （十二月決算）

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	積立配當準備金	支拂備金	契約者配當金	合計（其他共）
大正九年	三、〇〇〇、〇〇〇		二、一八〇、二四八		一、〇〇〇		五、一八一、二四八
一〇	三、〇〇〇、〇〇〇		二、一八〇、二四八		一、〇〇〇		五、一八一、二四八
一一	三、〇〇〇、〇〇〇		二、一八〇、二四八		一、〇〇〇		五、一八一、二四八
一二	三、〇〇〇、〇〇〇		二、一八〇、二四八		一、〇〇〇		五、一八一、二四八
一三	三、〇〇〇、〇〇〇		二、一八〇、二四八		一、〇〇〇		五、一八一、二四八
昭和四年	三、〇〇〇、〇〇〇		二、一八〇、二四八		一、〇〇〇		五、一八一、二四八
元	三、〇〇〇、〇〇〇		二、一八〇、二四八		一、〇〇〇		五、一八一、二四八
二	三、〇〇〇、〇〇〇		二、一八〇、二四八		一、〇〇〇		五、一八一、二四八
三	三、〇〇〇、〇〇〇		二、一八〇、二四八		一、〇〇〇		五、一八一、二四八
四	三、〇〇〇、〇〇〇		二、一八〇、二四八		一、〇〇〇		五、一八一、二四八
五	三、〇〇〇、〇〇〇		二、一八〇、二四八		一、〇〇〇		五、一八一、二四八
六	三、〇〇〇、〇〇〇		二、一八〇、二四八		一、〇〇〇		五、一八一、二四八
七	三、〇〇〇、〇〇〇		二、一八〇、二四八		一、〇〇〇		五、一八一、二四八

年次	利益金	法定準備金其他	株主配當	契約者配當	重役賞與其他	合計（其他共）
大正九年	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
一〇	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
一一	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
一二	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
一三	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
昭和四年	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
元	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
二	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
三	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
四	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
五	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
六	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
七	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）
大正九年	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
一〇	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
一一	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
一二	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
一三	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
昭和四年	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
元	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
二	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
三	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
四	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
五	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
六	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
七	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八

年次	支拂保險金	解約還戻金其他	契約者配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
大正九年	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
一〇	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
一一	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
一二	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
一三	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
昭和四年	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
元	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
二	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
三	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
四	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
五	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
六	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
七	一、〇〇〇			一、七九		二、七九

支出之部

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
大正九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
元	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

生命保險株式會社 （十二月決算）

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	積立配當準備金	支拂備金	契約者配當金	合計（其他共）
大正九年	三〇〇、〇〇〇		九、九五八		一、〇〇〇		三一〇、九五八
一〇	三〇〇、〇〇〇		九、九五八		一、〇〇〇		三一〇、九五八
一一	三〇〇、〇〇〇		九、九五八		一、〇〇〇		三一〇、九五八
一二	三〇〇、〇〇〇		九、九五八		一、〇〇〇		三一〇、九五八
一三	三〇〇、〇〇〇		九、九五八		一、〇〇〇		三一〇、九五八
昭和四年	三〇〇、〇〇〇		九、九五八		一、〇〇〇		三一〇、九五八
元	三〇〇、〇〇〇		九、九五八		一、〇〇〇		三一〇、九五八
二	三〇〇、〇〇〇		九、九五八		一、〇〇〇		三一〇、九五八
三	三〇〇、〇〇〇		九、九五八		一、〇〇〇		三一〇、九五八
四	三〇〇、〇〇〇		九、九五八		一、〇〇〇		三一〇、九五八
五	三〇〇、〇〇〇		九、九五八		一、〇〇〇		三一〇、九五八
六	三〇〇、〇〇〇		九、九五八		一、〇〇〇		三一〇、九五八
七	三〇〇、〇〇〇		九、九五八		一、〇〇〇		三一〇、九五八

年次	利益金	法定準備金其他	株主配當	契約者配當	重役賞與其他	合計（其他共）
大正九年	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
一〇	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
一一	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
一二	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
一三	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
昭和四年	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
元	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
二	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
三	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
四	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
五	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
六	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一
七	一、一三二、八二一		九〇〇、〇〇〇			二、〇三二、八二一

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）
大正九年	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
一〇	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
一一	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
一二	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
一三	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
昭和四年	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
元	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
二	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
三	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
四	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
五	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
六	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八
七	七一、九六三	三〇、九八二	一、七九	九三、二四八

年次	支拂保險金	解約還戻金其他	契約者配當金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
大正九年	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
一〇	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
一一	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
一二	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
一三	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
昭和四年	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
元	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
二	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
三	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
四	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
五	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
六	一、〇〇〇			一、七九		二、七九
七	一、〇〇〇			一、七九		二、七九

支出之部

年次	新契約	復活	累加變更の增	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
大正九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
元	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

國華徵兵保險株式會社

資産之部

年次	新契約	復活	累加變更の増	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
大正一年	一、七三三件	円	円	一件	円	一件	一、七三二件
大正一二年	一、七六七、一〇〇	一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇	一、七六七、一〇〇
大正一三年	一、一四八、六〇〇	一、一一〇		一、一一〇		一、一一〇	一、一四八、六〇〇
昭和元年	一、四三一、一〇〇	一、四三一、一〇〇		一、四三一、一〇〇		一、四三一、一〇〇	一、四三一、一〇〇
昭和二年	一、三四九、一〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	一、三四九、一〇〇
昭和三年	一、三四九、一〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	一、三四九、一〇〇
昭和四年	一、三四九、一〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	一、三四九、一〇〇
昭和五年	一、三四九、一〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	一、三四九、一〇〇
昭和六年	一、三四九、一〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	一、三四九、一〇〇
昭和七年	一、三四九、一〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	一、三四九、一〇〇

年次	未繳込株金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
大正一年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大正一二年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇		一、〇〇〇				一、〇〇〇		一、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
大正一三年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、一一〇		一、一一〇				一、一一〇		一、一一〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和元年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、四三一、一〇〇		一、四三一、一〇〇				一、四三一、一〇〇		一、四三一、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和二年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇				一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和三年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇				一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和四年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇				一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和五年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇				一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和六年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇				一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和七年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇				一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	積立配當準備金	支拂備金	繰越金	合計（其他共）
大正一年	円	円	円	円	円	円	円
大正一二年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
大正一三年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
昭和元年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
昭和二年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
昭和三年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
昭和四年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
昭和五年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
昭和六年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
昭和七年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇

利益處分

年次	利益金	株主配當	積立配當準備金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
大正一年	円	%	円	円	円	円
大正一二年	一、〇一〇					一、〇一〇
大正一三年	一、一一〇					一、一一〇
昭和元年	一、四三一、一〇〇	〇・〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四三一、一〇〇		一、四三一、一〇〇
昭和二年	一、三四九、一〇〇	〇・〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇
昭和三年	一、三四九、一〇〇	〇・〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇
昭和四年	一、三四九、一〇〇	〇・〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇
昭和五年	一、三四九、一〇〇	〇・〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇
昭和六年	一、三四九、一〇〇	〇・〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇
昭和七年	一、三四九、一〇〇	〇・〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇

富國徵兵保險相互會社 （十二月決算）

收入之部

年次	新契約	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）
大正一年	二、七九三件	円	円	円	円
大正一二年	二、九二一、九〇〇	三、四一二、八〇〇	一、七四〇		三、四一四、五四〇
大正一三年	二、九二一、九〇〇	三、四一二、八〇〇	一、七四〇		三、四一四、五四〇
昭和元年	二、九二一、九〇〇	三、四一二、八〇〇	一、七四〇		三、四一四、五四〇
昭和二年	二、九二一、九〇〇	三、四一二、八〇〇	一、七四〇		三、四一四、五四〇
昭和三年	二、九二一、九〇〇	三、四一二、八〇〇	一、七四〇		三、四一四、五四〇
昭和四年	二、九二一、九〇〇	三、四一二、八〇〇	一、七四〇		三、四一四、五四〇
昭和五年	二、九二一、九〇〇	三、四一二、八〇〇	一、七四〇		三、四一四、五四〇
昭和六年	二、九二一、九〇〇	三、四一二、八〇〇	一、七四〇		三、四一四、五四〇
昭和七年	二、九二一、九〇〇	三、四一二、八〇〇	一、七四〇		三、四一四、五四〇

支出之部

年次	新契約	復活	累加變更の増	死亡	滿期	解約其他消滅	年末現在
大正一年	二、七九三件	円	円	一件	円	一件	二、七九二件
大正一二年	二、九二一、九〇〇	一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇	二、九二一、九〇〇
大正一三年	二、九二一、九〇〇	一、一一〇		一、一一〇		一、一一〇	二、九二一、九〇〇
昭和元年	二、九二一、九〇〇	一、四三一、一〇〇		一、四三一、一〇〇		一、四三一、一〇〇	二、九二一、九〇〇
昭和二年	二、九二一、九〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	二、九二一、九〇〇
昭和三年	二、九二一、九〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	二、九二一、九〇〇
昭和四年	二、九二一、九〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	二、九二一、九〇〇
昭和五年	二、九二一、九〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	二、九二一、九〇〇
昭和六年	二、九二一、九〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	二、九二一、九〇〇
昭和七年	二、九二一、九〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	二、九二一、九〇〇

資産之部

年次	未拂込基金	預貯金	貸付金	有價證券	不動産	未收利息	未收保險料	假拂金	代理店貸	現金	合計（其他共）
大正一年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大正一二年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇		一、〇〇〇				一、〇〇〇		一、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
大正一三年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、一一〇		一、一一〇				一、一一〇		一、一一〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和元年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、四三一、一〇〇		一、四三一、一〇〇				一、四三一、一〇〇		一、四三一、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和二年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇				一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和三年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇				一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和四年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇				一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和五年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇				一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和六年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇				一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和七年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇				一、三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇

負債之部

年次	株金	法定準備金其他	責任準備金	積立配當準備金	支拂備金	繰越金	合計（其他共）
大正一年	円	円	円	円	円	円	円
大正一二年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
大正一三年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
昭和元年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
昭和二年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
昭和三年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
昭和四年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
昭和五年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
昭和六年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇
昭和七年	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇

利益處分

年次	利益金	株主配當	積立配當準備金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
大正一年	円	%	円	円	円	円
大正一二年	九一					九一
大正一三年	一、一一〇					一、一一〇
昭和元年	一、四三一、一〇〇	〇・〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四三一、一〇〇		一、四三一、一〇〇
昭和二年	一、三四九、一〇〇	〇・〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇
昭和三年	一、三四九、一〇〇	〇・〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇
昭和四年	一、三四九、一〇〇	〇・〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇
昭和五年	一、三四九、一〇〇	〇・〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇
昭和六年	一、三四九、一〇〇	〇・〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇
昭和七年	一、三四九、一〇〇	〇・〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三四九、一〇〇		一、三四九、一〇〇

富國徵兵保險相互會社（十二月決算）

負債之部

年次	基金	責任準備金（法定準備金其他）	支拂備金（社員配當準備金）	剩餘金（法定準備金其他）	合計（其他共）
大正一二年	二、〇〇〇、〇〇〇	四七、一〇八	二〇	二、〇四七、一二八	二、〇九四、三五六
一三	二、〇〇〇、〇〇〇	八一、四〇	一、〇〇〇	二、一三二、八〇〇	二、一八五、二四〇
一四	二、〇〇〇、〇〇〇	二二、三二〇、三五三	一、二五四、八四四	二、二三二、八〇〇	二、二三二、八〇〇
昭和元	二、〇〇〇、〇〇〇	四一、六六五、二三五	一、五四四、一四〇	二、二三二、八〇〇	二、二三二、八〇〇
二	二、〇〇〇、〇〇〇	八〇、〇六二、九二九	二、九八一、四四〇	二、二三二、八〇〇	二、二三二、八〇〇
三	二、〇〇〇、〇〇〇	一二九、四三五、二九八	四、一〇一、四四〇	二、二三二、八〇〇	二、二三二、八〇〇
四	二、〇〇〇、〇〇〇	一八一、〇〇一、四四〇	五、二四四、一四〇	二、二三二、八〇〇	二、二三二、八〇〇
五	二、〇〇〇、〇〇〇	二四四、四〇一、四四〇	六、二四四、一四〇	二、二三二、八〇〇	二、二三二、八〇〇
六	二、〇〇〇、〇〇〇	三一二、九六一、四四〇	七、二四四、一四〇	二、二三二、八〇〇	二、二三二、八〇〇
七	二、〇〇〇、〇〇〇	三九九、〇四一、四四〇	八、二四四、一四〇	二、二三二、八〇〇	二、二三二、八〇〇

收入之部

年次	收入保險料	收入諸利息	財產評價益其他	合計（其他共）
大正一二年	一〇、九三	九七、八六	—	一〇八、七九九
一三	一、五二、二三五	三五、二三	一、六二、三五六	一、九五、三四四
一四	二、二三、二三五	一〇九、一七三	一、二三、二三五	二、四五、二四四
昭和元	二、二三、二三五	一七九、五二九	一、二三、二三五	二、四五、二四四
二	二、二三、二三五	二八九、九七九	一、二三、二三五	二、四五、二四四
三	二、二三、二三五	四〇一、四三二	一、二三、二三五	二、四五、二四四
四	二、二三、二三五	五一三、八八五	一、二三、二三五	二、四五、二四四
五	二、二三、二三五	六二四、三三八	一、二三、二三五	二、四五、二四四
六	二、二三、二三五	七三四、七九一	一、二三、二三五	二、四五、二四四
七	二、二三、二三五	八四五、二四四	一、二三、二三五	二、四五、二四四

支出之部

年次	支拂保險金（滿期保險料保險金額）	解約返戻金其他	社員配當準備金	事業費	財產評價損其他	合計（其他共）
大正一二年	—	—	—	九七、四〇八	—	九七、四〇八
一三	一、二三、二八	—	—	一、〇五、二三五	—	一、一八、二六三
一四	一、二三、二三五	—	—	一、〇五、二三五	—	一、一八、二六三
昭和元	一、二三、二三五	—	—	一、〇五、二三五	—	一、一八、二六三
二	一、二三、二三五	—	—	一、〇五、二三五	—	一、一八、二六三
三	一、二三、二三五	—	—	一、〇五、二三五	—	一、一八、二六三
四	一、二三、二三五	—	—	一、〇五、二三五	—	一、一八、二六三
五	一、二三、二三五	—	—	一、〇五、二三五	—	一、一八、二六三
六	一、二三、二三五	—	—	一、〇五、二三五	—	一、一八、二六三
七	一、二三、二三五	—	—	一、〇五、二三五	—	一、一八、二六三

剩餘金處分

年次	合計（其他共）	社員配當準備金	基金配當其他	社員配當	退役軍隊其他
大正一二年	二、〇九四、三五六	—	—	—	—
一三	二、一八五、二四〇	—	—	—	—
一四	二、二三二、八〇〇	—	—	—	—
昭和元	二、二三二、八〇〇	二、二三二、八〇〇	—	—	—
二	二、二三二、八〇〇	二、二三二、八〇〇	—	—	—
三	二、二三二、八〇〇	二、二三二、八〇〇	—	—	—
四	二、二三二、八〇〇	二、二三二、八〇〇	—	—	—
五	二、二三二、八〇〇	二、二三二、八〇〇	—	—	—
六	二、二三二、八〇〇	二、二三二、八〇〇	—	—	—
七	二、二三二、八〇〇	二、二三二、八〇〇	—	—	—

簡易生命保險事業成績累年比較表

（大正五年十月一日事業開始）

種別 / 年度	新契約 件數	新契約 保險料	新契約 保險金額	失效 件數	失效 保險料	失效 保險金額	復活 件數	復活 保險料	復活 保險金額	死亡 件數	死亡 保險料	死亡 保險金額	滿期 件數	滿期 保險料	滿期 保險金額	解約 件數	解約 保險料	解約 保險金額	年度末現在契約 件數	年度末現在契約 保險料	年度末現在契約 保險金額
大正五年	件	円	円	件	円	円	件	円	円	件	円	円	件	円	円	件	円	円	件	円	円
六	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
七	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇、〇〇〇
大正八年	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇、〇〇〇
九	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇、〇〇〇
一〇年	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													五、五〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇、〇〇〇
一一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													六、六〇〇	六、六〇〇	六、六〇〇、〇〇〇
一二	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													七、七〇〇	七、七〇〇	七、七〇〇、〇〇〇
一三	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇、〇〇〇
一四	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													九、九〇〇	九、九〇〇	九、九〇〇、〇〇〇
昭和元年	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇
二	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													一二、一〇〇	一二、一〇〇	一二、一〇〇、〇〇〇
三	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													一三、二〇〇	一三、二〇〇	一三、二〇〇、〇〇〇
四	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													一四、三〇〇	一四、三〇〇	一四、三〇〇、〇〇〇
五	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													一五、四〇〇	一五、四〇〇	一五、四〇〇、〇〇〇
六	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇、〇〇〇
七	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇													一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇、〇〇〇

種別 / 年度	保險種別 終身 件數	終身 保險料	終身 保險金額	養老 件數	養老 保險料	養老 保險金額	個人團體別 個人 件數	個人 保險料	個人 保險金額	團體 件數	團體 保險料	團體 保險金額	男女別 男 件數	男 保險料	男 保險金額	女 件數	女 保險料	女 保險金額
大正五年	件	円	円	件	円	円	件	円	円	件	円	円	件	円	円	件	円	円
六	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇、〇〇〇															
七	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇、〇〇〇															
大正八年	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇、〇〇〇															
九	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇、〇〇〇															
一〇年	五、五〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇、〇〇〇															
一一	六、六〇〇	六、六〇〇	六、六〇〇、〇〇〇															
一二	七、七〇〇	七、七〇〇	七、七〇〇、〇〇〇															
一三	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇、〇〇〇															
一四	九、九〇〇	九、九〇〇	九、九〇〇、〇〇〇															
昭和元年	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇															
二	一二、一〇〇	一二、一〇〇	一二、一〇〇、〇〇〇															
三	一三、二〇〇	一三、二〇〇	一三、二〇〇、〇〇〇															
四	一四、三〇〇	一四、三〇〇	一四、三〇〇、〇〇〇															
五	一五、四〇〇	一五、四〇〇	一五、四〇〇、〇〇〇															
六	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇、〇〇〇															
七	一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇、〇〇〇															

【備考】一、本表の保險料はすべて月額保險料を示ふ。二、其他の事由に因る增減は契約の變更、無効、取消、解除、年齡更正等によつて起るもの同冊にはその差引殘の減少を示す。三、通則は年度末の翌月までに保險金支拂の手續を了したるものを其の年度に揭ぐ。四、死亡は年度末翌々月二十日迄に屆出て處理したるものを其の年度に揭ぐ。

簡易生命保險特別會計累年比較表

（昭和元年十月一日事業開始）

年度	種別	收入								支出							
		前年度末積立金	收入保險料	運用收入	雜收入	合計	事業費	支拂保險金	還付金	新契約費	簡易保險郵便年金基金新設費	年度末積立金	合計
大正五年		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
六													
七													
八													
九													
一〇													
一一													
一二													
一三													
一四													
昭和元年													
二													
三													
四													
五													
六													
七													

（昭和元年十月一日事業開始）

年度	種別	新契約		死亡		解約		法定解除		其他ノ事由ニ因ル減少		郵便年金契約年度末現在	
		件数	掛金額	件数	掛金額	件数	掛金額	件数	掛金額	件数	掛金額	件数	年金額
大正五年		件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
六													
七													
八													
九													
一〇													
一一													
一二													
一三													
一四													
昭和元年													
二													
三													
四													
五													
六													
七													

（内譯）即時一時拂ノ選擇ヲ有スル養老保險ニ關スル分

年度	種別	新契約		死亡		解約		法定解除		其他ノ事由ニ因ル減少		郵便年金契約年度末現在	
		件数	掛金額	件数	掛金額	件数	掛金額	件数	掛金額	件数	掛金額	件数	年金額
昭和元年		件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
二													
三													
四													
五													
六													
七													

（内譯）即時一時拂ノ選擇ヲ有スル養老保險ニ關スル分

種別	前年度末積立金	收入掛金	運用收入	雜收入	計	事業費	支拂年金	返還金	年度末積立金	計
年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大正五年										
六										
七										
八										
九										
一〇										
一一										
一二										
一三										
一四										
昭和元年										
二										
三										
四										
五										
六										
七										

【備考】

一、事業年度ノ始ト稱スルハ昭和七年度ノ内部ヲ謂フ。二、法定解除トアルハ掛金拂込猶豫期間ヲ經過シタル爲契約ノ效力ヲ失ヒタルモノヲ謂フ。三、死亡ノ中ニハ年金受取人ノ死亡ニ因リ年金ノ支拂ヲ終リタルモノヲ含ム。四、郵便年金分特別會計收支計算累年比較表ニ於ケル掛金額ハ年換々金額ヲ示ス

簡易生命保險地方別契約高

昭和六年度末現在（七年三月末）

府縣名	人口	件数	保險金額	人口千人對比	一件平均保險金額
	人	件	円	件	円
北海道	2,904,250	794,454	115,166,973	273.55	39,655
東京都	5,679,200	1,852,536	342,473,188	326.20	60,303
大阪府	1,595,750	548,619	78,228,990	343.80	49,023
神奈川	3,680,850	927,654	157,070,968	252.02	42,672
兵庫	1,679,000	420,733	71,358,365	250.59	42,501
長崎	2,702,500	721,419	104,831,036	266.95	38,790
新潟	1,253,750	314,706	38,430,709	251.01	30,653
埼玉	1,957,800	556,874	65,893,528	284.44	33,657
群馬	1,478,200	294,955	37,581,200	199.54	25,424
千葉	1,205,800	254,549	30,836,377	211.10	25,573
栃木	1,490,900	248,300	32,631,242	166.54	21,887
奈良	1,510,000	228,174	29,033,229	151.11	19,227
三重	1,156,750	232,373	31,105,560	200.88	26,890
和歌山	599,850	137,621	16,205,482	229.43	27,016
知多	2,640,050	803,716	106,890,898	304.43	40,488
岡崎	1,834,900	372,290	44,828,348	202.89	24,431
愛知	639,900	107,662	12,698,750	168.25	19,845
岐阜	700,200	207,062	21,444,534	295.72	30,626
静岡	1,191,850	294,544	31,851,150	247.13	26,724
滋賀	1,742,850	386,413	42,199,331	221.71	24,213
三重	1,171,750	252,021	32,642,006	215.08	27,857
愛知	1,528,850	355,479	41,236,489	232.51	26,972
岐阜	997,700	183,522	19,649,960	183.95	19,695
静岡	899,500	184,200	22,523,702	204.78	25,040
滋賀	1,095,500	284,248	26,738,995	259 47	24,408
福井	1,002,750	199,357	23,580,758	198.81	23.516
山梨	624,100	221,008	30,587,604	354.12	49,011
長野	758,600	249,188	30,801,655	328.48	40,603
岐阜	787,650	239,677	30,364,900	304.29	38,551
静岡	494,250	127,316	13,438,721	257.59	27,190
愛知	744,500	205,804	19,094,504	276.43	25,647
三重	1,297,300	333,359	33,945,906	256.96	26,167
滋賀	1,713,950	530,529	59,172,829	309.54	34,524
福井	1,147,650	321,491	38,539,827	280.13	33,582
山梨	843,450	183,203	23,135,412	217.21	27,430
長野	724,350	143,861	15,145,759	198.61	20,909
岐阜	742,300	214,038	21,691,212	288.34	29,222
静岡	1,155,500	270,332	27,403,115	233.95	23,715
愛知	727,150	118,986	11,612,042	163.63	15,969
三重	2,593,200	705,852	91,614,349	272.19	35,329
滋賀	954,750	210,402	24,726,356	220.37	25,898
福井	693,550	135,633	15,443,104	195.56	22,267
山梨	1,371,000	262,093	30,870,874	191.17	22,517
長野	780,800	134,649	13,972,174	172.45	17,895
岐阜	1,581,450	246,800	27,551,657	156.06	17,422
静岡	583,350	57,714	5,140,081	98.94	8,811
計	65,831,250	16,442,576	2,179,345,826	249.77	33,105
滿洲	4,592,912	143,426	33,689,165	31.23	7,335
鮮	287,377	48,253	11,632,449	167.91	40,478
計	71,012,611	16,793,485	2,253,136,387	236.49	31,729

高約契別方別地方別社會保險生命保險（內國）

昭和七年各社期末現在合計

府縣名	人口（昭和七年十月一日調）	被保險者數	保險金額	人口千人對被保險者數	一人平均保險金額
	人	人	円	人	円
北海道	2,935,200	266,685	342,788,953	90.86	116.79
東京都	5,770,200	685,228	1,285,043,036	118.75	222.70
大阪府	1,610,200	230,547	337,432,843	143.18	209.56
神奈川	3,728,200	454,543	812,069,332	121.92	217.82
兵庫	1,699,000	181,065	237,602,210	106.57	139.85
長崎	2,721,400	302,748	476,234,234	111.25	175.00
新潟	1,260,600	78,497	89,086,520	62.27	70.67
埼玉	1,966,000	218,672	247,350,074	111.23	125.76
群馬	1,484,600	145,493	155,188,862	98.00	104.53
千葉	1,212,400	103,060	121,120,670	85.00	99.90
栃木	1,497,900	117,053	121,838,485	78.14	81.34
奈良	1,517,700	93,765	98,493,722	61.78	64.90
三重	1,161,800	92,128	105,956,886	79.30	91.20
和歌山	601,100	71,719	78,808,903	119.31	131.11
愛知	1,176,900	119,634	132,291,225	101.65	112.41
静岡	2,664,500	312,120	395,020,032	117.14	148.25
滋賀	1,847,400	182,622	205,936,440	98.85	111.47
福井	642,900	56,398	56,989,272	87.72	88.64
山梨	703,100	119,994	117,641,887	170.66	167.32
長野	1,196,400	116,322	118,378,401	97.23	98.95
岐阜	1,751,500	155,152	152,196,777	88.58	86.90
静岡	1,181,500	95,196	102,743,121	80.57	86.96
愛知	1,535,800	119,557	121,743,452	77.85	79.27
三重	1,005,100	55,137	55,512,861	54.86	55.23
滋賀	906,100	53,321	60,954,409	58.85	67.27
福井	1,100,700	96,280	99,076,586	87.52	90.06
山梨	1,007,800	63,200	65,919,169	62.71	65.41
長野	626,100	101,054	111,548,053	161.40	178 16
岐阜	759,200	120,877	120,338,190	159.22	158.51
静岡	790,600	123,980	123,290,456	156.82	155.95
愛知	495,900	37,802	93,125,535	76.23	187.79
三重	746,200	57,632	55,940,350	77 23	74.97
滋賀	1,301,800	151,611	150,387,492	116.46	115.52
福井	1,721,300	171,100	206,072,781	99 40	119.72
山梨	1,151,700	96,285	119,347,294	83.60	103.63
長野	847,700	109,896	134,530,927	129 64	158.70
岐阜	727,000	55,081	57,657,472	75.76	79.31
静岡	745,500	59,439	71,989,597	79.73	96.57
愛知	1,160,000	74,127	82,563,732	63.90	71.18
三重	730,200	60,248	53,631,768	82.51	73.45
滋賀	2,615,400	203,943	278,861,946	77.98	106.62
福井	957,800	70,904	80,027,949	74.03	83.55
山梨	694,200	66,215	60,919,873	95.38	87.76
長野	1,376,700	78,015	90,847,680	56.67	65.99
岐阜	787,600	33,949	35,118,573	43.10	44.59
静岡	1,589,800	63,272	65,712,523	39 80	41.33
沖縄	585,300	6,612	9,004,925	11.30	15.39
計	66,296,000	6,328,178	8,144,235,479	95.45	122.85
滿洲	不詳	94,948	148,497,545	—	—
朝鮮	〃	23,472	34,289,804	—	—
臺灣	〃	164,993	258,300,691	—	—
樺太	〃	77,526	162,842,876	—	—
合計	—	6,689,117	8,748,172,395	—	—

（內國生命保險會社ノ滿洲、朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケル支店ニ關スル分）

明治生命保險株式會社

我が生命保險の元祖たる明治生命保險會社創立は、明治十二年の暮、三菱社員の忘年會席上、莊田平五郎氏や、中上川彦次郎氏、また小泉信吉氏等が、偶々生命保險のことに就いて語り合つたことに端を發する。而して翌十三年には阿部、莊田、小泉、小幡等福澤門下の人たちが發起人となり、生命保險會社創起見込書を草し、同十四年二月二十一日始めて東京市京橋區南鍋町十二番地なる交詢社の一室を借りて創立事務所となした。阿部泰藏、物集女清久の兩氏が主として生命保險の理論と實際とを研究することゝし、三菱商業學校及び井上侯より生命保險に關する十餘種の英書を借覽して參考書となし、同社の定款及び規則を作つた。當時阿部氏は文部省の役人なりしが生保事業に一生を捧ぐべく決意し、その唯一の協力者、物集女氏も太政官統計局を辭めて之に參じた。六月十三日發起人小幡篤次郎、朝吹英二、阿部泰藏、杉本正德、莊田平五郎、肥田昭作、西脇悌二郎、早矢仕有的、奥平昌邁、中村道太、渥美契緣の十一氏は「人命保險の營業仕度候」といふ明治生命設立の願書を東京府廳に提出した。同月二十九日、當時の府知事松田道三氏より

書面の趣は追つて一般會社條例發行迄人民の相對に任候條此旨可相心得候事

の認可指令に接し、玆に始めて科學的合理的な本邦最初の生命保險會社が設立せらるゝに至つた。即ち同社は有限責任會社にして資本金十萬圓、保險の種類は配當付終身、配當なし終身及び養老定期教育資の各種である。斯くて七月八日、京橋區木挽町二丁目十四番地の本店に於て第一回の株主總會を開き、取締役に阿部泰藏、小幡篤次郎、杉本正德、中村道太、朝吹英二、吉川泰二郎、西脇悌二郎、淺田正文、莊田平五郎の九氏を選擧し、取締役互選の結果、阿部泰藏氏頭取に推され、檢査掛には肥田昭作、早矢仕有的の兩氏擧げられ、その主腦部の顔ぶれは決つた。さて次に死亡表は何れを採用するか、豫定利率は如何の程度にすべきかの難關に遭つたが、先進の米獨に汎く採用されてゐる英國十七會社表を其儘採用したがいゝとの莊田氏の說に從ひ、又附加保險料は阿部氏の意見に依つて二分五厘（原文のまゝ、但し二割五分の意味の二分五厘か？）と定め、豫定利率も四分といふ高金利の、當時としては大英斷に出た。

さて愈々七月九日より營業開始の華やかな鉾矛になつたが、本社屋は前記十四番地の二階三室を二十圓にて賃借し、應接間、診査室、事務室に充てたるに過ぎず、社内人員も、阿部頭取、物集女支配人、取締役、檢査係のほかには簿記係一名、書記一名、診査醫一名と云ふ甚だ寥々たるもので、而も取締役及び檢査係は何れも無給、診査醫は年末に至つて俸代若干を給さるゝに過ぎなかつた。かくて阿部泰藏氏は自ら起ち、九月七日臨時診査醫と手代一名とを伴ひ、先づ大阪に下り、同市東區伏見町二丁目に出張所を設け、それから京都神戸、和歌山、長崎、大津、四日市、津、名古屋、靜岡等の各樞要地を巡廻して被保險人の勸誘に主力を注ぎ、其年末（明治十四年）には保險契約四十八萬五千三百圓を獲得した。翌十五年には、前年

度未踏の地なる北陸、東北、北海道方面に向ひ、或は代理店の設置に、或は直接募集に、身は頭取の地位にありながら、事實上一募集員となつて膨身縲骨の活動を續けた。そして翌十六年には、物集女清久氏外野の陣に立つた。

阿部泰藏氏

小泉信吉氏

物集女清久氏

莊田平五郎氏

時偶々十六年、十九年と引續きコレラの大流行を極め、被保險者の死亡する者多く、支拂保險金は遽かに昇つた。これが爲、竟に責任準備金を割つて四百圓の不足を告げたりした。これに先立つて東本願寺を代表せる發起人渥美契緣氏は、愈々會社設立の曉はその門徒を勸誘して保險に加入せしむる豫定であつたが、本願寺派は不健康體の者を保險團體に加入せしめないことは非なりと主張して讓らず、發起人側は頑として之を排して容れず、爲に渥美氏は一切の關係を絶つて同社を去るに至つた。

序にいふと同社第一號の保險證券を手にした人は化學者宇都宮三郎氏である。同氏は物集女氏の言を藉りて云へば、畸人傳にも上る人で、こんな話がある。明治二十三、四年ごろ氏は會社に向つて突然契約解除を申出でた。その理由を訊すと、拙者は肺病に罹つたから到底長くはない、折角多數の被保險人が掛けた金を夭死して貰ふのは忍びないと言ふのであつた。併し會社ではそれが生命保險の要旨であるからと契約繼續を勸告したが、氏は飽まで自說を固持して肯かぬので、氏の友人が代つて一時保險料を拂込み契約を繼續したその後明治三十五年七月二十三日遂に永眠し、保險金は遺族が受取つた。

同會社のことに就ては元々福澤諭吉翁が最初から相談を受け、大いにその擧に贊同してゐたから、慶應義塾に緣故ある多數の人々は皆申込み、故安田善次郎氏なども最初の申込仲間の一人であつた。而して同社創立當時は西南の役の後を承け、紙幣濫發のため、紙幣は暴落し、物價は騰貴した。續いて政府は紙幣回收の策を採つたので物價も漸次低落したが、そのかはり不景氣が見舞つて來、十八年の交はその極に達し、同社の發展を阻害するものが多かつた。それも開業滿四年、即ち明治十八年七月九日には利附保險加入者に配當を爲し、滿八年即ち同二十二年に於て始めて株主へ營業利益金中の三千圓を分配した。此の間、同社は明治十六年一月、日本橋區南茅場町二十番地に移轉し、約八年ほどして二十四年一月二十二日同區坂本町四十三番地に新築移轉し、更に同二十八年七月十五日麹町區八重洲町一丁目一番地に移轉した。次いで三十一年には岡山、金澤

名古屋、福岡、仙臺に、三十二年には大阪、京都、三十四年には長崎に各支店を置き、横濱、札幌、神戸、臺北、唐島には出張所を開設し、玆に外野の陣は普く全國に擴充され、大正十三年には創立當初十萬圓であつた資本金を五十萬圓に增加した。其間物集女清久氏は四十年一月自適の境を希んで退隱し、十四年の創立以來三十有五年間一日の如く、孜々として倦む事を知らず、その生涯を生保事業に傾倒した阿部泰藏氏も亦大正六年に退隱し、莊田平五郎氏が新に取締役會長となつた。莊田氏は自ら創起見込書を作つた人だけに事業經營に就ては新任以來熱心にその衝に當り、諸般の制度改革に專ら力を竭したが、天、健康を惠まず、爲に大正八年退任し、現會長武市利美氏その後を襲ふに至つた。而して實務には、專務取締役の藤田讓氏が當り、社業の伸展に專念してゐるが、大正十一年一月一日より新種保險を實行し、越えて二月には資本金五十萬圓を增加して二百萬圓となした。かくて曩に退隱した業界の巨人阿部泰藏、莊田平五郎の兩氏は、大正十三年相次いで逝き、串田萬藏、川原林順治郎の二氏が取締役に推擧された。昭和六年には、同社の古參功勞者俣野景藏氏逝き、之に代つて東部監督の山下恒雄氏が取締役に昇進、更に第五十二回の總會に於て阿部章藏、加藤武男の兩氏就任した。之より先、昭和五年一月より特約保險料を徵し、傷害死去に對して倍額支拂をなす新種保險を開始した。而して今やその總契約は正に十億圓の壘を摩し、新裝を凝した社屋も近く落成せんとしてゐる。生保業を本邦に移植して爰に五十三年、斯業今時の盛運を見るも畢竟は近代的科學的事業としてその先驅をなした人々の焦慮苦心を生保史上に沒却することは出來ない。

藤田讓氏

本　社　建築中假事務所―東京市麹町丸ノ内（海上ビル新館）

現在役員

取締役會長　武市利美　　取締役　川原林順治郎
專務取締役　藤田讓　　同　山下恒雄
取締役　桐島像一　　同　加藤武男
同　小山完吾　　同　阿部章藏
同　各務幸一郎　　監査役　川喜田久太夫
同　串田萬藏　　同　物集女清明

帝國生命保險株式會社

帝國生命保險株式會社は、明治二十一年三月一日、日本橋區堀留町二丁目二十番地に於て營業を開始した。これより先、時の海軍部內に主計官たりし人に、加唐爲重、千早正次郎、飯村知の三氏がゐたが、築地の某族亭の宴席上に於て三人とも上司に暴行を働いた廉で監禁の憂目に遭つた。加唐氏はこの間身の振方に就いて考慮焦燥してゐた矢先、彼の事業熱を煽つたものは、生命保險會社の經營であつた。以來同氏は、最適の協同者はないかと八方物色中、圖らずも福原有信氏を見出し得た。

福原氏は安房國松岡村の一醫家に生れて醫術を學び、業を卒へて

後明治二年醫學校中司藥に任ぜられ、兵部省十一等出仕となり、海軍病院藥局長とまで進んだが、永く官界にあるを好まず、明治五年民間に下り、藥舖資生堂を經營する傍ら大日本製藥會社を起し、東京藥劑師會、大日本私立衛生會等の組織に努力してゐた人だ。なほ生保會社創立の件に就ては時の軍醫總監河村豐洲氏が紹介の勞をとり、双方隔意なき懇談の結果、遂に握手協同して會社設立に力を竭すことゝなり、取敢へず財界各方面の有力者に贊成者を募つたところ、意外にも軍人や役人あがりの若輩どもに何の創設ぞやと激しい排擊の聲が擧つた。

福原有信氏

加唐爲重氏

併し若年の阿部、物集女の兩氏に爲し得ることが自分達に出來ぬ筈はないと、夫等無根の嘲笑と面罵とを一蹴して專念勸說に努めたので次第に有力者の贊成を得、當時內國通運會社の佐々木眞助、吉村甚兵衛氏等が助勢を誓ふに至つた。

最初加唐氏の意嚮としては資本金十萬圓、社名を東京生命としてはと主張したが、資本金十萬圓では不足であり、社名が東京では局部的で、如何にも狹少だと反對され採用に至らなかつた。そこで更に審議し資本金三十萬圓（拂込資本金三萬圓、一株額面五十圓、第一回拂込一株に付五圓）とし、社名を現帝國生命と命名、明治二十年十一月二十六日創立事務所の看板を日本橋區堀留町二丁目二十番地に揭げ、加唐爲重、福原有信、伊藤幹一、松本伊兵衛、小曝治郎兵衛の五氏創立委員となり、十二月五日附を以て左の會社設立申請書を東京府知事に提出した。

生命保險會社の義に就き願

生命保險の義は世運の進歩に從ひ益々多く需要を告げ候間今般有志者の結合協議の上設立仕度候に付御允可被爲下度別紙定款並に保險規則相添へ此段奉願候也

而して同年十二月二十八日創立認可の指令あり、社長小曝治郎兵衛、理事員福原有信、同松本伊兵衛、同小野寺大三郎、理事員兼會計檢査員伊藤幹一、理事兼幹事長加唐爲重の諸氏就任し、保險種類は壽常終身略號終甲（大正十四年一月末契約停止）有期終身略號終乙（同上）養老年齡滿期略號終丙（同上）短期保險（明治三十四年十二月末契約停止）の四種、死亡表は英國十七會社表を採用することに決定し、明治二十一年二月十八日創立總會を日本橋區坂本町の銀行集會所に於て開催愈々開業の幕をあけた。

斯くて同社は先輿會社の採らなかつた宣傳募集方法を工夫したためその伸力に於ては早くも二十六年に先進の明治を凌駕するに至つた。創立當初同社の囑託員であつた樫村清德氏は其頃著名なる內科醫で東京帝大醫學部教授でもあつたが、自ら進んで株主となり、每日曜日には出社して被保險者の診査に當つた。後診査醫長として盡瘁したことは高木兼寬男と共に永久に「帝國社史」を飾るものであら

う。二十四年一月定款改正が行はれ、取締役に福原有信、松本伊兵衛、石鏡賢次郎（他に監査役二名）の五氏當選、福原氏專務取締役に就任した。扨、翌二十五年五月甞て會社創立の際は誹謗の矢面に立ち而も屈せず遂に創設し、開始早々南船北馬の活躍を續けてゐた加唐爲重氏が東北の米澤市に出張中客死の訃報に接し、會社は尠からぬ打擊を與へられた。その後小栗鎗太郎氏が幹事長心得となり、翌年十二月會社法實施に付定款改正となり、小西安兵衛、矢野義徹の兩氏取締役に、福原氏社長に就任した。日清戰爭の交は當社の最も順調な時代で、營業成績は頗る良好であつた。森下岩楠氏が監査役に就任し、資本金を三十萬圓から一躍百萬圓に增資したのは二十九年のことで、三十一年の三月、即ち同社創立十周年には契約高二千萬圓に達した。福原社長が北里裟袈男氏を隨へて歐米視察の途に上つたのも、保險約款が改正され、利益配當附保險を創始したのも將又日本橋區吳服町十六番地の新社屋に移轉したのも日露戰爭前のことであつた。創立二十一年目の四十一年三月、首尾よく契約高五千萬に達したが、その歲末、春田直哉氏が辭任するの止むなきに至つたので、それを動因に社內幹部の陣容を一新し、翌四十二年一月志賀直溫、北里裟袈男の兩氏を取締役に擧げ、二月には醫學博士高木兼寬、藥學博士高橋秀松の二氏を顧問に推した。この頃から福原系の勢力稍々傾いたものか、古河家の勢力擡頭し、四十四年には募集竝に診査に關する諸規程を改正、同時に社醫制度を變じて囑託制度を採用、更に大正元年四月保險約款を改正した。保險契約高が一億に達したのは大正二年で實に二十六年目である。爾來大正六年までに臺北、京城、廣島、札幌、仙臺等に支店の設置又は新築をなしたが六年早々には取締役矢野義徹、監査役森下岩楠の兩氏相次いで逝きその後大正十一年までは役員に可成の異動が續いた。例の關東大震災には本店建物類燒し、取敢へず丸の內八重洲町一丁目一番地に營業を開始し、十二月には燒跡に假事務所が落成した。翌年三月三十日には創立以來多年社長の席にあつて社業に精進した福原有信氏逝去し、之に伴つて取締役北里裟袈男氏も辭任したので、監査役の井上公二氏が取締役社長となり、高木喜寬氏監査役に、福原信三氏取締役に就任、同年八月よりは保險契約三億圓を突破し、十一月より現社長朝吹常吉氏は井上社長輔佐の任として日々出社した。然るに井上社長は一ヶ年を待たで翌年一月長逝し、代つて朝吹氏が社長の席に就いた。同社が未收利息及び未收保險料の計上を廢止したのは恰度この時である。昭和元年には取締役志賀直溫氏が辭任し、名取夏司、鈴木太郎、城谷忠三郎の三氏が取締役に就任し、翌年よりは新種利益配當附養老保險（五年目より每年配當保險料相殺）を開始し一方には被保險者健康增進施設をも開始した。丸ノ內の樞要地に宏壯優美の新裝社屋を見せたのは昭和四年四月で、六年には一億二千萬の新契約を擧げ年末六億圓を越えた昭和七年秋よりは保險金分割拂の新約款を發して異常の健闘を續け、七年度に於ける業績の如きは新契約に純增加に創業以來の新記

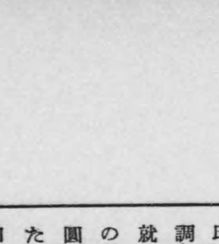

朝吹常吉氏

錄をつくり、黃金時代の再現に必至となつてゐる。

本　社　東京市麹町區丸ノ內一丁目一番地

現在役員

取締役社長　朝吹　常吉　　取締役　城谷忠三郎
專務取締役　名取　夏司　　同　　鈴木恒三郎
取　締　役　矢野　義弓　　監査役　小西喜兵衛
同　福原　信三　　同　男爵　高木　喜寬
同　鈴木　太郎

日本生命保險株式會社

明治二十二年七月、三十萬圓の資本を以て有限責任日本生命保險株式會社創立事務所は大阪市東區北濱二丁目十二番屋敷に設置された。これに先立つて六月二十八日には次のやうな創立願を時の大阪府知事に提出した。

有限責任日本生命保險會社創立願

今般私共一致協議ノ上有限責任日本生命保險會社ヲ創立シ別冊定款及ヒ保險規則ノ方法目的ヲ以テ營業開始仕度尤モ資本金十分ノ五ハ發起人ニ於テ負擔シ殘ル十分ノ五ハ一般募集ノ見込ニ候間何卒至急御詮議ノ上願意御允許被成下度此段奉願候也

明治二十二年六月二十八日

大阪市東區船越町二丁目三番屋敷
岡橋治助㊞

同市同區北濱四丁目五十七番屋敷
泉清助㊞

前書之通候也

明治二十二年六月二十八日　大阪府東區長　宮崎鎭幹　㊞

大阪府ヲ事　西村捨三殿

書面願之趣聞置ク

明治二十二年七月四日　大阪府知事　西村捨三　㊞

創立願は指令の示す如く七月四日認可され、同社は直に創立趣意書を公表し、次で臨時株主總會を開き社長重役の選擧を行ひたる結果、社長に鴻池善右衛門、副社長に片岡直溫、取締役に弘世助三郎、同雜波二郎三郎、同熊谷辰太郎、同泉清助、監査役に岡橋治助、同西田永助の諸氏推擧され、泉取締役は支配人を兼ね、川上左七郎氏は顧問の名儀で重役會議に參與することゝなつた。九月創立事務所を閉鎖して東區今橋二丁目に本社事務所を設け、同月二十日營業を開始した。

最初創立準備委員中には先輩會社たる明治、帝國兩社の保險料率を折衷して一の規則を編し又保險料率をも定めた。而して之を以て先づ第一回株主總會を終り重役一同の容るゝ所となつたが片岡氏は會社の將來を確固たらしむるには折衷したものにては意に滿たず更に思慮苦心を重ねた。時なる哉、後藤新平氏（後伯爵）は當時內務省衛生局の用務を帶びて西下したので、之を同氏に諮つたところ氏は醫學士古川榮氏を紹介し古川氏を招聘するに至つた。そこで古川氏は直に保險料率の算出に着手し、一表を作製して之を示したが、その算定の根據、如何にも會得し難く、滿足するまでに至らなかつた

のである。然るに幸にも理學士（後理學博士）藤澤利喜太郎氏は當時既に新に『生命保險論』（本書文献篇に收錄）を著述せらるゝとの事が各新聞紙上に現はるゝや、之を講讀して其說の適合するものなるを知り竟に保險料率の算出を同氏に托することにした。蓋し創業時代に於て最も困難な保險料の算出法につき刻苦精勵した藤澤氏の苦心談は、日本生命の沿革史上特筆大書すべきものである。

片岡直温氏

弘世助太郎氏

その結果は當時、明治帝國の二先進會社が、その營業の基礎とする保險料率を孰れも外國死亡表を基礎とせるのを、藤澤學士は我國の生命保險會社は我國に於ける死亡表を基礎とせざる可からずと爲し種々精密なる研究調査の結果我國の人口統計に基き一の死亡表（本書文献篇生命表―藤澤氏第二表――參照）を調製し之に基き保險料を算出した。保險料算定に際しては會社の安固を保つ上に萬一の場合を慮り、安全係數を稍強くし向來會社の實驗に徵し若し保險料の高きに過ぎることを發見した時は之が爲に生じたる利益の一部は保險契約者に割戻すべしとの藤澤學士の意見を容れ同社が八年毎に保險契約者への利益配當を宣言したるは公正な處置であつた。開業後僅かに三ヶ月餘にして被保險者六百六十七名、保險契約高三十六萬三千餘圓を得たのは、片岡氏等自ら身を挺して中國地方を勸誘し山口縣に於ては演說を試みてその衝に當つた賜物にて、この演說こそ保險演說の始めで、防長新聞社主吉富簡一氏の如き大いに紹介の勞をとつたものである。

何としても開業當時の頃は想像以上で、今から考へると滑稽至極な事が相次ぎ、如何に創業時代の難きかを想はしめるものがある。即ち日本生命の開設早々の頃は第一回衆議院議員總選擧に間もなきことゝて國內擧げて政黨熱の熾な時代とて、折角代理店を賴んでも甲黨、乙黨の物言ひ、うるさく、生命保險なるものに眼中政黨なきことを說けど更にその効なかつた。さればにや開業の翌年二月片岡氏が東京に代理店を設くる爲め上京したる時も、大阪に本店を有する第十三第三十二の兩銀行に於てすら之を引受けなかつた。後で日本橋區靑物町の一牛肉店を買收し、今村淸之介氏方へ出入する大工に賴み、俄に店頭を改修して支社となし、片岡氏自ら東京支社長を兼任して、漸く開業した。面白いことには代理店引受人を見出しは寸にゐる同社の爲に、西村（大阪）北垣（京都）中井（滋賀）の三知事が一般大衆に向つて次の紹介文を連名の下に發表したことで、その全文は次の通りである。

謹啓陳は客年中大阪京都兩府竝に滋賀縣下の各銀行員及有志者相謀り汎く各地方有志者と一大團結を造り大阪に於て一の生命保險會社を設立し之を日本生命保險會社と稱し鴻池善右衞門を社長として九月二十日より開業致し自今被保人千人程に相成關西地方に於て信用を博し居候原來是迄同種

の會社設立有之にも不拘客臘該會社設置候旨趣は該事業は濟生的の會社なりと雖も動もすれば破產顚覆し社會の大害を釀生する恐れ有之ものにして既に海外に於て其實例も不尠候に付右二府一縣下有志者此邊に杞憂を抱き確實候以て公衆の利益を圖り又株金は勿論保險掛金より成立つ積金と雖も公債證書又は政府の保證ある株券に代へ日本銀行へ保護預けとなし動めて危險の事項を避け就中生命保險業に最も大切なる掛金算出に付ては特に注意し專ら濟世の實を貫くに用意致し居り頗る確實堅固の者に御座候乍去該事業なるものは被保險人多數を要するものに御座候間別冊創立趣意書規劃並に株主氏名表等御一覽被成遣其成立株主等信ずるに足ると被思召候はゞ素より公衆の利益を企圖する會社に有之且人間各自後圖を爲す良方便にも有之候に付何卒御部下の諸氏可成多人數保險申込相成候樣偏に御勸誘相願度右御依頼申上候　頓首謹言

として三縣知事が連署してゐる。斯くて開業後三年、明治二十五年には早くも契約高五百萬圓を突破し、更にその後三年（明治二十八年）にして前進の明治を拔いて一千萬圓に達した。この頃より三十一、二年にかけては所謂生保會社の亂興時代であつて眞正な道を踏まんとする會社にとつても多難な時であつた。然るに三十二年には帝國を拔いてその王座を取つて代り今日の世にも尙その權威を保持してゐる。

三十六年二月には鴻池社長、留任運動をしりぞけて辭職したが、當時社礎成り、片岡氏亦老練の域に達してゐたので社業上には些かの變動もなかつた。翌年、翌々年は日露戰爭で生保業者にとつては第二の難關であつた。即ち消極緊縮政策提唱された結果は國を擧げて不況に襲はれ、爲に保險の募集は困難を極めた。戰後の好況時代は再び生保界に魔風を呼び會社の簇出を見たが當社はそんな風潮にかゝはりなく明治四十五年五月には契約高一億圓を突破した。當社が資本金百五十萬圓に增資したのは大正三年五月にして恰度その一二年の交は歐洲戰爭に災され世界の經濟界は極度の不安を醸し生保界は又もや難關に逢着したが、それは間もなく戰時好況來と共に躍進的過程への道でもあつた。所で本社の柱石であつた片岡直温氏はその希望を達成して同八年二月に思出多き三十年の斯界生活を去つて行つた。片岡氏隱退の後は嚴父助三郎氏の後を繼いで取締役たり弘世助太郎氏專務取締役となり、一方には關西財閥の雄山口吉郎兵衞氏を取締役會長に据えて陣容を新にしたが、その後昭和三年十二月に弘世專務は昇進して社長となつた。而して大正七年末に於て二億九百萬圓であつた契約高は、大正十二年の大決算には四億五千萬圓となつて一擧二倍以上となり、同十五年には六億、昭和五年度末には九億六千餘萬圓と累進し同六年二月、遂に契約高十億圓の線をきり、同五年五月十六日よりは、時代適合の新約款を實施した。これに先立つて大正九年二月更に資本金を現在の三百萬圓に增資した。今日なほその榮位を保持してゐるのは勿論片岡直温、弘世助三郎、橋本重幸（大正十年一月三十一日辭任）等先覺者の功勞に據るもの多いが、その勢力を永く把握して今日に至るは弘世現社長の努力熱誠のほど[illegible]兵に强記すべきである。更に特記すべきは同社は本來の使命以外に加入者奉仕の精神を擴充するため大正十三年には東宮殿下の御成婚を紀念し奉つて百萬圓を投じて日本生命濟生會を起し生保思想の普及、死亡率の減少、健康增進等につき貢するところあ

つたが更に完璧を期するために昭和七年七月一日、濟生會附屬日生病院を新築し、翌八年には新春早々東京支店の社屋成り成瀬達氏を常務に、瀧野多三郎氏を支店長に配し、陣容整備を俟つて弘世社長は四月二十日歐米への途に上つた。

本　社　大阪市東區今橋四丁目七番地

現在役員

取締役會長　山口吉郎兵衛　　取締役　阿部彦太郎
取締役社長　弘世助太郎　　同　片岡安
常務取締役　田中弟稻　　監査役　肥塚源次郎
常務取締役　成瀬達　　同　佐々木駒之助
常務取締役　中松龜太郎　　同　伊藤紀兵衛
取締役　岸田杢

太陽生命保險株式會社

太陽生命保險株式會社は明治二十六年六月、名古屋市傳馬町二丁目百九番地に於て開業した。名古屋生命を前身とし、同社名は四十一年七月一日まで冠せられた。當初、資本金十萬圓にして保險種類を終身、養老の二種とし、鈴木惣兵衛氏が中京財界の有力者を網羅して自ら社長となつた。三十二年の交は奥田正香、平子德右衛門氏監査役に入り前福壽生命專務故近藤德治郎氏支配人に就任して華々しくはなかつたが、兎も角眞面目な經營が續けられてゐた。然るに三十七年征露戰局となるや一般經濟界の不況は直ちに以つて會社の業績に不振の樣相を投映した。時も時、同年三月農商務省保險課技師伊藤萬太郎氏臨檢の結果は報告書中不備の點が發見され、これが訂正などを命ぜられた。爰に於て命運盡きた鈴木社長は三十八年一月二十四日の定時株主總會を期して退任し、之に代つて小栗富治郎氏社長となるに及んで、從來の方針をかなぐり捨てゝ積極策をとり東京、大阪、北陸の三出張所を開設又は再興し、新契約も同年は百五十萬圓あげた。翌三十九年は唐島、九州に二出張所を新設、更に四十年には東京出張所を支店に昇格したが、命なる哉、小栗社長の根城であつた小栗銀行破綻し、爲に名古屋生命の內情に危惧を抱かせる點あり同年六月二日村上保險課長、宮本保險事務官の檢査を受け小栗社長はその翌日退社の止むなきに至つた。それと共に小栗一派の井口半兵衛、白石半助、穗積寅九郎、蜂須賀武輔の諸氏辭任しその後には松平正直男、兒玉文太郎の兩氏就任したが、單なる取締役に過ぎず、その後野田豁通男を社長に推して明治四十一年七月一日社名を現稱の太陽生命と改稱し資本金を五十萬圓に增額し、本社を東京市京橋區三十間堀二丁目一番地に移轉した。翌四十二年會社株一千株の多數を平沼專藏氏が握り、野田男退き原田赳城氏社長となり、兒玉文太郎、藤田謙一の兩氏が取締役となつた。大正生命の專務金光庸夫氏が支配人となつたのはその後で、短命にして辭任した。然し乍ら業績は一向に微笑まず、適當な經營者を物色中に西脇濟三郎氏との交涉進み四十四年十一月一日の臨時總會で西脇濟三郎清水文之輔、西脇健治、伴野乙彌の四氏取締役となつて經營することとなり西脇氏社長に、清水氏專務の椅子に就き今日に於ても變るところはない。當社は西脇氏引受の第一年度に於て『當社は浮華急躁を避け着實穩健を旨とする』とあるがその指標は今日も尙守り續けら

れてゐる。當社が古き歷史を有つてゐて先進會社のやうに伸びないのは、その前半に於て目まぐるしい經營者の交替に禍ひされたとはいへ、その指標に則つてゐると見て差閊へない。

西脇濟三郎氏

清水文之輔氏

大正二年四月には新種類の保險を創定實施し、同年六月には麹町區有樂町一丁目一番地に移轉した。翌三年には戰時保險料を拂込みたる場合の特約事項を設けて同年十月七日認可された。同六年には更に京橋區南傳馬町二丁目十二番地に移轉したが、同年度の生命保險業は前年來の好機運を承けて異常の活氣を呼び稀有の大數字を揭げた。從つて當社の如きも前年に比し新契約は五割二分を增し年末現在契約は三割二分（純增五百六十五萬圓）を增加した。併し一方年末に至り流行性感冒の突發せる一事は、俄かに死亡數の激增を來し生保界を惱ましたが當社もその厄から逃れることは出來なかつた。

現取締役洲戶吉漸氏が取締役に新任したのは大正八年三月五日で保險料一時拂普通保險約款設定が認可されたのは翌九年五月五日でその翌年には利益配當付有限拂込終身保險、利益配當付養老保險及養老終身普通保險約款が實施された。

越えて十二年は大地震突發し、本店及び東京支社は類燒の厄に遭つたが燒失損害は什器備品等の有體動產の價格七千百十三圓餘にすぎず。同年十一月二日本社を京橋區南傳馬町二丁目十八番地に移し年號改まつて昭和の時代となるや、元、二年と財界不安に閉され各社とも失効解約の激增を招き二年の當社純增加は前年度に對し三割の減退を見せた。同四年一月一日東北支社を仙臺支社と改稱し、同日付にて北海道支社を新設し、同年三月五日には島貢介氏監査役となつた。翌五年は當社として意義ある年といふべく日本橋區江戶橋二丁目八番地四の現社屋新裝成つて移轉し地方的には京城府に京城支社の新設さるゝあり、愛兒保險は愈々實施の運びに至つた。難波誠四郎氏が取締役となつたのは、同六年三月四日で、富貴養老普通保險約款實施の認可を受けたのは翌七年一月十五日であつた。

當社の西脇社長は新潟縣の富豪で東京で西脇銀行を經營し、當社の方は經營を擧げて清水專務に一任してゐる。清水專務は元來が堅實を持する人で契約至上主義の猛戰爭の渦中に投ぜず、石橋を叩いて華々しい展開を見せないのは全くそれが爲である。飽まで危險の選擇、經費の調節を傳統的方針として一貫してゐる。

本　社　東京市日本橋區江戶橋二丁目八番地

現在役員

取締役社長　西脇濟三郎　　取締役　難波誠四郎
專務取締役　清水文之輔　　監査役　伴野乙彌
取締役　西脇健治　　同　島貢介
同　洲戶吉漸

安田生命保險株式會社

安田生命保險株式會社は共濟五百名社の化身にして、現社名に至るまでに四たび轉身してゐる。

而して其のそも〳〵の前身たる共濟五百名社は明治十三年一月、銀林綱男、成島柳北、子安峻、川崎正藏、川崎八右衛門、市川好三、鹿島清左衛門、鈴木慧淳、長谷川清、加藤九郎ほか三十一氏が安田善次郎氏と謀つて計劃したものでその年は安田氏の元岩井町の邸宅が燒かれ四十三才の時であつた。發起總集會は同年二月十五日淺草本派本願寺別院に於て開かれたが、この日全社員が一齊に押かけたので、さしもに廣き堂内も溢るゝ有樣にてその情景を成島柳北評して『紳士の市』と言つてゐる。共濟五百名社の組織は社名が示す如く五百名の知己朋友を糾合して一社となし、會員中、死亡者ある毎に各會員二圓宛を醵出して一千圓となし、之をその遺族に贈與する仕組であつた。而して贈與を受けたる者は死亡社員の後を受繼いで社員となり、二期社員、三期社員の段階までつくつた。その後十八年四月に至り社則を改正して死亡者の有無に拘らず會員たるものは必ず毎月金二圓を醵出することゝ爲し更に二十五年十一月に至り再び社則を改正して第二期社員をして一時金四百圓を納付せしめ月掛金を免ぜしむることゝなつたが、當時既に一方には科學的且合理的生命保險業の興隆するあり、五百名社は正に衰運に潮して來た。果せる哉その翌年の暮に至り、組織改革の議が主張され、色々論議の結果二十七年三月二十五日東京江東中村樓に於て總會を開きその組織變更を議したが、當日の出席者は百二十餘名に上り幹事長安田善次郎氏會長席に着き矢野恒太氏說明の任に當つて共濟五百名社は三十日を以て解散する決議をなした。而して他方共濟生命保險合資會社を同日付にて設立し、その事務を四月一日新會社に引繼ぎ愈々開業した。これに先立つて三月二十六日即ち改稱の前日臨時會に於て捺印したる發起人一同の契約書の要項を見るに

安田善次郎氏

一、出資人一同生命保險業を營まんが爲共通計算を以て合資會社を組織する事

一、會社の資本總額を金二十萬圓と定め各社員に屬する持分を左の如く定むる事

金十萬圓	安田善次郎
金二萬五千圓	安田孝次郎
金二萬五千圓	中澤彦吉
金二萬五千圓	安田善四郎
金二萬五千圓	安田忠兵衛

一、本社を東京市日本橋區小舟町三丁目九番地に置く事

等で先づ以て陣容を整へた。而して役員に、社長　安田善四郎、取締役　安田忠兵衛、同　安田孝次郎、監督　安田善次郎氏を選任し社名改稱竝にその役員を三十日京橋區裁判所に登記し、二十七年四月一日より資本金二十萬圓で開業した。安田監督は四月四日までの

間に矢野恒太、野津澡、森村金造の三氏を招聘して支配役に擬ゑ、次いで同月二十一日醫員長として醫學士保利聯氏を招いた。斯くて準備を整へた同社では二十八年四月二十日大阪支店を置き、同五月歐米各國の斯業視察のため支配役矢野恒太氏を海外に派遣し、代理店の如きは三十一年度末現在七百三ヶ所を數へる多きに及んだ。その後矢野氏は三十一年六月三十日當社を辭し農商務省に入つた。超へて三十二年三月商法施行法發布せられ翌三十三年四月更に合資より株式に組織變更をなし資本金も三十萬圓に增加して『共濟生命保險株式會社』と稱した。三十六年には安田善四郎氏に代つて善助氏再び社長となり三十八年には大阪、福岡の兩支店を新設した。三十九年には廣島（二月）名古屋（四月）の二支店を開設四十年には仙臺支店（二月）を設置した。四十二、三年は各社とも募集困難を告げた時とて、當社とてその例から洩れてをらぬ。大正時代に移つてからも三、四、五の三ヶ年は前年來引續きたる經濟界の不況に禍ひされ新契約の伸度は多少鈍つてゐるのを否み得ない。

四條隆英男

安田善助、（取締役）善三郎（監査役）の兩氏は四年三月九日辭任し善三郎氏は取締役に廻り監査役には善雄氏が就いた。八年には取締役を二名增員して五名となし、增員として甲能順、善三郎氏辭任補充として志田鉀太郎氏が夫々就任し常務となつた。當社が小舟町から現在の鎧河岸に轉じたのは十年二月十五日で、この時は既に九支店、五出張所を擁してゐた。十二年の震災には當社も類燒し尠からぬ損害を受け一時綢町區永樂町永樂ビルに移つて善後策をとつたが殘務整理も終らない年末二十七日志田鉀太郎氏は突如同社の常務を辭任したが、その辭任の裏面は生一本の學者肌の人と經營者側との感情の離反と見るほかない。翌十三年三月一日には中村文四郎氏支配人に選任せられたが、これが一ヶ年を待たずに『共濟生命紛擾』の導火線たらんことは誰が豫期したであらうか。中村一派の理由とするところは、當時安田保善社の專務理事結城豐太郎氏への反感であつたが、戰ひは中村一派が敗れ、十四年八月十三日當社を去つて行つた。

安田善四郎氏の辭任により善五郎氏が社長に就任したのは昭和二年三月十五日で、甲能順氏が取締役から監査役に廻り小山傳治氏が新に取締役となつたのも、その直後であつた。有數の財閥が相次いで生保經營に乘出し、何れも買收會社の社名を最も端的に擱かけるため住友、三井と冠したのに動かされたためと、同業に紛はしき名の戰友共濟などあるにより、當社も五百名社以來久しく實込んだ『共濟』を捨て、安田の名を冠すべく當局に認可申請したのが、同三年十二月二十六日、認可の指令に接したのが翌年八月十日で、爰に『安田生命』と商號を改めた。而して更にその翌年四月、從來安田一門に依つて占められてゐた社長を四條隆英男が襲ひ、小山傳治氏監査役に廻り、甲能順氏は退任した。新社長を迎へた當社は先づ大連、京城、臺北の一府二市に支店を新設し六年には監査役小山傳治氏辭任し、平社員から精勵し取締役となつた田中重藏氏は九月死亡、その